

平成30年12月3日

国立市議会議長 大和 祥郎 様

議会改革特別委員会
委員長 青木 健

議会改革特別委員会報告書
(資料編)

目次

1. 学識経験者によるスーパーバイズ・助言	
(1) 第1回江藤俊昭先生(山梨学院大学)(3月22日)	1
(2) 第2回廣瀬和彦先生((株)地方議会総合研究所)(8月27日)	29
(3) 第3回江藤俊昭先生(山梨学院大学)(11月10日)	62
2. 議会改革についての市議会だより掲載部分	
(1) No.243号(平成30年5月5日号)	80
(2) No.244号(平成30年8月5日号)	83
(3) No.245号(平成30年11月5日号)	84
3. 議会改革特別委員会 作業管理表	86
4. 国立市議会意見交換会の議会改革について寄せられた 市民の意見(5月11日、12日)	87
5. パブリックコメントに寄せられた市民の意見(回答を含む)	
(1) 議会基本条例の9テーマ	92
(2) 議会費の4テーマ	93
6. 11月10日の市民説明会で出た意見(回答を含む)	104
7. 議会基本条例点検シート	108
8. 点検シートの意見の定性的・定量的分析表	138
9. 議会基本条例の目的達成点検シート	142
10. 議会基本条例施行以降の実施状況	147
11. 議会費検証部会 八王子市・立川市 視察資料	150

1. 学識経験者によるスーパーバイズ・助言

(1) 第1回江藤俊昭先生(山梨学院大学)

平成30年3月22日(木)

午前13時30分開議

○【青木 健委員長】 それでは、皆さん、こんにちは。議会開会中の大変お忙しい中にもかかわらず、全議員のご参集をいただきまして、まずもって心から厚く御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

本日は、かねてから皆様方とお約束をしておりました江藤先生よりスーパーバイズを頂戴することをございます。江藤先生につきましては、前回、私どもが議会基本条例をつくるに当たりまして、そのときにもさまざまな視点からのアドバイスを頂戴したという経緯もございます。国立市の議会基本条例については、我々以上に精通されているのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも先生より、これより約90分にわたりまして、忌憚のないご意見を交えたスーパーバイズを頂戴し、そして皆さんからの質疑を受け、またそれに対して答弁をしていただくというございますので、ぜひともよろしくお願いをさせていただきたいと思っております。

それでは、定足数に達しておりますので、これより国立市議会議会改革特別委員会を開会いたします。

座りまして進行させていただきたいと思っております。

引き続きまして、大和議長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。

○【大和祥郎議長】 皆さん、こんにちは。きょうはお忙しい中、また、足もとの少し悪い中にもかかわらず、江藤先生には、4年前にちょうど3回、お邪魔をいただきまして、この国立の議会基本条例がめでたく成立し、27年から、今、使わせていただいております。この条例につきましては、江藤先生には、3回それぞれに、条例の条文ごとにチェックをしていただきながらスーパーバイズをいただいた経緯もございます。きょうは、少し短い時間ではございますけれども、議会基本条例も4年前とは大分趣向も変わってきたり、新しい情報もあるかと思っておりますので、それも踏まえて先生にご講義をいただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○【青木 健委員長】 大和議長、ありがとうございます。

それでは、早速、江藤先生よりご講演を頂戴したいと思います。江藤先生の肩書きにつきましては、皆様方のお手元に配付させていただいている資料をお目通しいただければよろしいと思っておりますので、あえて私のほうからは言いません。

それでは、先生、よろしくお願いをいたします。

○【江藤俊昭教授】 改めまして、こんにちは。今、紹介に預かりました山梨学院大学の江藤です。大分ご無沙汰してしましまして、国立にはおられることも、最近では余りなくなっているのかもしれないですが、帰りは駅前の「うなちゃん」でも食べてこようかなというふうに思っておりますけれども。

きょう、今も打ち合わせというか、少しお話を伺いながら、いろいろ資料が事務局から送られてきているんですが、私は何をしゃべったらいいかというのが、数日前、レジメを書くときに、これは何だろうか。議会基本条例の検証だという話を伺っていたところがあるんですが、それと同時に、定数だとか、委員会数だとか、いろいろな話が出ていて、これはどういうふうにまとめるのかなど。それで、印刷しなかったんですが、皆さんがすごく苦労された基本条例の条文ごとに検証されていま

すね。あれはすごく読むほうも力が要るんですよ。やるほうはもっと要るのかなという。

私は、一言、国立市議会というのは、いい意味でも、悪い意味でもと言ったら怒られちゃうかもしれないですけども、真面目過ぎるのかなということがありまして、私は基本的に基本条例の条文ごとにまずは検証するのは大事だよとよく言っているんですが、本当は条文ごとにやらなくても、例えば、住民との関係の中でどこまで問題があつて、どういうことをすればいいのかと、大ぐくりでいいんじゃないですかということもあつて、まあ、そういう意味でもあつたり、それから議会報告会の報告書なんかを読むと、これ、恐らく議員より少ないな、住民が。4人とか5人、よくやられていますねと。

だから、そういうことを考えると、やり方を変えようとか、これはもう住民が関心がないんだから、まあ、ここまで言わないと思いますが、住民が自治なんかどうでもいいと思っているのかとか、そういうふうなことも含めて、私だったら少し考えちゃうんですが、真面目にずっと継続される。先ほど委員長とお話ししたら、「真面目にやるんですよ」と。

それから議会だよりなんか、今の最先端というか、基本的なことを議会だよりの中にしっかり盛り込んで、例えば議員の各議案についての賛否というのがよくあるんですが、ほかの議会なんかは、この賛否だけ〇×が書いてあつて、ちっともわからないんですよ。この議案は何なんだよとわからないで〇とか×をつけてもわからないでしょうと。

それが、こちらの議会だよりを見ると概要が書かれているというのは、これは本当にほかのところにないすばらしいことかなというふうに思いますけれども、そういう意味で、きょう、お話をいただいたときに、行かなきゃというふうに思ったことは確かなんですが、同時に、私が後半部分にいただいた質問事項の5問・5問という、「これ何？」というふうに……、どんな関係があるのかというのは、私、正直、わからなかったんですが、今、ちょっと失礼な言い方をすると、この議会改革の特別委員会というのはすごいところで、2つの分科会をつくられたと。

この分科会の関係はどうなんですかということを、恐らく、今、議員の方々は頭にあると思うんですが、素人というか、外の人間からすると、基本条例の検証の議論と定数がどんな関係にあるのかと。もちろん基本条例の条文の1つに「定数について」というのがあることはあるんですが、そこだけなぜ切り出すのかというのが、私としては、正直、わからないところもあるんですが、皆さん自身はどういうふうにこの2つを捉えられているのかなというふうには思います。

それで、私が、きょう、お話を伺って、ああ、そうかと思ったのは、結論から言いますが、基本条例というのは、言葉を悪く言えば形式なんですよ。こういうふうに動きますよという形式です。だから、その基本条例についてのものというのは、やっぱり皆さんで議論しながら、住民に対してこういう形で動くんですよという自分自身の動き方の基準でもあるし、住民に対して、議会というのはこういうことをやるんですよというマニフェストなんですよ。

だから基本条例の中も、何度も4年前にもお話ししましたがけれども、住民自治の原則から、ちょっと教科書的に言いますが、国政とは違って、リコール制度だとか、条例の制定・変更の直接請求とか、住民がかかわっていく、だから住民と歩む議会をつくらなきゃいけないんですよと。それから、国政の、何でも賛成の与党と何でも反対の野党、今、国会もいろいろもめているみたいですが、そういうようなことではなくて、二元的代表制というのかな、議会と首長が政策競争をするんですよということと、そして、議院内閣制とは違って、議会内部でしっかり議論するんだと。質問の場所だけではなくて、議員間討議をするんですよという、そういうふうな地方自治の原則から当然出てきた

ものを基本条例の中に基本的に書き込んでいくんですよと。

今までばらばらなんです。ばらばらに、憲法があったり、自治法があったり、条例があったのを皆さんご存じだと思いますが、その中心的なものとして、国立市議会ではこういうことを中心にして動いていくんですよということを、議員内部でも、そして住民に対しても、こういうことをやってくんだということを明確にするのが基本条例だったということだと思っただけです。ただ、この基本条例というのはあくまで形式なんです。

いくらこの基本条例をつくって、住民のために議会報告会をやりましたよ。「だから何？」なんです。そして議員間討議をしましたよとって、議員間討議が目的か。そして執行機関とどういふふうな政策競争をするのかという中身の議論に入っていくか、いかなきゃいけないだろうと思っただけです。

だからそういう意味で、私自身は、基本条例を検証すること、きょうはお話を、レジュメにも書いています、検証は条文ごとにある程度検証するんですよ、できているか、できていないか。さらに、住民自治を進める上での基本条例の改正をどういふふうにするんですかということはもちろん必要だといふふうに思います。もちろん、思いますけれども、あくまでそれは形式の議論なんです。形式を実質的なものに、その内容につなげていく議論をしていかなきゃいけないと思っただけです。それが、私たちが言っているのは、基本条例はもちろん大事なんだけれども、あくまでも形式だ、内容にかかわった改革を行っていくか、いかなきゃいけない。この内容にかかわるといふのが住民福祉の向上だと思っただけです。

これは、皆さんの決議を先ほど読みましたら「住民福祉の増進」という地方自治法の言葉があるんですが、大体地方自治法の言葉が普通はいいんですが、若干、私は、どのぐらい皆さんがわかっている——わかっているって、失礼な言い方をしているんじゃないですよ、私の意味合いを込めて「住民福祉の向上」という言い方をされていて、これがどのぐらい広がりがあるかなといふのを見ているところなんです。この住民福祉の向上に、先ほどお話しした議会基本条例の形式をどう実質的につなげていくか、動かしていくかどうかがポイントになってくるはずなんです。

だから、私の言葉で言うと、議会改革は、基本条例ということが制定されて、ようやく当たり前の形式ができた。だから本当の歴史に入ったのを宣言したものが議会基本条例だと思っただけです。ただ、それはあくまで形式ですよ、住民の福祉の向上につなげていかなきゃいけないということで、議会改革の本旨の第2ステージといふのを勝ち取っていくか、いかなきゃいけないんじゃないですかといふ話をしていっただけです。

議会改革の本旨の第2ステージ、残念ながら議会図書室にはないと言われていましたね。広辞苑も大事なんです。この私の第2ステージも大事だといふふうに思いますが、そういうことがあって、住民福祉の向上につなげていくことだといふと、先ほど議長とも話をしまして、会津若松とか、特に長野県の飯田といふのが、議会からの政策サイクルといふのを打ち出すんです。これをどのようにつなげていけるかどうかといふのが、恐らくその基本条例のバージョンを上げていくときの、条文ごとももちろん大事だけれども、そここのところの住民福祉の向上につなげていけるかどうかといふ第2ステージの議論を同時に加味しながら議論していくか、いかなきゃいけないんじゃないですかといふふうに思っただけです。

そうすると、それを作動させるときに、基本条例を豊かにしていくものはどういふ視点のものがあるのだろうか。あるいは、今、「議会からの政策サイクル」は、括弧で、具体的にお話ししていないので意味不明かもしれないんですが、議会からの政策サイクルをやるときに、恐らく委員会とか、住

民との接点とか、今言ったように委員会数だとか、あるいは委員会における人数だとか、だから定数ですね。それから報酬だとか、政務活動費だとか、議会事務局の位置だとか、こういうものがしっかりと位置づけられてこなければいけないんですね。そうすると、基本条例を実際に動かしていくために、議会からの政策サイクルというのが実質的なものになっていると。そういう視点で基本条例というのを検証しますと。

同時に、議会からの政策サイクルを動かすときに、乗り物ですね、委員会をしていくのか。会津若松なんかは政策討論分科会、きのう・おととい、私は毎年行っているんですけども、年に二、三回行っているんですけども、そういうふうなところで、委員会の数というのをどういうふうに決めたほうがいいのか、人数はどのぐらいにしたほうがいいのかという議論というのはその中で出てくる話なんですね。

だから、恐らく皆さんの頭の中には、私にいただいた基本条例の検証というものと定数というものはつながりがあると思うんですけども、私が、今、その打ち合わせのときにお話しをしたときに、そういうふうな関連で2つのことをぜひ考えていただきたいなというふうに思いました。委員長、合っていますか。はい、よかったです。ならいいんですが、また違うことを言いに来たみたいなのが あったら困るなと思いましたが。

そういうことで、私、きょう、レジюмеはあるんですが、一応レジюмеを見ますか。福島に行く前にレジюмеを書こうと思ったんですが、何をしゃべればいいのかというのが、ちょうど土日だったものですから事務局に聞くわけにもいかないで……。これは、「はじめに」、「議会だよりの感想」ですね。「本日の課題」として、余りよくわからないんですけども、これでいいですかと聞こうと思ったんですけども、「いい」と委員長が言ってくださったから、議長もいいですか、こういう形で。はい。

それで、「基本条例の検証の視点」というのがあるんですけども、先ほどからお話ししている議論からすると、きょう、ほとんどやりませんけれども、生産性本部というレジюмеがあるんですね。生産性本部というレジюме、私がしゃべっているものがあります。これは、生産性本部で2年間にわたって、議会からの政策サイクルの、政策サイクルをつくり出すものと、その検証をどのようにしていくかどうかということについて、レジюмеを使ったものです。

これ、ちょっとわかりにくいんですが、基本条例の検証は確かに形式的にやるけれども、まさに議会が、1年間、それぞれの委員会が何を目標にして委員会を動かしてきたかどうか、あるいは4年間どうしたかどうかの成果を検証しましょうよという研究会なんですね。「何言ってるの?」と思われるかもしれませんが、所管事務調査、あるいは厳格にとった場合は、会津若松、皆さんご存じだと思いますが、政策討論会というものを委員会とは別に並行させるんですが、この中で1年間、あるいは4年間の目標を決めながら成果を出していくんですね。提言であったり、ちょっと弱いんですけども、条例なんか念頭に置いています。提言なんかを出しているんですね。

こうしたものを出している。目標を決めて、決議を上げたり、意見書を出したり、こういうものをしていけるかどうかという成果を評価するという、こういうものもあります。これは一応できるんです。今、生産性本部でやっているのは、目標を決めて、私たちはこの1年でこういう提言を行いますよ、学校の統廃合であれば、統廃合の研究をして行いますよとか、あるいは水道事業のものをちゃんとしっかりと整備しますよとか、いろいろこういう目標を決めて、これが達成したかどうかについてはできます。

ただ、もう一つ踏み込んでいるのは、その成果が本当に住民の福祉の向上につながったかどうかということについては、これは検証は今のところ難しいんですよ。だから、この検証をどうしていくかどうかを、今、悩みながら、この4月21日だったかな、生産性本部として、会津若松、飯田、可児市、大津などが報告をするということになっているんですが、まだ成果などという問題意識は若干あるだけなんです。サイクルを回していくというだけなんです、そのレジュメです。きょうはそこまで行けるかどうかわかりませんが、今のところは、きょういただいた観点からすると、そこまでしゃべらなくていいかなと思っているので、これはちょっとその辺に置いておいてください。置いておいていただければと思います。

さて、そうしたことを念頭に置きながら、質問もいただいておりますので、質問も頭に描きながらお話しさせていただきたいんですが、レジュメです。議会基本条例の検証になります。基本条例に即した検証、これは大事なことなんです、本当にこれができているのかできていないのかという。でも、そこに余りにも力を入れると疲れちゃいますよ。目標は、これをさらに本当にできているかどうかということと、問題があれば、それをこれからどうしていくかどうかという議論をしていけばいい話だと思うんですね。

だから、視点は2つです。ここのところの議会基本条例の検証というのは、「条文に即した検証」とともに、「基本条例そのものの検証：改正に向けて」という、これは、今後の議論からすると、もっと住民自治を進めていくためにはこういう条文を入れ込んだほうがいいのではないだろうかということなんです。そういうことで、ぜひこの2つの視点を持っていただきたいなというふうに思っています。

そのときに、前もお話ししましたがけれども、条文だけ読むと、条文でやっているかやっていないかと、こういう話になるんですが、基本的な原則として、前もホワイトボードに書いたと思うんですが、国政と違うんですよ。だから、住民が、日々、行政だとか議会に参加するのは当たり前なんですよということで、外に出ていくものとして、報告会とか、意見交換会だとか、そして議会の組織としても、議会内部に入れ込んでいくものとして参考人制度だとか公聴会制度というのがあるわけですよ。こういうものを議会基本条例の中に明記しているということ、ここに恐らく三角形を書いたと思うんですね。

それで、国政と違いますよということで、住民があつて、住民と歩むためにはこういうものが必要なんですよ。それから議員間討議をするなら、質問だけではなくて、議員間の討議を重視しますよ、会派もそういうふうに動いてくださいとかね。それから議会と首長の関係で言うと、一問一答方式だとか、それから反問権だとか何かとかありますね。それから議決事件の追加だとか、あるいは、皆さんがやられているかどうかわかりませんが、説明義務というのが入っているわけですね、政策過程における説明をしっかりとろということが書かれているわけですよ。

そうすると、私は、条文一つ一つのこと大事なんですけれども、こうしたような三角形をより充実させるためにこういう条文をつくっているんだから、これがどの程度できているかどうかという話なんです。もうちょっと言えば、事細かいことなんか私なんかはどうでもいいって言ったら怒られちゃいますけれども、こういう細かいことをやっているか、それで全体的に住民と議会の距離が短くなったか、そして議員間討議でそういうことをやって充実しているのか、そして議会と首長の政策競争がしっかりとできているのかという、かなり大ぐくりな、そういうふうな評価ということもあり得る。

だから私は、申しわけないんですが、印刷するのも大変だった、ああ、皆さん頑張られているなど

いうふうに思ったんですが、それを生かしながら……、だから、それが悪いと言っているわけじゃないですよ。でも目的は、その三者間のところをどのようにできて、どこができていないのか。進めるためにはどうしたらいいかどうかだと思うんですね。

それから、議会基本条例そのものの検証というのは、こうしたことが、今、新しい、皆さんがやられていて、さらに進めていくためにはどんな条文を入れ込んだらいいんですかと。去年、おとしになりますか、私は幾つかのところで、議会基本条例10年ということで、珍しい条文なんかについても幾つかの論文の中で書いていますから、パクレと言っているわけではないんですが、そこから国立市議会でも有用なものについては使われるといいのかなというふうには思っています。だからそれを、今、現状、さらに推進するために、パクリではないんですけども、ほかのところが頑張っているものがあれば使うといいかもしれないねというふうなことです。

さてもう一つ、これは、きょうお話しするつもりは全くないんですが、議会基本条例というのは歴史的な産物なんですね。日本における歴史的な産物です。これは、本当のことを言うと、例えば自治基本条例という自治体の憲法があって、その中のかなりの条文に議会条文が入るとというのが美しい仕方なんです。でも議会なんか見えない。自治基本条例については行政はやりたくない。だとすれば、議会が住民の前に出ていくために、批判を浴びている議会が住民の前に出てしっかりと住民自治を進めるために、議会基本条例を先行してつくるのがふえたんですね。

繰り返しますが、議会は住民自治の根幹です。しかし、議会だけが地域経営を動かしているわけではないんですね。住民と議会と首長の関係というのが、本来、ルール化されるものです。だから、例えば、日本で言えば自治体基本条例とか自治基本条例というのが本来中心にあって、そしてそこに議会条文がたくさんあって、そこから枝がついていて、行政基本条例とか、議会基本条例だとか、総合計画条例だとか、そういうものが枝に入ってくるんだらうというふうに思います。だから長期的に見たときには、日本の今の変則です。

もう一つ、日本の場合は変則があるんですね。これは、例えば皆さん議会が議決している事件、例えば96条の1項、予算だとか、それから決算だとか、条例だとか、財産の取得・処分だとか、こういうことは、本来は議会の権限なんですが、議会基本条例にはほとんど書かれていないんですね。要するに何を言っているかという、自治法に書かれているから、国立市議会が持っている権限については書かないんですよ。

あるいは、定数だとか、それから報酬だとか、それから定例会数だとか、こういうものについては別立ての条例にしているんですね。だから、本来、基本条例であるとなれば、そうした権限だとか、組織、委員会、どんな委員会をつくるかどうかについても、本来、基本条例の中に入れ込む話だと思うんですね。だからすごい変則なんです。だから、補足として、今、ここにお話ししましたが、自治基本条例との関係とか、それから権限、組織の関係についてというのがほとんど視野の外に置かれているという変則になっています。

これをまたまとめるのはもうちょっと時間がかかるかもしれません。自治基本条例を議員提案で行った長野県の飯田も、問題意識はありながらも、そこまではやり切っていないんですね。一応(3)のところはそういう形でお話しさせていただきます。

それで、質問が来ているんですが、皆さんお持ちですか。条例点検についてということで、問1、そうですね、義務規定と努める規定を厳格にこういうふうに分けられているんだと思うんですけども、住民からしたら、「努める」というと、「なぜやらないの？」と言われるだけだと思います。書

き込んだら基本的にはやる方向で動くというのが恐らく条文のつくり方だと思うんですね。

だから、義務規定はやらなきゃいけない。「努める」は、努力すればいいでしょう、できなくてもごめんなさいぐらいで済むかなという話かもしれないんですが、住民からすると、この「努める」規定は、「何で？」というふうなところがありますから、恐らく条文をつくられたときには、気持ちはわかるんですけども、これは注意されたほうが良いところなんですね。

「達成度だけで判断することは適当でないと考えられる」、「点検の視点」……、これはそのとおりだと思いますけれども、でも達成したかどうかは判定しないと何の評価もできないと思うんですが、ごめんなさい、問1はどなたなんですか。いいですか、その答えで。だめ？ 飛ばしていいですか。はい。異論がなければそのまま行きます。異論がないとそのまま行きますが。

「規定そのものの妥当性を優先して検討し、その次に規定の達成状況を検証する手順がよいと思いますが」、先ほど言いましたけれども、条例がありますから、まずやっているかやっていないか、達成の評価をされたほうが良いと思いますね。だって、条例ですから、それができたか、できないかをまず判定する。でもそれが問題があったり、さらに充実させるためにどうしますかという、私が言う基本条例のそのものの検証というところに入ってくると思いますから、「いかがでしょうか」と言われると、私は通常は逆なんですけど、何かこれを意図される……、要するに、そんな変な条文なんか、達成度なんか考えなくてもいいでしょうみたいなことかもしれないけれども、一応、趣旨としてはわからなくもないけれども、この条文はしっかりしていますかねというところから入りましょうということだと思うんですが、まずは条文ごとに検証するということだと思います。その上で……、いいですか、先へ進んで。

○【小口俊明委員】 これは私が出したものですけれども、ここで言っている趣旨は、制度ごとであれば達成度というのは判定ができますし、そういった方向性は当然だなというふうに思うところですが、例えば議会の仕組みとして定義するようなものということがあって、その定義そのものは、その達成度とはまた別の次元になると思うので、その定義が適切ですかというのは、また別途、確認しないとイケませんねという問題意識があって、それはそれとして優先的にやるべきかなというふう考えたので、こういう質問をいたしました。

○【江藤俊昭教授】 規定……。

○【小口俊明委員】 定義とか、そういったことですね。

○【江藤俊昭教授】 条例ですから、定義は厳格になっていなければいけないんですね、そもそも。だから私は、定義が厳格でないとされると心配です。条例というのは、特に法律もそうなんですけど、あんなもの、ぐちゃぐちゃ難しい言葉を使うのは、人から基本的に解釈の多元性を防ぐために条例、あるいは法律というのはあるんですね。もちろんそうはいつでも、裁判のときには解釈が違うことがあるんですけども、一応厳格な定義づけをするというのが条例体系なので、だから、厳格でないというふうなことは、極力、条例をつくる時にはしないということになっています。

だから、定義づけをするとか、あるいは皆さんのところでは、逐条解説なんかをやられている中で、解釈が厳格になるようにされていると思うんですね。だから、よっぽどそこが甘い条文があれば具体的に教えていただくと……、ああ、そうですねと言うかもしれないけれども、それはだめなつくり方なんです。条文のつくり方がだめなつくり方です。

○【小口俊明委員】 私がこれを質問したところの背景には、ここに出ている5番目の、「会派とは理念または政策を同じくする」というふうに我々の基本条例は書いたんですけども、本来は、これ

は「理念及び政策」ではないのかなという問題意識が私はあって、我々の基本条例をつくったときに、これは適切であったのかどうかというところに私は疑問を持ったので、この2番目の問題意識になっています。

○【江藤俊昭教授】 なるほどね。まずはその検証をしてみて、不都合がある条文については修正したほうが良いというふうに……、だから、最初からこの条文が変ですよといったら条例の意味がなくなりますから、まずはその条文どおりに解釈するというのが、普通、そうだと思うんですけども、疑問があれば、その後の話だと思うんですね。

○【小口俊明委員】 その後……。

○【江藤俊昭教授】 その後。1回やってみて、検証して、条文を改正しましょうよという。

○【小口俊明委員】 なので、そのチャンスが今回かなと思っているので、それをやりましょうという意識でこういう質問をしています。

○【江藤俊昭教授】 それで、4年に1回やられているんですか、これ。

○【小口俊明委員】 今回初めてですよ。

○【江藤俊昭教授】 一応、だから4年に1回でしょう。評価といったときは、通常、年次でやるんですよ。毎年やって……、それは言わなかったんですけども、私の頭の中には、毎年やるんじゃないのというのがあるので……。

○【小口俊明委員】 実はそれをやっていませんで、今回初めてなんですよ。

○【江藤俊昭教授】 毎年やった上で、ここの条文は問題ですよというのとは4年に1回とかやるんですよというのが一般的なんです。だからごっちゃになるんですね。まずは条文ごとに評価をするというのが年次ごとというのか。

その上で、大きくは変えていきたいと思いますよというのとは4年ごとに変えるという話が一般……。もちろんよっぽど変だったら毎年変えてもいいですよ。でも、そうすると法の不安定化を招く。まあ、基本条例ぐらいだからいいかと思えますけれども、一般的にはこころろ変える話じゃないんですね。ということです。わかりました、意味は。だから、まずは1年ごとというのが、その規定に即して行うということだと思います。

それから問3ですが、「点検とは、『条例に基づく議会活動の検証と見直し』か」、条例に基づいて議会活動が行われていますかというものなんですよ。上かな、最初のほうかな、じゃあ。「議会改革に基づいた条例自体」……、議会活動が低いから条例が変ですよということですか、後者は。例えばですよ。あるいは議会活動がもっと違うところにおいて、条例を見直しましょうかねという……。だから、まずは条文自体の検証というのは、条例に即してこの活動がやられていますかというのが原則ですから、現実の活動から……。どうなんだろう、ちょっと、私、わからないな、後者の意味がわからないんですけども、このまま進めていいですか、それとも、こういう意味だと言っただけですか。

○【重松朋宏委員】 私も前者だと思うんですけども、条文上は「条例の点検」とあって、結構誤解……。多分雰囲気的に、この委員会は条文の見直しをする委員会なんだと、何となくそういう雰囲気生まれているので……。

○【江藤俊昭教授】 先ほど副議長も言われたように、それが重なっちゃうんだよね。そういうことですか。

○【重松朋宏委員】 そもそも条文に基づいて現実がどうなのかということもやられてこなかったと

いうこともあるんですけども、じゃあ、現実と条文と違うから、条文のほうを改正したほうがいいんじゃないかという雰囲気が、何となく私自身の中にもあったということがあって、どうなのかなど。

○【江藤俊昭教授】 ご存じのように、法律とか条例というのは現状に即してなんですが、現状そのままをルール化しているわけではないんですね。もちろんそれは規範なので、現状がこうなんです、こういうふう動くべきなんですよというんですけども、未来形成的な規範というのがあるんですよ、こういうふう動くべきなんだという、これを入れ込んでいるんですね。

それを住民にアピールすることによって議会も回っていくという、だから、現状そのものを全て肯定しているわけではなくて、未来形成的な規範でもあるんですね。だから、そういうような両側面を持っていて、だからその条例をこういうふうにしたいよというときの皆さんの意思が条例をつくっているわけですよ。ということだと思っただけです。

先ほど副議長ともお話ししましたように、条例を変えたっていいんですよ、変えたっていいんですけども、まずは検証といったときには、年次ごとの検証の部分と、条文自体を変えるという……。現実のふぐあいがあった場合は変える、微調整をする場合と、もっと新たな規範を、新しい規範をつくり出してこうというようなことであれば、例えば、一応できないんですけども、委員会に住民を参加させようみたいなものを、住民参加論みたいなことでやっていく。

委員会はできないですよ、今、法律上できないことになっているけれども、それと類似した組織をつくりましょうとかといって、住民参加を進めようみたいなことを、これは、今、やっていないんだけれども、やっていきましょうみたいな、新しい規範になるわけですね、未来形成的な。ということいいですか。

それから4番目、長いな、これは。これは今言った問題ですね。規範で、皆さんが頑張らましょうかねといったって、なぜできないのかを問うたほうがいいですね。もしこれを、できないからやめましょうと言ったら、住民に「何、その議会は」と言われちゃいますよ。できないからやめましょうかねみたいなね。よっぽど変な条文だったら削除したほうがいいですけども、やはり住民自治を進めていく、何度も繰り返しますが、住民自治の根幹としての議会であれば、その未来形成的な規範を書き込んでいく。

前も言ったと思いますけれども、私がかかわっているところで言うと、全くやっていないのに、ほかの議会基本条例をパクって、すごいジャンプをする議会もあったんですよ、昔。骨を折るからやめろとか言っていたんですね。だから少し背伸びをするということは必要だなというふうに思っていますけれども、いろいろ恨みつらみをしゃべれと言われればしゃべりますが。というところです。

それから、会派ですか。これはぜひ皆さんで考えていただきたいところだと思うんですね。もうちょつと言いますと、これは基本条例の話というより、まあ、基本条例の話に、最後、戻しますけれども、会派なんていうのは、自治法上、ないんですよ。ただ単に金を出すところでしかないんですよ、会派って。でも議会運営上、会派というのが会議規則の中で決められていて、いろんな会派の規定、そして交渉会派だとか、あるんですが、そもそも会派で選挙をやられている方というのはどのぐらいいらっしゃるんですか。半分ぐらいですか。

そんなにいないですか。会派というか、要するに政党会派とか、何とか会派を出して、ローカルパーティーでもいいですよ。そうした形で、最初から選挙のときに名乗って出てこられる方というのはどのぐらいいらっしゃるんですかと。だから半分ぐらいですよ。3分の2ぐらいですか。それは政策一致してます。政策マニフェストは出されていますか、その会派で。じゃあ、それはそれでいいか

もしれないんですが、ただ、原則、会派の選挙ではないんですよ、日本の市町村の選挙というのは個人なんです。だから、議会運営上、会派が議会運営で楽だということで、その会派の運営の仕方をしているんですよ。

だから、そもそも論から言うと、会派の選挙ではないんですね。議会運営上、2人以上だとか、政治費との関係で言えば1名も会派として認めるだとか、交渉会派は何名とか、これはそれぞれの議会であるかもしれないんですが、会派って評判悪いというのはご存じだと思いますけれども、選挙のときはなくてという、ここにはあるかもしれないんですが、突然出てきて、臨時会で会派が出てくるとか、それから、表立って余りやらないんですけども、裏で与党会派とかやっているとか、だから私は「幽霊か」とよく言っているんですが、ただ、会派をなくせばいいというふうな人もいますけれども、なくしてできるかというのが、正直なところあって、議員定数がここまで大きくなったら、ある程度の政策的な会派というのは必要だと思うんですね。

それから委員会主義をとっているとすれば、こちらは3常任でしたっけ、通常、3常任で、そのほかに何とか委員会とか入るんですよ。（「3つだけです」と呼ぶ者あり）3つですね。それで、そうすると、私の議論からすると、会派というのは3人以上というのが原則なんですよ。だって、そこに入れられないもん。ただし、じゃあ、3人以上じゃないと会派が組めないかという、先ほどの話、選挙の原則からすると、代表制の原則は、個人で動くことも大事なんですよ。だから、3人以上ではいけないとは言い切れないんですね。

何を言っているかわかりますかね。会派が1つだとすると、それぞれのところに1人ずつ派遣して全体で共有しましょうというのが会派の必要性としてあり得るんですよ。じゃあ、会派は3人以上じゃないと議員としての活動を認めないというわけにはいかないんですね。それは、選挙では個人で選ばれているということで、だから難しいんですよ。

それでここですが、「理念及び政策として」と、だから1つの政策会派をイメージされているんだと思います。そういうのはぜひ議論してください。私がここで、結論というか、こういう方向ですよと言うわけにもなかなかいかないですから、あるべき姿としては、選挙のときにも、ローカルマニフェストじゃないですけども、会派ごとに出していく。でも選挙自体が個人に投票するというので、会派が一丸となって選挙戦を闘えないんですよ、この選挙システムだと。比例代表制だとかというのはまた別ですよ。

そういうふうなこともあって、こういうふうなことを言い切るというのは、あるいは、もうちょっと言うと、新人がこうしたこと、なかなか……、新人議員だけで会派をつくる場所もあるんですよ。「嫌だよ、こんな、何期もやっている人と一緒にやるのは」と。政策なんてあったもんじゃないんですよ。国立は知らないですよ。何かあった。あったか。

まあ、これはペンディングというか、よっぽど私の意見が聞きたいということであれば後ほどお話しをさせていただきたいし、中央政党的な会派の方と、私、矛盾しているわけではないんですが、北川正恭さんというのは評判いい場合と悪い場合があるから、出すと気をつけるんですね。先週も三重県に行ったときに、これは評判悪いんですよ。だから小さい声で……。

まあ、北川さんたちは、やっぱり地域ごとの会派というのは大事だよなど。ローカルパーティーみたいな。じゃあ、これは中央政党と対立するののかという、中央政党だってそういうふうなローカルの視点を持つということはいいいことだからという話は一応しているんですね。そういうふうなことを少し考えていきたいと思います、大分横道にそれて、後でたたかれそうなどころがあるかもしれないで

すが、考えていきたいと思います。

それで、レジュメで言うと2番目に行きます。議会基本条例のもう1つの視点。先ほどお話ししましたように、住民福祉の向上に向けてということです。(1)、先ほど言いましたように、基本条例はあくまで形式なんですね。それをどのようにつなげていって、そして住民の福祉の向上につなげていけるかどうか、これが議会改革の第2ステージというところです。何のための議会改革なのか。議会基本条例をつくるのが目的でもないし、検証することが目的でもありません。だから、その住民の福祉の向上につなげていける基本条例をしっかりとつくることなんですね。繰り返しになりますが、基本条例はあくまで形式です。それを動かして、内容を勝ち取っていく、住民の福祉の向上だというふうに思います。

議会からの政策サイクルというのは、これは私がつくっているわけではないんですが、まずは三重県議会が新しい政策サイクルというのを打ち出したんですね。もう10年ほど前です。新しい政策サイクルというのを打ち出しました、10年ほど前に。それはどういうことかという、後からの伏線としてお話ししますが、PDCAってよくありますね。P、計画、D、「D o」で実践ですね。そして評価と改善というのが地域経営においてすごく大事なものとして、PDCAというのが行われているんですよ。

このPに、三重県ですから北川正恭さんみたいなマニフェスト……、自分でやっているときにはマニフェストなんか出していないんですよ、彼。自分で2003年にやめたときに言ったんですけども、まあ、ともかくマニフェストをやって、それがPに連続して、そしてそれが「D o」、実践、検証、特にあそこは行政評価、事務事業評価で有名なところですから、そして改善、こう回していくんですよ。

議会は焦ったんですね。議会はどこに出てくるのかと。議会はこれじゃかかわれないだろうと。後の決算だけかみたいところで、じゃあ議会側から動かせばいいんじゃないかというので、新しい政策サイクルとして、最初のPの段階に議会側からの提案というのを打ち出しました。提案、決議だとか、意見書だとか、報告書だとかというのを打ち出しているんですね。それで方向づけ、網をかぶせて、そして計画を練り、実践し、そして評価をし、そして……、だから議会側からPDCAなんか見えないんですよ。議会、登場できないんですね。それで新しい政策サイクルを打ち出すんですが、それを、会津若松というところは、目黒議長も含めて、今、議運の委員長、松崎というのが理論化しているんですね。

彼らは、議会からの政策形成サイクルという言い方をするんですね。これ、今、政策形成の「形成」を取ってもらいもらいましたけれども、当初のことだと理解しやすいんですが、どういうことかという、まず住民の前に出ましよう。議会報告会と言わないんです、意見交換会と言いますね。それは、報告されたって住民はおもしろくないですよ。だって、決まったことを報告されて、「何かおもしろいわけ？」という。これは、報告は大事なんですが、広報だけじゃなくて広聴機能を持たせながら、しっかりそこで意見の出たものを議会として受けとめますと。

ちょっと言うと、国立市議会はまた真面目だから、もしそれをやるとみんな自分たちが答えちゃおうと思うんですが、そんなものほどんど行政のほうに上げちゃって、こういう意見が出ましたよと。自分たちが回答すると——よくやっているのがあるんですよ。大変なんだ、その仕事。

そうすると、ニュアンスの違いだとかがわからないから、こういう意見が出ましたよというのを行政のほうに上げて、自分たちにかかわるものだけをピックアップして、そして政策提言につなげると

いう議論をしているんですね。だから、例えば学校の配置がどうのこうのとか、それから豪雪のときの対応がどうのこうのだからとかという細かい話なんかもするんですけれども、住民の声を聞きながら目標を立てて、そして提言をしていくということなんですね。

だから、統一地方選挙は、今、延びましたけれども、一般選挙が終わった後、すぐに住民との意見交換会をやって、4年間の課題を各委員会が明確にします。4年間、何をしていくかとか。そしてそれを各委員会ごと、正確には、あそこは政策討論会分科会という、わけがわからないんですが、委員会ですよ、要するに。委員会を中心にしながら、4年間どうしていくかと。それは2年ごとあるいは4年ごとに、その報告を出して動かしていく、提言を行っていく。そしてそれを住民に説明していく。住民との意見交換をやっていきますから、その都度、説明をしていくというサイクルになっています。

だから、彼らは議会からの政策形成サイクルなんですよ。提言をするという。これは今のところは、提言であったり、意見書であったり、さらには条例につなげてくることもあるかもしれない。彼らは条例に弱いんですよ。別に弱くたっていいと思うんです。条例をつくらせればいい話だから、議員提案条例だけじゃなくて構わないんですね、と私は思っていますけれども、さて、そういう形で政策を回して、執行機関ではなかなかできないような領域、執行機関が後回しにする領域なんかを提言していきましょうというのが会津若松の基本的な考え方なんですね。

今、私は、彼らのところに「形成」を取ってもらったのは、彼らが、今、どこに入ってきたか。本丸に入っていくんですね。もちろん政策形成は無視していないんですが、本丸は何かということお金ですよ。そして、そのお金の背景にある総合計画に入っていきます。簡単に言うと、決算、9月にあるんですが、6月議会で決算をしっかりと議論する準備会をつくるんですね。6月につくっちゃうんですよ。そしてその準備会で、決算案が出る前に、自分たちではこんなところがポイントなんじゃないかとかというのを行いながら、9月に案が出てから、予算・決算のあれは委員会ですから、それを立ち上げながら、その準備会で議論したことを踏まえながら決算議会に当たっていくというのをやります。これは予算も同じです。

決算・予算の連動をしながら、その背景にあるのは総合計画だということですね。去年・おとし、12月か3月か、ちょっと忘れちゃったけれども、総合計画の議案がのる前に、自分たちで準備会を開いて……、総合計画の案が出てから議論すると膨らむんですよ。でも彼らは、その前の、自分たちで総合計画の評価をして、議論すべき論点というのを先にやっておくんですね。そして、それを踏まえて、総合計画案が出たときに、これはどうなっているかというふうな議論をして行っていくということをやっています。

だから言いたいのは、これ、きょうはそれを話しに来ているわけではないんですが、議会からの政策サイクルというのは、連動させていくという、しかも政策形成だけの議論だけではなくて、しっかり本丸に入っていく。予算・決算、正確に言えば、決算から予算への連動、その背景にある総合計画についても議会は踏み込んで議論していきましょうという話になっているんですね。

彼らのすばらしいのは、準備会と私は言いましたけれども、全部じゃないですよ、項目ごとに、A3の紙に、この項目についてはこういう目的があって、どうのこうの、ここのところに議論すべき論点というのを事前に6点ぐらいずつまとめているんですよ、委員会で。これをもとにして、そして案が出たときに議論するという、そういうふうな手法をとっています。だからサイクルとして回していくという。

私は、今、その基本条例とのかかわり合いで言うと、基本条例は議会改革の形式なんですよと言っ

て第2ステージにつながっていますけれども、議会からの政策サイクルを回すときに、先ほど言った3つが全部入っているんですよ。住民の意見を聞きますよというのは、会津若松は基点ですよと言っているんですね。議員間討議をしない限りは監視なんかできないと。

そしてそれを踏まえて、執行機関に対して政策提言を行うし、決議も上げていくという、こういうふうなことで、その基本条例を使いながら、回して、議会からの政策サイクルをつくり出していくというのが会津若松方式なんですね。だから、本旨の第1段階と、この第2ステージというのは矛盾しているわけではなくて、第1ステージの基本条例を活用しながら第2ステージにつながっていく、そういう問題意識を持っているということだと思います。

それで、3番目の、議会からの政策サイクルの評価の2つの位相、これはやめます。そして4番目の議会事務局・議員に対する評価もやめます。というのは、このサイクルの目標、国立市議会が1年間あるいは4年間の目標を決めて動いたときには、議長、もう一度呼んでいただければ、これをお話しさせて……、その前に本を買っておいてくださいね、第2ステージね。そこのところにそういうのを書いておりますから、まずは回していく、その評価をどうしていくかどうか。

それから、そうすると、ここに書いてある議会事務局をどういうふうに位置づけるかどうか。議会事務局もミッションを持っているわけですよ。だから本体部分の議会の目標だけではなくて、議会事務局もミッションがあり、長期計画があり、年次計画があり、そして評価するという、これは、そのサイクルの中で出てくる話なんですね。だから今度にします。

ここでつけ加えておきたいんですが、今、せっかくPDCAというお話をしましたけれども、PDCAというのは、地域経営においてPDCAと、恐らく行政が言うと思うんですよ。私は、それは執行機関が言うのはいいでしょうと。それから議会側は、政策提言をやるときもPDCAは大事なんですよ。先ほど言った会津若松は、住民の声を聞きながら、目標を決め、そしてそれを提言し、自分たちでも評価し、改善していくという、執行機関もPDCA的思考は大事、議会も大事なんですよ。もうちょっと言えば、基本条例の改革だってPDCAですよ。目標なんだから、それをどうやって評価しましょうということ、PDCAは大事なんですが、注意していただきたいのは、三重県のお話をしましたが、地域経営におけるPDCAという、私たちは、ちょっと待ってくれと言うんですね。

繰り返しますよ。執行機関内部で動かしているPDCAはいいですよ。議会として動かしているPDCAはいいんですが、地域経営全体をPDCAでいきますよと言われてたら、議会はどこに位置づくんですかということなんです。議会、どこに位置づくのか、地域経営において。住民自治の根幹は議会なんですよ。議会が96条1項という権限を持っているわけですよ、地域経営における。そうすると、地域経営において大事なポイントである討議空間というのが抜けるんですよ。討議空間、そして決定が抜けるんですよ、地域経営における決定。

だから私は、地域経営全体では、PとDの間にDを2つ置けと言っているんですね。デリバレーションだとか、ディスカッションだとか、討議空間というD、この討議空間というのは市民間の討議空間も大事なんですけども、最終的に大事なのは議会における討議空間ですよ。もう一つ大事なのはディシジョンですよ。決定。確かに首長が、職員もたくさんいたり、執行権を持っていると思いますが、権限は議会がすごいんですよ。議会がだめと言ったら自治体なんか動かないですよ。それだけ重い。決定の重みなんですね。

繰り返しになりますが、それぞれの機関がPDCAを回すのはいいんですけども、地域経営全体、国立市をどうするか的时候に、PDCA発想だったら行政の論理になっちゃいますね。討議空間をど

うするのか、決定は誰が責任を持つのかという議論をしていくということだと思います。

それで質問、ここでこういう議論をすればいいのかなと思ったんですが、議会費が突然私のところに送られてきたので、議会費はどういうふうに考えたほうがいいか。

1 番目、議会報に広告を入れて歳入を図ることは議会改革の手法か。まあ、そうかな。本体じゃないかもしれないけれども、そういうことも、市の広報もやっているんでしょう。だから議会側も少しは歳入に、やりましょうよということなんだと思いますけれども。「一つとして考えられますか」って、「考えられますよね」というぐらいしか答えられないですね。でも、本体部分じゃないかもしれないけれども、無視していいわけではないかもしれない。少し住民にアピールをする。でも、今の議会報、びっしり詰まっていますよね。あれ、どこに広告を入れるのかな。それによって主客が転倒しないようにしていただきたいなということはあると思います。だから合理的にちゃんとやる場合はやっていただきたいと思います。

2 番目、確かに議員定数、他市と比較してというんですけれども、要するに他市と比較しちゃうと、削減競争の比較なんです。要するに何を言っているかという、今から15年ぐらい前かな、法定数という、人口によって決まっているんですよ。そして、よっぽど下げたいときは削減条例というのをつくらなきゃいけないということだったんですが、今から10年ほど前に——ごめんなさい、次代が違うな。今、間違えていたんですが、法定上限数に変わったんですよ。今までは法定数だったのが法定上限数と、ご存じのように。上限はここまでなんだけれども、まず条例で決めることができる。でも人口によって、上はこうなんです。下は決めていないんですよ、上だけ決めていて、削減していくわけですよ。ちょうど市町村合併とか、そういう嵐の中で、削減競争が始まるんですね。

だから、まずその比較してといったときに、削減競争を比較して何になるか、ぜひ議論してから比較してくださいね。定数は、ほかのところと同じというわけではない、それぞれの自治体で決めるんですよ。だから、皆さんの今の定数は議会が責任を持って決めたことですから、なぜこの人数ですかというのは皆さんが証明しなきゃいけないですね。だから、ほかのところと比較したって、削減しましたよというところがどのぐらいという比較だけ出るだけの話だと思うんですね。

もし仮に削減する場合、本当にやってもいいんですが、民主主義を後退させなければいけないというのは、定数というのは私の議論からすると2つあって、1つは多様な住民の声を聞くということなんですよ。そしてもう一つは、それを前提としながら、しっかりと議員間で討議できる人数という、この2つの側面を持っているんですね。だから、私がよく、委員会主義をとってれば、1 常任当たり7人から8人、少なくともと言っているのは、この国立市は面積もそれほど広くないと思うんですが、中山間地域のところはすごい広いでしょう。

中山間地域から来ている人が委員会に少なくとも1人じゃなくて複数いるような人数構成じゃなければいけないんじゃないかと。あるいは女性もとか、若者も複数いる。民主主義というのは少数が多数になることなんですよ。でも1人のときは結構いじめられるんですね。だから少なくとも複数いるような構成が必要なのかなというので、「少なくとも」と私は言っています。

そしてもう一つは、後からも出てくると思いますが、委員会の人数というのは少なくとも七、八人で議論しやすいんですよということなんです。減らしていくとすれば、どうするのか、常任委員会数を減らすのかな、まずは。でも常任委員会数を減らしてちゃんとチェックがきくのかどうかということですね。だからそのところは議論されたほうがいいと思いますね。

ちょっと横道にそれますが、今の常任委員会の仕方でもいいかどうかというのをぜひ考えていただき

たいんですが、常任委員会、今、行政組織の所管ごとになっているんですよ。行政組織が悪いのは、官僚制のいい側面もいろいろあるんですが、悪い側面は縦割りになっているんですね。今の政策は、行政のほうもそうなんですが、1つの所管だけにおさめ切れないようなものがたくさんあって、だから、特に議会のほうが縦割りを再生産させないような委員会の構成の仕方だと思う。だから、その都度つくり直すのは大変だし、連合審査みたいなものを、恒常的というか、その都度つくり出すような発想などというのもしていくのかもしれないと思いますけれども。

6名必要かどうか。この間も言ったと思いますけれども、科学的な根拠なんかないんですね。ありません。一応このぐらいですから、7、8人じゃなくて6人でできると言えばやってもいいかもしれませんが、先ほど言った多様性がそここのところに出てくるのかなという心配もありますね。

ごめんなさい、もう一回、2番目に戻りますけれども、常任委員会数を減らさないで行くとすれば、人数は減りますね。定数削減して、例えば議員が4名で、恒常的に住民参加を入れ込むということはあるかもしれない。でも難しいですよ。報酬をもらっている議員ともらっていない住民の人たちが一緒の場で議論するというのはなかなか難しいかもしれないですね。だから、理論上は可能かもしれないけれども、本当に難しいことをやれるかどうかということはあると思いますね。まあ、いろいろ言い方はあるんですけども。

3番目の人数について、科学的な根拠があるわけではないので、6名でやれるというふうにするばいいかもしれないんですけども、経験則的に、6名……、私がかかわっているところ、北海道の福島町は6人なんですね。1常任当たり6人にしています。これ以上は減らさないと言っています。だから、全くできないかという、やる気があればできるんじゃないですかと。ただ、その場合、多様性がどのぐらい入るのかなと。多様性をちゃんと受けとめるためには、日ごろから、委員会に住民参加を入れ込んでいくという手法をどれだけとれるかどうかだと思いますね。

それから4番目、これ、議長が委員会に所属しないって、昔は1常任に入らなきゃいけないという法律があったので、1常任に入っていて、そしてそれから運営のところは抜けるというのが一般的だったと思うんですが、ごめんなさい、事務局長、今は1常任なくしたときに、必ず入らなきゃいけないという規定、取っちゃいましたよね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）取ったから、別に入らなくていいんだよね。

- 【内藤哲也議会事務局長】 はい。規定はあるんですけども、議長が辞職するときはあり得る。
- 【江藤俊昭教授】 1常任に入らなきゃいけないと、1人1常任と書いてあったのを削除したよね。
- 【内藤哲也議会事務局長】 少なくとも1つの……。
- 【江藤俊昭教授】 ああ、人数入っている。そういうふうになっているんだ、国立市は。
- 【内藤哲也議会事務局長】 はい。
- 【江藤俊昭教授】 ああ、そうなんだ。じゃあ、入れていて、実質は抜けているんだよね。というのが……。
- 【内藤哲也議会事務局長】 議長自体は抜けていないです、現在は。
- 【江藤俊昭教授】 現在抜けていないの。
- 【内藤哲也議会事務局長】 抜けていないです。
- 【江藤俊昭教授】 抜けていないの。だって、議長忙しいんだから抜かしてあげればいいじゃない。（「全部の委員会に出る」と呼ぶ者あり）だから、むしろいろんなところに出ているんじゃないの。

(「そうですよね」と呼ぶ者あり) 忙しいと思うよ、だから。

○【内藤哲也議会議務局長】 26市でも、抜けているのが4市ぐらいなんですね。

○【江藤俊昭教授】 だって實際上、委員会というのは本会議の核ですよ。そこに一委員として議長が入ったら変でしょう。だから私なんかは、常識的に言っても入る話ではなくて、もうちょっと言うと、今後動かしていく乗り物として、さっき言った委員会だとか政策討論会だとかになるのと、政策を動かしているのは、各常任委員会とか議運の委員長・副委員長と議長がしっかりここで運営を行っていくような組織というのが必ずある話が、何で、例えば総務委員会の一員に入っているなんていうのは、やっぱり整合性がとれないんじゃないかと思えますけどね。ということでもいいですか。

メリット・デメリット。余りメリットないんじゃないの、議長としては。議長の役割を考えたときにですよ。現場のことがわかるからとか。だって、今までだって入っているでしょう。

複数所属の話ですか、5番目は。これ、理論上はそうなんですけれども、ぜひやってみてください。恐らく無理だと思いますね。事務局からすると大変なのは、日程の問題も大変なんですけど、実績に、今、1つの常任委員会だけだって大変なんじゃないですか。だから、これを2つやるというのは、スーパーマンならできるかもしれないですけども、やれる方は、ぜひやって教えてください。

例を2つ言います。1つは、まだやっているところ、京都府の精華町ですね。これもすごいお金持ちの町ですね。これ、複数所属をやっていますね。何か不都合ないですか、「ない」って言いましたから、頑張ってやっているんでしょうね。もう一つは、先ほど言った長野県の飯田というところが複数所属を一時やりました。でも、とても無理だということでやめました。というふうなことです。恐らく飯田のほうが正しいかな。精華町も結構いろいろやっているんですが、政策を回すということであると、なかなか複数所属は大変かなというふうに思います。そういうことです。

あと、早目にやめると言ったんですけれども、ついでに、議会からの政策サイクルをというふうに言うておいて、ちょっと補足だけ、ごめんなさい、きょう、レジュメを用意してなくて、先ほど議長・委員長をお話しした中で、議会からの政策サイクルというのをつなげて、基本条例の検証と、それから定数の話をしようかなというふうなことだったので、1つだけプラスさせていただくと、去年の6月に自治法が変わっているんですね。

地方自治法を変えました。その多くは内部統制なんですね。行政のほうの議論なんですけど、議会にかかわることというのは、監査委員の議選を条例に基づいて廃止する、だから議選を出さなくてもいいという制度を入れ込みました。12月に大阪府、去年のですよ、この3月に大津市議会、議選を廃止しました。大体目立ちたがり屋がこういうことをやるんですね。

議選については、今からお話したいのは、議選の考え方で、4月1日施行なので、これについては恐らくマスコミも出て、国立市議会はどんな議論をしたのというのが必ず出ると思いますから、これについてというのと、もう一点は、ほかの自治法改正というのは、基本的に行政、執行機関の話なんですけど、これは議会も使えることがたくさんあるんですよ。だから、その議会からの政策サイクルとの絡みで若干お話しさせていただくと、議選というのは評判悪いんですよ。

ここは知らないですよ。ここにもいらっしゃるかもしれないですけども、委員長がそうですか、(「いや、違います」と呼ぶ者あり) 違いますか。議選は評判悪いですよというふうな言い方をするのはどういうことかという、私もかかわった第29次の地方制度調査会の最終のときまで、議選を廃止するという最終答申が書き込まれようとしたんですね。ただ3議長会から反対があつて、議事録みたいな答申になっているんですけど、大体私ぐらいは、議選というのは意味があるんですよというふうに

言っても、ほかの委員はみんな何を言ったか。何で専門性も中立性もないような議員が出ているのかとか、あるいは短期で交代するので、本当にしっかり監査機能を果たせるのかどうかとか、そういうふうな話があるわけですよ。

私自身が思うのは、だから一般的には廃止でもいいんですけども、廃止して、何か議会か住民のためにメリットがあるようなことが考えられれば廃止してもいいですよ。でもちょっと言うと、歴史的には、自治検査権というのが議会にあったんですよ。皆さん、調査して、自治検査をしているようで、自治検査じゃないんですよ。ただ単にそこに行っているだけの話なんですよ、権限としては。だから皆さんが持っているのは、議決権限と、検閲だとか検査ですよ。よくて調査ですよ。調査権ですよ、100条の。

それが通常は書面なんですよ。実際に行って、これはどうなのかと、棚を見て、この薬品はどういう薬品かとかというのは、これは自治検査権に入っちゃうんですね。これは議会は持っていないんですよ、本当は。取られちゃったんですね。そのかわりに監査委員制度ができたときに、議選を出すこと、議会が出す。そしてもう一つは、監査請求権というのを持っているんですよ。だから議会が監査請求をしている、議決をして、これをやる、こういうふうな権限。でも議選ばかりやって、監査請求なんて1回もやっていないという議会が多いんですね、何やってんのと私は思いますけれども。

それで、議選が本当に評判悪いのは、議長と副議長と委員長とか何かの役員人事みたいな形で決められちゃっていて、議会にとって議選の役割は果たしてあるのかという議論をほとんど議会としてはやっていないんですよ。だから、議選と議会との連動、この議論が全くない。

それでもうちょっと言うと、守秘義務というのがあるんですよ。監査委員でやったことというのはしゃべっちゃいけない、一生と言われるんですね。職務を退いたときも言ってはいけない。脅すんだ、事務局が。そんなのいいに決まってるでしょう、そんなもの、プライバシーとか政争の具になること以外。今、情報公開と言っているんだよ、しゃべっちゃえばいいんですよ。

ただ、個人のものとか党派だけにしないで、議会としてそれが加えられるような制度設計をしなきゃいけないんですよ。だから、例えば、今、議選の方というのがいらっしゃると思いますけれども、そのほかに議選OBだって何人かいらっしゃるでしょう。そういう人たちと一緒にあって、決算のときに、これ、論点だよみたいな話を、事前に勉強会をやればいいじゃないですか。

今まで、その議選を選ぶ——ちなみに議選を選ぶときの基準なんか、皆さん決められているんですか。任期は2年。2年ね、2年なんかはまだいいかもしれないですけども、それもほかの役員人事と一緒にあって、議選の監査委員を選ぶときの基準とか、役割とか、どこかに書かれているんですか。ほとんどないでしょう。だから、そういうふうにつなぐような議論というのを、いい機会だから、やられたほうがいいと思いますね。

今まで、だから個人で苦勞されて、変則なんですよ。議員の身分を残したまま執行機関の職員になっちゃうんですよ。だから、変なのは重々承知していますけれども、かといって、なくしたらどうなんですかと。例えば、議会がかかわれない領域なんかがたくさんあるわけでしょう、執行しているところの。あとは補助金だとか、もらっている団体についての監査なんかできないんですよ、議会は、かかわれないんですよ。だから、そういうようなところの役割というのが監査委員にもあるし、そして議選の役割という。

だから、私はよく用心棒制と言っているんですよ。中身については、議会で議論した政治的感覚を持っているわけですよ。だから、文章で言うところがおかしいと言えるわけだ。それから、監査とい

うのは嫌なんですよ、執行機関に対して厳しいんだもん。執行機関事務局は執行機関の人間ですよ、執行ですよ。余り批判したくないんだ。だからそういうときに、資料を出さないとかって……、国立市のことを言っているんじゃないですよ、一般的には、資料を出さないとか、あるいは報告書に甘い文章があったときに、議会が「これ、何考えているの」ということを言えるという意味では、議選も大事なんですよ。ちょっと横道にそれましたけれども。

だからそういう連動を、議会からの政策サイクルのときに、議選の位置づけというのを、国立市議会はどんな議論をしたんですかと。4月1日からですよ。ということをや。

それから、先ほど言いました自治法改正はそれだけじゃなくて、監査基準の明確化をしなきゃいけないとか、勧告制度をつくったとか、あるいは監査専門委員というのを、制度上、入れ込んでいるんですよ。そして、市レベルは一般市は要らないんですけども、内部統制というのを都道府県と指定都市はつくらなきゃいけないんですよ。リスク管理ですよ。つくってもいいんですよ、国立市で。もしかしたら既にあるかもしれないんですけども、進んだところは。ないとするば、内部統制についてというのを国立市の執行機関につくらせるとか、そういうふうな提言なんていうのも……。

だから、この間の自治法改正というのは、議選だけが議会の議論としてクローズアップされますけれども、いろんな使い方ができますよねという話は議会からの政策サイクルの絡みの中でお話しさせていただきました。

1時間だけしゃべろうかなと思いましたが、もっとしゃべってしまいました。ということでまずは終わりたいと思います。

○【青木 健委員長】 済みません、先生、本当にありがとうございました。

それでは、質問でお送りさせていただいた以外にも、今、先生のお話を伺った中で、各議員より質疑等があるかと思しますので、そちらのほうに移らせていただきたいと思しますので、よろしくお願ひします。

それでは、江藤先生にご質疑のある方は挙手をしていただけますでしょうか。尾張委員。

○【尾張美也子委員】 きょうはどうもありがとうございました。最初に基本条例をつくり、定数の問題も4年前に議論し、非常にいいアドバイスをいただいて、初めて今回、検証をしていくのに、先生のお話を伺って、今まで議会は受けとめるほうだけだったのが、つくり上げていく議会にしていくところ、それからもう一つは、感想としては、今の地方議会も、ちょっと与党的・野党的みたいなのが出てきていて、本来はそうじゃなかったんだなと。議会で一丸として、委員会ごとに何か政策提言をして、その一団として執行機関をチェックしていくという、そういうものに発展していかせなければいけないんだなというのを考えながら聞いていたんですけども、1つ、やっぱりちょっと気になって、お聞きしたかったなと前から思っていたことが、今、国立市議会でも、市長を選挙のときに推してきた方々が主に与党とか、そうでなかった人たちが野党とかいう感じで、何となく野党会派・与党会派みたいな区別みたいなものがあるんですけども、そこを、会派の考えと、一人一人の地方議員は個人で出ているというのも私もずっと考えていて、そのようにして区別しながら議会が動く動きというのをちょっと違和感を感じながらずっと議員をしているんですが、その点をどのように、この議会改革の視点から考えていけばいいのかなというところを御質問させていただきたいと思ひます。

○【江藤俊昭教授】 分けるとすれば2点あるのかなと思うんですけども、要するに国政と違くと、私、さっきから言っていますよね。国政の場合、議院内閣制ですから、今言われたように与党と野党

が最初からはっきりするんですよ。じゃあ、地方レベルについて与党・野党がないかという、実際上、選挙の席に応援したりするから、与党的とか野党的はあると思いますよ。これは全くないと言ったら、それはうそですね。

私は山梨なので、よくわからないんですけども、山梨の場合はみんな与党的になっているかなと思うんですけども、小池さんなんかの知事なんかを見るとわかりやすいんですけども、議員も知事も多数つくりたいんですよ。これは政治の論理からすると当たり前なんです。だから、小池さんは何とかファースト、都民ファーストというんだっけ、とか何とかといって多数をつかって自分の意見が通るようなものをつくりたいんですよ。議員もそうなんです。だから、知事とくっついていたほうが自分の政策が動くんじゃないかという、これはあるんですね。

だから、楽は楽なのは、癒着したほうが楽ですよ。時には少数になったほうが、反対だけしたほうが楽ですよ。だから、二代表制と私たちが言っている話は、難しい話をしているんですよ。常に知事にくっついたほうが楽ですよ。知事も多数をつくりたいんですよ。これは大阪もそうだし名古屋もそうだと思うんですが、首長がリーダーシップをとるところは基本的にそうなりますね。そうならなかったときには、日常的な対立がずっと続きますよ。これは激しい対立が続くんですね、もうはっきりしているから、知事派か何とかだと。それも住民にとっては不幸ですね。

だから、今、私がお話ししているのは、難しい選択なんです。知事の言うとおりに、知事反対と言っていれば楽なんだ。議員だったら私はそのほうがよっぽど楽ですよ。癒着して、知事選挙か何かのとき、「知事の言うとおりに」みたいなことを議員は言ったでしょう。おまえの考えはどうなんだというね。ここにいたらごめんなさいね。でも私は本当に腹が立っていて、ちょっと横道にそれますけれども、結構私のところにマスコミも来ていたんですけども、それから都民ファーストの、名前を言っちゃったらまずいんですけども、仲いいのがいるんですよ。選挙前に、「先生にこれから政策を」、「選挙終わったらな」と。全く来なくなりましたね。日経を中心にしてめちゃくちゃ言っていましたからね。

だから、そういう難しい設計なんだ。そうしないと議会の役割を果たせないですよ。議会は首長に目を向けているんじゃない、住民に向けて説明しなきゃいけないということだと思うんですね。だから、難しいことを皆さんは議会基本条例の中に書き込んでじゃっているんですよ。それが嫌だったら癒着したほうが楽でしょうとか、対立だけしていればいいでしょうみたいな話をしていたほうがいいと思うんですけども。

まあ、それで会派についてということなんですが、先ほど言いましたように、議会運営上、会派は大事だし、そしてさらには選挙と結びつけてやるということも私は大事だと思っているんですね。じゃあ、今、会派じゃなければ議会運営ができないかという、そういう設計はしていません。選挙制度は、大選挙区、単記非移譲式という選挙制度、これは個人が出るというシステムになっているんですね。だから、制度上、今後、会派というのが私はすごく大事になってくると思いますけれども、じゃあ、会派じゃなければ議員になれないかというわけにはならない。結構中途半端なんです。だから、もうちょっと会派を明確にするんだったら比例代表みたいなことをやればいい話なんだけれども、そうっていない設計の仕方をしているんですね。だからちょっと難しい、日本の場合はということです。

○【尾張美也子委員】 ありがとうございます。もう一つ重ねてなんですけれども、今のことで、要するに、私、ずっとこの間、考えていたのが、例えば市長がAという政策を出して、与党的な会派は

賛成、与党的じゃない人たちは反対としたときに、そこで議会が終わっちゃうと、多数決でそのままAなんですけど、私が思うには、今、議会がやらなきゃいけないのは、そのAというものを市長が出したときに、賛成・反対あっていいんだけど、それぞれの言い分を聞きながら、そこから市長が新たに変わって出すというところまでいかないのであれば、Aの意見、Bの意見を、Bを全て、A´とかB´とかいう形で、どちらか少数のほうの意見を取り入れながら、新たなそれにプラスアルファしたような政策として議会が提案していくとか、何かそういうことをしなければ、単なる丸かバツかだけになっちゃうのかなという、その辺を江藤先生はおっしゃっているのかなと自分では解釈していたんですが、それが政策提言ということとつながっていくのでしょうか、どうなんでしょうか、その辺のお考えを。言っている意味はおわかりになりますか。お願いします。

○【江藤俊昭教授】 わかりますよ。私が言った最初の政策提言というのは、執行機関と首長が出していないところというのかな、だから隙間みたいなところでまだ見えないところが大事なんだよというふうなところを住民の声を聞きながらやっていくんですねと、これは1つありますね。あるいは監視なんかの決算なんかのときもそうだと思うんですけど、今言われた議案が出たときにというのも、これは大事なんですけど、これ、条文であるのですごく大事なのが第9条なんです。これは第9条をどのぐらい生かしているかどうかなんです。第9条というのは政策形成過程の説明と書いてあるでしょう。これ、第9条、私、きょう言わなかったんですが、ここはすごいポイントなんです。

第9条を読み上げると、「論点を整理するために、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる」、前も言いましたけれども、ここがすごい大事なところなんです。「政策等の提案に至った背景及び経緯」でしょう、市民参加をしたか、基本構想との整合性、財源何とかでしょう。この1というのはどういう意味かということ、これは、誰がこの政策をつくって提案したのかということと、条例をつくる時もそうなんです、要するにつくらなきゃいけない立法事実みたいなものがあるわけですよ。

今、法律の話をしたけれども、条例もそうなんです、なぜつくらなきゃいけないかどうかということ、その目的があったとしても、目的が、例えば何だろう、人口減少社会に対応するというのは難しいけれども、何か目的があったとしても、その道というのは多様なんです。その所管であっても、ほかの総合計画とのかかわりはみんな言っていますけれども、ここで答えが1つなわけではないんだ。

もうちょっと言うと、行政職員は優秀だから、優秀な人たちはいろいろ考えてやっているのがこぼれているんですよ。そして議案として出てくるのは1つだけなんだ。どちらか選んでくださいという議案の出し方はしないでしょう。でも、こぼれているんですよ。もしかしたら、そのこぼれた中にきらりと光るものがあるかもしれないですね。だから、政策なんか、絶対正しいものなんかあるわけではないんだ。例えば自治体独自でやるのかとか、広域連携でやるのかとか、住民がかかわるのかとか、自治体独自でやるのかとか、補助金がどうのこうのとか、あるいは法律の規律密度という、突破してもしなくても、やらなきゃいけないことがあるんですよ。だから、そういうことを行政内部で議論している話なんだ。

だから議案が出てきたときに、その背景とか、そこでこぼれたのを全部出せと言っているわけですよ、これは、総合計画の絡みも含めて、ほかのことも含めて。本当にそれがベターかどうかは私たちが判断しますよという議会の宣言なんです、これは。だからその中で、本当にそれがいいのか。だからA案が出てきて、私は首長を応援したからA案に賛成だと、これ、議会の意味、ないでしょう、

そんなんじゃない。だから、そういうようなことが大事でしょうということだと思いますよ。

だから、この9条をどのぐらい生かしているんですかということ。だから9条で、これを質問された方はいるんですか。毎回出ているの、これ、それとも。だから、要するに議案が出てくるときに、これをやって議論ができるということですよ。

○【上村和子委員】 ここがいつも……（マイクなし）……ところで、説明とか報告とか、そういったものを求めてはいるんです。ここには求めてはいるんですけれども、そのことに議会がどれぐらい入って行って、中身にどれぐらい関与できるかという、一応常任委員会のそういう重要なものが報告事項になっているがために、そこでしっかりした議論が、今、できないという課題があるかな……、常任委員会の、例えば総合計画とか、ありますよね。そういったものが常任委員会の中では審議事項ではなくて報告事項になっているんですね。

○【青木 健委員長】 議案として提案されていないですけども、行政がこういうことを今後やっていきますよとか、その計画をつくったときには、議会には、それを所管する委員会に報告をしていくというようなやり方に、現在はなっているということです。

○【江藤俊昭教授】 報告でしょう。でもその中に、説明の……。

○【上村和子委員】 そうです。いろんな議案が出て……、例えば議案になったときにも……。

○【江藤俊昭教授】 その中にこれを全部書けなんて言っているわけじゃないでしょう。

○【上村和子委員】 ええ、ええ。このところの、この政策の提案に至るまでの間に、さっきおっしゃった取りこぼしがあるんじゃないかと、どういう議論をしたんじゃないかということまで……。

○【江藤俊昭教授】 （マイクなし）。

○【上村和子委員】 そうです、そうです。そこが……。

○【江藤俊昭教授】 これの原文は北海道の栗山にあるんです。それを短くして、経緯のところそこが入っている。

○【上村和子委員】 そうです。その経緯のところ、経過とかいう資料はついてきます、議案に。でもそれは議会のためにつくった経過説明なので、それのもっと手前にどういう議論をしてきたのかというのが欲しくて、そこを求めますけれども、私の記憶の中ではそこまではまだ行っていません。だから、取りこぼしたものがあんじゃないかと、そこを拾おうじゃないかということまでは行ってないというふうに思います。

○【江藤俊昭教授】 私が職員だったら言いたくないですね、本当は。だってこれがベターなんだから。でも一応どんなものがあつたかどうかという主要なものが3つぐらいあつたと思うんだけどもという言い方は……。ただ、繰り返しますが、議案が出てくるときに、環境とか条件があつて議案が出てくるんですよ。だからどういう条件のもとでこの議案かという、それは恐らく説明の資料に出てきていると思うんですが、条件を変えたときには別の議案が出てきますから、そこをちょっと複眼的に議会側も考えていかないとということだと思います。

○【青木 健委員長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。重松委員。

○【重松朋宏委員】 関連してなんですけれども、この9条の主語は「議会は」ですよ。正直、議会としてこれらのことを求めたことというのは、この3年間、一度もなかったと思うんですけども、議員個人は質疑の中で、この中のどれかをちょっと意識していたことがあつたかなという程度なんです。これは議員個人に任される話ではなくて、やはり議会として、ほかの条項もそうなんですけ

れども、「議会は」というものについては、やはり委員会単位なり議会単位でそれを求めたり、決める、集約することが必要だと思うんですけれども、それは具体的にどういうふうにできるんだろうかと。例えばこの9条については、議会として求めるというのはどのような形でできるんだろうかなと思うんですけれども。

○【江藤俊昭教授】 全ては必要ないと思うけれども、重要事項についてという、事前説明のときに、これは重要だなと思ったのは、委員会ごとに、こういうことについては議案提出の際にこういう資料を添付しろとか説明をしろというのは議会としてやられていいんじゃないですか。と思いますよ。

ただ、ぜひこれは、今、せっかく条文に入っている。前もお話ししましたけれども、これは、栗山 のときは町長が嫌がった条文なんですね。議会が執行機関を縛るんですよ。執行機関を縛っているんですよ。だから嫌だと言ったんですけれども、これは、議会は、議決するためにはこのぐらいの資料は出さないと議決できないよということで、こういうふうな条文を入れ込んだんだと思うんですけれども、今お話ししましたように、全てじゃなくて重要なものについては、委員会として、しっかり、これとこれとこれについては、この9条に沿った資料を、あるいは説明を求めるということは言われたほうがいいですね。そして出てこない場合は、委員長もちゃんとやるし、あと個別にも質問するということが必要なのかなと思います。

○【重松朋宏委員】 委員会が始まって、その場でこれについてきちんと答えられるようにというように、議案なり、重要な計画が提案なり報告される前に、委員会で決めるというよりは、多分、委員長がある程度取りまとめてという感じですか。

○【江藤俊昭教授】 事務局がどういうふうに考えられるかわからないですが、全協を開いて説明を1週間前ぐらいにやっているんですか。（「やっていないです」と呼ぶ者あり）これ、やっていないの。

○【青木 健委員長】 先生、国立の場合は、当局のほうから、各会派ごとですとか、与党単位だったり、野党単位だったりとか、そういう形で、提案する議案については事前の説明を行うという方式でやっております。

○【江藤俊昭教授】 (マイクなし)。

○【青木 健委員長】 いえ、もっと時間があります。半月はあるよね。

○【江藤俊昭教授】 じゃあ、私なんかは、やっぱり議会全体でやったほうがいいかもしれないですけれども、あとは議運ですね。会派で受けて、だって議運はかなり前に……、どのぐらい前にやるんですか、定例会前というのは。

○【青木 健委員長】 直近は3日前です。

○【江藤俊昭教授】 その前は。

○【青木 健委員長】 その前はどのぐらいでやっているか……。

○【江藤俊昭教授】 議事日程を決めるのはいつ決めているの。その3日前ということじゃないでしょう。（「議事日程は年間で決めています」と呼ぶ者あり）年間で決めているの。ああ、そう。（「それから3日前に議運を開いています」と呼ぶ者あり）ああ、その3日前でやっているの。じゃあ、わからないな。じゃあ、議会の初日を少し前倒しというか、やって、そこで議案が出てきたときに、大事なものについては、これとこれについてはとやるのかどうなのかだな。どこか、そういう、入れ込まなきゃだめということだものね、これを。

○【内藤哲也議会事務局長】 大枠の部分については、先ほど委員長がお話しされたように、会派で

あったり、グループの単位で当局が説明をするわけですね。その中で、どうしても気にかかったものとか、資料要求とかがあった場合には、議会までに用意をしたりとか、委員会までに用意をしたりというのは、それは個別に今はやっているという形ですね。

○【江藤俊昭教授】 今の御質問は、議会として、ちゃんとこういうルール化できるためにはどういう設計の仕方がいいのかという……、そうだね、わからないね。でも原則は議会としてやるというルールを……、だから基本的には、これはみんなやるというのが原則なんですよ。だけどみんななんて、そんなの必要ないものが多いし、だから主要なものになるでしょう。主要なものというのを誰がどこで決めるかという話でしょう。どういう設計の仕方がこの市議会の場合はあるのかなと考えると、そこなんです。繰り返しますけれども、議会が求めるということですよ、原則、全て。ただし全てなんてあり得ないから、主要なものをどこにするかどうかをどこかで絞り込んでいかなきゃいけないのは、どこが動かしていくかどうかですね。わからないです。

○【青木 健委員長】 やっぱり議運ですかね。

○【江藤俊昭教授】 今のシステムだとね。

○【青木 健委員長】 ただ、議運にそこまでの責任を負わせられるかどうか……。

○【江藤俊昭教授】 ほか、ないんだもんね。

○【青木 健委員長】 そうですね。

上村委員、どうぞ。

○【上村和子副委員長】 そのどこでやるかなんですけれども、今、現実には、みんなそれぞれのところでやっているんだと思うんですけれども、私は初日しかないと思っているんですね。初日に議案の説明があったときに、常任委員会までにこの資料をそろえてくれという質問を意識的に初日にやるんです。でもそれは個人としてやっているんです、一議員として。しかし、常任委員会は、初日から数えたら、大体、普通1週間後ぐらいに始まっちゃうんです。1週間の間にそろえられるかなという気がしたりするんですね。だから、当局から出てきた資料だけでは到底議論できないし、見えない部分があるというものについての、それを一議員がやるのではなくて、やっぱり議会としてとか、常任委員会ごととか、何かどこかでちょっと前に出せる場があると一歩進むんじゃないかなという気はします。

それと同時に、ちょっとつけ加えると、一般質問というのがあるんですが、先生がおっしゃったとおり、国立市議会議員ってみんな真面目で、一般質問をほとんど全員がやるんですよ。すごく取っていているんです。みんな1人で、それこそこの政策、この9条のところにかかわる部分を、各議員が自分の問題意識の中で、それこそ多様に切り込んでいきながら、一般質問で取り込んで変えさせていっているということが私は起きていると思うんですけれども、いかんせん、まだ個人議員止まりなんですね。

会津若松を見たときに、一般質問のやり方も、みんなで事前に、何を論点にするとか相談をしたり、出し合ったりして、チームプレーと言うと変ですけども、そういった場を議会としてやっている。だからそこで、まだ国立の場合は議員それぞれが1人とか会派でやっている現状があって、議会としてとか、常任委員会としてとか、動く力が、今、本当に今の課題だと思うんですけども、そういったものをどうやってつけていくのかというのが私的には一番知りたくて、一般質問を議員から議会としての力に変えるということは、何か、先生、教えていただければ、どういうことを考えると議会として全体の力になっていくというふうにお考えですか。

○【江藤俊昭教授】 きょうの議論と少し、基本条例よりちょっと広くなりますけれども、やっぱり委員会を意識するんでしょうね。だから委員会でしっかり議論していれば、その中でどんな質問をしていくかどうかというのがおのずと出てくると思うんですけれども、まあ、やっていただきたいのは、議会が終わったら全員で集まって、あるいは委員会で集まって、その一般質問の中でもっと詰めなきゃいけないかなというのを所管事務調査にのせるんですね。

事務調査。委員会でやるんですね、これは大事だからって。質問したんだけど、答え、これは曖昧だから、委員会としてしっかり取り組みましょうねという項目に入れ込むという、追跡調査というものなんですけどね。

追跡質問というのは前もお話したかもしれないですけども、半年前、1年前に質問したことについては通告なしで質問できる制度、追跡質問ということをやっている議会があるんですよ。これは追跡質問だから善処しますとか、そういうことは、余りいいかげんなものは言えなくなるんですけども、追跡調査というのは、その質問が出て、これ、大事だよ、議会としてもっと詰めたほうがいいよねという。

それを独自にやって議会だよりに載せるとか、あるいは所管事務調査にのせていくという、こういうふうなことをやっていけば、個々の議員の質問が全体のものになっていくというのがあるし、あるいは委員会が独自にやっていく調査研究をしていけば、その中で、今、チームプレーと言われましたけれども、おのずと問題意識が一致してくるんですね。だからそうやって連続的な質問というのができてくる。だから委員会の活動というのをどういうふうに考えていくかどうかという。

ちなみに閉会中について、自治法を読むと、閉会中というのはかなり厳格な付託案件がないと、例えば議案だとか何かをやらないと動かないというんですが、結構アバウトでやっているんですよ。所管事務調査をかなり広くとって、自分たち委員会が独自に動きながら調査研究をしている、国立はちょっとイメージが湧かないんですけども、まだわからないんですけども、自分たちで課題を決めて調査研究に入って提言するというのをやっていますね。

○【上村和子副委員長】 福祉保健委員会なんですけれども、結構、今、委員長が頑張っていて、まさしくそれに取り組んでいるところなんですけれども、望月さんから何か質問……、今、国立がわからないとおっしゃったので。

○【青木 健委員長】 望月委員、お願いできますか。

○【望月健一委員】 きょうは貴重なお話、ありがとうございます。突然振られて、今、福祉保健委員会の委員長をやっております望月と申します。やはり課題が政策形成サイクルに回すというのを委員会でどう行うかというのが課題だと思うんですね。議員が、ある政策においても、例えば地域包括ケアといっても、個々人の切り取り方がそれぞれ違って、委員会として一致団結してこれやっぺいこうというまでの方向性までになっていないかなという思いがありまして、どう委員会として、例えばあるテーマにおいて、ある程度まとまった政策提言をしていったらよいのかという、そこら辺、もしほかの議会等で成功している事例等がありましたら教えてください。

○【江藤俊昭教授】 ちょっとお聞きしますけれども、こちらで、議案のうち全会一致というのは何割ぐらいあるんですか。8割ぐらい。（「8割は……」と呼ぶ者あり）ありますよね。8割って、結構多いでしょう、一致。

○【青木 健委員長】 それは上位法の改正による条例の一部改正というのが多いからということですから。

○【江藤俊昭教授】 予算なんかは違うんですね。何とも言えないけれども、私が知っているところはやっているな。会津だとか、飯田とか、だから、その委員会で結論を出していくという、委員会として……、もちろん会派というのはあるんですよ、あそこも。でも会派というのは、最初からというよりは、何度か行ったり来たりして、三重県議会もそうなんですけれども、戻していく。だから委員会で議論したことを豊富化していくという議論だと思うんだ。だから会派で最初から縛っていくという国会のようなイメージではなくて、委員会でしっかり議論していくんですよ。だから、委員長報告だけではなくて、可児市議会などは委員会代表質問というのがあるんですね。だから委員会としてしっかりと執行機関とかかわっていく。

○【望月健一委員】 例えばあれですか。委員会としてあるテーマについて定期的な会合を持つ中、最終的な結論を市当局に、そういうイメージですか。

○【江藤俊昭教授】 はい。だから議案だけの審査ではないんですね。恐らく国立の場合は、議案か何かの個別付託で、閉会中、動くというイメージですよ。違う。

○【青木 健委員長】 閉会中に委員会を開催するのは、うちの場合、本会議において継続審査になった議案のみです。

○【江藤俊昭教授】 ああ、それだけ。だから個別の付託だけなんだよね。だからそうじゃなくて、今お話ししましたように、かなりアバウトにとっていて、ちょっと言うてはいけないんですけども、自治法違反までいくかなと思っているんですけども、飯田なんかは、最初に議決しちゃった、3月議会で議決したら、ずっとそれをやっていますねという……、本当はだめなんですよ、それは。議会ごとに議決しなきゃいけないんですけども、だから、（「何を」と呼ぶ者あり）所管事務調査を、これとこれとこれの項目って。

○【望月健一委員】 例えばあれですか。あるテーマについての勉強会ではないですけども、そういうテーマと一緒に研究をしていって、調査というまでいかない、勉強会、研究をしていって、それを最終的なところで、どこかでやるとか、そういうイメージですか。

○【江藤俊昭教授】 委員会でやっていますよ。（「委員会の委員会記録とはまた」と呼ぶ者あり）調査ですね。ごめんなさい、議会というのは閉会中は死んでいるんですよ。それを生かすために委員会が作動し、委員会しか作動できないんですよ。その委員会が個別の継続審議だけだと死んじゃっているままなんですよ。だからいつでも起きられるように、所管事務調査として議決して委員会ごとに動けるように仕掛けをつくっているんですね。これは飯田です。

会津若松の場合は、自治法を厳格にとって、付託案件だけを委員会としてうまく作動させるようにしています。それだけでは議会は死んでいるから、委員会と並行して政策討論会分科会という何か難しい名称のものを入れ込んでいるんですよ。

それは2つあって、委員会が閉会中、なかなか付託の問題から動けないというだけじゃなくて、政策討論会という名称なので、議員間討議を重視して調査研究をしましょうよという名称をつけたんですね。きのう、おととい、お話ししてきたのは、そろそろ委員会でやればって。そんなもの、通年議会にする気があるなら、委員会なんかはずっと動いていいんだから、政策討論会とか、難しい言葉じゃなくしてみたいは話を、ちょうどおととい、してきたところなんですけれども。

だから、今お話ししていてよくわかったのは、委員会、動いていないんですよ。だから私の言い方が、恐らくイメージが湧かないと思うんですね。だと思えます。

「死んでいる」というのは言い過ぎだった。「寝ている」。ごめんなさい、間違えました。「寝て

いる」。

○【青木 健委員長】 ほかはいかがでしょうか。そろそろ時間のほうも迫ってまいりましたが、もう一名、どなたかあれば。じゃあ、遠藤委員、どうぞ。

○【遠藤直弘委員】 本日はありがとうございました。今はずっと条例のほうの部会のほうだったんですけれども、財政部会で、今、私はかかわっているんですけれども、その中で、これは本当に大きな話なんですけれども、今後、地方自治体のこういった議員というものの、専従のほうがいいのか、それとも、ヨーロッパですとか欧米のような、ボランティア精神に富んだ方たちが参加するようになるのいいのか、先生、何かお考えがあれば。ちょっとずれちゃうかもしれないんですが。

○【江藤俊昭教授】 私、この半年間、ストレスがたまっていた案件がそれなんです。新聞報道とか何かで個別に出るんですが、私は来週の月曜日まで箝口令を敷かれています。しゃべるなど、今の話。要するに、ひどい話で、総務省が、大川村ってご存じですか。そこを、議会にかわって町村総会にするという、これに端を発して研究会を立ち上げたんですね。

その中で、いろいろそういうふうに悩んでいる人について、町村総会できない、これはいいんだ、私は町村総会って余り好きじゃないからいいんですけれども、全くできないかという、青ヶ島はできるんじゃないかなと思うんですけれども、これをなくそうかなとかね。今、悩んでいるところは、兼業禁止規定の緩和をやればいい話なんですけれども、そういうのはほとんど無視して、新しい2つの議会を、「小規模市町村は」というのを主語にしてやるんですよ。

新聞は虫食いでやるんです。私は、恐らく、今、電話がたくさんかかってくるのは、あした総務省のレクチャーが入るんですね。それで新聞社の。コメントする気はないんですけれども、2つの議会をどちらか選択しなさいというんですね、現状は残しますけどって。一方では、少人数、当初は3人から5人の議員と、生活給を与えますよ、公務員の副職制度も入れますよ、人数が少ないから、住民参画制度についての、くじ引きで、裁判員制度みたいなものを入れますよみたいなことも、また入れるんですよ、そのほかに。こっちはこっちで、無給、今の議員定数の倍ぐらいとかいって、そして夜間議会とか言っているんですよ。これは自治会町内会の役員の延長かみたいなことを言っているんですけれども。

私は、どっちがいいですかと言われると、「自分たちで考えなさい」ですね。もうちょっと言うと、今の96条の、恐らくこちらは何百億か何かの一般会計かもしれないけれども、30億だって大変ですよ、自分たちで決めるなら。それを安易に夜間だけでできますかとか、無給ですよ。ボランティアでできますよなんて……、アメリカとか何かだったら、ヨーロッパと言われてましたけれども、ヨーロッパで議院内閣制で、内閣のところは金をもらっているんですよ、議員であったって。ですからアメリカなんかは仕事がないんですよ。

そういうものを含めて、日本の現実の中でちゃんと考えるなら……、だんだん腹が立ってきますけれども、その2つを選べと言うの。不可分のパッケージというんですよ。これしかだめだと言うんですよ。なぜ押し込めるんだ、なぜ国からそういうことを言われなきゃいけないんだって。それから、定数とか、報酬だとか、議決事件とか何かについては自由度を高めてきたんですよ、今。このパックにしたならこれじゃなきゃいけないなんて、何でそんなに自由度を制限するわけ、とか。

あと、今言ったボランティア的なものというのは、兼業禁止規定を、「緩和」と書いていますけれども、聞きましたら廃止にするんですが、そのかわり、契約とか財産の取得処分を議決事件から外すというんですよ。議会の権限を取っちゃうというんですね。これは歴史的には若干あるんですけれども

も、そういうことをよくやるよなど。そもそも3人から5人が議事機関として作動するのかと。それから、ボランティアのところを人数を多くするからといっても、夜間でしっかり議論して、ちゃんと監視機能もチェックできるのかどうか。

だから、私は今の御質問については、これから、まさに住民自治にとっては、住民自治の根幹は議会なんです。首長じゃないんですね。住民自治の根幹というのは議会だから、条例とか、予算・決算だとか、さまざまな権限を議会に与えているんですね。だからそれをボランティア的にできるような優秀な市民の方々、まあ、優秀、ちょっと嫌味たらしく言っているな、意欲ある市民の人がたくさんいるならそういうことも可能かもしれないけれども、私、嫌だもの、そんなの。1年で疲れちゃうもの。

○【遠藤直弘委員】 となると、先ほど先生も、ちょっと難しいかなというふうにおっしゃっていたんですけれども、平場でというか、市民からの意見を聞く会とか、そういうところでの議員との討論というのがなかなか難しいというような形になってしまうのかというふうに感じるところなんですけれども、先ほどの話をもう少し深く……。

○【江藤俊昭教授】 だからもうちょっと、5人とか……、私は皆さん真面目だなと思ったのは、5人とかだったらやめようよという議論が出るよ、普通。でもやめようという議論、出ないんでしょう、ここは。（「討論はしない」と呼ぶ者あり）ああ、しないの。（「はい」と呼ぶ者あり）それこそみんな議論して、そしてやればいいし、不特定多数というのはちょっと微妙なところもあるんだ、これは大事なんだけど。あるいはテーマごとにやってもいいでしょう。例えば委員会ごと、さっき言った所管事務調査じゃないですけども……。

○【青木 健委員長】 委員会ごとにテーマを持ってやらせてもらっています。

○【江藤俊昭教授】 ああ、やっているの、今。

○【青木 健委員長】 はい。それについて意見をいただく形で開催させてもらっています。

○【江藤俊昭教授】 じゃあ、その意見を聞くだけじゃなくて、いろいろ議論を交わしてもいいよね。あるいは教育だったら、PTAとか、団体との意見交換会、これもやっているの。こういうのだって、それこそ政策サイクルを回しているときにはすごく役に立つと思いますね。だからやり方も含めて考えられるといいんじゃないですかねというふうに思います。

私自身は、開かれた議会というのは、それは主権者教育の意味もあるんですよ。ちょっと横道にそれですけども、これは、議会基本条例をつくってから、中学校とか高校にこれを持って勉強会に行かれましたか。

○【青木 健委員長】 ありません。

○【江藤俊昭教授】 これは、だからその意見交換会というのは政策サイクルの中でも大事な役割なんですけれども、主権者教育の意味も持っているんですね。だから、ぜひそういうことも考えていただければ。私は、意見交換会というのは一応大事だし、さらに参考人だとか公聴会制度というのをもっと充実したほうがいいんじゃないですかというふうに思っているほうですけども。

○【青木 健委員長】 ありがとうございます。

それでは、予定の時間も多少オーバーいたしましたけれども、先生におかれましては、本当に本日はありがとうございます。

最後に小口副議長より御礼の御挨拶をさせていただきたいと存じます。

○【小口俊明副議長】 江藤先生、本日は、お深い見識からの大変貴重な御示唆を賜りまして、本当

にありがとうございました。我々、前回、江藤先生のスーパーバイズのもとでつくりました議会基本条例、これを、今期、3年余りですけれども、策定をした後、運用してきて、ここで初めて、今回、見直しのチャンスということになります。そうした中で、今、一般的にはこういう考え方があるよとか、あるいは、これはこういう捉え方だというようなことで、より具体的に、今、御示唆をいただきましたので、これを、我々、しっかりと受けとめまして、今後の見直しのチャンス、これを生かしてまいりたい、このように思っております。本日は大変にありがとうございました。

○【青木 健委員長】 先生、本当にありがとうございました。

大変真面目な国立市議会でございますので、皆さんの御協力が無事進みましたことに厚く御礼申し上げ、これをもちまして、議会改革特別委員会、本日の江藤先生よりスーパーバイズをいただく会を終了とさせていただきたいと存じます。どうもありがとうございました。

午後15時36分散会

1. 学識経験者によるスーパーバイズ・助言
(2) 第2回廣瀬和彦先生（（株）地方議会総合研究所）

平成30年8月27日（月）

午後2時開議

○【青木 健委員長】 皆さん、こんにちは。昨日は暑い中、防災訓練、大変お疲れさまでございました。

定刻となりましたので、ただいまから国立市議会議会改革特別委員会における廣瀬先生のスーパーバイズを開催させていただきたいと思います。廣瀬先生におかれましては、平成28年7月に開催いたしました議員研修会で、議員の発言に対する責任等についての講師としてもおいでいただいております。その節は大変ありがとうございました。

また、本日は、「今、求められる議会改革とは何か～議会基本条例と、議員定数、議員報酬等の見直しにあたって注意すべき点は何か～」というテーマでご講演と、事前にお送りいたしました質問事項に対するご回答をいただき、また残りのお時間で全体的な質疑応答をさせていただきたいと思います。これからの特別委員会に生かしてまいりたいと考えておりますので、皆様方におかれましても何とぞよろしくお願いをさせていただきたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、大和議長から御挨拶を頂戴したいと存じます。大和議長。

○【大和祥郎議長】 こんにちは。廣瀬先生におかれましては、3日間続いております酷暑の中、国立の地までおいでいただきましてありがとうございます。そして、先ほど事前の打ち合わせの中で先生の最近の行動を聞かせていただいたところ、御自分の大学院のお仕事であったり、講師であったり、また講演とマルチに動かれている中、国立市議会においでいただく機会をいただきまして、心より感謝申し上げます。

本日は、先ほど青木健議会改革特別委員長からお話がありまして、「今、求められる議会改革とは何か」というテーマで御講演をいただくということでございます。

平成25年に議会改革特別委員会が第1回目としてスタートし、平成27年に国立市の議会基本条例が制定されました。そして、それから約4年弱という中、4年に1回の見直し行為を行うということで、私、議長の1つの思いという中で、この議会改革特別委員会を昨年、平成29年12月に設置させていただきました。この議会改革は、全国でも議長会を通じて、各自治体の中でさまざまな形で協議がされているわけでありまして。

特に私が思うには、開かれた議会とは何か、誰に向けた議会なのか、また住民福祉の向上を求められた議会とはどういうものか、私は1つとして、議会のイノベーション、新しい切り口であったり、新しい活用法、技術革新、議会の革新ではないのかと思っております。その中で、各地で求められております政策形成サイクルの活用法や表現の方法、住民との意見交換やその手法、その取り扱いの重要性を改めて感じさせていただいているところでございます。

本日の先生の御講演をいただきながら、市民から求められるサステイナブルな国立市議会を目指して、きょうのスーパーバイズをぜひ受けさせていただければと思います。

先生におかれましては、短い時間ではありますが、私どもの事前にお渡しをさせていただきましたそれぞれのテーマ、そしてまた思いを解きほぐしていただきながら、御教授をいただきますようお願いをいたします。

それでは、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○【青木 健委員長】 大和議長、ありがとうございました。

それでは、早速、先生に御講演を頂戴したいと思いますが、廣瀬先生の御経歴につきましては別紙を配付させていただいておりますので、そちらを御参照いただきたいと思います。

なお、当初90分間ぶっ通しで先生に御講演いただくつもりでいたんですけれども、先生は、そんなにやったら皆さんお疲れになるでしょうから、途中で私がいいところで休憩を求めますというふうにおっしゃっていただきましたので、先生、その辺はよろしく願いをさせていただきたいと思います。

それでは、廣瀬和彦先生より御講演を頂戴したいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○【廣瀬和彦氏】 皆様、こんにちは。ただいま御紹介いただきました廣瀬と申します。きょうは事前にいただきました質問事項を踏まえながら、議員定数と議員報酬、議会基本条例についてのお話をさせていただければと思います。

先ほど委員長様からも御連絡いただいたとおり、最初60分間お話しさせていただいて、10分間休憩をとらせていただいて、再開後、私のほうからお話を再度続けさせていただいた後は、質疑応答の時間を踏まえて、私のほうからお答えをさせていただくという形で進めさせていただければと思います。

資料は、お手元に配付させていただいた資料という形でお願ひできればと思いますが、ちょっとプラスさせていただいて、先ほど事前に打ち合わせさせていただいたときに、少し広げながらお話をさせていただいたほうがいかなという部分があったので、つけ加えさせていただいた部分もありますので、データを置いていきますので、必要がありましたら、事務局様からいただければと思います。

きょうお話しさせていただく前段として、議会基本条例を踏まえた議会改革という形の中で、議会基本条例の内容も含めて、そして議会基本条例の中には定数、報酬についての規定もございます。そういうところから、定数、報酬どうあるべきかというお話をさせていただくという形の一環として、きょうのお話を進めさせていただく部分があるかと思っています。

当たり前ですけれども、議会改革の一環として定数、報酬というのを考えていただくのは結構なんですけど、その際には、経費の観点から議会議員定数、議員報酬を考えるのだけはやめていただきたいという形になります。皆様方の議会としての活動、議員さんとしての組織体制、そして皆様方の議員報酬、これらは経費削減の観点から考えれば、とにかく減らすしか方向性としては一切出ません。そうではなくて、本来、議会とはどういうためにあるのか、何のためにあるのか、それは皆様方が一番御存じのとおり、住民福祉のため、まちづくりのため、最も多種多様な住民の意見を皆様方が集めていただいて、それらを踏まえて活動を行っていただく、それが本来の皆様方の役割ですから、それらを踏まえていただいて、議員定数はどうあるべきかというのを考えていただく。

そしてプラスして、議員報酬については、皆様方が議員さんとしてどういう活動を実際に行っているか、その活動量に応じて議員の報酬というのを考えていただく。そこにはプラスして、議員さんとして選挙を勝ち上がられて、皆様方は住民の代表として今この場所にいらっしゃるという形ですから、その際には代表制の部分の踏まえながら、単純な報酬とは切り分けて、職責に応じた生活給の部分もある程度考えていただいた中で、議員報酬というのをお考えいただいてもよろしいのではないかと。そういうふうにとお考えいただきながら、きょうの報酬、定数についてのお考えを聞いていただければと思います。

お話に入る前に、私、ちょうど2年前にお邪魔させていただいたんですが、2年前からさらに10キロぐらい太りまして、困ってしまって、つい先週、富山市さんにお邪魔させていただいたんですが、1つ問題がありまして、夜、懇親会があって、最近はどこも懇親会は椅子と机とテーブルがあって、そこに座るのが多いんですが、違うところへ行くと、いまだに座敷があるんです。私はこれが困ってしまって、太ると正座ができません。それどころかあぐらもかけなくなって、どういう状況になるかというと、あぐらで座った瞬間に、この間も恥をかいてしまって、そのまま後ろにこてんといってしまう、思い切り壁に頭をぶつけてしまって、お酒を飲む前から痛い痛いと言いながら、お酒で何とかごまかしながら痛みをとっていたような状況になりました。太るとだめです。本当にいいことは1つもありません。

嫁にはさんざん怒られて、余計なお金ばかりかかってと言われて、その後、恥をかいたのが、座った瞬間にずぼんがびりっと破れましたね。本当にこれだけは泣きそうになりましたけれども、さすがにちょっとやせないといけないというのが本当に身にしみてわかってきて、議会改革なんか話す前に、自分の改革を話せというところですね。そっちのほうが先でしょうという話になるんですが、そんなのも踏まえさせていただきながら、お話を進めさせていただければと思います。

まず、1つ目の質問事項ですけれども、ちょっとつけ加えさせていただきました。お渡ししたのが余りにもあっさりし過ぎてしまって、質問に答える形でお話を進めていくべきかどうかいろいろ考えていたんですが、少し大きく視点を持ってお話をさせていただければと思います。

まず1つ目が、常任委員会で議論する人数は、何人が適切とお考えでしょうかという話とか、仮に定数を削減する場合、地域民主主義を確保するには、どういう条件が必要でしょうかというお話をいただいていますけれども、そうしたときにまず定数、報酬について、特に定数について考えるに当たって、先ほど私が言いました、行政コストのカットの観点だけから考えるのは問題がある。そうしたときに、議会としての定数を考えるに当たってはどのような視点から考えるべきかということで、3つほどの視点から考えさせていただくのがよろしいかと思ひまして挙げさせていただきました。

まず1つは、憲法に規定があるように、地方公共団体に必ず議事機関として議会を設置するという規定があります。つまり議事機関、議会の中で十分な議論を行っていただいて意思決定を行う、これが機能の1つとして考えられる。そうしたときに、この機能を十分に果たすという視点から議員定数を考えるというのが、1つ目の視点として挙がってくるかと思ひます。

2つ目の視点です。議会といった場合に、国会も含めて思い浮かぶのが立法機関として、つまり政策立案という観点から議会としての役割を考えていく。そうしたときに議員定数どうあるべきなのかという、立法機関を重視した権能を発揮するような議員定数の考え方、これを2つ目として挙げさせていただきました。

3つ目が監視機関としての権能発揮です。皆様方議会というのはチェック機関、つまり執行行政が適正に行われているかどうかをチェックしていただく機能が皆様方にはつけ加えられています。そちらの機能を重要視した上で議員定数を考えると、どうあるべきかという観点、この3つの観点からまず議員定数のあり方について考えていただく入り口としていただきたいと思います。

議事機関としての権能というのは、まさしく皆様方から質問いただいたように、通常は皆様方は本会議で意思決定、実質的な議論を行うということとをされずに、常任委員会を下審査機関として設置して、そこで実質的な審査を行う。そういう形が、一般的にとられている委員会主義と呼ばれるものになります。そうすると、議事機関として十分な議論を行うに当たっては、本会議での状況というより

は委員会での状況、つまり委員会での審査、調査、そこで十分な議論ができる値というか、討議できる人数、それを考える中で、そこから今度、議員総数というのを考えていく。つまり委員会の常任委員会数方式というのをとっていただくことにつながっていくのが、議事機関としての権能強化から視点を持ってきた議員定数の考え方になってきます。これが1つ目の部分です。

2つ目が立法機関としての権能発揮の部分です。これは皆様方、政策立案、実際に政策条例をいろいろお出しになられる部分があるかと思えます。ただ、私が今、ちょうど大学院のほうで研究している中で、実際に議会としての政策立案をふやすにはどうすればいいのかというのを、あらゆる面からいろいろ検証させていただいた結果、唯一出たのが、皆様方は政務活動費をふやされれば、政策立案機能が上がるというのだけ唯一出ました。それ以外のものは、計量分析上は全く何も出てこないわけです。つまり何をしても政策立案機能は上がらないという形になってしまう。数字だけ見ればの話ですけれども、そういうことがあり得ますというところですよ。

そうしたときに、1つの打開策としてどうすればいいのかといったときに、立法機能を十分に発揮するに当たっては、どういう状況が望ましいのかという理論部分を考えていただく。そうしたときに、結局、数多くの条例案を出すということは、条例案を出すまでの意思決定が早くなければいけない。意思決定を早くするにはどうすればいいのかといったら、構成人数を減らせば減らすほど意思決定は早くなってきます。構成人数が多ければ多いほど、さまざまな意見が出て議論が充実するということは、本数に対し影響が出てしまうということになる。

そうすると、立法機関、つまり条例案をできるだけ数多く出すというところだけ1つ重視してしまえば、議員数をできるだけ少なくして、さらに立法について専門的な知識を持たれる方で構成する、例えば大学の先生だったり、または弁護士さんだったり、あとはそれにかかわるような学識経験者の方だったり、そういう方々で構成してしまえば、内容の非常に濃いものができるだけ速やかに上がってくる可能性が出てくる。これが立法機関としての権能発揮を踏まえた上での議員定数の考え方につながると思います。

それと実は内容的には対極をなす形になりますが、議会は監視機能を持っています。この国立市さんでも7万人以上の方々がお住まいになられている。その市域というのがかなりの地域に広がって、それをくまなく皆様方が漏れなくチェックをしていただくとした場合に、議員定数をどう考えるかといったら、当然皆様方の人数が多ければ多いほど漏れが少なくなってくる、チェック機能が十分に働くという形になりますから、ここから言うと、監視機能としての権能を発揮する議員定数のあり方は、議員定数は多ければ多いほどいい。ただ、多くなればなるほど、その部分でどうしても経費がかかってしまうので、この話を入れていくと、どうしても報酬を削減せざるを得ないという話にも言及していく可能が出てきやすくなっていく。その部分を1つ御留意いただければと思います。

お互いそれぞれ、特に2番と3番においては、中身的には相対するものになってきますので、立法機能の権能を発揮すればするほど監視機能がおぼつかなくなってくる。やっぱり人数が少ないですから監視機能が弱まるということで、どちらか片方に寄ってしまうと、その片方の権能しか発揮できないという嫌が出てきます。なので、一番一般的なものは、1番の①の考え方を入れながら、②、③は国立市さんにおいてどういう考え方をとるか知らないか、そのところで加味をしていただきながら、お考えいただいてもよろしいのではないかと。これが権能を発揮する上での議員定数における視点の考え方になります。

政策立案のところだけに話をとってしまうと、これは実は政策立案だけではなくて、監視機能とか、

皆様方議員さんの資質の向上にもかかわってくる部分があるんですけども、注意していただきたいのは、今どちらかというと、最初から最後まで、皆様方議員さんは御自身で全てのことをやろうとしています。

住民のさまざまな意見聴取であったり、さまざまな学識経験者の調査されたものであったり、さまざまな情報であったり、そういうのをお一人で全部それぞれ御自身でやられようとしている。これはそもそも無理があります。お一人でやるなんてスーパーマンの話になるわけですから、そうではない、本来は皆様方というのは、当該地方公共団体において住民の生の声、さまざまな現状とか課題を把握していただいて、それに対してどうあるべきかという方向性をまず皆様方は出していただいて、それを出す中で議会事務局さんなりがそれをサポートする中で形づくっていただいて、それで例えば1つの条例案ができ上がる。

最初から徹頭徹尾、全部皆様方でやろうとするから、時間も労力も非常にかかってしまって、それだけをやると、それだけで終わってしまうということが起きてしまう。それだけやっていけば、当然いいわけではないですから、地方公共団体の事務は幅広いわけですから、全部に目を向けていただくのが議会の役割です。

そう考えると、議会事務局さんの体制の整備がきちんと整ってないと、なかなか皆様方御自身の議員さんとしての、議会としての役割が十分に果たせないことにつながってしまう。その部分を十分に御勘案していただければと思います。

ここに挙げたのは、実際の議会事務局さんの補佐体制の状況なんですけれども、皆様方のところだと5万から10万未満ですが、平均でいうと、大体議員さん4人に対して事務局職員が1人、こちらが多いような状況だったら、例えば3人に対して1人ぐらいいたりするときもあるかもしれないですけども、これはどう考えたって少ないですから、いいところ4定例会の議事運営とか、さまざまな庶務関係、政務活動費のチェックだったり、あとは反訳とか、日々の皆様方のさまざまのお世話をさせていただいたりとか、そういう雑務的なところでほとんど終わってしまって、多分調査刊行物などもお出しになられてない、法制担当職員も十分な補佐ができてないという形が現実的には出てしまうのではないかと。でも、それは本来おかしな話であって、当然皆様方を補佐される体制というのは万全でなければ、皆様方も安心して議員活動、議会活動ができないわけなので、そのところからまず1つ問題がある。

ただ、これはお金との兼ね合いがあって、予算上どうしてもやりたくてもやれないというところがあるので、やむを得ないというところで皆様方が諦めている話なんですけれども、その状況こそがまずはおかしいという御認識をしていただかないと、これも先に話が進まないところになります。現実的には事務局の職員をふやすのは難しいですけども、補佐が十分になされていて初めて皆様方の議員さんとしての、議会としての資質が広がっていく、その部分が上がっていくという部分もありますので、ここも1つ御留意をいただければと思います。

政令指定都市になってくると、本当に出そうとすると、横浜市さんみたいに4年間に7本とか8本の条例案をぼんぼん出すことは、やろうと思えば幾らでもできるんです。都道府県レベルだってかなりの数の条例案を出しています。条例案を出すのが全てではありませんし、施策条例、本当に具体的なものだったら、執行部と当たってしまう部分、かぶさってしまったり、競合したりする部分はありますけれども、皆様方だからこそできる条例というのは幾らでもあるはずなんです。

例えば今つくられている議会基本条例を初めとするさまざまな基本条例というのをおつくりになれ

る。振興基本条例だったり、まちづくりの基本条例だったり、そういう大枠を決めていただいて、具体的なものは執行権限を持っている執行機関に委ねますけれども、皆様方がそれぞれの分野において、まちとして、住民としてどうあるべきか、その方向性を決めるのは、多種多様な住民の意見を踏まえた皆様方だからこそできるというところを、お考えいただいてもよろしいのではないかと。そこには絶対的に事務局さんの助けがないと難しいのではないのでしょうかというところがあります。

議員定数について質問として挙がっている1つ目、2つ目というところは、実はちょうど①と③に該当してきます。ただ、定数の算定方式はいろいろあります。常任委員会数方式ということで、下審査機関である常任委員会を基礎にしなが、議員定数の総数を求めていくやり方、さっき言った十分な議論・討議ができる常任委員会の数から考えていくやり方です。

2つ目が人口比例方式です。皆様方は住民の代表ですから、その住民の代表として考えた場合、何人の方々の住民の意見を集約して、代表としてお持ちになれるのが妥当なのかどうか、これは2番目の地域民主主義にも多少絡んでくる部分がありますけれども、余りにも多い人数の代表であると、その部分で意見を集約し切れないということも出てきますので、そこから考えていただくのが2番目のところでは。

3番目が、質問でいただいた2番目の地域民主主義に一番かかわってくる部分になりますが、簡単に言ってしまうと、1つのコミュニティ単位で、そこから御自身たちの代表者である議員さんを選んでいきましょう。この考え方が3番目のところでは。一般的には、小学校区とか自治会の連合会単位で、それを1つのコミュニティとして見るのが一般的です。自治基本条例をおつくりになられているところは、住民自治協議会というのを設置しているところもありますので、そうするとそれぞれの協議会とか小学校区ごとに大体コミュニティ、つまりそこにいらっしゃられる方々の考え方というのは、方向性が似通ってくる形になります。そこから地域を代表するという中で、議員さんを代表者として選んでいく。それがまさしく、地域的な部分での代表として見ることができる議員さんのあり方にもつながっていくのではないのでしょうか。これが3番目の考え方です。

4番目です。議員定数と議員報酬には理論上は全くかかわり合いはありません。議員定数をふやしたから減らす、議員定数を減らしたから議員報酬をふやす。よくそんな議論が出てきますけれども、本来は議員定数と議員報酬には考え方に全く関連性はありません。議員定数は、あくまでも住民のさまざまな意見とか要望というのを十分に議会の場に反映させて、十分な議論ができる人数はどれほどなのかというのを考えていただくものであって、議員報酬は皆様方が議員さんとしての職務をどれだけ行ったか、その行った対価として、そしてプラスして、生活給的な職務権限の部分も含めて、議員報酬は妥当なのかどうかというのを考えていただく部分なので、定数と報酬には全く関連性はありません。別個のものですから、本来はばらばらに考えていただくものです。

ただ、現実的に見て地方財政は厳しいです。そうすると、財政の中での制約を受けざるを得ない。その制約を考えた中で出てくるのが、議会費固定化方式と言われるものです。これは何かと云ったら、一般会計に占める議会費の割合を求めておいていただいて、絶対額を維持するというのは、よほど財政が好転する中であれば話は別ですけれども、これからどんどん財政は厳しくなっていくわけですから、そうしたときに最低限二元代表制の一翼で、きちんとしたチェック機関、政策立案機能を果たせというのであれば、ある程度の割合をきちんと議会費として保障する必要性が出てくるのではないかと。

その保障する割合の中で、あとは皆様方が御自身で議員定数と議員報酬の割合というのを考えて、定数、報酬を関連づけて、総合計枠が議会費の定数と報酬の以外の要素を全て除いた中でイコールニ

ア、つまりそれと近い形で結ばれるような形で出していく。これが議員定数、議員報酬の算定方式における議会費固定化方式になります。

あと、5番目、これは実務上一番多く使われているやり方になりますけれども、要は類似都市との比較方式になります。人口とか財政規模、面積、そういうのを全部調べていただいて、それに似通った都市を出していただいて、そこと比較して平均値をとって、自分たちがその平均とどれほどの差異があるのか、差異があったら平均値に近い形に戻すような形で議員定数、報酬を変えていくのが、類似都市との比較方式です。

ただ、これには問題があります。これは何の問題があるかといったら、比較しようとした地方議会の議員定数が、またそこも比較方式によってやっていると、どこも根拠がないような結論になっていくんです。要は金太郎あめをつくっているのと同じなんです。何でこの議員定数になったんですかといったら、多分皆様方は説明がつかない。周りを見てと言って、周りもほかを見てと言ったら、これは議論にならないので、そうするとそんなのでは中途半端な根拠になるからということで、だめですよというふうに後ろから追及を受けてしまう。ただ、現実的にはこれが一番最も多くとられている手法ではあります。日本人の感覚で、出る杭は打たれるというのと同時に、横並びというのは皆様方非常に安心されるので、それでこちらになる。

ただ、これをやるとどうということが生じるかという、基本的には削減の方向にしか進みません。だって財政が厳しくなっていて、みんな定数、報酬を減らそう、減らそうとしているのを、どんどん減らしたほうに合わせていくわけですから、どうしても減るしかなくなる。

ふやすとどういう状況があるかといったら、富山市さんみたいに袋ただきに遭うわけです。議員報酬なんか10万円上げちゃったですね。でも、あれも本当にかわいそうで、途中経過を全く無視しています。あそこは結局、合併したので、もともと100人か120人近くいらっしやった議員さんが、その後、一気に38人か6人ぐらいまで減っていて、その途中経過、定数をどんどん減らしているんです。そこで削減していっているような状況というのは、全く報道されてないんです。

結論から言うと、いろんな悪さをしていたところも発覚したので、どうしようもないところであったんです。ただ、本来で言うと、1人当たりで議員さん方が住民を受け持つ数だったり、面積的にも以前に比べて、議員さんとしての職務の量は確実にふえている話なんです。ただ、その量はふえていても、その量に従って質を上げていかなかったら、当然問題が出てくる。今までどおりの活動しかなかったまま、ただ単純に自分たちの受け持つ量だけふえていった。そこで受け持たれている中で、きちんと入ってこない方々から不満が出たということも1つ問題はあると思うんです。そういうのも考えていただきたいのが5番です。

あと6番目が、面積人口方式というのは何かといったら、これは単純に言うと計量分析をやって、当時これは関西学院大学の林先生という有名な財政学者の方がいらっしやるんですけども、その方が計量分析をやって、全体の86%、7%ぐらいを1つの算式の中に入れ込めば、数値としてこういうふういきちんと出ますよというのを出された1つの例です。ただ、申しわけないですけども、これはあんまり使っても意味がないです。その当時における議員定数が適正だと、最も妥当だという前提のもとにこの算式を立てているので、その部分からいうと、あんまり使ってもしょうがないと言ったら怒られちゃうんですけども、そういうやり方ではあります。ただ、大きく分けると、6つほどの方式があるといところを御認識いただければと思います。

その中でまず常任委員会数方式で、御質問でもいただいていますけれども、一常任委員会で議論す

る人数は何人が適切ですかというところでいただいているのがこちらですけれども、常任委員会数方式、つまり一常任委員会当たりでどれほどの人数で議論するのがよろしいのか、これにはいろんな諸説があって、日本では全くないです。

ところが、アメリカの論文、CiNiiなどを全部探していただくといろいろ出てきますけれども、大体1つの目安が討議の人数ではなくて、単純にワークショップの人数はどのくらいが妥当か。ワークショップというのは討議とは全然別物なんですけれども、議会での議論とは別なんですけれども、何も参考とするものがないので、これが使われるんですけれども、そうすると大体1つのグループ当たり6人ぐらいの1つの目安、あとは少し広げたところの論文では6人から8人ぐらいが目安ですよというのが論文として出てきます。

何で6人とか、6人から8人程度という話になってくるかというと、6人を超えてしまったり、8人を超えてしまったりすると、その討議に参加されている方々全員が議論に参加できない状況というのが非常に起こりやすくなってしまいます。それでは限られた方だけの議論で終わってしまうから、実質的な議論になってないでしょというところから、6人とか、6人から8人という1つの数値が出されているんです、調査の中から。1つの目安としていただくのはよろしいんですけれども、それはただ絶対というわけではないですから。さっき言ったように、ワークショップという、議会での議論とはまた別の話ですけれども、ただ、調査としてなされているのがそれしかないの、それを1つ根拠とするしかないというところも現実的にはあるかと思えます。

それで一常任委員会当たりの人数というのは、ある程度の目星がつくということになりますが、プラスして考えていただきたいのは、通常はそれに単純に常任委員会数を掛けるという形になります。皆様方は今、3常任委員会あります。ただ、注意していただきたいのは、その3常任委員会というのは、皆様方の市の事務を十分に調査、審査するに当たって、妥当な数なんですかということなんです。

ここに常任委員会の数、全国の状況を挙げさせていただいていますけれども、皆様方のところだと3.3委員会ですから、3委員会というのはそんなに平均からは外れてない状況なんですけれども、1つ注意していただきたいのは、もともとの話で言うと、常任委員会数というのは今は自由に決められる形になっていますけれども、昔は決められるような状況ではありませんでした。平成12年の地方文献一括法がなされるまで、人口段階別で常任委員会数というのは制約を設けられていました。皆様方は最高で4委員会が限界だったんです。ただ、これは以前、常任委員会が乱立されたというところで、そこから総務省のほうで制約をかけたただけであって、実態に必ずしも沿う中で制約をかけていたわけではないので、そこにまず問題があります。

何を言いたいかといったら、適正な常任委員会数がどれだけかというのを皆様方でお考えいただかなきゃいけない。今の3常任委員会は決して正しい委員会数ではないというところを十分に御理解いただければと思います。

もともとは4委員会だったと伺っていました。ただ、議員定数を減らしたのために、4委員会から3委員会にせざるを得なかった、常任委員会のそもそもの趣旨を考えていただきたいと思えます。常任委員会は、その所管に属するものについて、専門的、詳細に審査・調査を行える機関でなければいけないのに、例えば3委員会にして所管を広げ過ぎて、専門的、詳細に審査ができていますか、調査ができていますか、そういうところを考えていただきたいです。

ただ、これとの兼ね合いで言うと、執行機関の内部組織ときちんと比べ合わせていただいて、縦割りに常任委員会は普通はつくっていくわけですから、その際に、執行機関の内部組織の状況等も勘案

しながら、そして御自身方の調査・審査状況と勘案しながら、適正な常任委員会数をいま一度考えてください。

今の現状がまず正しいとか、今の現状がスタートラインだとか、そういうふうには考えてはだめです。今の現状は、ただ流されるままに議員定数を減らしていく中で、やむを得ず今の状況になってしまったということですから、根本から議員定数を考えるのであれば、一切今の状況を基本的にはまず考えないでいただいて、その中で、客観的なデータから自分たちで議員定数、議員報酬どうあるべきか、そういうのを考えていただかないと。今の状況に引きずられたら、いつまでたっても適正な議員定数は生まれてこない可能性もありますので、そこは十分に御留意いただきたいと思います。

私のほうでこれを挙げさせていただいたのは、1つの常任委員会の人数として6とか、6から8というのがありますけれども、日本は町村と市と都道府県という形で3層構造をとっていますから、そうしたときに、6から8の場合ですと町村は6から、市は7から、都道府県は8からとやってしまうと、非常にわかりやすいところもある。

ただ、本当言うと、これは根拠も何もないので、感覚的なというか、経験的な部分で、実はこの後、こっちは載せてないんですけども、各市議会における常任委員会の委員数というのは、一般的に何人が最低限として維持されているかという、大体7人が維持される限界になっています。

つまり6人になってくると、委員長さんを除いて5人なので、そうすると可否が大体3人で決してしまうという形になってしまうと、それはさすがにねって。自分たちのまちを決めるに当たって、3人の意見で通っちゃって、それが本会議でも通るかといったら、委員会と本会議の状況というのは当然変わってくるので、そこまで少ないと。そうすると、本会議と委員会の意思がばらばらになってしまって、審議に支障を生じてしまう可能性が出てきやすくなる。そうすると、大体7人ぐらいという中で、4人ぐらいの意見がなければ、基本的には執行に回らないという形をとったほうが妥当ではないか。そういうところから、経験則の部分も1つあるかと思います。

単純にそれだけではなく、ここに人口段階別で少しずつ人数を上げているのは何かといったら、皆様方は議員定数を考えるに当たっては、住民の多種多様な意見というのを議会の審議の場に盛り込まなきゃいけない。その部分を考えさせていただいています。つまり人口が多くなればなるほど、住民の意見は多種多様になってくるので、それをきちんと議会の場に届ける議員さんの数もふやさなければ届け切れないというところで、そこで人口段階別によって0.5人ずつふやさせていただいているところです。町村の場合だと人口段階別で0.25、都道府県の場合だと1人ずつという形で切りかえています、その差異に応じてやらさせていただいています。

そうすると、皆様方だと、7.5人ぐらいが一委員会当たりの常任委員会数が妥当という形になってきますから、そうすると国立市さんの今の現状だと、30年8月1日現在で7万6,000人ですか、面積が8平方メートルぐらい、議員定数22名で、常任委員会数は3委員会あるわけです。あと、内部組織条例を見させていただいたら、1つ特殊なオンブズマンか何かのものがありましたけれども、それ以外のところというと、6個あるという形になります。6個のところはどういうすみわけをしていくのか、本当に3委員会で妥当なのか、それとも4委員会、5委員会必要なのかどうか、それぞれの部ごとが所管している事務で、きちんと関連性のある形の中で、縦割りでぜひ皆様方の適正な常任委員会数をお考えいただければと思います。

これによっていくと、今の現状の3委員会を基礎にした場合ですけれども、7.5人というのが一常任委員会当たりで妥当な人数ですから、それに3人掛けて22.5人ですから、23人という形になります。

人を半分に切るわけにいかないですから。そうすると、今の22人というのは、決して少なくはないという形になってくる。逆に、これ以上減らす必要性もない。逆に言うと、ふやしていただいても結構なのではないでしょうかというところが、この常任委員会数方式からいうと出てくるかと思います。

あと、人口比例方式は、議員さん1人当たりの人口の状況を全部調べさせていただいて、数値上、こんな形で全部出てくるわけです。平均人口数のところでいうと、3,195人に対して、5万から10万のレンジでいうと、1人議員さんが選ばれているという実態があります。ただ、これはあくまでも実態ですから、実態ではなくて、実際に国立市さんでは何人当たり1人を選ぶかというときの1つの参考数値にさせていただければいいと思います。例えば2,500に対して、1人議員さんというのは必要なんだ。それだけ住民の意見を密にして、住民の代表としているべきだというふうに考えるのであれば、平均値としては3,195だけれども、3,000人だったり2,500人だったり、そういう考え方のもとでやっていくというのも1つあると思います。

それより、逆にこれが多過ぎるというふうにお考えになるのであれば、3,500人とか4,000人という数値をとっていただいたって結構ですし、それは数値を見ていただいて、どの数値が妥当かどうかお考えいただければと思います。

ちなみに、これを考えるに当たっては、プラスして、平成11年のとき地方自治法が改正になって、それぞれ人口段階別で議員定数が決まっていた法定定数制度から条例定数制度ということで、上限が決まって、その上限を超えない範囲内で議員定数を決めましょうという制度がなされていると思います。これが平成23年まで続いて、そして今の制度である、自由に条例で、何らの制約もなく決めることができますという制度に至っています。その当時の人口段階別による議員定数の人数というのがありますけれども、そのときの人口の比率、つまり何人当たりの住民を議員さんが代表しているのか、その部分を参考にしてお考えいただいても結構だと思います。

これをいろいろ調べたんですけれども、結局、各国において、人口段階別で議員定数を決めているのは普通なんです。今の日本における制度のほうがおかしいです。これは制度を改正するときにも随分言われた話なんですけれども、何も基準がないとどうやって決めるんだという話になって、そしてプラスして、減らすほうにしか話は進まないことになってしまう。それは絶対やめたほうがいいですよという話は、幾らでも国会の中でも出たんですけれども、当時の状況からも、減らすか減らさないかは皆様方の判断次第なんだから、必ずしも減るとは限らないと。当時、片山先生がちょうど総務大臣をやっていたけれども、そういう回答の中で話が進んでいって、でもあれは絶対失敗だったんですね。1つの基準を設けておかないと、とにかくコストカットの面でしか話が進みませんから、とめる方法がなくなってしまうというのが現実問題としてある。だから、各国では全て人口段階別で議員定数というのを原則として決めているんです。

これは民意の反映の部分で、皆様方は民意の代表であって、民意の一番基礎たる機関ですから、そこを動かすということは、本来そんなにちょこちょこあり得る話ではないんですけれども、4年に1回どんどん議員定数を減らしているところも幾らでもありますから、はちゃめちゃですね。一度決めたらそんなに動かす必要性は、よっぽど外部の環境の変化があったりすれば話は別ですけども、そうでない限り、そんないじる話ではないですから、皆様方追われているようなすごい危機感があって、そんなに気にしなくてもよろしいのではないのでしょうかと思うんです。

そんなに声の大きい少数の方々の意見におびえなくてもいいと思うんです。その部分は確かにわからないでもないんですけれども、どんとしていただいて、それよりは議会の審議の質とか、皆様方

御自身の資質とか、そっちを一生懸命上げていただいたほうが、もしかしたら御納得いただける部分が出てくるのではないか。見かけだけ減らしてもこれは際限がないので、減らしても、減らしてもどんどん減らせという話になるので、その要求にお応えされ続けますかというのが1つ皆様方にはあるかと思います。

人口比例方式は、国勢調査における人口数を議員1人の住民、適正と考える住民の代表数で割っていただいて、議員総数を出すやり方になります。

あと、質問の2番目でいただいた地域民主主義を確保する上で、議員定数を考えるに当たっての1つの考え方、条件という形で出されていますけれども、考え方としてはコミュニティー単位で、そのコミュニティーを代表する、地域を代表する、そうしたときに議員定数をどう考えていくかということですね。コミュニティーの捉え方次第です。

私は小学校区とか自治連合会単位とか、そういう形でとっていただくのが一番よろしいのかなと考えています。ただ、それも実際にやってみるとどうかというところがあるので。あとは町内会の数もいっぱいありますけれども、その町内会もある程度のところで1つのコミュニティーとして、例えば6個、7個とれるんだったら、つながりが強い町内会だというふうにきちんと分けができるんだしたら、町内会単位でやっていただいてもよろしいかと思います。それは本当に皆様方次第です。

ただ、ここで注意をしていただきたいのは、それぞれのコミュニティーの代表で出していただくんですけれども、1票の格差、ここに気をつけてください。コミュニティーから出しているにもかかわらず1票の格差に差があり過ぎてしまうと、それでは何のための代表かという話になってしまうので、必ず1票の格差が限りなく近い形、近似値で出せるようにしていただく必要がある。その際に、どのくらいの数値が妥当なのかというところがあるんですけれども、一般的には1.5を超えたら完全にだめですので、今は裁判でやられても2倍を超えたら完全に違法になっていますから、そうすると1.3とか1.5とか、市さんを見ていると大体1.3ぐらいで動かれているんです。1票の格差が出ていると、是正するのが多いですけれども、1.5だと結構大きい形にはなってきますけれども、それも含めて皆様方で、裁判上は2ですから2という形になるので、そこはお考えいただいてもよろしいかと思います。

これも足立区さんで、小学校区は全部で71近くありますが、ここはたしか46人ぐらいしかいらっしやらないです、議員さんの数が。だから、広くてさまざまなコミュニティーがあるにもかかわらず、議員さんが代表するに当たって妥当なのかどうかというところに1つ疑問点がつく形にもなるかと思っています。

一応これがそれぞれの地域民主主義を考えた上での議員定数を考えるに当たっての1つの算式ですけれども、これも調べてみたんですが、皆様方は第八小学校まであります。第八小学校までの児童数も全部調べてみました。「くにたちの教育」とか何とかという雑誌が出ていて、30年度のがあって、そこに全部載っていました。本当は住民数でやっていただくのがいいんですけれども、多分その地域ごとの住民数って非常に出しづらいうので、しょうがないので、済みません、子供さんの数でという形で挙げさせていただきました。

そうすると、これ基礎になってくるのは第八小学校になってくるわけです。これを1として捉えていただいて、その中で1.3以内、差異が出ないような形で議員数を考えていく。そうすると、1.3を超えているのは左側、第七小学校以外と第六小学校、あと第二小学校もたしか1.3幾つになるので、入ってきます。ここはある程度きちんと1.3以内におさまるような形で、1.2台、1・2幾つになるよ

うな形で議員数を合わせていく。それでやっていると、おのずと総数というのが決まってくるから、それでお出しただければよろしいのかと思います。

これが地域民主主義を確保していただいて、コミュニティの代表として、地域の代表としてその部分を重く用いた場合の議員定数の考え方になるかと思います。

あと、ほかの方式は議会費固定化方式、これは先ほどもお話ししましたけれども、議会費で今、大体1%とか、いっても0.7%から1.1%、2%ぐらい、市の場合だと、議会費が全体の一般会計に占める予算の割合はそんな形になってきますけれども、本当言うと、1%ないところも結構あるんです。最低限1%とか1.5%、今の現状を見ていただいて。二代表制できちんと責任も職務を渡しているわけですから、それをきちんと行うに当たっては、当然コストがかかるのは当たり前です、必要最小限度の。無駄なお金を使えと言っているわけではないですけれども、今、無駄なお金どころか、必要なお金すら削られている状況ではないでしょうかと思います。

議員報酬の話だけというところではなくて、逆に言うと、例えば議員派遣とか委員派遣とか、本当は皆さん方どんどん先進地に行っていて、海外へ行っているんな勉強をしていただく。それを自分たちのまちのために生かせるんだったら、それはプラスになることなんですから、どんどんやるべきなんですけれども、済みません、そういう大事なところからどんどんお金を削っているの、あとは自分で持っているお金の中で勉強しなさいなんて言ったら、今度議員さんのなり手もどんどん限られてきます。お金がある人しかなれなくなってしまう可能性も出てくる。公務として、公費としてきちんと手当てをすべきところ、やるべきところは、公費できちんと手当てをしていただくべきだと思います。

執行機関の財政が厳しいからこそ、無駄な施策がないか、無駄な事業がないか、それをチェックするのは皆様方しかいらっしゃらないわけですから、当事者本人で幾ら行政評価をやったとしてもわかるわけない部分は出てきますから、それを第三者である皆様方が、例えば事務事業評価とか施策評価というのを決算の中に取り入れてきちんと活用していただければ、議会があったからこそ無駄な事業がなくなった、効率的な形になったということになるわけです。そういうために資質を上げるしかないの、その資質を上げるのは自分の身銭で上げるような話ではないので、そういうふうには上げなさいいけない部分もあるかもしれないですけれども、賄える部分は公費で賄うべきではないかと私は思います。

あと、類似都市との比較均衡です。多分皆様方の特別委員会さんでもお出しになられているので、こここのところは余り細かい数値は出さなかったんですけれども、こちらも基本的には各地方公共団体、同じ財政規模とか人口規模の部分で勘案していただいて、それらの定数をまず皆様方の議員定数である22名で割ります。そうすると、それぞれみんな数値が出てくるわけです。その値を全部平均化します。平均化したものを、最終的に皆様方の国立市さんの議員定数にもう一度掛け直す。そうすると、議員定数が自動的に出てくる。ただ、これはただ単純に横並びというだけで、何の根拠もない議員定数の算出手法にはなりませんけれども、最も多く使われていて、皆さん方が一番腑に落ちるやり方らしいんです。私は腑に落ちないんですけれども、済みません、こういうやり方が一番多くとられています。

なので、事務局様がいろんな定数についての検討委員会の状況を見ると、他市の状況がずらっと並んでいる表が出てくるわけです。いっぱいあるから、これってすごい根拠になるような話じゃないかと思うんですけれども、ただ、数値が書いてあるだけであって、全然根拠にならないので、そこは十

分御留意ください。

あとは面積、人口方式です。今、私が大学院でやっているものですが、これは一番簡単な計量分析のところ。重回帰分析というのがあるんですけども、単純にそれを掛けて出した数値です。これは5秒ぐらいで出ます。全国の審議会の数値だけ入れてしまえば出てしまうので、何てことない話で出した数値ですが、そんなことを言っていると林先生に怒られて、どつかれそうなんですけれども、これも余り意味がありません。この数式をつくったときの議員定数が最も適切だという範囲の中で出された数値なので、それは正しくなかった、適切な議員定数ではなかったと言ってしまえば、この数式自体が成り立たなくなるので、計量分析というのはそういうものなんです。確かに証拠を出して、エビデンスベースで、そこからきちんと実証分析はしていくんですけども、1足すは1は2にしかありません。

でも、議会の審議って1足す1は3だったり、4だったり、5とか、幾らでもなる場合がある。そういう隠れたものを出すことはできないんです、計量分析では。だから、そこが限界なんです。そうではないところを補っていかなくちゃいけない。それは行政学的な観点でしか出しようがないので、そうすると江藤先生とか、今こちらでもやられている先生方のお考え方をプラスしていかないと。どちらか一方に偏ってしまうと、議論としては成り立ちづらくなってしまいますので、そういうのも1つお考えいただいてもよろしいのか。でも、今何でもかんでも全部エビデンスベースとって、全て証拠がなきゃだめという風潮になってきて、ちょっと寂しいんですけども、そんな状況もあるということだけ御留意ください。

これがいただいた質問に基づいた1番、2番のお話です。

3番目のところで、国立市さんの議会基本条例の議員報酬とか議員定数の条文から、報酬や定数の見直しを検討するにあたっての具体的な留意点は何かあるかということなんですけれども、基本条例を読ませていただいて、それで定数、報酬について書かれている条文が25条、26条、こちらがあるかと思うんですけども、特に定数のところ、「地域民主主義の実現に向けた多様な民意を反映すること、並びに市長等の事務執行の監視機能及び議会の政策立案機能を果たすのにふさわしいことを基本とし」という後に、「定数の変更にあたっては、行財政の改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に考慮し、その理由を明確にする」。

これってどういうことなんだろうということになってしまいます。ここから具体的に何を要素としてお出しになりますかというのが出てしまうのが1つと、あと将来の予測と展望を踏まえたなら、絶対に議員定数は減らさなくちゃいけないということしか出ないんです。だって、これから先、歳入も減って、人口は間違いなく減って行って、厳しくなっていくわけですから、そのときに議会だけを存在させるというのは、その面だけで言うてしまうと果たしてどうなのかというのは絶対に言われます。避けて通れなくなっちゃうんです。

ただ、そここのところは、さっき言ったように、そもそもの議会としての存在意義、そこはあくまでも多種多様な住民の意見をきちんと反映するということから、ある程度でとめることはできるんですけども、ただ、それ以上に人口の数の減り方だったり、高齢化になってしまっただけで歳入がどんどん減っていくと、それも言えない状況というのは、もしかするとやってくるかもしれないとか、やってくる場所も既にありますので、そうするとかなり厳しい算定を出さなくちゃいけないことにつながってしまうのかなというのがちょっと心配ではあって、留意点として挙げさせていただきました。

何を意味するのかというのをもうちょっと具体的にさせていただいたほうが、私としてはよりわかりやすい。多分、私がこういうふうにお話しさせていただいているくらいなので、これを読んだ住民の方はもっとわからないということがあると、住民とともにあるべき議会改革という形ですから、そうするとちょっともったいないんじゃないかと思います。

あと、議会改革です。先ほどもこっちにお邪魔する前にお話しさせていただきましたけれども、議会改革というのを競う必要性は全くありませんし、形骸化した議会改革をする必要性は全くありません。私から言うと、ちょっと方向性がおかしいんじゃないかというのは大津市議会さんとか、あれだけ議会基本条例をつくられて、議会改革を進められてというのがあるんですけれども、あれは完全に自己満足の世界にどンドンなっているんじゃないでしょうかというところなんです。

議選の監査委員さんを廃止していただくのも結構です。ただ、廃止するんだったら、廃止するに当たって検証した上で、十分な議論を踏まえてやればいいのに、いきなりそんなに議論もなく、ぱっといきなりやめちゃったって、それは議員さんも誰も反対する方はいらっしやなくて、事務局さんがほぼ主導みたいな感じでやっていますけれども、あんなのはおかしいですから、絶対。皆様方から実際、何でそこはだめだったのかって、いろんな意見とか出していただいて、それを検証していただいて、直すべきところを直してもやっぱりだめだったといった場合にやっていただければいい。

議選の監査委員さんで一番問題になったのは、議選の監査委員さんというのは専門的な知識を持ってなければ、そもそも議選の監査委員さんとして職務を果たし切れないというのが一般的には考えられますけれども、皆様方の議選の監査委員さんの就任年数が余りにも短過ぎるんです、1年、2年とか。3年未満が全体の7割を占めています。それで監査委員さんとしての十分な職務を行えるかと思ったら、それは無理ですね。専門的な知識とか経験を積む前に次の方になったら、それは監査委員さんは、いわゆる名誉職でしょと言われても返すことが難しくなってくる。

だからこそその部分を流していただいて、専門的にまた経験を積んでいただいて、議選の監査委員さんとしてきちんと職務を果たせるのであれば、ぜひ議選の監査委員さんは続けるべきですし、議選の監査委員さんになれば、本来、議会の議員さんとしては、当該地方公共団体の財政について都合のいい情報しか、執行機関からももらっていません。

でも、議選の監査委員さんは執行機関の一員という部分が出てきますから、欲しいと言えば何でもかんでも、財政状況とか、さまざまな市の施策等についての資料をもらうことができるので、そこでこそ資質を積んでいただいて、全体の地方公共団体、国立市さんの全体を見ていただく一番の勉強機関、資質向上機関にさせていただければよろしいんじゃないかと思うんですけれども、それをなくしたら多分皆様方は情報として、資質を向上する方法というのは、ほかの方法だとかなり手間隙かかるので、どうかなというふうに私は思います。

あと、識見の監査委員さんは、例えば公認会計士の方とか税理士さんが、全体の2割から3割を占めているような状況というのが数値上出ていますけれども、あの方々は確かに御自身が持っている識見の中で、識見に従って監査をしていただく部分についてはすごい専門的で、プロフェッショナルな部分はあるかもしれないですけれども、行政監査という部分で、本当に市においてこの施策がきちんと効果があるのか、どうしてこの施策が実際成り立っていったのか、それは逆に言うと、皆様方でなければわからない話ですから、それを執行機関が逆に説明したら、自分たちの都合のいいようにしか説明しない。

そこでこそ議選の監査委員さんが識見の監査委員さんと協力していただいて、単純な財務監査だけ

じゃなく、行政監査の部分できちんとサポートするからこそ、監査としての実効性がより上がるということもできるわけですから、やりようによっては議選の監査委員さんは幾らでもプラスにすることはできるので、やめるのを前提にしてしまった改革というのはどうなのかなとちょっと思うときがあります。やめることは決してだめとは言いませんけれども、やめるに当たって十分な検証をしていたほしいが私はよろしいんじゃないかと思います。

そうしたときにこの部分をより一層、せつかくほかと横並びにしないのも言っているわけですから、その部分をプラスして、よりどういう部分で、実際にどういう事項を考慮するに当たっての要件とするのかというのをぜひ示していただけると、よりよろしいのかと思います。

報酬も、市民の負託に応える議員活動の対価であることを基本とするというところはあるんですけども、確かにそれはあるんですけども、ただ、一般の報酬とは違いますので、皆様方は。何が違うかという、非常勤の職員の方々の報酬というのは本当に働いたら働いた分だけで、基本的にそのとき払いという形で、費用対としてお支払いします。でも、皆様方は働いている量に掛りなく月額払いとしているわけですから、これって国会議員さんの歳費とバランスをとって、法制度上やっていますから、そこに込められた意味というのは単なる報酬だけではなく、生活給とまでは言いませんけれども、選挙で選ばれた議員さんとして職制があつて、ただの非常勤の職員とは明らかに違うんだよという意味を込めて、そういう形にしているわけですから、その部分を少し勘案していただきながら議員報酬をぜひお考えいただければよろしいのかと思います。

そうすると、第26条のところももう少し肉づけがあつたほうがいいのかと思います。これだけ見るとちょっとシビアな感じで、その後の第2項のほうでも行財政改革の視点以外に、市政の現状とか課題という形をまた入れられていますけれども、これだとちょっとわかりづらくなってしまふ。もっと議員さんとしての報酬についての考え方も、住民がきちんと理解していただくかどうかは別になってきますけれども、その部分が勘案されているというところを十分に踏まえていただいた上で、議会基本条例上もお考えいただければよろしいのかと思います。

これが3番目の報酬と定数の留意点ということです。

あと4番目、常勤公務員の給与手当に対する当人事委員会の勧告を、非常勤職員の議員報酬・期末手当に適用することに問題ないか。

まず1つ、この質問で問題があるのは、内容がどうこうではなくて、適用することに問題はないかではなく、質問自体に問題があります。済みません。議員さんは非常勤職ではないです。常勤でもないですけども、非常勤でもありません。これ地方公務員法上どこにも非常勤なんて書いてないんです。あくまでも特別職の公務員としてしか地方公務員法上書いていません。ですから、非常勤ではありません。昔、地方自治法203条のところに（「非常勤特別職」と呼ぶ者あり）非常勤というものも今書いてないです、たしか。もともと地方自治法203条で、非常勤の方々の報酬とか費用弁償と一緒に、申しわけないですが、203条の中に入っていて、それが紛らわしいという形になってしまつて、203条を分離して、皆様方の議員報酬と非常勤の方々の職員というのは完全に分けてしまつたという経緯があります。なので、今、203条と203条の2というのがあるんです。なので、よくそれで非常勤だ、非常勤だと言うんですけども、皆様方は常勤ではないですけども、非常勤ではないので。

そこで今、非常勤ではないけれども、常勤ではないから、皆様方の地位が余りにも宙ぶらんなので、そこで1つ、都道府県議長会から出ていたのは公正職という形で、選挙で選ばれた皆様方ですから、そこで地位を、少し考え方を改めていただこう。それというのは、多分公正職というのを変えること

によって、今、報酬という形で、給与という形の組み分けにはなっていませんけれども、生活給に近い形で出す1つのきっかけにしようではないか。そういう形での議論が言われているんですけども、一切総務省は目をくれてないです。それをやったからといって何が変わるんだって、議員さんたちに対しては総務省も今までの不信感があるので、政務活動費もそうですけれども、政務調査費も制度化するとき、総務省はとことん反対してましたから、絶対ろくな使い方するわけがないという話で、御存じだと思いうんですけども、何であれは各法で上がってなくて議員立法で上がったかということは、そういうことなんです。

総務省が徹底的に反対して絶対嫌だと言って、だから総務省を飛び越えて、国会議員さんに無理やり議員立法でつくらせた。それが政務調査費です。だから、総務省からいまだに恨みを買って、何かあっても、おまえたちが勝手につくったんだから、おまえたちで勝手にやれと言われちゃうんです。つくったとき、うちの議長会もさんざん言われて、このことは絶対忘れないから、覚えておけよと言われましたから。総務省の一番メンツをつぶしたので、やっちゃいけないことをやっていたから。荒わざを時々使うときがあるので。

常勤の公務員に対する給与手当等を、報酬とか期末手当に適用することは問題はないかというところですけども、まず1つのところ。常勤の方々に対する勧告というのと、それと勧告を議員さんに適用することができるかといったら、これは法律上は適用しようがありません。ただ、以前、東京23区で、杉並区さんを初めとして、スライド方式というのを一時使っていました。つまり一般職に対する勧告があったら、それと一緒に同率でパーセンテージを上げていって、何ら議論することなくやっていった時期があって、これは違法だということで随分たたかれたことがありました。特別職の方と一般職の方は違うので、そうしたときにこの勧告というのは参考にしていただくことはいいんですけども、それに従って上げなきゃいけないという義理はない。下げるときは真っ先に下げるんですけども、上げるときは一番遅くなるのが議員報酬です。なので、ひどい話という話になるんですけど。

あと、期末手当は、実は議員さんにはそもそも法律上、支給はできません。何でかという、期末手当というのは生活給をもらっている方に対してしかお出しすることができないので、議員さんの報酬、議員報酬というのは生活給として認識されてないので、出せないんです。

でも、これ無理やり、地方自治法204条の2、つまり報酬とか期末手当、費用弁償、政務活動費、それ以外のものについては地方自治法204条の2で絶対出せませんよ、支給したらだめですよという義務規定があります。あの規定は昭和31年にできたんですけども、あれをつくる前は本当にめちゃくちゃ、地方公共団体の議会に対していろんな形でさまざまな経費が出されたんです。それを全部なくすための引きかえの措置として、それを全部なくす。そのかわり皆様方に期末手当をつけてあげる、国会議員とのバランスを見てという形でやられたので、政策的な判断でつけられたものであって、本来の性質的な部分からいったら、皆様方には期末手当を支給することはできないんです。

だから、地方自治法203条では、ほかの報酬とか費用弁償については支給しなければならないという形で、義務規定になっていますけれども、皆様方の期末手当については、支給することは条例で定めればできますよという形で任意規定にしているのは、その部分なんです。だから、支給しなくたって全く法的には問題ないです。ただ、矢祭町さん以外を除いては、基本的には全部期末手当をお出しになられている実態があるというだけですから、そのところをひとつ御留意ください。

報酬とか期末手当に適用しなければいけない義務はないんですけども、参考としていただいて、

それに基づいて報酬等特別審議会では議員報酬等を改定することはあり得るかと思えます。ただ、直接的にそれが上がったから、自分たちも上げなきゃいけないというものではそもそもないというところだけ注意をしていただければと思います。

あと、5番目だけちょっとお話ししたら一度休憩をとりますが、議員報酬を月額報酬と期末手当から年俸制とするためにはどのような制度設計となるか。月額とか年額という形でお支払いされるのは構いません。1年間で幾らとか、月額で幾らという形をする。それは報酬については条例で定めることができるという形になっているので、条例で手続規定を考えるのは構わないです。

ただ、年俸となってくると、ちょっと意味合いが変わってくるんです。これは完全に生活給に近い形になってしまうので、実はこの議論がなされたのが、平成20年に報酬から議員報酬ということで名称を変えるときに総務省の見解として出ていて、その当時、歳費とか年俸にしてくれということで議長会から要求を出したんです。でも、そのときに言われたのが、歳費という名称は年俸といった性格とか色彩を強く帯びるから、地方議会の議員には町村議会等の小規模団体の議員も含まれているから、要は大して働いてないんだから、そういう形で生活給に近い形の議員の歳費を出すのはだめですよ、議員報酬について年俸といった色彩を強く帯びるような名称を用いることは実態にそぐわないですよ。これが平成20年のときの総務省の見解です。今考えると随分ひどい、失礼なことを言っているんですけども、当時は3議長会はそうかと言って諦めて、議員報酬という名称で落とすどころをやったという経緯があります。

なので、年俸というのは、申しわけないですが、地方自治法を改正していただいて、生活給という意味合いをどうしても含んでしまうので、それが認められない限り、条例でやってしまうと、気をつけないと地方自治法違反という形で認識される場合も出てきますので、そこは十分御留意いただいたほうがよろしいのかと思います。

ただ、年俸といたって、生活給を含まないんだよということも、条例の解釈権は皆様方が第一義的にありますから、できなくはないんですけども、ただ、裁判で争ったときに勝てる見込みはそれほどないという形になるので、わざわざ負ける方法を、こういう経緯がある中でやる必要性もないのかなとちょっと思います。

これが5番目までの質問に沿ってのお話ということになります。

ここで10分間ほど休憩をいただいて、3時15分に再開をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

(休 憩)

○【廣瀬和彦氏】 じゃ、済みません、ぼちぼち再開させていただこうかと思うんですが、今お話にも出ていたみたいに、私も実は町内会の役員とPTAの役員と両方なぜかやるはめになってしまって、ことしは本当にうれしいような、悲しいような、町内会のほうも基本的には皆さんと懇親をとらせていただくのでやっぱり飲むんですけども、年齢が皆さん私より上の方が多いので、60代、70代の方がほとんどなので、そうすると集中して飲まされるというところですね。今度、旅行にも参加してくれよと言われて、1泊2日の旅行なども行ったりするので、いつかは行ってみたいと思うんですけども、なかなかお邪魔する機会もなく、今度、今週、来週ぐらいに子供みこしがあるので、その見張り番と一緒にさせていただいて、一緒にぐるっと回らせていただいて、午前、午後とか。今までそういう地域のおつき合いというのは全くなかったの、やってみるとおもしろいもので、いいなと思ったんですけども、ただ、PTAは本当にだめですね。本当に疲れてしまう。

私以外、全部女性なんですけど、女性の方なので、一番初めやっぱり話しづらくて、ほかにいないので、お邪魔させていただいて行ったんですけども、打ち解けるまでが大変なんですけれども、打ち解けた後は打ち解け過ぎるんじゃないかというぐらいいろいろお話をいただいて、うれしい限りなんですけれども、お酒のお誘いがすごくて、だんなさん怒らないかなと思うぐらい。それで、皆さん帰らないんです。そんなに家へ帰るのが嫌なのかなって、12時、1時まで飲まれるので、一緒に飲んでいくこっちのほうが不安になってしまって、大丈夫ですか、ぼちぼち帰りませんかと言ったりすると、私たちと飲んでいるのが楽しくないのと怒られたこともあるんです。いや、そんなことはないですよと言って、いろいろ勉強させていただいて、今度クラス懇親会の日を決めるのでみんなですったもんだやっついて、いろいろあって、一気に勉強がふえてきて、いろんなことを勉強させていただいています。

お酒は私は嫌いではないので飲むほうなんですけれども、ただ、焼酎が全く飲めないのが、焼酎を出されるとだめですね。日本酒だと1升、2升は飲めるんですけども、焼酎はサワーだったら、大体2杯あれば倒れていますね。私、本当にだめで、なぜか焼酎だけ合わないんです。

なので、うちの研究所のほうで御講演いただいている先生というのはみんな飲み友達つながりで、飲める人しか大体先生になってないというところで、この間ちょっと北海道でセミナーをやったときに、私と千葉先生という仙台大学の先生と、あと吉村先生という議会広報の先生で、せっかく札幌へ行ったから、カニとお寿司が食べたいと言われて、一番有名なお寿司屋さんに行ったんです。名前は忘れちゃったんですけども、すすきのにあるちゃんとした路面店で、すごい立派なところだったんです。

ミシュランにも載っているとかがわれて、大丈夫なのかと思って行ったら、私はお刺身を3切れか4切れ、先生方も一緒に3切れか4切れだったり、後で会計を見たら3人で7万8,000円とかなんか、びっくりして、お刺身の値段といたらお刺身一式と書いてあって、1人4切れずつしか出てないのに3万円なんです。すしは2貫か3貫しか食べてないのに、それも2万円か3万円いって、高いだろうと思って気にして、お酒はちゃんと値段が書いてある、750円と書いてあるのを1合ずつ飲んでいったんです、そこは気をつけて。それなのにそうかと思って、びっくりしました、本当に。それをセミナーでほかの議員さんに言ったら、おれは10万円ぼったくられたぞとかかれて、だからみんながぼったくられるのかなと思って、やっぱり観光客ばりばりだったのかなと思って、すごい。

でも、そこは満席でしたね。私たち以外に座る席がなくて、やっと予約がとれたところだったんですけども、何でそんなに高かったのかなって、済みません、すし善というところですね。たる善さんというのが札幌では一番有名、そこから派生したところすすし善処さんがあって、ここはすごいすきなところなんですけれども、ただ、入った瞬間にこれはやばいなというのはぶんぶんはしていたんですけども、まさか自分がぼったくられる、ぼったくられてもいないんですかね、その値段だと言われてしまえば。でも、1切れ2,000円ぐらいのお刺身ってどういうお刺身なんだろうって、1種類だったらわかるんですけども、1切れですから、ちょっとびっくりしますね。勉強になりました。研修会のネタになるからいいんじゃないのと先生に言われて、ネタにしてはちょっと高いネタだったので、別の意味で。済みません。

では、市長の給与の基準のお話をさせていただきます。原価方式で比較する市長給料はどういう基準で決まるのかということなんですけれども、結局、市長給与をどういうふうに決めていくのか

という御質問という形にさせていただきますが、一般職の公務員の方の場合だと、地方公務員法上で規定があるので、均衡の原則とかさまざまなものが全部適用になるんですが、地方公務員法はあくまでも一般職の方にしか適用がないので、特別職の方に対しては地方公務員法上の適用はほとんどないです。そうすると、基準として考えられるのはこの4つになります。

1つは国家公務員の特別職の職員の給与、これが1つの参考にしていただくものです。

2つ目が、当該地方公共団体におけるほかの特別職の方々のここ数年来の給与改定の状況、これを勘案していただく必要性があります。

3つ目が、地方公共団体の一般職の職員の給与。特別職とはいいい、一般職と余りにもバランスを欠いてしまうと問題になってしまうので、それで1つの基準として挙げられるのが一般的です。あとは横並びが好きなので、他の地方公共団体との均衡という形になってきます。これは内々という形で、多分総務省から出されているような形で、特別職報酬等審議会でもそもそあれ準則を全部つくってやってきたのは、当時、総務省でしたから、その部分からいうと、市長給与の基準等についても何らかの形で内々で話はいっているはずなので、横並びというのを基本的に、国としてはそれをやっておけば間違いないだろうという部分が多いので、こういう形で市長給与は決まっていくという形になります。

ただ、市長給与の中には明確にはなかったんですけども、特別職報酬等における審議会の参考基準で、一般的には7項目で特別職報酬等審議会はチェックをしていきます。これは議員さんの報酬の場合のチェック項目なんですけれども、消費者物価上昇率、特別職の職員の給与月額、職員の改定状況、一般職の給与の改定状況、議会費の前5カ年の一般財源構成、報酬を引き上げた場合の平年度ベースの構成の割合の増加、住民1人当たりの額、他の地方公共団体との比較、あと議員さんの場合は議員の活動状況という形になります。ここで挙げたさまざまな状況、さまざまな支出、これは当然、市長の給与を勘案するに当たって全部入っています。

だから、市長の給与を参考にしていただくということは何を意味するかということ、議員報酬のときにここに挙げられたものを基本的に考えなくていいという部分が出やすくなってくる。さまざまな指数というのが市長の給与を勘案するときに入り込んでいるので、それをもう一度議員報酬を考えるとときに、指数からまた細かいところの物価指数などを考えて、数値を事務的に出さなくていいというところで、事務の手の煩雑化が図られるというのが、1つ、原価方式におけるメリットとして挙げてくる部分になると思います。

そういうのを御勘案していただいて、先ほど言った4つの基準に基づいた特別職なので、どういうふうに各地方公共団体で決めて、各地方公共団体において差異があったって、特別職だから全然構わないというのが基本的な法律の趣旨になってしまうので、そのところでどういうふうに決めるかは各地方公共団体の判断に委ねられる。そのときには当然、報酬等審議会の答申を踏まえる形にはなりますけれども、その報酬等審議会自体がこんな形で横並びで、余り出ないような形にしていますから、そうすると大体似通った、市長さんとか長の給与が出てくるというのが今の状況かと思います。

あとは7番目の議員報酬を決める際の原価方式、収益方式、比較方式があるけれども、どれがよろしいですかということなんですけれども、そもそも原価方式、収益方式、比較方式とは何かという話をさせていただきます。

原価方式というのは2通り、本当はあるんです。1つは何かということ、矢祭町さんみたいに日当制、1日当たりの日当は幾らかというのを出していただいて、その日当に単純に職務執行日数、つまり皆

皆様方議員さんたちが報酬の対価となるような、職務執行日数なり時間を掛け合わせただけを出していただくのが原価方式の1つ目です。

もう1つの原価方式の2つ目は、先ほどお話しさせていただいている当該地方公共団体の同じ特別職である長と比べ合わせていく。長の給与を参考に、長の職務執行日数というのを分母に置きながら、皆様方の議員さんとしての職務執行日数、報酬の対価として勘案していただいて構わない日数を分子に持ってきて、それで出していきやり方、これが原価方式の考え方になります。

基本的には、1つの考え方としては長の給与を参考にしていく。それは二元代表制のもとにおいては、長と議会というのは対等の立場で、権限もきちんと分離される中で、職責も近いものがあるわけですから、参考にしやすいということで、住民の理解が得られやすいというところで1つメリットがあるかと思えます。

ただ、デメリットは、皆様方においてもやられているように、議員さんの職務執行日数のカウントの仕方によっては、幾らでも自分たちの都合のいいように数値を出すことができる。皆様方は、逆に言うと、都合が悪いような数値を出してしまっているんです。特別委員会のほうで出されていたのは、対象となっている項目は12項目ですか、議員活動の範囲ということでおやりになられていますけれども、少な過ぎます。もっと広げるべきです。3カ月間だったら、3カ月間、対象となっている方の1日の行動を全部洗いざらい出していただいたほうがいいと思うんです。

議会というのは四半期ごとで1つターンが終わるわけですから、定例会ごとに。そうしたときに、3カ月間まずどういう活動をしていただか全部出していただいて、その中から、まずは当然、公務としてなるものは引っ張り出していただいて、それ以外に議員報酬の対象となる活動は、どれが該当するかどうかというのを皆様方で議論していただいて、それを全部挙げていっていただかないとわかりません。初めからこの12項目で終わるほど、皆様方の活動の幅は狭いわけではないはずで、もっといろんな活動があって、準公務的なものであったり、議員活動というのはこれ入るのかな、入らないのかなというふうに迷われるところは幾らでもあるはずなので、それをまず出していただいて、それを入れるかどうか、住民の理解が得られるかどうか、それを皆様方で議論していただかないと。画一的にしてしまうと問題が出てしまうのではないかと。

他団体のところを1つ参考にさせていただくのはいいんですけれども、他団体と皆様方の議会というのは、議員活動を含めて、当然中身に違いがあるわけですから、それぞれ個性があるので、その個性に従っていただいて、活動の中身を決めていただいてもよろしいのではないかと。

そして、会津若松市議会さんのを参考にさせていただいてもいいんですけれども、私はあんなにきれいにゼロ%と100%という形で活動が割り切れる部分があるとは思いません。中には50%で割っていただいたりとか、この活動ってどうしたって2つの活動が入り込んでいるというのは当然出てくるので、それはかかった時間に単純に50%を掛けていただいて、算入していただいたっていいのに、それを無理やり全部入るのか入らないのかという形で分けてしまうと、なかなかそこは理解が得られづらい部分というのも出てくるのではないかと思います。

なので、そこを十分に勘案していただいて、特にここは政務活動とか全然入ってないんです。政務活動は100%は当然、皆様方は議員報酬の対象にさせていただいて構わない活動ですから、何で入れてないのかなとか、いろいろいっぱい突っ込みどころがあるので、ここから少し見直していただいたほうがよろしいのではないかと思います。原価方式は、皆様方は逆にデメリットというか、うまく職務日数の実態を勘案できるような形で出されてないので、それはもったいないと思いますので、悪い意

味でのデメリットが生じているので、そこは改正してください。

収益方式というのは何かというと、単純に言うと民間企業と一緒にです。皆様方の活動がどれだけ市の施策とか事務に対してプラスの影響を与えたのか、それを数値化して、そして皆様方の議員報酬に対して収益分の値の指数化した数値を掛けて、出していきやり方です。ただ、これは非常に難しいんです。メリットとしては、民間企業と一緒にですから、利益が出れば出るほど議員報酬を上げていく、貢献度が低くなれば議員報酬を下げていく。非常にわかりやすいんですけども、貢献度の指数化が非常に難しい。

そして、皆様方は、当該地方公共団体においては、一番効率がいい形で資本を投下するという形で、民間のようにすることはしません。つまり効用が低くたって、サービスの均一性というのを求められてくるわけですから、多少少ない人口のところでサービスが非常に落ち込んでいるところにやるより、人数が多いところに資本を投下したほうが効率が当然上がるわけです。でも、そんなことをしていたら地方公共団体として成り立っていきませんから、当然、メリットというか、プラスの部分、貢献度が低いところでも投下しなきゃいけない。

そうすると、過小評価されてしまう場合も出てくる可能性がある。そこをきちんと係数などで補うような形で何らかの算定式を出さないと、なかなか適正なものが出づらいうことで、収益方式はほとんどのところで使っていないですし、たしか算式を立てているところもないです。なので、これは非常に難しいです。

ただ、これもやる価値はゼロではないので、やってみていただいてもよろしいかと思います。私もちょっとやったりはしているんですけども、あんまりきちんとした数値が出てこないというか、数値自体というか、式自体が成り立たないので、ちょっと難しいところです。

あと比較方式、これは先ほどお話ししたとおり、類似団体、人口とか財政規模、そういうのを見ておいていただいて、近似する団体と均衡を保っていただく。横並びになって、無難でしょうという形が一番のメリットです。ただ、デメリットは、さっき言ったように、参考にしたところがきちんと算出の根拠を持っていなければいけませんけれども、そこもまたほかを見たというと、これは何の根拠もない算出方法になってしまう。

これが挙げさせていただいた算出基準の3つのメリット、デメリットを含めた説明になります。

一番すぐれているのはこの中でいうと、さっきお話ししておわかりになるとおり、原価方式が一番妥当でしょう。ただ、それが一番すぐれているかということ、どうなのかということころはあります。この中で一番まともという形になりますけれども、これよりいい方法ももしかしたら、各地方公共団体では捉え方によって出てくる場合がありますので、さっき言ったコミュニティーというか、地域代表という観点から出していただくことも可能ですから、どれをとるべきかというのは最終的には皆様方がお考えいただく。この中だったら、原価方式が一番妥当ですよということころです。

あとは議員報酬の算定の方式のところ、さっき言った報酬についての部分を挙げさせていただいたんですけども、収益方式が1番目のところになります。ただ、あとは当該団体の長の給与額を基準とするのが原価方式の1つです。あとは比較方式。さっきお話しさせていただいたのは、1番、5番、6番が挙げさせていただいたものになります。

ただ、それ以外にも方法はあります。1つは、執行部の職員の給与を基準としていただく考え方です。国会議員もそうですけれども、一般職の国家公務員の最高の給料額より低くない金額ということが、憲法とか国会法で決められています。皆様方は一般職の職員の方よりは、職責などを含めて重い

わけですから、職員の方々の最高級の職域にある方と最低限同等ぐらいというのは当たり前の話です。選挙で選ばれているわけですから、ただ単純に試験で受かってきた方とはちょっと違うので、そのところをよく考えてください。

そして、皆様方は4年しかその地位の保障はないわけですから、4年後に必ず当選するかといったら、そんな保証はないわけですし、選挙費用もかかってくる。

そして退職金も、年金は今度改正になってやりそうですけれども、基本的に、ただ、年金の部分も注意していただければと思います。厚生年金にこれから入るという形になるかと思いますが、厚生年金とかほかの年金で受給資格のある方は、高い年金の掛金を払うだけで終わりになってしまいますので、あくまでも若い世代の方々の何の保障もないのを保障するためにあの制度はできているという形なので、既存の年金受給者の方は高いお金をこれから払い続けるだけ、何もプラスにならないというところだけ、申しわけありませんが、気をつけていただければと思います。

でも、そういうのをやっていかなきゃ、若い世代の方々のなり手も少なくなってくる。お金の面からやってどう変わるかというのは、ただ、これ実際やってみて本当に変わればいいんですけども、もしかするとそれが要因ではない可能性もあるので、さっきも言いましたけれども、報酬が低いから、単純に年金が出ないからというだけで議員さんのなり手が少ないかという単純な問題だけではないと思います。

皆様方の議員さんとしての活動、議会としておやりになられたこと、それが自分たちのまちにどういうふうにプラスになったのかという具体的なものが、議員さんになろうとしている方に見えないと、仕事に対しての、情熱と言ったら変ですけども、その職につきたいという考え方が生まれてこないとお金だけで我慢してできるかといったら、そういうものではなかなかないと思います。実際に今、皆様方はお金より、逆に言うと、ボランティアに近い形でやっている方も結構いらっしゃるわけですから、そのところで共感を得られるような形で議員さんのなり手というのを、お金の部分での保障も当然していただくんですが、プラスの部分もやらないとなかなか相乗効果が生まれづらい。

例えば軽井沢町議会さんとか、あともう1つ、議会改革でイイズラン町さんでやっていたのが1つおもしろいのがあって、住民が条例をつくるに当たって、議員さんと一緒に条例をつくるという研究会みたいなをつくられて、それでやっていった。そすると、そこでやられた方が次の議員選挙に四、五人出られて、みんな当選されているらしいんです。議会が何をしているかわからないので、一緒になって条例をつくって、こういうことをやって、これが市のためにどういうふうになるのか、そういうことすらわからないですから、住民の方々は、でも、それに共感していただいて一緒に汗をかかれた方というのは、こういう方法で町のため、人のため、住民のためにプラスになるんだというのがわかると、そういう方々の中かなり手が出てくるということもあります。

皆様方はそういう部分でいうと、選挙のお話をさっき伺いましたけれども、苦労はされてないというか、なり手はいっぱいいらっしゃるんで、別に大丈夫なところはありますけれども、そのところ、もし今後なり手が足らなくなってくるというのは幾らでも、特に都市部以外のところは出てきますので、そういうところをお考えいただいてもよろしいのかと思います。

そういうところで言うと、さっき言ったように、執行部の職員の方々の最高級の方々と最低限同程度、それは当たり前ですね、やっていただくのは普通だと思います。

あと、いろんなやり方もあって、これ以外のやり方で、例えば三役、いわゆる市長さん、副市長さん、教育長さん、そういう方々の三役を足して3で割って、その平均値を議員報酬とするとか、そう

いうこともやられているところも、考え方として出てくるところがあります。だって、皆様方と同じ特別職ですから、1つの参考としていただいたって構わないという考え方はできるわけですから、どれをとって別に、あとは住民の理解を得ていただければ構わないと思います。

まして皆様方、議長さんの報酬が低過ぎます。だって、議長さんはほぼ常勤に近い形で働かれていますから、せめて市長さんと同等か、それに近い形で出して、教育長より下というのもおかしい話ですから、限りなく、済みません、議長さんはほぼ毎日出られているわけですから、これは私が見る限りだと低過ぎるのではないかと。議長さんが決まると、それに引っ張られて議員さん方の報酬というのを考える場合もありますから、まずは率先して、議長さんの働きぐあいはこれだけ出ているので、そちらからも考えていただいてよろしいかと思えます。

あとは国会議員さんです。職域とかそういうのは違いますけれども、同じ選挙で選ばれた方々ですので、それを1つ参考としていただいて、国会議員の職務執行日数と皆様方の職務執行日数を対比させて、その割合から議員報酬を求めていくというやり方が3番目のやり方です。

4番目の日当制は、さっき言った原価方式に近い形になりますので、日当制を決めるに当たっても、一般職の職員の最高級の方々の1日当たりの金額を出して、それに皆様方の職務執行日数を掛け合わせて出していく。こういうのが一般的なやり方になってきます。

あとは挙げたとおりで、議会費の固定化方式も定数のところ挙げたとおりです。大きく分けると、こういう形の算出方法があるというふうに御理解いただければと思います。

執行部の職員の給与を基準とする考え方は、もともとこれは行政局長ナイカンで、都道府県議会の議員報酬については都道府県の部長級の間程度が適当だということ、つまり最高級のところの平均ぐらいが適当だというのが出されたときがあるんです。ただ、これは特別職報酬等審議会を設置しろという総務省からの通知によって打ち消されてはいるんですけども、当時のときだってこういう考え方は持っていて、この考え方を決して否定する必要性はないわけですから、この考え方、選挙で選ばれた住民の代表ということと任期の部分とか、いろんなものを勘案して出している部分がありますから、それはぜひお考えいただいてもよろしいかと思えます。

あとは矢祭町さんも日当制を議論していて、結局、日当制のまま今やっていますけれども、ここも月額制に戻したいと言っています。日当制というのはいい部分と悪い部分が非常にあります。いい部分というのは、住民から見たら基本的に、いつ働いているから、その対価として議員報酬をあげようということで、1日3万円にしています、ここは。もともと課長級が3万7,000円か4万7,000円で、その7割程度を議員さんは働いているでしょう。ここは課長が最高級なので、一般職員の。その7割ということを出しているんですけども、7割しか働いてないということで納得しちゃうところがいいところなんです。おれたちはそんなに働いてないということを言っているわけですから。同じことが会津若松市さんだったら、100%以上出していましたから、そこの認識の違いですね。

ただ、そうした場合にここで出たのは、メリットとしては非常にわかりやすいです。公務の行事に出たとき以外の審議に出たときにはお支払いする。でも、それ以外のときにはお支払いしない。でも、それは確かにわかりやすいですし、いい意味で新陳代謝が進んだ。つまり議員さんの期数がみんな短くなっていった。長く続けたいと思う方がいらっしやらなくなったみたいで、こんなのだったらやめようという方がふえてきた。あともう1つ、議員さんのメリットを言っていたのは、議員さんにたかる住民の方がいなくなった。たかられていたみたいですね、月額制のときは。そんな飲み食い、たかるのかなと思ったんですけども、議員さんは言われていました。

ただ、デメリットは、政策形成というのは、議員さんから条例を出すなんていうことは絶対しなくなりました。そういうところに顔すら出さなくなってきた。つまりお金をもらっているときしか働かないので、お金をもらってないときに何で働く必要があるんだと割り切っちゃったんです。その部分がある。だから、請願紹介議員とか、例えば議会が開かれてないときにやろうとしても、きょうお金をもらってないから議員活動はしませんよとか、そういうことも幾らでもできちゃいますし、そういうところもあります。

日当制というのはなかなか難しい部分があるので、結局ここだけで、追随するところはなかったんですけれども、阿久根市さんとか、竹原元市長のもとで無理やり入れられたときがありましたけれども、基本的には入れないという形のほうが一般的です。やっぱりデメリットのほうが多過ぎてしまうということがあります。

あとは皆さん方のところもそうだと思うんですけれども、大体平均すると、長の給与の50%前後をなぜかとられているのが多くて、別に50%程度にする必要性は全くないんですけれども、なぜか5割前後というのが一般的な議員報酬の平均額になっています。ただ、これはどんどん上げていただいてもいいと思うんです。必要があれば、職務に応じて上げて考えていただいてもよろしいかと思えます。

あとは三重県議会さんでも、先ほど12項目でしたけれども、皆様方は。ここでも22、実際、途中抜けているので21項目ありますので、21項目ぐらいで議員の活動というのを勘案しています。本当に正確に報酬を出したいというのであれば、日数計算ではなくて、時間計算しないとまずいです。三重県議会さんも日数計算したら、知事と比べたら九十何%という数値が出て、おれたちそんなに知事と同じぐらい働いていたっけなというのが出て、自分たちで時間計算をしたら7割程度というのが出てきたんです。日数だと1日を自動的に8時間にするので、そうすると実際に8時間だけで終わるのかといたら、8時間以外の活動は市長さんだって幾らでもありますし、皆様方だってあるわけですから、そう考えると時間計算でしていただいたほうがというところがあります。

この間、北上市さんですか、やっちゃだめなパターンをやっていましたね。国立市さんではわからないですけれども、北上市さんのときには議員さんの中には一生懸命働く方もいれば、全く何もしない方というのがいらっしゃる。これは難しいところで、足して2で割ると平均値になっちゃうじゃないですか。なので、自分たちの議員活動の報酬をやるときに、働いてない議員さんはみんな除いて、こいつ働かないから要らないと言ってやっちゃって、それはだめですよという話をしたんです。そうすると、済みません、平均値が出ないというか、皆さんの活動が出ないということになってしまうので、でもそれで議員報酬の実態を決められているところもありました。

みんながみんな働くとは限らないですし、議員活動は冠婚葬祭に出ることと、お祭りに出ることというのを生きがいとされている方も中にはいるみたいで、そうすると本会議、委員会しか出ないので、その日数だけだと本当に1年間で20日程度とか、そういう方も結構いらっしゃる。これを出されたら大変なことになると言ってやっていましたけれども、それを聞いた立場としては入れてくださいとしか私も言いようがないんですけれども、そういうこともあるので、御留意ください。

あと、千葉市さんのところも、これは1つの考え方ですけれども、かなり細かくいろいろやられています。ただ、これは実態の時間を決めないで、この項目についてはこの時間ということで決めているところに1つ問題があるんです。これを1つやったら大体このぐらい時間がかかるだろうって、一応平均値をとったという形になっていますけれども、私から見てもちょっと長過ぎるんじゃないかなというところがあるので、これが結局、原価方式をやったときの問題点なんです。この時間が住民の

方々が納得していただける時間であれば、それに基づいたのならしやうがないというふうになりますけれども、そんな時間かかるのかよという話になってくると、根本が崩れてしまうので、原価方式の職務執行時間というのが問題になってしまふところが1つデメリットとして生じます。

あと、8番目で地方自治法の規定と異なる、国立市議会基本条例の規定について、見解を伺いたいということで、条例では多様な意味を持つ「市民」用語が各所に使われているけれども、「住民」規定はあっても「市民」規定はない。それはしやうがないです。地方自治法というのは都道府県と市と町村ということで、3層構造に対してとっているわけですから、市民というと市だけにしか適用がないので、それは当然、住民という形にならざるを得ない。ただ、議会基本条例のときには当該地方公共団体の議会だけを対象としますから、市民という用語を使うということで、そこは切り分けられているのかなと思うので、地方自治法に市民だけを使ってしまふと、市だけしか考えてないのかという話になるわけですから、それは多分使いつらいという形になります。

2つ目が、条例で議会の「附属機関」を置ける規定を設けているけれども、地方自治法では「執行機関の附属機関」として規定されていて、附属機関を置けるかどうか法解釈が分かれています。そうですね。法解釈は分かれています。

何でかというところ、平成12年の地方分権一括法が通るまでは、総務省が地方自治法の法解釈権を持っていました。ところが、平成12年の地方分権一括法が通ってからは、地方自治法の解釈権は、第一義的には各地方公共団体がお持ちになることになっています。つまり各地方公共団体で、それぞれ皆様が法解釈を考えていただいて結構なんです。なので、ばらばらになるのは当たり前なんです。

ただ、それが適法なのかどうかというのは裁判で争わないといけな。ただ、その裁判で争うときに、総務省が以前、法解釈の1つとして出していた、いわゆる行政実例というのが根拠になってきやすいので、そうすると行政実例によつた場合には裁判になると負けやすいというのが、まさしくこの地方自治法138条の4第3項なんです。これは執行機関に附属機関を置くことができるというふうに明記をしてしまつているので、執行機関にしか原則としては置けませんという見解を総務省は公式に出しています。ただ、総務省の見解というのは今はただのアドバイスでしかないので、ただ、行政実例等を含めて、議会には法的には附属機関を置けないという立場を以前とつていたというのを1つ念頭に置いていただくと、法的に置くのはどうなのかというところは1つ疑問点として出てきます。

一番の問題なのは、法的に置く置かないというところは、実はそれほど問題ではなくて、法的に置く置かないというのはそれぞれの考え次第ですからいいんですけども、この後に引き続き附属機関の委員さんに対して報酬を払う段階で問題が生じるんです。附属機関の委員さんに対してだと、地方自治法203条の2に基づいて報酬を支払う義務があるんですけども、この報酬を払うと、気をつけないと、住民監査で住民訴訟になったときに負ける可能性が出てくるんです。さっき言ったように、法的な附属機関かどうか絶対条件として争われるので、それで総務省の見解がとられてしまふと、法的な附属機関ではないのに対して報酬を払うと、違法な支出なので返還請求が出てしまふんです。ここが一番の問題です。なので、三重県議会さんと、報酬で払わず報償費ということで、いわゆるお車代みたいな形で逃げるように払っているんです。そういう形でやるかどうかというところがあります。

法的に万が一、置けないとしても、事実上は別に置くことは可能ですから、あと法的だと言つたとしても、報酬を払わなければ別段問題になりませんので、どこでその落としどころを決められるかと

いうのをやっていただければいいし、いや、これは絶対法的に、結局この考え方を出しているのは、三重県議会さんを初めとした早稲田大学のマニフェスト研究所のほうで、北川先生を初めとして、置けるんだという考え方をお持ちになられている方々が出しているんです。置いていただいても結構なんですけれども、責任は自分でとりましょうということになるので、裁判ですから、やってみないとわからないところはあるんですけれども、置いたからどうなのかという話が出てしまうので、これを置けないかわりに総務省が代替策を示したのが専門的知見の活用ということで、地方自治法100条の2、附属機関が置けないということで、それにかわるものを何とかしてくれという要望の中から生まれたのが専門的知見の活用だったので、そういう経緯もあるとどうなのかというところだけ1つ御留意ください。

ちなみに、三重県議会さんは議会改革諮問会議というのを附属機関として置いていますし、会津若松市議会は政治倫理審査会、政治倫理条例の中で政治倫理の判別をするに当たって審査会を設けますけれども、それを附属機関として置いているらしいです。ほかにも何個かありますので、見ていただくといいかと思います。

あと、9番目の「政策形成サイクル」とはどういうものかというところなんですけど、具体的なのは、これを言い出したのは会津若松市さんなんです。議員さんというのは住民の多種多様な意見を反映する機関だから、住民の意見の把握にまずは努めなきゃいけない。そこから出発点だとしている。なので、ここで意見交換会を実際に行われて、その意見交換会で住民から上がってきたものの中から、議会で議論すべき事項、政策形成として提言していこうという事項を見つけようとするので、問題の発見につなげているという形になるわけです。問題を出していったら、問題の中から課題を挙げて、課題からいろんな議論をしていただいて、いわゆる議員間討議などを踏まえて政策提言を行っていく。それが実は会津若松市さんの1つの政策形成サイクルです。

それぞれの議員間討議とか、さまざまな委員会で議論、調整をとるに当たっても、その途中、その途中で住民の意見をできるだけ聞こうとする形をとっている。住民の意見をとにかく最大限政策形成、政策提言に生かしていこうとするのが、会津若松市さんのやり方です。最終的に予算・決算とか一般質問、意見交換、そういうところで実際に政策形成の一環としてさまざまな活動を行って、それを再度、住民に対して意見交換会なりで伝えていって、そこでまた住民から出てきた意見を踏まえてどんどん繰り返していく。これが政策形成サイクルの会津若松市さんの動きになります。かなり住民の意見を尊重したやり方です。

ただ、これは議会によっては、そんなに逐一、住民に聞かなきゃいけないのかというふうに批判をとられているところもあります。一度、最初の段階で決めたからには、方向性が住民から出てきたからには、それを踏まえて、後は皆様方議員さんのそれぞれの良心に基づいて議論していかなくや、代表としての観念というより、代理みたいな形になっちゃうんじゃないかというふうに疑問を呈される方もいらっしゃると思います。だから、どの程度住民の意見を途中、途中で勘案していくかというのは、ぜひ皆様方でもお考えください。

これはちょっと挙げてなかったんですけども、可児市さんも政策タイムラインというので、4つのサイクルのマニュアルをつくられて、議会運営サイクル、予算決算審査サイクル、意見聴取・反映サイクル、若い世代との交流サイクル、こんなのを御自身たちで決められて、さまざまな住民の意見を審査の中に生かしていくやり方をとっています。ちょっとこれは小さいので、このうちの2つほど大きく挙げています。

予算決算審査サイクルということで、予算決算を議長・監査委員を除く全議員で構成していて、この中でさまざまな提言を反映していく。予算決算を連動させながらやっていく話になりますけれども、チェック機能を生かして、それと地域の懇談会等の意見を分科会等で聞きながら、決算の中で提言としてまとめて予算のほうに反映して、また予算で出されたものを決算のほうでやっていく。要はPDCAサイクルに近い形の中で生かしていく1つの手法を確立しているのが、可児市議会さんのやり方です。

あと、意見聴取・反映サイクルというのは、これもやっぱり住民の意見、要望を取り入れる形ですが、議会報告会、地域懇談会、各種団体との懇談会、こういうものを生かしながら各常任委員会の所管事務調査の中にきちんと反映して行って、それらを政策提言として、執行機関のほうに各種計画等において反映するような手法をとっている。かなり事細かに可児市議会さんもいろいろやられているので、おもしろいやり方ではあると思います。基本計画絡みのところ、総合計画とか基本構想とか、そういうところにもうまく生かしていくという形です。

皆様方でも変えられていると思いますけれども、基本計画と公共施設等総合管理計画にそごが生じているところって、結構、今出てきているので、もしそごが生じていればきちんと直していただいたほうがいいと思います。特に合併があって、合併特例債を使って箱ものをつくろうという計画を立てているところが公共施設等総合管理計画を出したときには、こんな感じでふやしていたら到底大変なことになるからと言って、言っていることが違うじゃないかって合併のときに建ててくれると言ったのに、何で今建てないと言うんだと言ってもめている団体って結構あるんです。でも、それは丁寧に住民に説明していただいて、将来を見据えたら、建てていいたら当然問題になるので、集約化、多機能化という形をやっていただかないと、公共施設はどうにもこうにも動かなくなってきましたから、あと5年、10年たったら。皆様方の歳入の中で、投資的経費のところだけでは当然補えるわけがないので、ひどいところになると半分補えないところがいっぱいあります。

でも、ライフラインのところ、道路とか橋とか、そういうのは絶対維持しなきゃいけない。そうすると、箱ものは削らなきゃいけないというのが出てくるので、そのところで十分、議会の中で議論していただくというのも重要かと思います。

あと最後に、会派拘束です。会派拘束を義務づけて、罰則を科するような形はだめです。会派拘束というのはあくまでも会派内における事実上の拘束なので、それに反したからといって、あなた違法だからということで、例えば懲罰をかけたとか、そういうことをやってしまうとだめです。ただ、お話し合いの中で考え方が合わないんだったら、この会派から出てくださいよという話はあるかもしれませんが、それはあくまでも事実上の話し合いであって、法律に基づいて会派の考え方に反した場合は、会派を出ていかなきゃいけないとか、そういう規定を設けたらいろいろ問題になってきますので、あくまでも会派拘束というのは法的に義務づけるものではないとお考えください。

罰則規定がなければ、書くだけ書いて、会派の考え方に従って行動しなきゃいけないとか、それを書いて、罰則規定を書かなければ別に構いません。それはあくまでも訓示規定で、破ったからって何か罰則を受けるのか、いや、ないですよという話であれば、条例上は基本条例などに明記しても違法ではないです。ただ、罰則まで書いたら違法があります。

これは政治倫理条例でも同じことが言えます。政治倫理条例で広島県府中市さんが、議員さん二親等以内の方が当該地方公共団体と請負をしたら、辞職勧告を出すという規定を置いていて、それが最高裁まで行って争われましたけれども、最終的には法的な罰則規定がないから、この政治倫理条例は

適法ですよというふうに最高裁が判断を下した。つまり罰則規定がないから、条例でそれを書いていただいても構わないという形をとっているんです。地方自治法は、例えば会派拘束に反したからといって懲罰を科すとか、身分を剥奪するなんていう規定はないので、法の意図を超える条例になったら違法性が出てくるので、そこは十分に注意をしてください。

ちょっと気になったのは、1人会派があったので、それは珍しいなと。皆様方ですね。1人会派というのは政務活動費を受け取るためにやむを得ず、会派がなきゃ政務活動ができないということはないので、そのためにやむを得ずつくったものなので、基本条例の中に政務活動と別に当たって会派を結成するというのはちょっと珍しいなと思って、いろんな考え方があるので、別にこういうふう書いては違法だよとか、そういうことはないんですけども、会派というのは通常は政策を同じくする集団なので、1人は集団にはなれないので、通常は無所属とか無会派という形になるのが一般的です。でも、これは絶対無会派にしなきゃいけないという法的な縛りもないので、皆様方で決めればできなくはないんですけども、ただ、私としてはちょっと違和感があったので、1つ挙げさせていただきました。

私からのお話が長くなってしまって申しわけありませんでしたが、質問事項を踏まえたお話は以上で終了したいと思います。この後、引き続き質問のほうも受けさせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○【青木 健委員長】 先生、どうもありがとうございました。（拍手）大変ざっくばらんのお話でもありましたので、目からうろこの部分も皆さんあろうかと思えますけれども、それではちょっと時間が少なくなっておりますけれども、先生に何か御質疑ございますでしょうか。

では、稗田委員、どうぞ。

○【稗田美菜子委員】 先生、貴重なお話ありがとうございました。

簡潔に1点だけ。産休・育休の観点がこれから議会の中なども含めて必要だと思うんですけども、身分がしっかりしてない状況で、どこまでどう踏み込んでいいのかというのを現段階でおわかりになったり、ほかの自治体でどういう事例があるのかというのをもし御存じであれば、御教授いただければと思います。

○【廣瀬和彦氏】 実は産休については、会議規則上は出産のときも含めて随分問題になって、事故という形の範疇に入るか入らないか、特に特別な規定を設けてないと事故という形になってしまうんです。結局、事故というのとは何かというのは、議員さんとしての職務をとれないのは全て事故として認識されるので、出産であろうと、例えば病気であろうと、職務をとれないということで事故のためという形になってしまうので、それはどうなのかというのがいろいろもめたところでありました。

なので、議員さんとしての活動を行うに当たって気をつけないと、特に報酬で減額規定を設けると、産休とはいえ、結局その部分の報酬が減額されることが出てしまう。そこは十分に議会の中で議論していただいて、産休の場合であったり、子育ての場合であったり、通常の一般職の職員の方々だったら有給としてとるとか、ある程度の保障がされることについては、議員さんとしてもある程度保障したほうがいいのではないかと、そういう形でお話し合いがまとまれば、その旨の規定を置いていただいてもよろしいと思います。

私も詳しいところは余り存じ上げてないんですが、熊本市さんでも随分もめたところもあったと思います。お子さんを連れて入っていったとか、ただ熊本市さんが認められたのは、委員会の視察のときにはお子さんを連れていってもいいという形をやっていたのもありました。今、奥様方というか、

配偶者の方々、男性も女性も含めて一緒になって頑張っておこうと言っておきながら、例えばお子さん方の世話を全く無視してしまったら、それって現実的には不可能なので、議会もそこは十分に考える部分があると思います。

ただ、これは産休だけで話はおしまいかという、例えば親御さんの介護とか、そういうふうにとんどん広がってってしまう話なんです。だから、どこまでを正当な活動の範囲としてやるのか、それに対しては報酬としてどういう形で措置をとるのか、一般職の方々の規定を参考にさせていただきながら、ある程度考えていただいてもよろしいのか。ただ、本当言うと、皆様方は特別職なので、勤務時間というのがないので、一般職と比べて。その部分でいうと、極端に言う、働こうが働くまいが、一応報酬というのはいくらももらえるとというのが前提にはなっています。ただ、住民の方々の批判が非常に大きいので、そうしたときに一般職の職員の方々の取り扱いを参考にされたほうが、住民の方の理解が得られやすいのが現状の傾向としては見受けられますから、それを参考にしながらお考えいただいてもいいと思います。

産休は正当な理由なので、本当言うと、万が一、休暇をとったとしても減額の対象に、ある程度の期間になりますけれども、その部分というのは当然保障されるべきだと思います。ただ、それは産休だけでやるといろんな問題が起きてしまうので、ほかの事象も勘案しながらお考えいただければよろしいかと思います。以上です。

○【藤田貴裕委員】 議会費検証部会部会長の藤田です。きょうはいろいろと貴重なお話ありがとうございました。

議員定数の考え方なんですけれども、現在、国立市議会の部会の中では3常任委員会それぞれの委員会が7人なので、七三、二十一に議長を委員会に属するか、属さないかで議論になっております。先生の御見解をいただくと幸いです。よろしくをお願いします。

○【廣瀬和彦氏】 議長さんを常任委員に含むか含まないかというのは、どうぞ皆様方でお決めくださいということになってしまいうんです。これはイギリスの考え方で、結局、議長さんというのは中立・公平性を旨としなきゃいけないということで、委員会に所属して一委員としての考え方を出してしまうと、中立・公平性の観点から害される可能性が出てくる。つまり一委員として発言したことは、その委員会においてほかの反対の方がいらっしゃられると、反対の方から見ると、あの議長さんは議長として本会議のとき、自分の考え方に沿う形で議会運営をやる可能性がある。そういう形で中立・公平性を害してしまう可能性がある。そこから委員には就任しないという形をとっている。

行政実例上も以前は、一度委員に就任した後に辞任することは、議会の同意があれば構いませんという考え方を出したぐらいですから。そう考えると、私自身の考え方としては、議長さんは常任委員に就任しないほうが妥当だと思います。なので、議員定数を決めるに当たっては、常任に勘案しなければ、当然プラス1をしていただかないと定数のところで問題が出てしまうので、今回の部分であれば23人ですから、常任委員会数方式だったらプラス1で24人にさせていただきなきゃいけないというところが出てくると思います。

あとの皆様は、副議長さんとか監査委員さんをどうするかとか、特に決算だと監査委員さんは入ってもいいのかとか、入っちゃいけないのかとかありますけれども、そこは逆に言うと、入れていただいて構わないと思います。副議長さんには大変申しわけないんですけれども、副議長さんというのは議長さんが元気なうちはただの一議員と全く変わりませんので。事実上は違うんですね。法的には副議長さん固有の権限というのが全くないので、議長さんが欠けたとき、事故があるときに初めて副議

長さんというのは副議長さんの名前で議長の職務を全て行えるので、副議長としての権限が全くないので、大変申しわけありません、法的には一議員さんと全く同じという形です。ただ、事実上、議長さんを補佐していただいているので、ナンバーツーという形で、中立・公平性のところをどこまで考えるかというところがあります。

なので、きょう載せておかなかったんですけれども、常任委員会の中でも議長さん、副議長さんともに委員に就任されてないところもあります。決算委員会とか予算委員会の中にも入ってないところがありますし、それは中立・公平性をどこまで広げるか、議長さんだけじゃなく、副議長さんとか監査委員さんまで広げるかとか、それは議会の中で広げる範囲は決めていただいて結構です。それは地方自治法109条で、今は議員の選任とか、委員の方々については条例で定めることができるという規定があって、1人一常任委員会に所属しなきゃいけないという地方自治法上の規定はどこにもないので、委員会条例を変えれば幾らでも好きにできますから、それは皆様方の実情に応じて規定を置いていただければよろしいかと思えます。以上です。

○【小口俊明副議長】 副議長でございますけれども、先ほど事前のこちらからの質問に対して、附属機関の関連で御見解を伺いましてありがとうございます。

それで、もう一段突っ込んで伺いたい点がもう1つございまして、私ども協議の経過の中で附属機関というのは法律上の名称があって、我々は議会基本条例の中ではこの名称を使わずに、例えば第三者機関という名称につけ直していくという考え方もあるのかなという案が出ています。ところが、いわゆる両論あるという中では附属機関でいいのだという意見もありますし、また第三者機関のほうが妥当だという意見もありますし、両論、今出ておる状況です。先生の御見解がありましたら伺いたいと思えます。

○【廣瀬和彦氏】 捉え方の問題だと思うんです。結局、地方自治法138条の4に基づくものなのかどうなのか、それとも完全に地方自治法としての根拠を有しない形でやっていくのかどうなのか。でも、附属機関とはいえ、138条の4に基づかない附属機関を置くことはできるというのは、先ほどお話ししたとおりです。法的にも、事実的にも置くことはできるので、議会基本条例でどちらで捉え直すかによってだと思えます。

この附属機関という名称を使うと、地方自治法に根拠を有するというふうに推察されるのが嫌であれば、第三者機関として置いていただいたほうがよろしいと思えます。そうではなくて、議会基本条例の中に逐条解説で、これはあくまでも地方自治法に基づくものではなく、事実上のものなんですよという明記をきちんと入れていただく中でやっていただくのであれば、それは事実上の附属機関という形になるわけですから、そうしたら今言ったような第三者機関と基本的には変わらないので、そのところでの議論が出にくくなるのかなと思えます。

逐条解説のところにきちんと置いておけば、そのところは問題がないので、逐条解説に置かないとなると議会の構成が変わるために、考え方が変わる可能性が出てくる場合がある。そこが実は怖いところになりますので、確立したものはきちんと明文化していただいているのであれば、そのところは競合しませんので、そこをどう措置されるかによって変わってくるかと思えます。法律に基づかないという形であれば、附属機関のままで規定しておいていただいても何ら問題がないので、ちゃんとそこは逐条解説で書いていただければ問題ない。

第三者機関として置くと、違うものなのか、どういうものなのか、附属機関とどういうふうに違うのかというところで、逆に突っ込みを受けてしまうこともなきにしもあらずかなと。それもちゃんと

逐条のところを書いていただければ大丈夫だと思いますけれども、何分とにかく見解が分かれそうなところについては議会でまとめた考え方を明文化して、きちんと次の議会にもつなげられるようにしていただく。それが重要だと思いますので、そこだけ注意していただければと思います。以上です。

○【青木 健委員長】 ほか、いかがでしょうか。そろそろ時間が迫ってまいりましたので、もう一方いらっしゃればと思いますが、いらっしゃらないようでしたら、これをもちまして廣瀬先生からのスーパーバイズについては終了させていただきたいと思います。

それでは、上村副委員長より御礼の御挨拶をお願いしたいと思います。

○【上村和子副委員長】 本日は廣瀬先生、ありがとうございます。今回、廣瀬先生にぜひ来ていただきたいというのは、議会費検証部会のほうから複数の要望があって実現いたしました。議会費検証部会さんとしては、もうちょっと早い時期に先生の話を知ったかと思ったんじゃないかなと思います。また、条例部会のほうでも基本的なところを教えてくださいまして、私は、こういうスーパーバイズというのは定期的に受けなければいけないなというふうに改めて思いました。

日程的にかなり議論は進んできておりますが、ぜひ両部会のほうできょうの廣瀬先生のわかりやすい、私たちから出した質問に個々に答えていただいたことをもう一度反映させていただいて、議長がきょう言いましたけれども、議会のイノベーションですか、市民は一体何を求めているのかということをしっかり考えた上で、でも恐れることなく、今必要な議員の資質のスキルアップ、どういう議会になれば議員としてみんな力を十分に出せるのか、コストの削減だけではなく、先生がきょう何度もお話ししてくださいました、本来の権能を最大生かせる議会改革を自信を持って進めていきたいと思えます。

先生、本当にきょうはお忙しい中、ありがとうございます。貴重なお話、感謝いたします。（拍手）

○【青木 健委員長】 先生、どうもありがとうございます。

それでは、本日の廣瀬先生からのスーパーバイズにつきましては、これをもちまして終了とさせていただきます。

正副議長で先生をお送りしていただけないでしょうか。残りの議員の皆さん、申しわけございませんが、今後の日程についての打ち合わせを簡単にさせていただきたいと思えますので、いましばらくお残りください。

（廣瀬和彦氏 退室）

済みません。大変お疲れさまでした。それでは、今後の日程についてちょっとお話しさせていただきます。

それでは、上村副委員長、よろしくお祈りします。

○【上村和子副委員長】 お疲れさまでした。タイムスケジュールの紙を配らせていただきました裏側を見てください。裏側に、次回の特別委員会が9月28日10時から入っております。この日に両部会から素案となるものを出していただきます。ちょっとタイトなスケジュールで恐縮ですが、予備日を10月3日には置いておりますが、できましたら9月28日に、両部会の素案が出される前の段階で、それぞれの部会に所属していない議員の意見も勘案されたものを出していただけると、どういうものが出されるかということ双方全員が知ることができまして、つつがなく9月28日の1日で素案の検討を終えることができるかと思えます。

方針としましては、その上でどうしても納得がいかないという御意見は9月28日に承りますが、討

論しないで聞きっ放しにさせていただきたいと思います。それはなぜならば、パブリックコメントを聞いた後に最終まとめをしないではいけませんので、その日に出た、絶対これだけは言いたいという意見につきましても、パブリックコメントを審議する段階で、最終的な各部会での調整の中で生かしていただくというさばき方をさせていただきまして、できましたら9月28日の1日で終わりたいというのが、特別委員会の委員長と私と六者会議の中の方針です。そのような方向で御努力いただきたいと思います。

さらに、その後ですが、9月28日をもって、パブリックコメントにかける素案が確定したものを踏まえて、パブリックコメントを10月の初旬から11月11日、11月11日まで長いですが、最低で3週間という規定がありますので、パブリックコメントをホームページで先行してさせていただきます。そして、11月5日号の議会だよりに掲載させていただきます。

それで、11月10日の市民説明会が終わった後、第4回定例会が12月3日にありますけれども、この日に報告書を提出し、解散をいたします。そのためにはその前の欄、特別委員会の欄を見ていただきますと、米印がありまして、11月26日月曜日正午まで、これが重要な締め切りになりますが、ここまでに条例を変える改正条例案もしくは規則改正案、これの議員提出議案が締め切りとなっております。ですから、11月26日の段階で、この条例及び規則の改正案を出したいと思います。そうすると、その前、11月21日の午後または11月22日の午前、ここで最終的な条例案、それから規則改正も含めまして、報告書をみんなで確認する最後の特別委員会を開きたいと思います。

その日程のみを本日確定させていただきたいと思って、御提案させていただきました。11月21日の午後か、11月22日の午前か、このいずれかで最終特別委員会を終えたいと思っています。ということでしょうか。日程調整だけです。

ということで、委員長、日程を決めていただけますか。

では、両部会の部会長にお聞きしますが、9月28日まではちょっと大変ですが、部会だけではなく、その部会に所属していない会派や議員さんの意見も含めて、できれば調整していただきまして、物が素案として出てくるということが一番ありがたいですが、それは可能でしょうか。それぞれから一言ずつ言っていたら。

○【重松朋宏委員】 条例点検部会のほうから、本日、机上に配付させていただきました、クリップでとめた、一番上が「国立市議会基本条例での市民について」とタイトルのあるものですけれども、これが条例点検部会で9つのテーマで協議をして、現時点で各ワーキンググループでとめた、最終的には報告書のほぼ素案になるものです。部会の中でもかなり十分に検討してきているものですが、議会費検証部会に参加されている方で、この論点に基づく、こういう意見がちょっと落ちているというものが、どうしてもというものがありましたら、ぜひ入れておいていただきたいと思います。

本日お配りしたのは、急で申しわけないんですけども、今月いっぱい意見をいただいた上で、9月28日に出すものを部会の中でも急遽まとめていきたいと思いますので、かなりタイトですけども、お願いしたいと思います。

○【青木 健委員長】 重松委員、それは会派及び交渉団体ごとにまとめて、部会長のほうにお出しすればよろしいんですか。

○【重松朋宏委員】 事務局のほうに言っていただければ。

○【青木 健委員長】 できるだけまとめてもらったほうがよろしいでしょ。

○【重松朋宏委員】 会派に所属されていない方は藤田議員と渡辺議員だけですので、それぞれの会派

でまとめていただければと思います。

○【青木 健委員長】 ということでございますので、御協力のほどお願いします。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、長時間、本当にありがとうございました。



○【青木 健委員長】 では、これをもちまして議会改革特別委員会を終了といたします。

午後4時10分散会

1. 学識経験者によるスーパーバイズ・助言
(3) 第3回江藤俊昭先生(山梨学院大学)

平成30年11月10日(土)

午後3時開議

○【青木 健委員長】 皆さん、こんにちは。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから国立市議会議会改革特別委員会の市民説明会を開催させていただきたいと思っております。

本日は私ども議会改革特別委員会に御参加をいただきまして、まことにありがとうございます。

議会改革特別委員会の委員長を務めさせていただいております青木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って進行をさせていただきたいと存じますので、よろしく申し上げます。

この議会改革特別委員会は、現大和市議会議長のもと平成29年12月に立ち上がり、議会基本条例点検部会と議会費検証部会の2つの部会をもって、短期間ではございますが、集中的な中に、また慎重な審査を重ねてまいりました。

本日はその取りまとめに当たり、市民の皆さんに御報告し、御意見をいただきたいと思いますと考えております。またあわせて、山梨学院大学の江藤俊昭先生には、その後、スーパーバイズを頂戴したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の予定について簡単に説明をさせていただきたいと思っておりますが、この後は大和議長より御挨拶をいただいた後、上村和子特別委員会副委員長よりこれまでの経過について説明をさせていただき、その後、議会基本条例点検部会の重松部会長並びに議会費検証部会の藤田部会長より経過の報告をさせていただきたいと存じます。

また、本日ですが、今回の意見交換会の報告書を作成する関係上、録音をさせていただきたいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

また、議会だよりなどで、今回のこの説明会の様子を取材させていただきたいと思っております。そのため、写真撮影をさせていただきますが、もし写真撮影NGという方いらっしゃいましたら、あらかじめ私どものほうにお申し出をいただくようお願いしたいと思います。

また、水分補給については、このような陽気でございますので、御自由におとりをいただきたいと思います。

あわせて、本日、車でお越しいただいている方、駐車券がございますが、その駐車券をお近くにいらっしゃる議会事務局の職員にお渡しをいただきましたら、押印をさせていただきますので、よろしくお願いをさせていただきます。

おおむねそのような予定で、そして時間については5時を目途に進めさせてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いをさせていただきたいと思っております。

それでは、ここで大和祥郎国立市議会議長より御挨拶を頂戴したいと存じます。

○【大和祥郎議長】 皆様、こんにちは。御紹介をいただきました市議会議長の祥郎でございます。きょうは国立市議会議会改革特別委員会の市民説明会にお集まりをいただきましてありがとうございます。土曜日の夕方時期のお時間、大変お忙しい中、またきょう、あすと1階のほうでは農業まつりをやっているにもかかわらず、議会の説明会に御参加をいただきました市民の皆様、本当にあり

がとうございます。

きょうはこの後、江藤先生からスーパーバイズを受けるということでございますので、先生どうぞよろしくお願いをいたします。

今、青木健議会改革特別委員長から御報告もありましたとおり、平成29年の12月議会でこの議会改革特別委員会が成立をいたしまして、1月より今日まで委員会は7回行われ、また議会費検証部会におきましては藤田部会長のもと12回の部会、そして八王子市、立川市、2市の視察をしてまいりました。また、議会基本条例点検部会の重松部会長におきましては、13回の部会と所沢市、伊賀市、岩倉市と3市の視察をし、今日に至っているところでございます。

そしてまた、本日、山梨学院大学の江藤俊昭先生におかれましては、2回目のスーパーバイズということで、後ほどよろしくお願いをしたいと思います。また、8月27日にも、廣瀬和彦先生によりまず議会の検証も行わさせていただいたところでございます。

このような中、約11カ月の中で我々議会として、平成27年、全国初と言えるソーシャルインクルージョンという概念を入れた条例としてスタートし、約3年運用されました。しっかりとこの部分を調査し検討させていただき、さらに住民福祉の向上に向けた条例ができるように進めていければと思います。

きょうは5時までということでございますが、どうぞ最後までよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○【青木 健委員長】 大和議長ありがとうございました。

それでは、続きまして、議会改革特別委員会の副委員長でございます上村和子委員から、本日までの経過について御報告をさせていただきたいと存じます。

○【上村和子副委員長】 本日は皆さんありがとうございました。本日は私たち議会が全員で取り組みました議会改革、この4年間を私たちが振り返っての取りまとめを皆様方に御報告する。そして、江藤先生からスーパーバイズをいただくという日になっております。折しも本日は、国立市は農業まつりがございまして、下では本日は明日と広聴委員会、石井めぐみ委員長が筆頭で全委員が取り組んで、議会も一隅に座らせていただいて、市民の御意見を伺っているところです。

先ほど、本日一番リアルな形で議会に対して、議員に対して、どういう市民の声があったかというのを委員長にお伺いいたしましたら、政務活動費が少ないとか、議員定数はもっと少なくてもいいとか、公園の整備がもっとできないとか、駅前のビジョンが足りないんじゃないとか、ずっと働いてきたけれども、女性だとそうですが、働くことが終わって地域に戻ったときに、集える場所、居場所がないという、さまざまな御意見が聞こえてきたという御報告を受けました。本日、参加された、そして市民の意見を聞かれた議員の皆さんお疲れさまでした。また、明日も開かれます。

このように広聴委員会を通じて私たちが聞いてきた意見を、どのように議会の問題として議会が取り組んでいくのかということ、議会基本条例の精神に基づいて、私たちがどのようにまとめて政策形成サイクルに乗せていくのかというのが今回の目的であります。

そういう中で、先ほど議長から、これまでの全体経過についてのたまかな説明をしていただきました。本日の資料の中で、探し出すのは難しいと思いますが、このような議会改革特別委員会作業管理表というものを用意いたしました。私たちはこの作業管理表に沿って、ことしの1月から3月まで、全員で取り組むに当たっての共通認識の問題の洗い出しを、議会基本条例をもとに行いました。議会基本条例というものを、私たちは議員ではありますけれども、議会基本条例の1条1条に則して、私

私たちはやってきたかどうかという自己点検をまず行いました。その後、総合点検も行いました。

そういう中でわかったことは、たくさんの意見が出ましたけれども、ばらばらでありました。ばらばらであり、お互いに聞きたいこともある、自分でもできなかったことがたくさんある。例えば特徴的なものでまとめて言いますと、国立市の市議会議員は議員1人ずつで議会に対して、または市長部局から出した提案について個別に指摘をし、ちゃんとやれるという力を持ちながら、それが議会として、例えば常任委員会として、まとまったものとして市長に政策提言をしたり、住民福祉の向上に具体的に目標を持って取り組んできたかということ、なかなかそうはなっていないという気づきがありました。

そういうことに基づいてそれらを整理した上で、部会のほうに入っていました。今から私の全体の整理の後に、各部会での検証報告が10分、10分なされると思っております。

その中で、1つは、今回、まず市民の皆様から議会事務局に御指摘が来て、単純なことなんですけれども、私たちは議会だよりというものを議会ごとにしか発行できないものですから、年に4回ほどしか出せませんで、そういう中で今回パブリックコメントをとる時期が、ホームページ上でしかパンフレットの開始をお願いすることができなかった。そのせいで、議会だよりとして紙面で情報を発信したのが11月5日でした。11月5日の議会だよりで発信して、結果的に11月11日という形のパブコメの締め切りが余りにも早過ぎる、こんなことでは意見は出せないという厳しいお然りのお電話もいただいたと聞いております。もっともだというふうに思います。

ホームページだけではない、ホームページでは情報を得られにくい、そういう紙面での情報、わかりやすい発信、このことは実は5月11日の市民の意見を聞く会におきましても、市民の皆様から御意見をいただいております。5月5日に、市民の意見を聞く会の中で議会基本条例検証見直しのブースを設けていただきました。

そのときに市民の皆様から、ソーシャルインクルージョンというのはとてもいい言葉なんだけれども、それが市民に伝わっていないという御指摘がありました。そして、多かったのが、以前より開かれた議会になったという言葉は聞こえてまいりました。しかし、何をもって開かれた議会になっているのかということについては、伺うことができませんでした。

おおむね好評だったのは、議会だよりがカラー化してわかりやすくなったと。もっともっとわかりやすい紙面づくりをしてほしいし、その中で議会として何をやりたいのか、何をやろうとしているのかということを知りやすく市民に説明してほしいということとか、それから今、国立市議会が抱えていて、ここをこう変えたいんだと住民に訴えたいものが5つぐらいあったら出してくれと。そのように具体的にわかりやすい、議会として何をしたいのかということを知りたくて出してもらいたいという御意見がありました。

私たちは聞く側というふうに思っておりましたが、むしろ聞いた意見を議会としてどのように取りまとめて、どうしていきたいのかということを知りたくて住民の皆さんが望んでいるのではないだろうかという振り返りをいたしました。

そういうことを踏まえながら、この4年間の中で住民の皆様方にわかりやすかったのが、広聴委員長も頑張ったということもありますが、聴覚しょうがいの方々も参画されました。その方々の参画によって、国立市で手話言語条例を制定してほしいという声も議会に寄せられています。市長部局ではなく、議会として住民の声を政策につなげていくということは、また常任委員会としてもっと進めていくという課題があるのではないかと。そういうことが整理されてきました。

そういう中でそれらを踏まえて、今年度をもって4年が終わります。江藤先生からの厳しい御指摘の中で、4年の最後にやるのではいけないと。毎年毎年議会として目標を掲げ、その目標がどれくらい実現できたのか、そういう成果を住民に公表していく。そういう第2ステージに入ったのだと。そういう意味では、私たちは今期は4年目にしかできませんでした。次回は、その次の世代の議員の人たちにこの反省をぜひ伝えて、毎年毎年市民に向けて、議会としてどういう目標を持って、何に取り組むのかということが示せる、そのきっかけになる。そのような申し送りにつながる整理をしたいと議員一同思っております。

そういう意味で今からのそれぞれの部会の報告を聞いていただきまして、江藤先生からのスーパーバイズもいただき、皆様からの御意見もいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○【青木 健委員長】 それでは、続きまして、議会基本条例点検部会、重松部会長から御報告をお願いしたいと存じます。

○【重松朋宏委員】 皆さん、こんにちは。議会基本条例点検部会は、窓側の2つのテーブルに分かれております。

そもそも議会基本条例って何なのかという問題があろうかと思いますが、議会基本条例というのは議会のいわば憲法でありまして、議事機関としての議会を民主的に統制するためのツールであります。国立市議会では4年前につくられました。そして、その後すぐ選挙があつて、改選された今の新しい議会になってこの3年間、条例の3つの目的が実現されているかどうかということを中心に、私たちの議会活動の振り返りをまず20人全議員で行い、その後、半数の条例点検部会でも行いました。

この振り返りの視点、目的というのは3つあります。1つは、二元代表制のもと、市長との緊張関係を保つことができたのかということ。それから2つ目が、市民に開かれた議会となっているのかということ。そして、一番大切なのが3つ目、住民福祉が進んだか。つまり市民にとってよりよいもの、アウトプットを出せることができたのかというこの3点であります。この3つの視点の振り返りを踏まえまして、私たち条例点検部会で議会全体についての協議のテーマを9つ抽出して、6月以降の4カ月間検討してまいりました。

その概要につきましては、お手持ちの議会だよりの裏からめくってすぐところにパブリックコメント募集中とあります。その下のところに、細かい文字で大変恐縮なんですけれども、9つのテーマの概要とどういう内容が話し合われて決まったのかということについて記してありますし、もう1つ、冊子状になっているんですけれども、議会改革に関する意見募集、議会改革の方向性（議会基本条例）という、ちょっと分厚い冊子のようにになっているものがありますので、そちらをぜひお読みいただければと思います。

この9つのテーマにつきましては、まず論点を明確にした上で、多様な意見や政治的な立場を持つ議員でしっかりと議論して、合意できるものはなるべく一致点を探りました。一方で、最初から1つの結論を出せそうなことだけを議論するのではなく、大事な課題で、互いの違いを認め合つて議論すること自体も大切なことですので、意見が分かれそうなテーマについても挙げてもらって、論点と主な意見を整理しました。

結果的には、9つのテーマのうち、最終的に委員の間で意見が分かれて一本化に至らなかったのは、(1)の前文の市民の定義についてだけで、あとは全て一致点が見出せました。(3)の会派、(4)の交渉団体、(7)の議会図書室の3カ所については、今後、条例を改正しよう。そして、(9)の産休育休、病休については、議会の会議規則を改正しよう。そして、残りについては趣旨及び解説の記述を変更

したり、来年春の選挙後の新しい次の議会に申し送りをして、実現を図っていこうという協議の内容になっております。詳しくはこちらの冊子をごらんになるか、あとテーブルのほうにそれぞれのテーマの担当者もついておりますので、そちらで聞いて意見交換をしていただければと思います。

特に私たち議員に足りない視点、よりよい議会に向けての改善点、あるいは厳しい注文も含めて、ぜひこの後の時間、テーブルを移ってでも構いませんので、意見を出していただければと思います。また、9つのテーマだけではなく、それ以外の議会にかかわることについてもそれぞれのテーマでぜひ御意見を出していただければと思います。よろしく願いいたします。

○【青木 健委員長】 ありがとうございます。

続きまして、議会費検証部会、藤田部会長より御報告を願います。

○【藤田貴裕委員】 皆さん、こんにちは。議会費検証部会部会長の藤田です。よろしく願いします。

きょうは議会費を検証するに当たりまして、その前段となります議員とは何か、議会費を検証するに当たってその資料を出させていただいておりますので、ぜひお目通しをいただきたいと思っております。

この議会費を検証する背景でありますけれども、国立市議会議会基本条例の中でも見直しの事項があります。また、前回2014年12月に議会改革特別委員会が報告書をつくりましたが、その後に行われた国立市議会議員選挙では顔ぶれが大きく変わりました。各議員の公約、支持者から寄せられた意見はいろいろなものがありますので、再度立ち上がった議会改革特別委員会でも議会費を検証していこうという運びになっているところであります。

ですので、ゼロベースといいますか、何か特定の方向で議論していこうですか、あるいはお示ししているパブリックコメントをそのとおりでやっっていこうとか、そういうことではなく、広くきょう皆さんからの御意見をお聞きし、それを部会や特別委員会に持ち帰って、さらに議論を深めていきたいと考えているところでありますので、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

当部会の第1回は、地域民主主義の発展のため、憲法や地方自治法で定められた二元代表制の意味、そのありようなどを議論いたしました。その結果、民主主義の学校たる地方自治の発展は平和や国民主権に欠かすことのできない要素であり、地域民主主義を具現化する議会に重い責任がある。このような意見が出されました。

その一方で、議会は市民から存在が遠く、実生活にどのような影響があるのか実感できないことや、市民は議員の存在、仕事の内容がわからず、二元代表制をコストと捉え、議員定数や議員報酬削減の声につながっているのではないかと、そのような意見も出されました。

そこで私たちの部会では、議員の存在意義や役割を明確にし、議員の役割を十分に発揮し、その成果を市民に還元するに適した議会費のあり方を検証することにいたしました。

私たち当部会では、どのような議員の役割があるのか検討した結果、まず1番目として、地域民主主義の担い手、住民の代表として住民の意見が行政に反映されているか監視し、行政に政策提案していく役割があるかどうか、あるいは一般質問などを通じて市民の声を行政に届ける役割、3として行政の提案に対し議決権を行使し、市の意思とするかどうか判断する役割、4、国など関係機関に意見書を提出する役割、5、情報を公開する役割があるだろうと。また、6番といたしまして、最近行政が審議会を立ち上げたり、中立的なオンブズマン制度を設ける中、議会には、あるいは議員にはどのような役割があるのかを議論しております。

その中で、審議会委員は市民が選ぶのではなく、行政が選ぶため、行政の政策の方向性と一致した人を選べる点、審議時間に一定の制約があることながら、行政のチェック機能は働かないだろうと。このように考えております。

また、行政だけで案を決めても、市民が納得するものをつくれな可能性があるので、行政が市民の声を聞く1つのツールである。審議会は専門的知見からの助言で、全体の市民の声を代弁しているわけではない。世論を二分するような問題に結論を導き出すことは難しい。これらの意見が出されまして、結局、審議会が存在し、行政に答申を出したとしても、その内容は議会が議決するときに判断する材料を提示する補完的なものであって、審議会は議会の役割は担えないのではないか。このように結論をいたしました。

また、中立的なオンブズマン制度については、行政や議会のはざままで苦しんでいる人を救済する意義がある。そのことは認めつつも、行政サービスを受けている人が行政に苦情を言うのはハードルが高いですとか、そのような意見が出され、オンブズマンは1人であり、専門的知識を有する特定の人のため、多様な市民の意見を行政に反映させる議会の役割は担えないのではないか。このように考え、審議の結果として、憲法や地方自治に定められた固有の権能があることを私たち議会は再認識をいたしました。そして、その権能を市民のために十分発揮するために必要な議員定数、政務活動費、議員報酬、期末手当のあり方について議論をすることにいたしました。

きょうはカラー刷りのこの紙で、パブリックコメントの案をお示ししているところであります。まず、政務活動費については月1万円増額し、月2万円にしたいと。理由としては、月1万円では十分な研修や視察ができない、市民に対して十分な議会報告を発行できない、調査活動や情報公開が不十分である。こういう理由であります。部会でその他の意見として、現状の金額でも研修に参加できている、市民生活が厳しい中、増額は市民の理解が得られない。こういう御意見がありました。

議員報酬についてパブコメしているのは、月49万円、年820万円の現状を維持するということでありまして、理由としては、子育て世代や専門性のある方などが立候補するには、生活の保障と行動のための費用を保障する必要がある、議会の多様性・専門性の人材確保の観点から、現状の金額は妥当である。このように理由としています。

部会でその他の意見として、選挙で選ばれた議員の職責を考えると、市の部長と課長の間まで議員報酬を引き上げるべき、ICT化など社会状況の変化に合わせ、議会も進化していく姿勢がなければ住民から理解を得られないので、減額もやむを得ない。このように意見が出されております。

期末手当については、支給月数は人事委員会勧告に準じ、役職加算は現状を維持する。こういうこととあります。その理由といたしまして、期末手当の月数は人事委員会が民間の期末手当の支給月数を調べて、公務員の手当に反映するよう勧告するものであり、妥当性・客観性がある。また、役職加算は平成2年の人事院勧告でできた制度で客観性があり、全議員の職責に変わりはないため、全員一律でよいと考えている。このようになりました。

その他の意見といたしまして、期末手当は勧告があれば、その都度議会で協議をする。職員の4.5月の支給に比べ議員は3.95月なので、引き下げの勧告があってもその月数まで下げない。引き上げの勧告があっても、相当なインフレにならない限り上げない。役職加算のほうでは、その他の意見といたしまして、議員自身が役職で、期末手当の加算は市民にわかりづらい。現状の年収額を維持する主張に聞こえるため、廃止すべき。このような意見になっております。

議員定数については、(現行)22名ですけれども、定数を削減する、これがパブコメをお願いして

いる案です。理由といたしまして、3 常任委員会それぞれ7人ずつの21人が妥当と考える。欠員が今1名生じておりますが、21人の現状で議会運営に問題は起きていないと認識している。また、3 常任委員会それぞれ6人の18人が妥当と考えるなどから、定数を削減するという案でパブコメをとっております。

部会ではその他の意見として、3 常任委員会それぞれ7人ずつの21人に議長を足した22人が妥当だと考え、議会の公平・中立の点から議長は別枠としたい。あるいは多様な意見を反映するには22人が妥当と考える。このようなその他の意見が出ております。

この後20分間皆さんから御意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○【青木 健委員長】 ありがとうございました。以上、議会改革特別委員会の経過及び各部会における審議の経過について御説明をさせていただきました。

それでは、ここで本日は江藤先生よりスーパーバイズを頂戴したいと存じます。江藤先生には平成26年の議会改革特別委員会の際にもスーパーバイズをいただき、また今回の特別委員会でも議会基本条例及び議会費の点検、見直しに当たり、必要となる視点は何かという内容で御講演をいただいております。改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、江藤先生のプロフィールにつきましては、皆様のお手元に配付をさせていただいておりますので、そちらのほうを御参照いただきたいと思います。また、本日のスーパーバイズの最終の取りまとめにも生かしていきたいと思っておりますので、何とぞよろしく願います。

それでは、江藤俊昭先生を御紹介させていただきます。山梨学院大学研究科長・法学部教授の江藤俊昭先生でございます。先生、どうぞよろしく願いいたします。

○【江藤俊昭氏】 改めまして、こんにちは。やはり国立市議会の方々はずごく真面目なんですね。本当に一つ一つしっかりと。でも、何が論点だったかなというのは、そういう紙は配られているんでしょうか。それぞれありますけれども、なかなか難しいなと思いながら私は聞いているんですが。それからもう1つ、スーパーバイズという言葉は上から目線みたいで、あんまり好きじゃないんです。コメント等とか、そういうふうにしていただければと思います。

それで、きょう本当にお忙しいところ、議員でない住民の方々もたくさんですかね、そうでもないですかね。その笑いは何でしょう。それほど多くないということですかね。農業まつりはたくさんいらっしゃると思うんですけど。

議会というと、今まで見えなかったと思うんです。中央集権時代というのはどうしても行政側の力がすごく強くて、それに議会がどういうふうに対応しようと思ってもなかなか対応できない。国の縛りがあつたり、あるいは補助金というのがありますから、今でもあるんですけども、これについて議会としても議論がかかわれなかったということです。ただ、御存じのように地域の経営にとって、経営というのは難しいかもしれないんですが、自治体にとって重要なことを決めるのは、皆さん御存じのように議会なんです。自治体の法律である条例もそうですし、自治体はお金で動いていますから、予算や決算を決めるのも議会です。

だから、この議会がどういう方向にいくかどうかというのが大事なことは十分おわかりいただけていると思うんですけども、どうしても1人で選ばれる市長のほうが強いんじゃないだろうかというふうに思われてしまっているんです。市長がいる場所というのは執行機関なんです。執行する機関が市長がいる場所です。ただし、署名をするときとか、国立市というのを代表するときには、代表権と

いうのは一応市長にありますけれども、決めるのは議会が決めている。それだけの権限を今までも持っていたんですけども、こうしたある程度自由にできるような時代には、本当に議会の役割はすごく大事になってきたんだということだと思います。

そういうことを少し確認しながら、今回の2つの提案について、1つは議会基本条例の検証と、もう1つは議会費、これの2つです。国立市の議会基本条例が画期的だと思っているのはソーシャルインクルージョンという、みんなが参加するんですよという、社会的包摂と訳されるんでしょうか、これは片仮名で入っているんですね、議会基本条例には。ソーシャルインクルージョンという、みんなが社会にかかわっていく。そういうことをしっかり整備しましょうよということを明確に宣言したという、すごくすてきな議会基本条例ができ上がっていると思うんです。これはほとんどないんじゃないですかね、ほかの自治体には。そういう特徴を持っています。

そもそも議会基本条例って何かというと、1つは議会が住民の方々に示すマニフェスト、マニフェストは最近あんまり使われないかもしれないんですが、最近では詐欺師の代名詞とか言われるようになって、きのう私はマニフェスト大賞の審査員をやっていたんですけども、そういうことがありますが、住民に示して、こういう活動をするんですよということが議会基本条例という、今までなかったのが変なんです。それからもう1つは、議会基本条例というのはルールですから、住民自身がこれに基づいて政治に参加できるというルールを明確にしたものだと思います。この検証をしっかりとやるんだということはずごくいいことだと思います。

それと同時に、もう1つのテーマである議会費についてなんです。議会費は報酬とか期末手当とか、こういうこと、あるいは定数ということも1つ大事なポイントになっています。議会費って出されたんですけども、私はこういうことについては、最初の議会基本条例にも重なるんですけども、議会がしっかりと住民のために頑張るときの条件として考えていくべきではないだろうかと思っているんです。今お話をしている、先ほどの議会基本条例の検証と議会費という2つが出されたときに、私は若干違和感があったんです。私、いつもきついですが、言い方。平気ですか。厳しいとか先ほど言われてしまったんですが、違和感があったというのは、並列的に出されていると、関係は何ですかという質問を私はお聞きしたいところなんです。

私なりにまとめると、議会が住民自治の根幹って、後ほどちょっと時間があれば説明しますが、住民自治の根幹として作動するときのルール化したのが議会基本条例なんです。住民自治の根幹で動く議会のルールを明確に定めたんです。定めたことは私は画期的なことだと思います。ここがポイントだよって先ほども説明がありましたけれども、住民に開かれた、そして質問の場だけではなくて、議員間討議というのを重視するんですよ。そして、追認機関ではなくて、しっかりと議会と長とが政策競争するんですよ。こういうことを明確に宣言した。市民の皆さんからすると当たり前のことなんですけれども、それができなかったというのが日本の議会だったと思います。その方向でかじを切っていくんだ。それを明確に宣言したものなんです。

でも、ルールを検証するということが大事なんです、これが目的かということなんです。きょうも報告のときにありましたけれども、議会運営をすることによって住民の福祉の向上にそれをどうやってつなげていくのか。きょうも説明が若干ありましたけれども、それを政策形成サイクルという言葉で、議会の政策形成サイクルでしたでしょうか、これもポイントになってきますけれども、それをやることによって住民の福祉の向上につなげていける。

だから、議会運営のルール化というのはもちろん住民自治にとっては大事なことなんです、それ

が目的ではないんです。どのように住民の福祉の向上のためにその運営をしていくのか、成果はどういうものだったのか、そのために議会や議員の方々はどのような活動をしてきたかどうか、ここが示されないと、条件整備のところの会議費についてもこういう解釈がありますよねと言っただけでは、どんな活動をしていたんですかというところがよく深く理解できないと。それはそうなんですよ。これはすばらしいことなんです、会議費を一定にしないで膨らませることだけ想定しましょうよ、ゼロベースで考えていきましょう。これはこれですてきなんですが、定数についても、あるいは報酬や政務活動費についても、考え方はこういう考え方があると言われたって、国立市議会はどんな活動をして、そういうことが言えるんですかというところが、恐らくポイントになってくるだろうと私は思うんです。

だから、議論の中では、確かに大変な活動をやられていると思います。それから、月1万円で視察とか調査研究はしにくいかもしれない。だから、そういう意味で上げていくというふうに書かれているんですが、逆にどんな活動をしているんですかというところが、恐らく議論の中身にかかわってくると思うんです。ぜひそういう話をさせていただきたいと思います。

だから、私が言いたいのは、議会基本条例の検証、これも大事なんだ、会議費も大事なんだけど、それをつなぐような具体的な中身の話も同時に入れていかないと、空中戦の議論になってしまうんじゃないだろうかとという危惧が今ちょっとしたわけです。

さて、そこで議会基本条例をしっかりと検証するというのは本当にすばらしいことだと思うんです。それに私はプラスして、住民の福祉の向上にどうやってつなげたかどうかというのも大事なポイントになってくると思うんですが、議会基本条例の検証については、ごめんなさい、見えにくいかもしれませんが、学生からは字が汚いとか言われているんですが、見えますか。平気ですか。ありがとうございます。最近、大学も授業評価ってやられるんですよ。字が汚いとか、これだけレジメを出しているのにまだ黒板に書けて言うのかとか、いろいろ私は言いたいことがたくさんあるんですが、余計なことを言いました。

よくこういうふうな図が描かれると思うんですが、地方自治というのは国政とは全く違うシステムになっているんです。国政とは違います。だから、よく新聞で地方自治体の与党、野党って言いますが、議員内閣制じゃないんです。議会を選ぶと同時に、長を直接選挙しますから、議会と長というのは別にけんかはしなくたっていいんですが、緊張関係になるというのは当たり前のことなんです。だから、最初から賛成、最初から反対の議会はないわけです。いいものをつくり出していく。

これ住民が議会、そして長を選びますね。それで緊張関係がありますから、議会は個々の議員には力がないんです、法律上は。議会として1つにまとまったら、とんでもないパワーを発揮する。先ほどお話をした条例を決める、予算や決算を決める、これをやるためには議員間でしっかり議論することが大事ですよというところが出てくるわけです。まず、議会と長、2つ選ばれますが、議会と長の緊張関係はどうしますか、議会内部でのしっかりとした議論をするためにはどうしますかという議論は、議員だけではなくて、長も直接選挙する制度の中では必ず出てくる話だと思います。ちょっと見えなくてごめんなさいね。恐らく頭の中で描かれていると思いますけど。

もう1つは、住民と議会、長との関係でいうと、国政ではひとたび選挙をしたらやめさせることはできないんです。あるいは住民側から法律案を提案することはできません。でも、地方自治体というのは、議会議員や長を選挙で選んだ人たちを途中でリコールすることもできるという設計になっています。そして同時に、住民のほうは法律案、地方自治体の場合は条例案ですけども、直接出すこと

ができる。だから、住民が積極的に政治や行政にかかわっていくというシステムを、国政とは違って持っているわけですが、法律でも書かれていることをさらにバージョンを上げましょうよというのが住民と議会の関係なんです。きょう報告にあったのは、市民参加というのはすごく大事な原則だというふうに言われましたが、ここの部分なんです。

そうすると、検証に当たって、今お話をしたように、市民と議会の関係をどうやって豊富化していくか。そして、それを議論を踏まえて、議員間討議を重視しながら合意を形成したり、あるいは論点を明確にするためにはどのような議会運営が必要なのか。そして、それを踏まえて議会と長がある程度の緊張関係を持ちながら政策競争をしていくためにはどういうものが必要なのか、これがそれぞれ議会基本条例にはいろいろ書かれているわけです。市民参加とか議会報告会とか、議員間討議を重視しますよとか、あるいは緊張関係でいえば議決事件、ちょっと難しいですけども、議決事件の追加をやることのできる。そして、これは条例に委ねるなどのようなものが入っているんです。

その中で今までのものは必ず検証しているんですが、この中で不備があるもの、さらに充実したいものはどういうものなんですかということも議論したものを本当は報告していただきたいんです。そして出てきたのが、その用紙にある1番、市民のこと、2番、ソーシャルインクルージョンの話を豊富化していく、3番目は会派、4番目はちょっと難しいんですが、交渉団体の幹事、そして住民からの意見をどのように議会として反映して政策を形成していくか、こういう議論の流れの中で論点が出てきているんです。

繰り返しますけれども、今の議会基本条例の中に不備があるのか、そしてさらに充実させるにはどういったところがポイントになっているかというのは、恐らく今から説明していただけるんだと思うんですけども、そしてそれをさらに展開していくためには条件が整備されてなきゃいけないです。きょうこの条件のところ報酬とか定数という話が入ってくるんですけども、もう1つ議会基本条例に乗せているのは議会図書室、災害時にどうするのか、産休育休等についての議論を組み込みたいという、これはこれですばらしいことだと思うんですが、こういう流れの中でしっかりとそれをやっていくためにはどのような条件が必要なのかということで、報酬の議論、政務活動費の議論、期末手当等々の議論がこういうふうに入ってくる。

だから、議会基本条例の検証と、2番目にお話をするのは、しっかりとこういう運営をするともに、住民の福祉の向上にどうそれがつながっていったのか、そのための条件をどういうふうと考えていったらいいのかということ、ぜひ皆さんで議論をしていただきたいと思っております。

それで、ここは恐らくどんな活動を今しているんですかということがないと、定数とか報酬の議論というのはしにくいと思うんです。だから、どのくらいの活動、要するに住民の方々から言うと、私が市民感覚で言うと、わからないことはわからないんです。例えば年収八百何万円という報酬がありますよね。普通の平均値より大分高いですよ。そうすると、それだけ見ると、市民感覚から言うと、これは高いんじゃないですかという発想になっちゃうんです。それから、政務活動費というのも1万円じゃなくて、2万円じゃないとできませんよと言うんだけど、どんな視察をしたり調査をしているんですか、どれだけ足りないんですかということがないと、私の感覚からはわからないんです。だから、ぜひそういう活動を。

もうちょっと具体的に言いますと、議員の方々には本会議とか委員会の会議に出ているだけが議員活動じゃないんです。調査もしたり、住民の声を聞いたり、そして視察に行ったり、あるいは真剣に勉強しなきゃ質問もできないわけですよ。だから、議案の精読って難しい言葉で、精読というのは丁寧

に読むという意味ですけれども、丁寧に本当に読み込まないと質問もできないわけです。だから、そういうこととか住民と接する機会がないと、住民の声を拾い上げられないわけです。だから、いろんな活動が含まれているのが議員の活動なんです。そういう説明がないと、会議に何日間出ているだけじゃないですか。会期なんていうのは大体2週間とか3週間なんです。それだけでこれだけの金をもらっているわけというふうになってしまいますので、ぜひその具体的な話を同時にさせていただく中で議論していただきたいと思います。

それで、私、個別な話をしようかなと思ったんですけれども、やめます。それは議論していただいた後にお話を聞きながら、何かあればコメントするという形でとりあえずはよろしいでしょうか。かなり大きな話をしてしまいましたけど。どうもありがとうございました。

○【青木 健委員長】 先生どうもありがとうございました。

それでは、この後、各グループごとに30分程度、御質疑ですとか御議論していただきたいと思います。スタートは55分とさせていただきますので、5分ほどトイレ等の休憩をとられて結構でございます。55分から25分まで30分間、協議をお願いしたいと思います。

午後3時48分休憩



午後4時30分再開

○【青木 健委員長】 済みません。まだまだ各テーブル、激論も続いているようではございますが、時間も過ぎてまいりましたので、この辺で各テーブルごとの御協議につきましては打ち切らせていただきたいと思います。

なお、回答につきましては、各部会でまた話をさせていただきまして、改めて皆様方へお知らせをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、せっかくの機会でございますので、ここで江藤先生に対して御質疑等あれば承ってまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ、そちらの方。

○【市民】 数少ない市民の参加から。先生からお話のあったソーシャルインクルージョンを条例の中に盛り込まれている自治体は非常に珍しいというお話を伺いました。私も実は手話通訳をしまして、その関係で議会なり、行政に関して興味を持つようになったんですけれども、まだまだだというのは承知しているのですが、例えばこれをもっと具体化していくとか進めていく上で、何か先生御存じの事例やヒントというのがあったら教えていただきたいなと思ったんですが。

○【江藤俊昭氏】 今ようやく動き始めたかな。御存じだと思いますけれども、包括ケアが今動き出している中で、具体的な実践が始まったかな。それを議会基本条例に明確に位置づけたというのは高く評価していいし、だからそれは検証のときも実際、前文中身も書かれているから、それこそ毎年、議会としてどういうことをやるかどうかというのを検証する作業というのは大事かなと思っていますので。私の勉強不足なところなんですけれども、実践がようやく始まったかなと思っています。ちょっと舌足らずで申しわけありません。

○【市民】 江藤先生の最初のお話はよかったというふうに私は思っております、引き続いて。しかし、先生が触れられなかったのは、今、国会から村議会まで共通の問題になっていると思う定数削減問題です。定数削減問題について、先生はどういうふうに思っているのかと思うんですけれども、私はパブリックコメントでそういう流れは適切じゃないと批判をしているわけです。

つまり、きょう条例の趣旨と解説では大変立派な中身が出ているわけなんですけれども、今から60年前

に国立市は文教地区指定にされたわけですけれども、そのときの議員の数は26名なんです。それで、人口は2万5,000にようやく到達したばかりで、各部落や地域を分けていくと、大体議員さん1人が地域を自転車で回って、その住民の意見が聞けるというぐらいの範囲だったわけです。したがって、本会議はそれを土台にして議論をしたから非常に活発なんですけれども、今の議会はとっても寂しいんですよね。そういう議論が全然ないような気がしてしまっていて、だから議員さんは一体何を根拠にいろいろ議論をされるのかなと思っているわけです。国立市は30名までなったことがあるわけですけれども、今どんどん減る傾向になっているわけです。

しかし、一番大事なのは議会なんです、先生がおっしゃったように。それは議会の数が減って、議会費が減っていくことが、なぜ今の社会の流れになってしまうのかなと私は本当に疑問で、私はそれに反対をしていますけれども、先生はどういうふうにお考えかなと思っています。

○【江藤俊昭氏】 今の議員の方にいいかなという話をしたら、最後に私、そういう話をまとめようかなと思っていたものですから、今しゃべっていいんでしょうか。それとも後ぐらいのところでやったほうがいいんでしょうか。きょうの1つのテーマですよ。後ほどまとめてお話しするというところでいいですか。私は私の考え方もあるものですから。

私からいいですか。それぞれのところからどんな議論が出たかというのはされないんですか。むしろ、そういう全体の……。

○【青木 健委員長】 時間的なものがあつたので、あれかと思ったんですけども、簡単に各テーブルごとにどのような御意見があつたか発表していただけますでしょうか。できれば一、二分程度でお願いします。

○【住友珠美委員】 では、議会費検証部会のその1のほうで発表させていただきます。

ホームページが見られない方のために、ほかの報告方法を考えてほしいということが1つ意見として出ました。

また、地方自治法の1条にあるが、議員定数の削減はやめるべきだ。市民と市議会との触れ合いは大事で、市民要求を集めることは必要なことである。議員報酬にはかえがたい住民の意見を尊重するためには、削減ではなく、議会はちゃんとそこに応えていかなければいけない。

定数について、自治法や憲法の観点から解いてみる必要がある。

議会活動費月1万円から2万円には賛成である。昔は委員会視察費と個人視察費があつた。26市中、下から2番目、低過ぎる。報酬49万円、生活していくお金等さまざまかかるので、これは賛成である。

役所加算はなくすべき。議長などは加算があるから、それ以上必要ない。むしろなくすべきではないか。

報酬は高いのではないか。せめて現状維持にしてほしい。

政務活動費ではどんな内容なのかわからない。領収書を出すのは当たり前、はっきり中身がわかるようにしてほしい。

定数は減らすべきではないし、今、人口が減っているわけでもないで、間接民主主義を考えるとさまざまな意見を踏襲できることが必要であるから、減らすべきではない。

役職加算はなくてもよいのではないか。以上です。

○【青木 健委員長】 それでは、議会費部会その2ですか。

○【渡辺大祐委員】 議会費検証部会その2でございます。着座のまま失礼します。

私たちのテーブルでは、大きく分けて3点の御意見をいただいたかなと思っています。

まず1点目としては、当初お配りしている議員とは何かという紙ペラの資料は書いていて当然のことを一般論で、当然できてほしいことではないかという御指摘をいただいています。

そして、具体的なパブリックコメントに対する御意見としては2つ観点があったかなと思っておりまして、まず議員定数、これは行政府という大きな組織、議会よりも多くの人数、多くのリソースを持っている組織に対して対抗する市民のかわりになる議員という手段を減らす感覚は、住民にとっても痛いという感覚があるのではないかと。ですので、議員定数そのものを経済的、お金の観点のみで減らすという考え方をするのは、住民にとっての損失につながるのではないかと指摘が1点目。

そして2点目、議員報酬や政務活動費の問題に対しては、議員が実際に果たしてほしい権能、例えばしっかり勉強して政策提言をしてほしいとか、そういったことを住民の代表としてやってもらいたいということを考えると、これは減らすのではなく、拡充を含め、用意ができたほうがいいのかという2点の御意見をいただきました。こちらからは以上です。

○【青木 健委員長】 ありがとうございます。

それでは、議会基本条例部会さんのほう、こちらはまとめてでよろしいんですか。

○【重松朋宏委員】 こちらもおおむね3つのテーマで話がありました。

まず1つは、手話通訳としてかかわることになった方から、通訳としてかかわることになって初めて市政や議会のことに関心を持てるようになったんだけど、そもそも議会は開かれてないじゃないかと。知られていない。さらに、一体議会は何をしたいのかという発信がまだないんじゃないかという御意見です。とりわけソーシャルインクルージョンという言葉が入ったのはとてもよいことですし、手話通訳など具体的に進んでいることはいいんだけど、これからどう進めていきたいのかという御意見でした。

それに対しては、私たちの中でもちょうどそのテーマで協議をしてきたところで、まずソーシャルインクルージョンについての認識のばらつきをなくして行って、具体的にこれからさらに取り組んでいこうと。その中身については当事者の意見も聞きながら、一つ一つ具体的に取り組んでいくことが大事だよねというお話でした。

それから次が、議会なのに議員の間の議論ってないけれども、これなぜなのと。本会議でも一般質問で市長や職員との個別のやりとりがあって、委員会でもやっぱり市長や職員との個別のばらばらなやりとりがあって、議員の間での議論というのが一切見えないけれども、どういうことなのかという意見でした。

また、それとも関連して、議会だよりを見ると党派別の結果が出るようになって、それはそれでわかりやすいんだけど、何でこういうふうになってきたのかというプロセス、特に党派というのは何なのか。党派の中でのいろんな意見があるはずなんだけど、そういうのが見えないというのは、そのプロセスが見えていないんじゃないかという、おおむね3つの意見が交わされました。

○【青木 健委員長】 ありがとうございます。

それでは、先生、ただいま出た意見に対する回答等も含めてコメントをいただきたいと思います。

○【江藤俊昭氏】 回答ということはできないんですが、コメントをさせていただきたいと思います。コメントというのは、先ほど言いましたようにスーパーバイズではありませんので、上から目線じゃなくて、一緒に考えるという視点でお話をさせていただきます。

まず、感想として皆さん熱心なんですよ、議論するって。通常、市民の方にアンケートをとったときの回答と、恐らくここで議論するものはかなり違うんじゃないか。だから、ここでも討議する空

間というのができ上がっていて、そのことでいろんな発見ができたんじゃないか。アンケートというのは大体思いで書くんですね。だから、そういうふうに知識とか情報を踏まえながら議論する空間というのは私は大事だと思いますので、こういうのができたのはいいことだなと。正直言って、こういうのを議場でやればいいのと思うんです。今そうですねとってくださった方もいるんですが。

私が先ほど話した第13回マニフェスト大賞の表彰式が六本木ヒルズであったんですが、私、こうやって渡した係なんです。愛知県の犬山市議会がグランプリ、最高位をとったんです。市民何スピーチだっけな。フリースピーチだ。ありがとうございます。私も9月に行っていたんですが、市民フリースピーチとって、市民が手を挙げれば、会期中は会期中なんです、正確な位置づけはまだないんですけども、今後すると言っていましたけれども、大体7人から8人、公募で選ばれた人が議場で自分たちの提言を5分間まずはして、その後に議員と一緒に議論をするんです。

これは言いつばなしではなくて、全協で議論しながら行って、それをまとめて、ある議員が、これは今までやってきたことと重なるから、一般質問でこれをぜひやってくださいよ、さらに深掘りしてくださいよ。あるいはこれは所管事務調査って、ちょっと難しいでしょうか、委員会で調査をして提言してくださいよ。こういう市民の意見をちゃんと聞く。それを議会が外に出ていく議会報告会というのは私も大事だと思うし、テーマを決めて今後水準を上げていくということも必要かもしれない。議場本体を公開にしていくというのもぜひ。きょう皆さんいろんな議論をされたと思いますから、そういうものは本会議ではなかなか難しいかもしれない、委員会で1回やってみるとか、ぜひそういうのを。ちょっと余計なことを話しました。

それで、2つほど大きなテーマがきょうありましたということです。それで、1つは議会基本条例の検証ということで9項目出されていて、この議論というよりは、こちらの部会でやられているのは議会改革本体を結構議論されたのかなと思っています。だから、ぜひそれを念頭に置きながら、検証の条文を考えていただいて、特にソーシャルインクルージョンというのは国立市議会の特徴的なものですから、これを具体化していくとか、それをほかの自治体にも広げていくような大きな役割が国立市議会は持っているんじゃないかと思っています。

それで今、報告の中では細かいところまでは報告されてなかったと思うんですけども、例えば市民の規定というのは厳格にやると難しいんです、確かに。だから、広くとった上で、例えば選挙権を有する市民というふうに限定をしていくということはある話だと思います。これが1点目です。

2点目はソーシャルインクルージョンということで、これの具体化を図っていくというのは、恐らくそこにも書いてある理念だけではなくて、具体的にやっていくというのを常に顧みる仕掛けとしては議会基本条例の中に明記していますから、それはそのままいいです。

3番目は会派、私なんかは当たり前のことだと思いますけれども、会派は共通の理念で動くんですよ。

それと、交渉団体は難しいんですけども、交渉団体というのは国会でも会派は2人以上とかいろいろありますけれども、少数派を締め出さないというのがすごく大事なところで、だからそのところは一応クリアできているのかなと思っています。

それから、5番目は政策形成サイクルって、市民の声を聞いて、それを踏まえて政策提言をしますよという議論なんです。後ほどお話をしますが、これは福島県会津若松市が議会からの政策形成サイクルという、市民の声を聞いて議会として受けとめて、提言をしていくという議論なんです、会津若松市も含めて最先端のところはいろいろ頑張っているときは、住民の声を聞いて政策につなげ

ていくことはもちろんそうなんだけれども、形成、提言だけじゃないよね。大事なのは財政の側面に入るんだよね。だから、決算なんかをしっかりとやることのほうが大事なんだよね。だから、政策形成はもちろん大事なんですよ。

でも、財政のところで決算をしっかりとするためには事前に準備を、6月ぐらいからずっと委員会でやるわけです。そして、その決算を踏まえて決算審議をし、そして予算提言につなげていく。そして、予算審議に入っていく。だから、形成ももちろん大事なんですけど、最近、会津若松市の言っているのは形成だけじゃないからなということで、議会からの政策サイクルという言い方をしているところを頭の片隅に、今回の場合は政策形成でいいんですけども、ぜひ考えていただきたい。

それから、6の附属機関、これは括弧してここに入れているんですけども、附属機関は議会としてつくっているところはかなりあります。地方自治法上、附属機関は首長だけではないだろうかというのが総務省見解なんですけど、必要ならつくればいい話だと思うんです。あるいはよっぽど怖ければ、専門的な知見は複数でできますから、そちらでやっていくかどうかというのはお任せしますが、地方自治法の解釈って別に総務省だけじゃないんです。自分たちが住民自治を進めるためにはどうしたらいいかどうかというところで、これはちょっと考えていただいてということ。

それから、7、8、9、ぜひこういう規定は入れていただいて、特に今、ソーシャルインクルージョンとも関係しますが、女性が政治に参加できるということは1つ大事な点だと思います。ここでこういう定義が入ってきたと思うんですけども、ここ1週間の間に私は熊本市議の緒方さん、あめ玉しゃぶって1日出席停止になっちゃった。こんなばかなことあり得るかなと思って私はしゃべっているんですけど。それから、子供を連れてきたという話ですけども、ぜひ開放的にしていただきたいのと、あと群馬県榛東村という、榛東村って書けよと言われても今すぐ書けないんですけども、どうだったかな。群馬県榛東村というところなんですけど、そこは南議長という女性議長なんです。議長のまま産休に入ったんだ。議員は時々出始めているんです。産休をとるとするのはあるんですけども、議長のまま産休をとったと。ことしとったかな。そういう動きも広がっていますから、そういうのを念頭に置きながら、ぜひ充実させていただきたいと思っています。

条文を私なりに少し思いますというコメントをさせていただきました。

それからもう1つは、先ほどの質問とも絡めてお話をさせていただきます。先ほどお話をしましたように、議会が住民福祉のために頑張っていくためには条件が整備されてなきゃいけないわけです。そのときの具体的な提案がされていますけれども、その前にぜひ考えていただきたいのが2つあります。原則です。

1つは、行政改革の論理と議会改革の論理は全く違うということの確認なんです。行政改革というのは効率性です。削減というのありきなんです。それに対して議会改革というのは、無駄は省いたほうがもちろんいいですよ。でも、議会改革というのは地域民主主義の実現なんです。だから、減らせ、減らせと行政改革と同じように議会改革を議論するのは違うんだよ。さらに、逆に言うと、議会が充実することによって行政改革をさらに進めることも可能になってくるんです。ぜひそういう視点を持って考えていきたいというのが1点目です。

それからもう1点は、現在いる議員が動きやすい条件を整えるべきだと思いますけれども、同時に、将来、議員になる人がなりやすい、そして活動しやすい条件を整備することも今の議会人に求められているんです。要するに持続的な民主主義の実現ということをぜひ考えていただきたい。これが基本的な考え方になると思います。

それで、報酬とか定数の議論もありましたけれども、細かい話をすると、これは頭の片隅でいいんですけれども、私もそうなんですけれども、それぞれの自治体でポリシーを決めなきゃいけない、自分たちでどう考えているかどうかを示さなきゃいけないんです。何でこんなことを言うかという、戦前からそうだし、戦後もそうなんです、定数は法律で決められていました。平成11年のときは法定上限数といって、法律である程度上を縛っていて、今ようやく自由になったんです。だから、それぞれがどのような議会をつくっていくかどうかを示す、考えて住民に知らせていく必要がある。そして、住民も考えるという、それぞれの自治体でのポリシーなんですね。どういう定数なのか、どういう報酬なのか、政務活動費が必要なのかどうか考えるということです。

それから、きょうはあんまり議論は出てなかったんですが、若い人がもっと入るために報酬を上げたい。そのためには定数を減らしたい。こう考える人がいるんですけれども、例えば町村なんかは若い人がなかなか入らないので、報酬を倍にしよう。わかりやすく言うと、定数を半分にしよう。これはよく言うんですが、政治的な話で報酬がどのくらいで、でも定数はこのくらい下げていくよというのはあり得る話なんだけれども、定数と報酬を割り算とかでやる話じゃないんです。だから、それぞれの論理があるわけですよ。定数は何ぞや、報酬はどういう論理でやるかどうか、それを考えないでこっちを倍にしたから、こっちを半分にしろって、小学生の算数じゃないんだからということはずいぶん考えていただきたいと思っています。

それから、いろいろありますけれども、先ほど言いましたように、定数も今どんどん減っている中で、減ったときには住民の力をかりるんですね。だから、委員会と専門家を一緒に巻き込んで、委員会に住民を入れることはできませんけれども、委員会的なものの中に住民が入って議論することはできるんです。だから、これは長野県飯綱町はそういうこともやっていますので、ぜひそういうことも考えていただきたいと思っています。

さて、それでは報酬とか定数、先ほど質問がありましたけれども、どういうふうに考えているかということです。そういう視点から考えますけれども、まず定数は、先ほど言いましたけれども、地方自治法は人口で縛っているんです。でも、人口が高度経済成長でずっとふえているのに、最近下がっていますけれども、定数はどんどん下がったんです。とりわけ市町村合併、平成の大合併の前は6万いた地方議員が、今3万2,000ぐらいしかいないんです。半減までいかないんですが、ほぼ半減なんですね。普通、住民の代表が減ったといったら、地域民主主義の危機だというのが一般的なんですが、そういう声は日本で上がってないんです。もっと削減しろみたいな話が結構は結構多くて。だから、人口規模という議論というのは成り立つかどうか。

私は今、全国町村議会議長会で報酬等のあり方に関する研究会の座長をやっているんですが、報酬等と「等」ってつけたのは定数についても議論しているんですが、地方自治法の最初のときの人口基準を、形式的ですよ、今の状況は変わっているんですが、今の人口規模に合わせて町村でやったら、充足率が50%より下がっているのが約4分の1もあるんです、自治体として。

だから、定数というのをどういうふうに考えていくかすごく大事なことなんですけれども、定数は人口ではなくて、従来は人口というのがあったんだけど、議会本体の議論からすると、議論する空間ですから、討議できる人数というのをメインに考えていかなきゃいけないんだと。

そのときに、私の仮説ですが、委員会で議論するんですね。本会議も本当は議論してほしいんですけれども、委員会こそが議会のエンジンみたいなところなんですけれども、少なくとも私は七、八人は必要なんじゃないですかと言っているんです。もう時間がなくなってきたな。そろそろやめますけ

れども、常任委員会3つだとすれば、少なくとも三七、二十一、議長を加えて1名だと。ちょうど合いましたね。打ち合わせしていたわけじゃないですね。というふうに思っています。

それで、少なくとも言ったのは、国立市はそれほど大きいところじゃないんですが、例えば中山間地域を持っているようなところは、委員会で2人はそういうところからの出身がいなきゃいけない。1人だとつらいんです。民主主義は少数派が多数派をの可能性が民主主義の前提なんです。だから、少なくとも、そして女性もいるとか、そういう議論をする中で少なくともという言い方をしています。だから、これは22でそうだな。町村について言うのは、6人を切ったら無理だよ、6人切ったらという言い方をしているんです。だから、定数についてそういう言い方をしている。

とりあえず御質問に今お答えしているかなと思っているんですが、次、報酬なんですけれども、時間の関係でお話しできないんですが、報酬については横並びの比較をするというのが一般的にはやっているんですが、だからほかの自治体がどうだからって、自分の自治体は関係ないですよ。だから、これは比較方式をとることはできないし、成果、行政改革をしっかりとやって提言したから、議会の報酬を少し上げましょうって、これ成果ははかれないですよ。とりあえず私たちが考えているのは原価方式という原価ですね。

今、議員はどのくらい活動しているかということを考えながら、アバウトですよ、全議員が同じことをやるわけじゃないんですが、目安として小学校で習った比ってありましたけれども、市長の給与対市長がどのくらい年間活動しているか、イコール、議員の報酬をXとして、そして議員がどのくらい活動しているかどうか。ここで気をつけていただきたいのは、会議に出るだけが議員活動ではないんです。いろんな活動をしているのも含めて考えていかないといけない。ただ、これは科学的なものではありません。住民と一緒にになって議論するときの示し方の話なんです。ぜひ報酬についても今後考えていただければと思います。

それで、報酬については、今、特別職報酬等審議会というのが答申を出して、そこがどのくらい上げていいよという話をする、あるいは下げるとかいう話が出ているんですが、特別職報酬等審議会のメンバーというのは議会を傍聴したことが一度もない方々がなっているんです。これは笑い話ですよ、本当に。だから、議会側としてどういう活動をしていくかどうか意見交換をされるということも、今後大事なかなと思っています。

本当に時間がなくなっているんですが、1点、最後に。私は先ほど住民自治の根幹は議会なんだよという話をしました。討議できる空間なんですね。私が議員の方々にいつも研修のとき言っているのは、膨大なお金も決めているのは議会なんですよ。条例だって決めているのは議会なんですよ。会期の最終日が議決の日程だと思うんですが、いつも言っているのは、議決の前日、眠れるんですかと言っているんです。それだけ膨大な会計、財政規模を決定しているわけです。だから、すごい責任が議員の方々にある。今後も引き続き奮闘していただきたいと思います。私のコメントは終わります。以上です。

どうもありがとうございました（拍手）

○【青木 健委員長】 江藤先生どうもありがとうございました。予定された時間を多少オーバーしてしまっただけですけども、2時間という時間が大変短く感じたきょうでございました。本当に先生ありがとうございました。（拍手）

議会改革というのはまだまだ道半ばだろうと思います。先生からいただいた貴重なお話、そしてまた市民の皆様からいただいた御意見等も深めながら、私どもはこれから頑張っていこうと思いますの

で、また今後とも私ども国立市議会に御指導賜りますよう心からお願いをさせていただきます。

それでは最後に、小口副議長より御挨拶を頂戴したいと存じます。

○【小口俊明副議長】 皆様、本日は国立市議会議会改革特別委員会の市民説明会、またスーパーバイズに御参加をくださいませ大変ありがとうございました。

本日、御報告を申し上げましたように、国立市議会は今、議会改革にこのような取り組みを進めているところでございます。本日、市民の皆様からいただきました大変議長な御意見、そして江藤先生、また廣瀬先生からも承りました。スーパーバイズはコメントというお話もございましたけれども、これをしっかり踏まえて、今、我々国立市議会はこの議会改革の成果を結実させる最終段階に入っております。皆様方のさまざまな御意見をしっかりと踏まえた上で国立市民のための議会、また住民自治の進展、住民福祉の向上のために議会改革をしっかりと進めていく、このことを皆様にお約束を申し上げます。最後の御挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

午後5時3分散会



議会改革特別委員会スタート

見える！動く！創り出す！議会へ



議会改革特別委員会
委員長
青木 健

国立市議会では委員会における陳情の優先審査や人事案件での提案説明等市民の皆様により分かりやすい議会とするための改革を行うと同時に、議会基本条例・政治倫理条例の制定をし、自らを律するとともに市民の皆様のご意見を政策として市政に反映出来るようこれからも一層の改革を続けてまいります。

昨年12月議会で、議会基本条例に基づき、全議員参加の議会改革特別委員会を設置し、前回の選挙(平成27(2015)年5月)以降の今日までの議会活動を、条例の目的にある住民福祉の向上の視点で検証する「条例点検部会」と、議会費(議員報酬・議員定数・政務活動費等)が適正であるかどうかを検証する「議会費検証部会」に分かれて、調査、議論を行い、12月までにとりまとめます。

この間、1月から3月までは、全議員で課題を抽出する作業を行いました。4月からは本格的な部会活動が始まります。市民に開かれた議会から、もう一歩進んだ、市民の声を起点とする政策形成を目指します。

議会基本条例スタート後の3年半で取り組んできたこと

陳情・請願は市民からの政策提言！

全員一致で採択された陳情から

福祉有償運送の積極的活用を求める陳情 (H27(2015)年3月) → 地域公共交通会議に福祉交通部会が設置され、福祉的交通について検討を始めた。(H27(2015)年11月)

マイナンバー制度実施に伴う個人情報保護のための陳情 (H27(2015)年3月) → 個人情報漏えい等の事故時に、被害者本人に通知するよう、個人情報保護条例が改正された。(H27(2015)年10月)

特殊詐欺被害防止のための自動通話録音機の設置促進を求める陳情 (H28(2016)年9月) → 毎年250台ずつ配布する予算がついた。(H29(2017)年4月)

働き続けながらしょうがい児を育てられる環境整備を求める陳情 (H29(2017)年6月) → 陳情者と意見交換の上、児童デイサービス事業所等にヒヤリングを行い、夏休みから居場所を確保した。(H29(2017)年7月)

骨髄移植ドナー支援制度策定を求める陳情 (H29(2017)年9月) → 市職員がドナー提供しやすいように条例が改正され、予算がついた。(H30(2018)年3月)

障害者スポーツセンター一時休止の代替措置として市民体育館の減免措置を求める陳情 (H30(2018)年3月) → 平成30年3月下旬より、しょうがいのある市民に対して減免措置が実施された。(H30(2018)年3月)

●ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)の理念に配慮した議会をめざしてきました

- ・広聴委員会が聴覚しょうがいしゃの方々と話し合いながら、手話通訳が導入されました。【(本会議(初日と最終日)と意見交換会等/事前申込み制)】

●情報公開をさらに進めました

- ・常任委員会のインターネット中継を開始しました。また、スマートフォン・タブレット端末で視聴できるようになりました。

●市民との意見交換会+議会報告会を開催しました

- ・6日間5カ所(公民館、市役所、農業まつり会場など)
- ・参加人数延べ187人
- ・他市からの視察(意見交換会関連)4件

●条例や決まりをつくりました

- ・大規模災害時の災害支援会議運営ルールや、議会の災害支援マニュアルをつくり、議員の災害時連絡訓練を実施しました。
- ・議員の職員に対するセクハラ事件を受けて調査を行い(当該議員は辞職)、全会一致で政治倫理決議と政治倫理条例を制定しました。

●議会運営について改善してきました

- ・人事案件について、市長から提案説明を行うようになりました。
- ・正副議長選挙時の所信表明が制度化され、実施されました。
- ・委員会で、委員外の議員が質疑するようになりました。

●実施のルールを決めましたが、まだ活用に至らず…

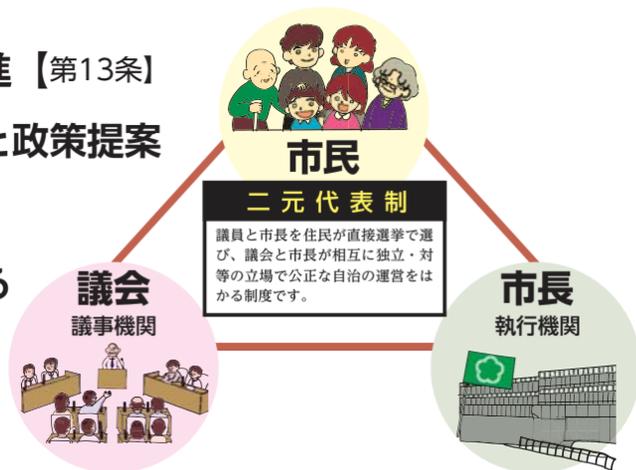
- ・議員間の自由討議、文書による質問、市長から議員への反問ができるようになりました。

議会基本条例点検部会

2015年（平成27年）に施行された議会基本条例の目的が達成されているか、この3年間の議会活動を点検し、運用の見直しや規定の整理など適切な措置を検討します。

国立市の議会基本条例 7つの特徴

- ①二元代表制、市長との緊張関係を明記【前文/第1条/第7条】
- ②ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)の理念に配慮【前文/第2条】
- ③市民からの請願・陳情を政策提案と受け止め、多様な市民参加による議会の政策形成【前文/第5条】
- ④政策形成過程の説明責任を課す【第9条/第16条】
- ⑤議員間の自由討議を推進【第13条】
- ⑥委員会による調査研究と政策提案【第16条】
- ⑦議員定数・報酬に対する基本的な考えを明記【第25条/第26条】



【部会のメンバー】



議会費検証部会の紹介

議会費検証部会では、議会費の検証をするにあたり議員にはどのような役割があるのか議論することにしました。行政の監視や、市民の意見を吸い上げた政策提案、条例の立案という従来の役割のほか、行政が審議会を立ち上げたり、中立的なオンブズマン制度をつくる現在において、市民から信頼される議会のあり様を議論しています。

部会のメンバー

藤田 貴裕 (部会長)

議会費をめぐる問題は市民の関心が高いです。皆さんと対話しあるべき姿をつくります。



青木 健

住民福祉の向上を目指し、適正な議会運営が行われる国立市議会を皆さんと作ります。



大谷 俊樹

皆様に信頼される議会を目指し議会費全般を見直し時代にあった提案をしていきます。



遠藤 直弘

市民の皆様にご理解が頂ける様な議会費の検証になるよう取り組んでまいります。



尾張 美也子

「議会費は民主主義の経費で直接市民のもの」の視点で市民の声を反映する議会めざします。



住友 珠美

議会費は「民主主義のための経費」です。市民の声がきちんと届く議会運営に努めます。



中川 喜美代

議会費検証部会に所属し、国立市の22名という議員定数が妥当なものかどうか検証したい。



石井 めぐみ

市民の代表として、信頼される議会にするための議員の在り方を徹底的に検証します。



関口 博

議論に必要な議員数、主たる収入者としての報酬を保障する視点で議会費を検討します。



渡辺 大祐

住民の納得に応えるために議員定数・報酬など議会費3割削減に向けた議論に尽力します。



山梨学院大学大学院 江藤俊昭教授による スーパーバイズの報告

議会改革は第2ステージへ！

3月22日議会改革特別委員会として今後どの点に集約して改革をおこなって行くべきか、忌憚のないご意見を2時間に亘り頂戴しました。開会に先立ち大和議長より「江藤教授には4年前に3回スーパーバイズを頂き、それを基に、現在の国立市議会議会基本条例ができましたが、本日はそれ以降の新しい情報等を交え講演をお願いしたい。」との挨拶を頂いた後、条例点検部会と議会費検証部会からの事前の質問を踏まえた上で、90分間の講演を賜りました。

江藤教授より「議会基本条例とは住民に対して議会が何をするのかというマニフェストであり、その時々により見直しの検証することが大切。それには条文ごとの検証が大事だと申し上げているが、こんなに真面目に行っている議会はあまりないと思う。そもそも基本条例



は二元代表制における首長との政策競争をするためのものであり、それはひとえに住民福祉の向上である。つまり議会というのは基本条例が制定されてようやく当たり前の形式ができた。住民福祉の向上を勝ち取るための第2ステージとして、あるいは議会からの政策サイクルを実質的なものとするためには、報酬・政務活動費や議会事務局の立場等をしっかりと定めなければならない。そのためには委員会とは別に政策討論会を設け、1年間、あるいは4年間の目標を定め成果を出して行くという方法がある。つまり議会が自ら提言し、住民福祉の向上という成果をあげられたか検証し、達成できたか報告することが住民と共に歩む議会として大切なことと言える。」など、まだまだ様々なお話を頂きました。今回は紙面の関係で割愛させていただきますが、議会報告会等で報告したいと思います。



議会改革特別委員会の協議の経過を報告します!!

青木 健 議会改革特別委員長

平成30年1月から始まりました議会改革特別委員会も、いよいよ佳境に入ってきました。以下にこれまでの協議の経過をご報告させていただきます。



意見交換会(5月11日、12日開催)でいただいた市民の皆さまからのご意見は、各部会の協議に活かさせていただきます。



▲国立市議会意見交換会の様子

今後のスケジュール

8/27(月)
14:00~16:00

議会改革特別委員会への廣瀬和彦氏によるスーパーバイズ



9/28(金) 10:00~
議会改革特別委員会 開催
素案の検討をします

委員会はどこでも傍聴できます!

10/3(水) 10:00~
議会改革特別委員会 予備日

10月終わり~11月初め
パブリックコメント
実施

皆さまのご意見をお待ちしております

11/10(土)
15:00~

素案の市民説明会、
議会改革特別委員会への
江藤俊昭氏によるスーパー
バイズ

市民説明会はどこでも参加できます!



12/3(月) 国立市議会
第4回定例会本会議初日
議会改革特別委員会報告書
を議長へ提出

※9/28(予備日:10/3)の議会改革特別委員会、11月10日の市民説明会はどこでも傍聴、参加いただけます。
※パブリックコメントでは、皆様のご意見をお待ちしております。
※委員会、市民説明会やパブリックコメントの内容等は、後日ホームページ等でお伝えしていきます。

議会費検証部会の検討状況報告

◆議会費の検証の前提

当部会では、地域民主主義の発展のため、憲法や地方自治法で定められた二元代表制の意味、そのあり様を議論しました。そこでは、民主主義の学校たる地方自治の発展が、平和や国民権に欠かすことのできない要素であり、地域民主主義を具現化する議会には重い責任があるとの意見が出されました。

その一方で、議会は市民から存在が遠く、実生活にどのような影響があるのか実感できないことや、市民は議員の存在、仕事の内容が分からず、二元代表制をコストと捉え、議員定数や議員報酬削減の声につながっているのではないかと意見も出されました。

そこで、当部会では、議員の存在意義や役割を明確にし、議員の役割を十分に発揮し、その成果を市民に還元するに適した議会費のあり方を検証することにしました。

◆議員の役割

議論の結果、以下のような役割を確認しました。

- ・住民の意見が行政に反映されているか監視し、行政に政策提案していく役割
- ・一般質問などを通じて市民の声を行政に届ける役割
- ・行政の提案に対し議決権を行使し、市の意思とするかどうか判断する役割
- ・国など関係機関に、意見書を提出する役割
- ・情報を公開する役割

このほか、行政が審議会を立ち上げ市民の声を聴いたり、中立的なオンブズマン制度を設ける中において、議会の役割は何か議論しました。詳しくは今後、市議会のホームページに掲載する予定ですのでご覧ください。

◆現在の議論の状況

先に述べた議員の役割を十分に発揮し、その成果を市民に還元するに適した政務活動費、議員報酬、議員定数、役職加算(期末手当)のあり方について議論が始まりました。10月終わりには市民の皆さんにご意見を伺う予定です。どうぞよろしくお願いいたします。

条例点検部会では、議会基本条例の目的

(①市長との緊張関係、②開かれた議会、③住民福祉の増進)が達成されているか点検し、9つのテーマで議論を進めています

議会基本条例ではどこまでが市民なのか

(前文ほか)

在勤在学や法人なども市民として扱うのか、それとも住所を有する住民が市民なのか。

会派について

(第4条)

第4条第1項「会派」の位置付けや、会派の結成条件の見直しについて協議を行います。

市議会の政策形成サイクルについて

(第5条ほか)

市民意見を市議会の政策経営サイクルの中にどのように位置づけるか、議論を進めています。

議会図書室の活用について

(第19条)

市民への情報提供のための環境整備は、セキュリティ上の課題を確認し検討します。

産休・育休・病休のあり方について

(現条例に規定なし)

女性の政治参加をさらに促し、男女共同参画を議会から推進していくための議論を進めます。

ソーシャルインクルージョンに配慮した議会とは

(第2条ほか)

しょうがいのある人や高齢者、小さいお子さんを連れての傍聴など具体的に協議します。

交渉団体について

(第4条)

議会運営について交渉できる3人以上の団体について、協議します。

地方自治法に抵触しない附属機関の設置について

(第18条)

自治法には議会の附属機関の規定がないため、設置にあたり法・条例解釈の工夫が必要。

災害時の対応全般・防災について

(第24条)

災害時に備え、議会としてどう動くべきか、現行要綱やマニュアルとともに検討します。

パブリックコメント募集中! ▶▶▶ 大切 11/11(日) 詳しくはWebへ

議会基本条例の9テーマについて



条例の目的 (①市長との緊張関係/②開かれた議会/③住民福祉の増進) が達成されているか点検し、条例点検部会で協議してきました

要 旨

(1)前文と市民の定義について (前文ほか)

条文中に出てくる「市民」という言葉の定義を厳密に定義をするか、しないか。また定義をするならば「市内に在住、また在勤または在学する個人および市内で活動する法人その他の団体」とするか、「国立市に居住するもの」とするかを協議中です。市民の定義を現状の前者だと条文全体で齟齬があるとする意見と、現状で問題ないとする意見があります。

(2)ソーシャルインクルージョンに配慮した議会運営について (第2条ほか)

条例前文にある「孤立や排除を生み出さず、違いを認め合い、共に支え合うことをめざすソーシャルインクルージョンの理念に配慮」を進めるために、ソーシャルインクルージョンの認識を研修を通して一致させること、また議会活動における保育サービスや情報困難者への配慮など具体的に研究する必要があることを申し送ることを検討しています。

(3)会派について (第4条)

第4条第1項「会派」の位置付けや、会派の結成条件の見直しについて協議した結果、会派の政策集団としての位置付けを強化するため、議会基本条例の一部改正を検討しています。

(4)交渉団体について (第4条)

3人以上の会派は、議会運営について交渉できる団体を結成できることを規定するとともに、2人以下の会派も相互に協議の上、交渉団体を結成できるよう条例の一部改正を検討しています。

(5)市民意見に基づく政策形成サイクルについて (第5条ほか)

市民の皆様のご意見を、市議会ですべてよりさらに政策に反映させていくためにどうしたら良いか議論しました。

市民意見について、常任委員会で慎重な熟議を進めます。委員会の賛同を得た意見は、市議会全体の意思とするため会派代表者会議の協議事項とし、その承認を得た意見について、議長名で市当局に意見を提出するというものを検討しています。

(6)地方自治法に抵触しない附属機関の設置について (第18条)

地方自治法には議会の附属機関の規定がないため、附属機関設置の根拠を自治法に置くのか基本条例に置くのかが論点となり、基本条例の趣旨及び解説に、基本条例に基づく附属機関であることを明記することを検討しています。

(7)議会図書室の活用について (第19条)

市民への情報提供のため、市立図書館及び市が設置する情報公開コーナーとの連携を強化するよう条例の一部改正を検討しています。

(8)災害時の対応全般・防災について (第24条)

現行条文の趣旨及び解説には、国立市議会災害支援会議設置要綱や災害支援マニュアルが無く、いざ災害時の議会対応が不明確でした。

そこで、大規模災害発災後、議会としての基本的な行動を要綱及びマニュアルに決めました。国立市議会は国立市災害対策本部を支援する中での確かつ迅速な対応に務めることを検討しています。

(9)産休・育休・病休などについて (現条例に規定なし)

議会活動の場で男女共同参画を実効的に推進するために以下の条件整備を検討しています。

- 前文に「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を書き加え、趣旨及び解説にその理念に配慮することを明記します。
- 基本条例の議会の活動原則に「男女共同参画」を明記します。
- 議会の欠席届を現実に沿ったものにします。

議会費の4テーマについて

議会費検証部会でパブリックコメントを求めるのは以下の通りです。皆さんの忌憚のないご意見をお寄せください。よろしくお願い致します。

① 政務活動費について 月1万円増額し、月2万円にする

理由
 ・現状の月1万円では、十分な研修や視察ができない
 ・市民に対し十分な議会報告を発行できておらず、調査活動や情報公開が不十分である

その他の意見
 ・現状の金額でも研修に参加できている
 ・市民生活が厳しい中、増額は市民の理解を得られない

② 議員報酬について 月49万円(年820万円)の現状を維持する

理由
 ・子育て世代や専門性のある方などが立候補するには、生活の保障と行動のための費用を保障する必要がある
 ・議会の多様性、専門性の人材確保の観点から、現状の金額が妥当である

その他の意見
 ・選挙で選ばれた議員の職責を考えると、市の部長と課長の間まで議員報酬を引き上げるべき
 ・ICT化など社会状況の変化に合わせ議会も進化していく姿勢がなければ、住民から理解を得られないので減額もやむを得ない

③ 期末手当について 支給月数は人事委員会勧告に準じ、役職加算*は現状維持する

理由
 ・期末手当の月数は、人事委員会が民間の期末手当支給月数を調べて公務員の手当てに反映するよう勧告するものであり、妥当性、客観性があると考えられる
 ・役職加算は、平成2年の人事院勧告でできた制度で客観性があり、全議員の職責に変わりはないため、全員一律加算でよいと考える

その他の意見(期末手当)
 ・勧告があればその都度議会で協議する
 ・職員の4.5月の支給に比べ、議員は3.95月なので引き下げの勧告があってもその月数まで下げない、引き上げへの勧告があっても相当なインフレにならない限り上げない

その他の意見(役職加算)
 ・議員自体が役職で、期末手当の加算は市民に分かりづらい
 ・現状の年収額を維持する主張に聞こえるため廃止すべき

***役職加算**
 人事院が、民間企業で導入されている職務給の概念を期末手当に盛り込むよう平成2年に勧告を行いました。このため、国家公務員、地方公務員、国会議員、都道府県議員、区市町村議員に役職手当が導入されています。国立市の職員は、主任以上に役職に応じ3～20%の加算を行っています。国立市議会議員は全員20%の加算を行っています。

④ 議員定数(現行定数22名)について 定数を削減する

理由
 ・3常任委員会それぞれ7人ずつの21人が妥当と考える
 ・欠員1名が生じている現状の21人で、議会運営に問題は起きていないと認識している
 ・3常任委員会それぞれ6人ずつの18人が妥当と考える

その他の意見
 ・3常任委員会それぞれ7人ずつの21人に議長を足した22人が妥当と考える
 ・多様な意見を反映するには、22人が妥当と考える

議会改革特別委員会の市民説明会を開催します！

日時 平成30(2018)年 11月10日(土) 15:00～17:00(予定)
会場 国立市役所 2階 委員会室

議会改革特別委員会の協議と取り組みをご説明します。また、山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授 江藤俊昭氏（右写真）をお招きし、助言をいただきます。下記意見交換会と合わせて、皆さまのご参加をお待ちしております。



国立市議会ホームページ又は右QRコードよりご案内ページにアクセスできます。



いただいた市民の皆さまのご意見も踏まえ、12月議会初日（12月3日）に最終報告書を議長に提出する予定です。

パブリックコメント（ご意見）を募集しています！

募集期間 平成30(2018)年10月10日(水)～11月11日(日)

提出方法

裏面(7面)の議会改革特別委員会の部会報告に関するご意見を簡潔にまとめ（書式自由。右の書式をご参考ください）、氏名、住所をご記入の上、下記提出先まで提出してください。口頭や電話によるご意見はお受けできませんのでご了承ください。

提出先

郵送 ☎〒186-8501 国立市富士見台2-47-1 国立市議会事務局
持参 ☎くにたち北市民プラザ、南市民プラザ、駅前市民プラザ、
公民館、中央図書館、国立市役所 情報公開コーナー及び議会事務局
FAX ☎042-576-2205
Web ☎国立市議会ホームページ

詳細は裏面に

議会基本条例の9テーマについて

議会費の4テーマについて

氏名 _____
住所 _____

3. 議会改革特別委員会 作業管理表

月日	議会等の予定	議会改革特別委員会（開催日等）				その他 (スーパーバイズ・パブリックコメント等)	
		作業内容	特別委員会	議会基本条例点検部会	議会費検証部会		
平成30年	1月		1/9(火)	1/9(火) 1/18(木)	1/19(金)		
	2月	第1回定例会	共通認識と問題洗い出し	2/2(金)	2/8(木) 2/19(月) 2/26(月)	2/6(火) 2/20(火)	
	3月	第1回定例会		3/27(火)	3/14(水)		3/22(木) スーパーバイズ 江藤俊昭先生
	4月				4/9(月)	4/11(水)	
	5月		部会等による作業	5/7(月)	5/7(月) 5/29(火)	5/18(金)	5/11(金)~12(土) 意見交換会
	6月	第2回定例会			6/29(金)	6/1(金) 6/25(月)	
	7月			7/3(火)	7/6(金) 所沢市視察 7/9(月)~7/10(火) 伊賀市、岩倉市視察 7/19(木)	7/5(木) 7/12(木) 八王子市 視察 7/20(金)	
平成30年	8月	第3回定例会	部会等による作業		8/15(水)	8/8(水)立川市視察 8/28(火)	8/27(月) スーパーバイズ 廣瀬和彦先生
	9月	第3回定例会		9/28(金)	9/14(金) 9/28(金)	9/10(月) 9/18(火)	
	10月					10/22(月)	10/10(水) ~11/11(日) パブリックコメント実施
	11月		まとめ及び報告	11/21(水) ※ 11/26(月) 正午 条例・規則改正・ 議員提出議案締切	11/16(金) 11/19(月)	11/14(水) 11/20(火)	11/10(土) スーパーバイズ 江藤俊昭先生 ・市民説明会
	12月	第4回定例会		12/3(月) 本会議初日 報告書提出			
平成31年	1月		施行実施				
	2月	第1回定例会					
	3月	第1回定例会					

※4月～9月について、特別委員会は2カ月に1回を予定しています。

4. 国立市議会意見交換会の議会改革について寄せられた
市民の意見（5月11日、12日）

議会改革特別委員会

「議会基本条例の検証、見直し」

開催日時	平成30年5月11日（金）午後7時から午後9時			
開催場所	市役所3階 会議室			
出席議員	青木 健	上村 和子	重松 朋宏	藤田 貴裕
	代 表 者	青木 健 委員長	司 会 者	重松 朋宏
	報 告 者	上村 和子	記 録 者	青木 健
参加人数	3名			

報 告 内 容

○住民福祉の向上について

- ・ソーシャルインクルージョンなど良いのだが伝わっていない
- ・以前より開かれた議会になってきた
- ・今、国立市議会が抱えている問題を5つあげて欲しい。それを住民につきつけて欲しい。住民投票して欲しい
- ・市民の政治意識や期待されていないことから関心が低い

○議員定数、報酬について

- ・市民が関心あるのは定数と報酬、政務活動費は安いと思う
- ・議員は22名必要ですか？（7万人の都市に22名なぜ必要か）
- ・少数精鋭半分（11名）が良い。やっつけていけないのではないか。議論が深まる
- ・定数について法的にある程度の目安はある
- ・7万人都市にふさわしい人数について、住民投票で決めて
- ・何も知らなかった時は減らしてしまえと思っていたが、活動を見て、今日見ているならそうは思わない。前よりオープンになってきた

○議会改革について 変えて欲しいことなど

- ・以前より開かれてきた
- ・議会だよりがカラーとなり前より読むようになった
- ・インターネット中継は、雨などの日には便利
- ・改革というのは一回まっさらにしてどうするのか考えてはどうか。税金は増えないのだから
- ・現状のどこを変えるのかの議論をして欲しい
- ・国立から日本を変える思いが必要
- ・国立の市民に夢を与えてきたか
- ・今の議員はサラリーマンと同じ。ひとつも良くなっていない。議員がつくるだけでは無責任

○上記以外の議会に対するご意見

- ・ホームページは年配の人は見ないから、市報のように議論がわかる資料を出すの良いのではないか、要約版をわかりやすくホームページで見れると良い
- ・議会だよりがカラー化されて、自分の生活と市議会が身近になった
- ・市政の問題を洗い出す力が議員にない
- ・議員は市長より身近である。何かあれば相談出来る
- ・議会を傍聴していて、特に議員の質問と市の答弁は眠くなる、つまらない、勉強不足、最後は何もありません的終わり方
- ・写真が小さい、顔が違う
- ・市の情報を議員個人のパソコンで共有、議員のパソコンについて同じものを用意して、市の情報が驚くほどつながっていない
- ・手話言語条例制定を、議会に手話通訳常設を
- ・基本条例の法的表現(文言)の不統一はどう改正されるのか
- ・基本条例の文言と上位の地方自治法の文言の不一致はどう改正されるのか
→委員長へ

開催日時	平成 30 年 5 月 12 日（土）午後 2 時から午後 4 時			
開催場所	北市民プラザ 多目的ホール			
出席議員	青木 健	重松 朋宏	藤田 貴裕	
	代 表 者	青木 健 委員長	司 会 者	重松 朋宏
	報 告 者	藤田 貴裕	記 録 者	青木 健
参加人数	6 名			

報 告 内 容

○議会基本条例について

- ・なし

○議員定数、報酬について

- ・報酬について、なぜ市長と比べて答えを出すのか
- ・市会議員が全員同じ報酬というのはおかしいのでは
- ・議員定数と報酬は平均より高い、考え直す必要があるのでは
- ・議員自らが自分達の報酬を決める、妥当と判断するのはおかしいのでは、市民の理解が得られない
- ・国立市の議員報酬年 800 万円以上は高額すぎる、1 人 1 人活動が違う、ぎりぎりまで下げるべき、全国婦人の友の会の生活費は 57 万円です(40 代後半 4 人家族)
- ・議員定数は妥当ですか
- ・議員は議員の仕事に専念しているのですか

○議会改革全般について

- ・議会改革の成果、議員の活動とは何か
- ・市長との比較ではなく同規模自治体との比較はしなかったのか
- ・議会だけで決めないで手話通訳を必要とする人達の意見も聞いて決定してもらいたい
- ・年 1 回でなく数回今回のような交流を持ってほしい
- ・各議員が議会改革について真剣に考えているのか

○その他議会や施政のこと

- ・教育委員会の職員の学歴は、五帝大出身者は何割いるのか→メール回答依頼あり
- ・教育委員会に旧制五帝大の出身者の割合はどのくらいいるのか、職員の学力不足を感じるので公開してほしい
- ・市民の質問に対して議員がわかる答ではなく市民にわかる形にしてほしい
- ・国立市議会議員と交渉したい
- ・議員の給与が高すぎる、平均世帯年収 500 万円に近づけるべき
- ・市長の給与を決める審議会のメンバーを市長が決められているのはおかしい、公募で市民からメンバーを決めるべき
- ・議員の給与を議員達が決めているのは不適切
- ・教育委員会は信用できない、学力不足、市民総合体育館のトレーニング室の設計をめちゃくちゃにした
- ・国立駅舎復元はやめてほしい、私のまわりでも復元の要望者は1人もいない、アンケート調査を行ってほしい
- ・意見交換会の出席者が少なすぎる、開かれた市政になっていない
- ・オンブズマンが議員についても意見を言えるようにすべき
- ・なぜ今の額なのかきちんと説明できないのはおかしいのではないか
- ・オンブズマンを多くすべきではないか
- ・アートビエンナーレの作品が良いという人はいない、財団の人達に芸術を見る目がないのでは
- ・手話言語条例を出してほしい、市政などあらゆる行事をすべて通訳つけてほしい、聞こえない人が自由に参加できる権利をもってほしい
- ・アートビエンナーレの作品のレベルが低すぎる、議員、教育委員会、財団法人に審美眼がない、若手の発掘ということは玉石混交で、玉ならいいがごみだらけになる可能性が高い
- ・報酬審議会に市民公募を入れるべきではないか
- ・議員は平均年収にまで下げるべき、足りなければ副業をすればよい
- ・教育委員会、議員の芸術レベルは低いのではないか
- ・各委員会のメンバーの2分の1は一般市民公募とする
- ・市長から予算が無いと言われているが、私達の勉強のために使ってほしい、わくわく塾ではなく聞こえない人達が勉強できる機会を市として企画を立てて提供してほしい、聴覚障害者協会との話し合いをしてもらいたい、自分達はなかなか意見を言えない、一般市民と同じように自由に参加できる状況を作してほしい

- 市役所の手話通訳の設置時間を延ばしてほしい、派遣が一週間前予約では緊急時に間に合わない、職員等で常設にしてもらえないか、待機通訳というのではないものに、立川、山梨、八王子
- 審議会委員はノーと言えない人ばかりが選ばれている
- 選挙の前だけ辻立ちするのではなく平素から行ってほしい
- アートビエンナーレで 1000 万円使うなら、作品 1 点で 1000 万円にしているものを購入して後世に残してほしい

5. パブリックコメントに寄せられた市民の意見(回答を含む)

(1) 議会基本条例の9テーマ

1. 実施期間 2018(平成30)年10月10日から11月11日まで
2. 提出者数 3名
3. 提出された意見の内容等

項番	テーマ	提出された意見	提出された意見に対する考え方
1	条例	市民の定義については、国立市に関わる全ての人のことを言うと思います。住民税を払っている人のみを表すのではあまりに狭く、市の発展は学生や働く人の力を得なければいけません。今まで通りの前文解釈で良いと思います。	いただいた意見に関しては議会改革特別委員会においても同様の意見がございました。しかし別な角度の意見もあり丁寧な協議を重ねましたが、3つの意見に別れ集約ができませんでした。市民の定義は条例全体に関わることなので大事な論点であります。よって市民の定義についての議論は次期以降に申し送りたいと考えています。
2	条例	<p>(1)前文と市民の定義について 「市民」とは議会の人選のために主権を持つ者と考えるべきではないだろうか。人選する権利を持ちうる者。議会での話し合いを行う議員を選ぶことができる者と定義されていると読み取れるはず。国立市内の在勤者は国立市議会の議員を選出する選挙権を持つ者になるのか?在学する者でも国立市議会の議員選出選挙権を持つ者であれば「市民」となりうるかと考える。国立市内において在勤・在学する者・法人はそのつど「市民」と表現するのではなく、国立市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び国立市の区域内に存する学校等に在籍する者として表記・表現すればよいと考える。全てを市民とひとくくりにして表現・表記しようとするからややこしくなるので、別々に表記・表現する方向にしてほしい。</p> <p>(4)交渉団体について 会派については、各会派に市予算から活動費等が出ているのなら問題があるが、会派への活動費等がなければ一人だろうが10人だろうが構わない。費用等についての記載がないので、活動費等の費用は支払われていないことと認識してよいか?問題は会派うんぬんではなく会派への費用が発生しているかどうかである。発生しているのであればその根拠と支払額・決算額・領収書を全会派とも公開するべきである。</p> <p>(7)議会図書室について セキュリティ上の問題であれば、権限を持つ者が間に入って閲覧を許すとか、権限をもつ者が必要な情報について提示するなり、方法を考えればよいのであって、国立市内在住・在勤者の要望があれば隠すことなく全て提示する方法を考え、「できない」や「難しい」で終わらせてしまうのは、国立市在住・在勤者への義務を果たしていないと判断できる。</p> <p>(8)災害時の対応全般・防災について いつどんな災害が起こるかわからない状況(現在)において、検討するでは遅すぎないか?すでに検討が済み防災マニュアルや対応について国立市中の小学生から年配者、法人から企業まで全ての方々が周知している段階になっていなければいけないのではないかと。遅すぎるので早くまとめて国立市に関わる人全員へ発表してほしい。</p> <p>以上 議会改革についてのコメントを出していないテーマについては意見はない。</p>	<p>(1)前文と市民の定義について 上記同様、いただいた意見に関しては議会改革特別委員会においても同様の意見がございました。しかし別な角度の意見もあり丁寧な協議を重ねましたが、3つの意見に別れ集約ができませんでした。市民の定義は条例全体に関わることなので大事な論点であります。よって市民の定義についての議論は次期以降に申し送りたいと考えています。</p> <p>(4)交渉団体について 国立市議会では、議会基本条例第22条(政務活動の充実)と「国立市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例」に基づいて、会派の政務活動に対して一人あたり月額1万円支給しています。現在、ホームページで公開しているのは会派ごとの収支報告書だけです。明細書や領収書を含めて公開すべきであるとの意見として、受け止めます。</p> <p>(7)議会図書室について 現況は難しい状況ではありますが、ご指摘の通り、情報公開ができるように積極的に連携の強化に努めて参ります。</p> <p>(8)災害時の対応全般・防災について 議会における災害対応については、議会としても喫緊の課題であるとの認識のもとで協議してまいりました。検討が遅いとの指摘はしっかり受けとめ、改善に努めます。災害時の適切な市民対応については、国立市防災安全課に伝えます。</p>
3	条例	<p>条例の目的の①②③などについては、議会として当然のことです。その立場で活動していると思っていますが新たに条例をつくるのがどれだけの意味をもっているのかよくわからない。</p> <p>市長とのなれあいなどもっての他、きちんと住民の視点で住民の福祉の増進のためにやることを何故あえて問題にするのでしょうか。</p> <p>ただ、議員の産休、育休などについては明記していくことは必要かとは思いますが。</p>	<p>これまで、自治体議会は憲法第93条に「議事機関」として位置付けられている以外に、法律にも条例にも直接その意義や目的は定められていませんでした。そこで、当然のこと、大事なことであるからこそ、国立市議会として一番最初に「条例の目的」として記載したものです。</p> <p>議員の産休、育休については、前文に基本理念となる条例名を盛り込み、第2条(議会の活動原則)に男女共同参画に努めることを明記した上で、会議規則に定めることとしました。</p>

5. パブリックコメントに寄せられた市民の意見(回答を含む)

(2) 議会費の4テーマ

1. 実施期間 平成30年10月10日から平成30年11月11日まで
2. 提出者数 24名
3. 提出された意見の内容等

項番	提出された意見
1	議員さんの中には「仕事」に活発でないように見受けられる人がいる。アウトカムが乏しい、アグレッシブな活動をしていない、もちろん支援者だけでなく市民に対しても、期末手当・報酬の維持の方針については、賛成できない。政務活動費の市民のご利益が見えない。評価の仕組みが必要。選挙で選ばれたことだけでは済まされないと思う。また議員定数の妥当性の根拠を明らかにしてほしい。横並びとか国や都の基準準拠とかではなく。
2	民主主義の発展には議員の細かい活動が必須です。市民の人口に合わせて多くの立場の人が議論をつくして、市民の立場の市制が行われます。議員のこれ以上の削減は反対です。市民の意見を議会に届けるために！議員を削減して歳費を上げるより、政務調査費を上げて市民に市政を伝えてほしい。日常的に！選挙近くになって報告する人が多いです。
3	議員報酬が月49万円(年820万円)なので、政務活動費の月1万円から2万円への増額は必要ないと思います。
4	<p>”議会改革について（意見）</p> <p>市議会、事務局の議会を少しでも良くして行こうとの取組、感謝します。</p> <p>これまでの15回に及ぶ議会特別委員会の財政検討部会での議論で以下の点が確認されたと聞き及んでいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域民主主義の担い手、住民の代表として、住民の意見が行政に反映されているか監視し、行政に政策提案していく役割 2 一般質問などを通じて市民の声を行政に届ける役割 3 行政の提案に対し議決権を行使し、市の意思とするかはんだする役割 4 国など関係機関に、意見書を提出する役割 5 情報を公開する役割 <p>その役割をもとに、議員には憲法や地方自治法に定められた固有の機能があり、それを市民のために十分発揮させることを前提とする。このことに賛成いたします。</p> <p>でも、財政改革審議会答申や先日の意見書にある22名定数は20名に削減可能という財政論議の中で、定数の論議がされることに、強い危惧を抱きます。</p>

○ 議員定数を削減すれば、経費節減になる。市も経費節減をしているのだから、議会も行改の一環として削減すべきである。といったことなのでしょうが、議員定数減少による経費削減と議会の監視機能、住民意思の反映等の両面を比較検討すべきです。

○ 議会は地方公共団体の意思決定機関であり、議員定数を減らす議論よりも、むしろ議員の質をいかにして高め、民意の反映をどうするか議論の方が大切です。

○ 住民を代表して審議決定するのだから、全住民を代表するにふさわしい数が必要です。従って、少数精鋭よりもむしろ多数精鋭であるべきです。

○ 少数では、行政との「なれ合い」問題が起きやすくなります。

○ 選挙では、現職議員の強みが増し、若年層、女性などの進出が難しくなります。

○ 各界各層の議員構成にはならず、議会が停滞する原因にもなります。

こうしたマイナス要因と議会経費をはかりにかけると、議会経費の水準は、国立市の一般財源314億円に占める議会費の割合は、約3億円、1%に満たない金額です。決して多くありません。

1名の議員削減は、1000名の民意を切るといった見方もあります。今、議員定数の法律上の下限も上限もありませんが、廃止された上限規定では22名という水準は2万名以下の自治体、国立の水準では30名でした。その30名の議員を擁していた時期もあります。それが削減され現在の状態です。定数の水準も決して多くありません。

現在の国立市議会全員が発言され、活発な議会が展開されています。

私は、これ以上の議員定数削減は望みません。”

5 議会改革に関する意見（とくに議員定数について）

議会改革に関し、一市民としての、私の意見を申し述べます。

本来市議会の役割は、市民の生活状態を把握し、市民の意見を聞き、これを市政に反映させることであると考えます。

現在の国立市政を見るとき、市民の意見が十分反映されているようには見えません。都市計画、教育政策、社会福祉、社会保障などについて、多数の市民が不満を抱いています。

こうした現状をもたらした原因が、すべて市議会にあると主張するつもりはありませんが、市議会の機能が十分果たされていないことにも大きな原因であると考えます。

どれくらいの市会議員が市民生活の現状を把握しているのでしょうか。何人の市会議員が市民の広い意見を聞いているのでしょうか。私には極めて疑問に思えます。

市民の状態を知るための情報源としては、市役所各部局の資料に頼りきっているのではないのでしょうか。もちろん市役所各部局による資料は大切なものですが、それ

	<p>に頼ってばかりいては、議会は市長の後追いしかできないでしょう。</p> <p>市民の意見を知るためには、直接市民の中に入りその意見を聞く以外にないでしょう。私には、市議会議員によるそのような意見聴取が十分行われているようには見えません。</p> <p>極論すれば、市議会は市長と各部局の出した資料だけをみて、狭い議場の中で、僅か 20 数名の議論だけで結論を出しているように思えます。</p> <p>議会を現状から脱却させるためには、様々な方策が必要でしょう。その中には少なくとも次のような方策が必要であると考えます。</p> <p>【結論】</p> <p>議員定数を十分な数に増やし、少なくとも現在の定数を減らさないことが必要です。付言すれば、「議会改革の方向性」にみられるような常任委員会の必要議員数から議員定数を定めることは、現在の委縮した議会運営を前提とする決め方であり、本末転倒しているため私は賛成できません。</p>
6	<p>国立市議会が、地方自治法第 1 条による「民主的にして能率的な行政」を「住民の福祉の増進を図ることを基本として」進めようとするならば、「コメント募集中！」の「議会費のテーマ④」にある「議員定数を削減する」という方針は適切ではないと思います。</p> <p>なぜならば、市民は、地方自治法第 10 条により、「地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利」を有しており、そのため市民一人ひとりの意見、要求を市議会は常に受け止め市民の権利を守らなくてはなりません。そのために、市議会議員は一人でも多く存在し、一人でも多くの市民と触れ合うことが最も大切だからです。</p> <p>この市民との触れ合いを重くみて、地方自治法第 94 条は特殊な場合のケースとみられますが、「議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる」ともしています。</p> <p>また、かつて国立市の人口が今より少なかったにもかかわらず、30 名の議員定数の場合もありました。市議会の費用は市の一般財源の 1%程度であり、市民のもっとも大切な権利をまもる議会の存在は「費用の額」に代えがたい存在であることは、世の正論です。もし、国立市議会が予算の節約を論ずるのであれば、予算全体について検討される必要があると思います。また、現行定数 22 名が多すぎるという声は市民の中からは出ていないと思います。</p> <p>以上の趣旨から、国立市議会は市民の権利を守るために、市民が許容する限り十分な数の市議会議員を擁し、民主的な市政を築き上げる努力を行うことが必要であると考えます。</p>

7	<p>市民の声を反映して議会を運営していくためには、議員の定数を削減すべきではありません。</p> <p>多様な意見や少数の意見を取り入れるために現在の 22 名の議員定数は是非維持していただきたいです。</p>
8	<p>議員定数削減について</p> <p>選挙が近くなると、議員の削減を声高にさげんで、市民の味方のような議員がいらっしやるが、それはちがうと思います。むしろ市民の声・思いを閉ざす事となります。税のつかい方を見直す事の方が重要です。</p> <p>私はいまでも少ないように思います。少数の意見を大切にすることを国立であってほしいと思っています。</p>
9	<p>議会費の 4 テーマについて意見を申し上げます。国立市の議会費は 29 年度決算で 2 億 9 千万円、約全体決算の 1% となっています。この額が他市と比較して人口比など照らして検証する必要があります。</p> <p>以下各項目毎に意見を述べます。</p> <p>①政務活動費（1 議員年間 12 万円）については議員が市民の要求実現等の活動の在り方を市民に知らせ意見を聞くことは当然の義務です。各議員の年間活動費（議会報告・視察・研修費等）予算を出す事の検討を望みます。現状の 1 万円は他市と比較して低いと聞いています。増額については検討が望まれます。</p> <p>②議員報酬については現状額で各議員が納得であれば良しとします。</p> <p>③期末手当について</p> <p>この制度自体が市民に知られていない。月報酬・ボーナス報酬（夏・冬）以外の手当は特別なこと以外は廃止すべきです。</p> <p>④議員定数削減については反対です。</p> <p>1) 議会の仕事は「安心して住みつづけられる街」をつくるために、市民の声を出来るだけ多くの方から行政に反映できる組織でなければなりません。①政務活動費が少ないと議会の声がありましたように、議員を削減すればますます市民の声が行政などに反映できない。市民の声を最小限におさえることとなります。</p> <p>2) 常任委員会を 3 から 4 常任委員会に戻すべきです。特に文教と民産を分離し教育・福祉関連の議題は市民生活に直接かかわる事で十分に時間をかけた議論を望みます。山梨学院大学の江藤俊昭教授も常任委員会の人数は 7 名から 8 名が適正で地方自治の民主主義を維持すると言われていています。</p> <p>3) 国立市議 28 人を望みます。議員定数削減でなく議員を増やし、市民の声と少数意見を尊重し行政に最大限反映できるのが議会の務めと思っています。</p> <p>4) 議会費も増額が望まれます。（全体予算 2%）</p>

10	<p>①賛成。現状では市民に対して十分な市政報告ができていない。</p> <p>②反対。一般市民に比べて月49万円は高額すぎる。普通の生活をしている人でなければ、市民の生活を理解できない。増税が簡単に行われた。</p> <p>③定数削減は一長一短。</p>
11	<p>まず初めに、今回のパブコメのやり方に意見を申し上げます。パブコメの広報がなされたのは11月5日発行の市議会だよりです。10日に市民説明会を行い、締切が翌日11日とされています。(10月10日から始まっているとありましたが誰も知らないでしょう)。こんな非常識な超短期のスケジュールでは多くの市民は考える時間がありません。私も時間の制約のために1項目しか意見を申し上げます。締切期限の大幅な延長を要望します。応募数が少なければパブコメは実施しなかったとの総括として下さい。我が国立市議会が世間の笑い者にならないようにして下さい。</p> <p>次に、議会費のテーマ4の議会定数に関して意見を申し上げます。定数削減が検討されているようですが、議会費の削減を目的とすれば本末転倒です。直接民主制に代わるものとして代議制が採用されているわけですが、市民の多様な意見を汲み上げるシステムを提示することなく、また代議制の本質を語ることなく、ただただ定数を削減するというのは、民主主義の後退になります。議会費を抑制したいのなら議員報酬関係費(例えば役職加算なる意味不明な手当等)をカットすれば良いだけの話です。子供にも分かる簡単な話です。そういう本質論が欠けた現状での定数削減には強く反対します。</p> <p>(なお、少し汚い言葉を使うことをお許しいただくなら)、議員諸氏が市民の付託に答えていないことを自覚されており、その恥ずかしさを隠すために「自らの身を切る改革」を装っていると思えてしまいます。そのように思わせないような真剣で真摯な改革案作りに再チャレンジして下さい。慌てる乞食は貰いが少ない(拙速)の言葉は今も生きています。</p>
12	<p>定数削減は、市政から市民の声を切り離す愚策中の愚策。 財政的な側面から見直すなら、政務活動費などの見直しから徹底すべき。</p>
13	<p>年々国立市議会の議員定数が減り、市民の相談窓口になってくれる市議会議員さんが少なくなり、市民が市からのサービスを受けずらくなっています。もっと、市議会議員さんの人数を増やして下さい。</p>
14	<p>国立市の議員の定数は年々削減傾向にあります。それは民主主義の破壊の道です。経費削減を理由に議員定数を今以上に削減するのは間違っています。多種多様な意見を反映してこそ、市民の議会になっていきます。議員の定数削減には絶対に反対します。</p>

15	<p>パブリックコメントの送信先が分からないのでこちらに送ります。</p> <p>議会定数削減について、定数を決めるのに議員だけでの多数決で決めるべきではないと思います。決める前に、広く市民に知らせ市民の意見を聞き、削減に賛成、反対のそれぞれの議員の意見を市民が聞く場を複数回、設けてほしい。市民への説明会1回のみでは都合悪く参加できない人もいる。市報、ネット上でのお知らせだけでは、市民に知らせたからよいということにはならない。議員定数は拙速に決めることではないと思います。丁寧な手順を踏んでほしいです。</p>
16	<p>(4)議員定数(現行定数22名)定数を削減する</p> <p>・欠員1名が生じている現状の21人で、議会運営に問題は起きていないと認識しているところがあるが、根拠を示していない。また、議会運営に問題は起きていないかどうかは、議員ではなく、有権者が判断すること。このような見解を出すこと自体が、今回の委員会審議のしかたが不適切なものであることを示している。</p>
17	<p>(1)政務活動費について</p> <p>現段階で全議員が行っている研修・調査活動の報告書を読む機会が国立市ではどこにあるのか？その活動は事前に何の研修に行くのか、費用がいくらかかるのか？を公開しているのか。増額要望についての根拠が不十分すぎる。増額の要望をするのであれば根拠を事細かく公開してから要望をおこなってほしい。民間では研修など仕事に役立つことなどは自腹で費用を出し事前に申し込みする旨を報告してから参加している現実を議員はどう思って考えているのか？も全議員から報告回答を聞きたい。市議会だよりで各議員の欄で、全ての議員の研修・調査活動の研修・活動内容、研修費・活動費について報告を載せるなどして、透明で開かれた議会を目指し、議員の誠実さを示してほしい。</p> <p>(2)議員報酬について</p> <p>現状でも高いと考える。ボランティア活動であればより良いと考える。議員は何を目的とし誰のために行うのかわかっているはずなので、お金のために行っているのではないだろう。報酬を上げるの要望をするのであれば議員を辞めて報酬を多くもらう場へ行くべきである。議員は報酬のために働くのではないはずであるから。</p> <p>(3)期末手当について</p> <p>(2)のコメントと同じく議員に期末手当も必要ないと考える。その分の費用をゴミ処理のために、特にプラごみの処理のために使ってほしい。(2)と同じで議員は報酬のために働くのではないはずであるから。期末手当や報酬の増額を考えるのであれば、もう議員として違う方向へ考えが向かっているように思える。</p> <p>(4)議員定数削減について</p> <p>議員削減はよいと思う。報酬を現行より低く抑えると意味で。市の予算の人件費をけずるという意味では議員の削減はよいと考える。議員が減ったからその分の費用</p>

	<p>を議員に分配するなんてことには絶対にしないでほしい。あくまで人数だけの話しにすべき。</p> <p>以上コメントとして送ります。回答は議会だよりや市報に「すべてのパブリックコメントとその回答」を載せることを要望します。個別に回答をしないと提示されているので。</p>
18	<p>市議会議の皆さまの日頃の活動と住民のために議会をより良くするためのご尽力に敬意を表します。</p> <p>11月10日の江藤俊昭教授のお話では、国立市議会が住民自治のために働くルールづくりをされていることを「他市にない特徴」と評価されていました。</p> <p>また「議会費」は、住民のために働くためにあり「議会運営」は、「住民の福祉の向上」に繋げていくあり方が求められるとの指摘にとっても共感しました。</p> <p>その上に立って私の意見を述べます。</p> <p>①政務活動費については、国立市の現状一万円では、議会活動に必要な「研修や視察・調査」が十分にできないと考えます。従って「月2万円に増額する」のは賛成です。</p> <p>②議員報酬49万円（年820万円）は、市民の所得状況との比較で考えれば、「値上げはすべきではない」と考えます。また、議員の場合、退職金はなく現在は年金もなくなっている状況も踏まえ、現時点では、現在の議員報酬を維持すべきと考えます。</p> <p>③役職加算は、市職員の場合役職に応じて加算しているものです。市議会議員の場合も、議長・副議長・常任委員会などには既に、手当が支給されています。それに加えて、全議員に20%の加算をするということは、市民的に納得できるものではありません。従って「役職加算は廃止すべき」だと考えます。</p> <p>④議員定数22名の削減については、反対です。</p> <p>地方議会は、地方公共団体の意思決定機関であり、住民を代表して審議決定するのでから全住民を代表するにふさわしい議員数が必要です。</p> <p>住民要求は、現代社会において多種多様です。多様な住民福祉の向上に応える議会にするためには、若年層や女性など様々な議員が進出できるようにする必要があります。</p> <p>また、国立市議会条例の前文で掲げているように、国立市は文教地区運動以来の住民自治の歴史をもつまちです。多様な市民参加、地域民主主義をさらに発展させてゆくためには、議員削減は逆行するものです。</p> <p>江藤教授は、住民自治の根幹は議会であると述べられ、委員会では少なくとも7人から8人は必要で議長と合わせて22人は必要と述べられました。</p> <p>議員定数削減ではなく、多様な住民の福祉向上に応える議会にするために一層のご尽力を期待します。</p>

19	<p>①政活費について1万円は安すぎる。これでは有権者に対する報告さえできないと思う。何もしない議員は低くてもいいかもしれないがきちんと活動する人には低すぎます。</p> <p>②議員定数について、現状で多いとは思わない。民主主義とは短に多数決ではなく、少数の意見をも尊重することであるから、LGBTのこともあるが、いろんな考えの人の代弁者として少数派は必要。</p> <p>何もやらずに議会削減のみやる人は自身がやめるべきでは。</p>
20	<p>(1) から (3) については概ね了解できることです。特に政務活動費については、これまで月1万円だったことが驚きです。</p> <p>(4) については明確に反対です。市議は、広く市民の声を拾い上げ、市の抱える問題点に着目し、その解決策を模索するにおいて、人数が少なればその機能が損なわれます。また、市議の人数が減ることは、市民の意見を代表する人数が減ることから、市民の権利をも縮小させることと考えます。これ以上市議の定数を減らすことに強く反対するものです。</p> <p>近年、国政に置いても「身を切る改革」という言葉をしばしば耳にします。国立市議会でもそのような声が聞かれますが、私は「身を切る改革」がしたいのならば、定数を減らすよりは議員報酬を減ずる方がよほど「身を切る改革」になると思われます。権利を侵害する定数削減をしたいのならば、それは市民に敵対する行為です。身を切りたいのならば、どうか(2)の議員報酬改革に着手されるようお願いいたします。</p>
21	<p>市議会議員の仕事は市民生活をより良くするための潤滑油のようなものと考えます。少子高齢化社会の到来、子供の貧困問題等テレビ等で度々とりあげられます。こんな社会状況の中、議員定数削減を唱えている方々はどのように様々な問題に取り組んでいかれるのでしょうか。</p> <p>議員削減が必要と思われる方は議員の仕事をどのようにお考えですか。</p> <p>議員定数削減には反対します。</p>
22	<p>④議員定数</p> <p>“定数を削減するについて”、私は現行定数22名に賛成します。国立市民の多数な意見がまだまだくみとられていないと感じています。(例、幼稚園にかかる費用が高く、近所で府中の幼稚園に通わせている人がいます。)</p> <p>②議員報酬は高すぎると思います。</p>
23	<p>①この資料は11/5に配達されました。メ切りが11/11では短すぎます。</p> <p>②議員定数の削減には疑問を感じます。人口が増えているのになぜ定数を減らすのでしょうか。私が国立市に住みはじめた頃は、定数は24名ありました。</p>
24	<p>『議会改革に関する意見募集(パブリックコメント)』として以下を市民の意見として提出します。</p>

1. 「政務活動費について 月1万円増額し、月2万円とする」について

○政務活動費は他自治体への訪問や市民に市政に関する動きを印刷物等※でお知らせ配布するためにも、議員にとって必要不可欠なものと思います。上限月額10万円まで使用可とし、使用した経費をホームページで公開すればよいと思います。一方で、毎月定額支給というのは使途が不透明と感じます。

※SNS、インターネットに載せているということのみでは告知としては不十分。紙媒体でのお知らせは不可欠である。

2. 「議員報酬について 月49万円（年820万円）の現状を維持する」について

○議員のインセンティブとして、議員報酬を市議会議員選挙の投票率と連動させる。例)

投票率が60%だった場合→議員報酬を月額60万円とする

投票率が46%だった場合→議員報酬を月額46万円とする

議員の仕事は、①広く市民の意見、声を代弁する ②行政の議会チェック ③市民にわかりやすく市政を報告する（市民の市政に対する関心を持ってもらう）、の3つがあると思います。議員が連携・一体となって、①②③に取り組めば、市民から「良い仕事していると思う」となり、投票率※が上がり、それが議員のモチベーション・アップにもなるのではないのでしょうか。投票率が低いというのは、「議員の仕事がわからない」、「市議に期待していない」ということに他なりません。議員から市民への市政に関する説明が不足していることと関係しています。

※国立市は他自治体に比べて投票率が高い。市民の市政に対する関心や市議に対する期待が大きいと感じる。

3. 「議員定数（現行定数22名）定数を削減する」について

○議会運営の総費用が“一定”であれば、50人でもよいと思います。

1) 議員数が少なくなるということは、市民の一票が希釈「市政が身近な存在とならない」、「市政が市民から遠のく」ような気がします。

2) 民生・児童委員の方も議会票※を持つべきだと思います。（ただし、定例議会での発言権、一般質問は議員のみ可とする）

3) 4年に一度の選挙ではなくて、可能であれば、2年で半数の入替制となれば、より民意が反映されると感じています。

※議決権はポイント制にするなど。各議員に10ポイント、民生・児童委員は1ポイントを付与するなど。

4. 事務局にお願い

市政に興味を持ってもらうために、選挙に行ったら

『50人に1人、国立市内の飲食店で使える1万円のクーポン券の当たりくじあり!』

といった、ユニークな選挙制度を企画するなど、市政を盛り上げてください。

議会費検証部会 パブリックコメント回答

パブリックコメントの期間が短かったにもかかわらず、議会費のテーマに対し、24名の方からご意見を頂きました。ありがとうございました。部会ではそのご意見を5項目に分類しましたので以下の通り回答申し上げます。

24通りのご意見を、部会の全委員が読んでおりますので、5項目に分類する失礼をお赦し下さい。

① パブリックコメントの期間が短いのではないか。

ご指摘の通り、私たちの部会も、パブリックコメントの期間が短かったと認識しています。本来は議会便り8月5日号か10月に臨時号を出して掲載する予定でしたが、部会での慎重な議論を行っていたため11月になってしまいました。

部会では、議員間の討議や質疑を行い、言いつ放しにせず、異なる意見にも真摯に向き合うことを目標に、活発な討議を行いました。そのため、窮屈な日程になった結果、市民の方から、4項目すべてに意見を出したかったのに、1つしか出せなかったなどのご意見を頂いています。市議会に対するもどかしさ、不満、そして期待など、十分にご意見を伺える期間がなかったことを真摯に反省し、お詫び致します。

② 議員の中には仕事に活発でない人がいる。アウトカムに乏しい。

議員は市民から要望や意見を聴いて行政に政策提案するほか、地域での活動、文化や体育の普及、その他の分野の発展に取り組んでいます。その内容が市民に見えない点は、当部会報告書の『議員とは何か』の中で、「市民は議員の存在、仕事の内容が分からず、二元代表制をコストと捉え、議員定数や議員報酬削減の声につながっているのではないかとの意見も出されました。」に明記してあります。ご意見を頂いたことを真摯に受け止め、各議員に伝達したとともに、今後の議員活動の充実に励んで参ります。

③ 政務活動費の評価の仕組み

毎年、市議会議員は会派ごとに報告書を市当局に提出しています。そこには使った内容、自己評価、市民に対してどのような効果があったのか明記しています。ただし、市民への公表や、市民が内容を評価するところまでは至っていません。他市では市民向けの視察報告会を開いているところもありますので研究したいと思います。なお、各会派の視察報告は冊子「くにたち市議会」の中に掲載し、市議会のHPに掲載してありますのでご覧いただくと幸いです。

④ 議員定数の妥当性の根拠

議員定数は地方自治法第91条1項により、人口ごとに定数が定められています。国立町が市政施行した際、人口5万9千人で法律上の議員定数は36名でしたが、当時の議会は財政規模や議場の制約を考慮し、議員定数を30名としました。同条2項では、議会が条例を定め議員定数を減少させることができるとしていますので、その時々々の市民の意向を議会が慎重に判断し、現在に至っています。そのため、議員の定数を減らしてほしいという市民の声と、現状の定数を維持してほしいという市民の声を受け、議会が判断したものであり、他市との横並びや国や都の基準を準拠しているものではありません。なお、現在では議員定数に上限や下限は設定されていません。

⑤ 政務活動費・議員報酬・期末手当・議員定数について

今期の議会改革特別委員会の議会費検証部会は、地域民主主義の発展のため、憲法や地方自治法で定められた二元代表制の意味、議員の固有の権能を市民のために十分発揮するために必要な政務活動費、議員報酬、期末手当、議員定数のあり方を議論しています。

そのため、議会費を削減するという前提は持っていません。広く市民の声を拾い、市の抱える問題点に着目し解決策を模索したり、少子高齢化や子供の貧困など多様な問題に対応できる議会であるため、皆さまから頂いたご意見をふまえ、さらに議論して参ります。

6. 11月10日の市民説明会で出た意見(回答を含む)

項番	議会基本条例点検部会	
	提出された意見	提出された意見に対する考え方
1	<p>条例に「ソーシャルインクルージョン」が入って、当事者参加で手話通訳が導入され、聴覚しょうがいしゃの議会傍聴が進んだ。しかし、市民にはまだソーシャルインクルージョンとは何か浸透していない。今後どのように取り組み、発信していく予定なのか知りたい。</p> <p>また、聴覚しょうがいしゃへの対応についても、事前に申し込みが必要なのはハードルが高い。手話を話さない聴覚しょうがいしゃも多く、音訳筆記や映像の字幕配信など、もっと具体的に取り組んでほしい。</p>	<p>「趣旨及び解説」にありますように、ソーシャルインクルージョンは理念ではなく具体的に実践していくことが重要です。今後、ソーシャルインクルージョンについての認識を全議員で共有するための研修や、情報困難者への配慮など具体的な取り組みを研究する必要があると考えています。いただいご意見も、実践の中から見えてきた具体的な提案として受けとめます。</p>
2	<p>会派とは何か？ 議会だよりには会派別の賛否の表があるが、なぜ賛成/反対なのか、(会派内・議員間の) 議論のプロセスが見えない。</p>	<p>会派の政策集団としての位置づけを強化するため、議会基本条例の一部改正を行い、市民の方々に会派の理念及び政策をわかりやすくお示しすることを検討します。「くにたち市議会だより」に関するご意見は、広報委員会に伝えます。</p>
3	<p>定数削減に賛成の理由がよくわからない。議論の中身を公開してほしい。どうして削減賛成にまとまろうとしているのか？</p>	<p>条例では第25条第1項で定数の基本的考え方が示されています。その変更にあたっては、同条第2項で理由を明確にすることが規定されています。</p>
4	<p>手話通訳として関わることになり、初めて市政や議会について関心を持つようになった。まだまだ議会が開かれていない、議会のことが知られていないと感じる。</p>	<p>条例上は第2条第4号に活動原則として「広く市民に開かれた、わかりやすい議会運営に努めること」が規定されていますので、ご指摘を受け止めて、第5条(市民参加による議会の政策形成)、第6条(広報委員会及び広聴委員会)を具体的に活用しながら、さらに実践してまいります。</p>
5	<p>本会議での一般質問で市長・職員に対して議員がバラバラに質問しているが、委員会でも議員がバラバラに市長・職員に対して質して、議員の間での議論が全く見えない。どういうことか？ なぜ条例で定めないといけないのか？</p>	<p>議員間の討議は会議運営のルールの中では想定されていなかったため、議会基本条例に規定しています。委員会を中心とした討議の詳細ルールについて申し合わせで決めましたので、実践してまいります。</p>

《市民からのご意見》（議会費検証部会①）

H30・11・10

参加議員・・・青木委員長、藤田部会長、関口議員、尾張議員、住友議員

・パブコメの扱いについて、ホームページを見られない人の為に、他の報告方法を考えてほしい。

・地方自治法の1条に「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの」とあるように、市民と市議会とのかかわりは大事で、市民要求の実現のためには議員定数の削減はやめるべきだ。

・議員定数について、議会費は1%という事だが費用には代えがたい住民の意見を尊重するために削減では議会でちゃんと（意見の）反映は出来るのか疑問だ。

・定数について自治法や憲法の観点から解いてみる必要がある。（検証が必要）

・昭和46年ごろは定数が30名だったのに、減らすばかりで住民の意見の反映は果たしてできるのか？

・議員が住民の意見を聞くためにはそれなりの人数が必要であり、住民の福祉の増進のためというスーパーバイザーの意見には賛成であり、ひとり一人の意見に寄り添うのはそれなりに大変、30人に戻せとは言わないが、せめて22人は維持してほしい。

・政務活動費の月1万円から月2万円には賛成。昔は委員会視察費と個人視察費があった。

・議員報酬49万円には賛成。今は専業の方も多く生活していくお金と別途様々かかることがあるから。

・役職加算はなくすべき。議長、副議長などでは加算があるからそれ以上必要ないのでは。むしろ無くすべき。

・定数は減らすべきではない、いま人口が減っているわけでは無いし間接民主主義の観点に立って考えると、様々な意見があることが望ましい。

・活動費について、議員がどのような活動に費用を当てているのか分からない。領収者を出すのは当たり前、それよりはっきり内容が解るように（市民に理解が出来るように）してほしい。

・報酬は高いんじゃないか？せめて現状維持。

・60年前は人口2万5千人だったが、その時の定数は26名でちょうど良かった。自転車で回って対応出来た。政党や派閥なんて関係ない。党派を超えて地域住民の要求をつかむのが議員の仕事。

・議会のやり方はいかにもさみしい。昔は夜中までやっていた。あまり議員会討議など議論をする時間がなくて本会議でちゃんとした議論が出来なくてよいのか？（国会みたい）

・議会報には議員定数の削減理由が書いてあるが、ちゃんとした理由になっていない。せめて定数を減らさないためには報酬を減らすべきではないか。

・国立市議会条例の前文から考えても定数を減らすべきではないと思う。大事な理念をねじ曲げることにならないか。

（議員より質問）例えば議会に市民が参加して議決権を持つ議員を少なくするのはどうか？

▲ 議決権を持つ議員が少なくて良いという論にはならないのではないか。多くの市民が参加しても議決権を持つ議員が一定数必要と思う。

《市民からのご意見》（議会費検証部会②）

H30・11・10

参加議員・・・大谷議員、遠藤議員、中川議員、石井めぐみ議員、渡辺議員

・「議員とは何か？」で書いてあることが、抽象的で、当たり前の一般論ばかりではないか。大事なことだとは思いますが、審議会とは違い、議会の重みや、市民に選ばれすぎく大事な仕事を託されているということを考えると書いてあることは当然だ。

・チェック機関のイメージが強いが、市民の夢をどのように描くか、などの部分をクリエイティブにリードしてほしいという思いがある。

・議員定数を現場から削るということには、市民にとっては痛い、という感覚がある。

行政府を相手にとっている以上、対抗する権力を支える構成員を減らすという発想は貧しいのではないか。多様な人が教えあったり、啓発されあったりするために、いろんな価値観をもつ議員が揃った方がいいと思う。

・議員報酬や政務活動費の問題、いろんな問題に取り組むためにも拡充を含む用意ができていいと思う。

・市民から付託される議員が負う権能を考えれば、議員報酬は高いとは思わない。しっかり勉強してほしいし、住民の希望につなげてほしい。

7. 議会基本条例点検シート

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
				共感・賛同の意見	異なる意見	質問		
前文	<p>自治体の議会は、日本国憲法により定められた、主権者である市民に選ばれた議員で構成される唯一の議決機関です。二元代表制のもと、市長をはじめ執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能を持つと共に行政の監視機能を持っています。</p> <p>文教地区運動以来の住民自治の歴史を持つ国立市は、第一期基本構想以来、「人間を大切にすまち」を基本理念に、「文教都市くにたち」を都市像としています。また「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」、「国立市平和都市宣言」を制定しています。</p> <p>私たち国立市議会は、そのようなまちにふさわしい、多様な市民参加による議会運営につとめ、地域民主主義を実現する責任があります。孤立や排除を生み出さず、違いを認め合い、共に支え合うことをめざすソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、誰もが市政に生き生きと参加し、その成果を実感できる議会をめざします。</p> <p>積極的な広報・広聴につとめ、市民からの政策提案を受け止めながら、議員同士の闊達な自由討議により市政の課題を掘り起こし、市民に開かれた「見える！動く！創り出す！」議会をめざして、ここに議会基本条例を制定します。</p>	自・明	<p>条文内には「主権者である市民に選ばれた」とあるが、趣旨及び解説の中で、「市民とは」との説明には、「市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体」を「市民」としている。国立市という一つの自治体である以上、市民よりも地方自治法上における住民に対する配慮が欠けていると考えられる。(自由民主党・明政会)</p>	自・明				
				新議	●自・明に賛同			
				公明	●賛同			
				共産		●違う ●市民に住民は含まれるのでこのままでよい		
				虹	<p>●市長提案の最近の条例では「市内で活動する個人」も入っていることが多く、議会が後ろ向きに見られる。</p> <p>●「市民」は国立に関係するすべての人と考えるので条例通りでよい。</p>	<p>●「市民の定義」国立市の他の条例との整合性</p> <p>●地方自治法には「市民」という言葉は出てこないのでは。</p> <p>●この4年間の議会活動の中で具体的に「市民」という表現で問題になるできごとがあったのか</p>	<p>市民についての定義ではなく、あくまで地方自治法上の住民という観点を盛り込むべきとの意見を提示した。</p>	
		新・議	<p>「条例と趣旨及び解説は一体のものであり条例での市民の定義と趣旨及び解説での定義が異なっているのではないか(新しい議会)</p>	自・明	●いいね			
				新議				
				公明	●賛同			
				共産				
				虹		<p>●市長提案の最近の条例では「市内で活動する個人」も入っていることが多く、議会が後ろ向きに見られる。</p>	<p>●前文では市民は定義されていないのでは？</p> <p>●もう少し詳しく説明してください。</p> <p>●「市民の定義」国立市の他の条例との整合性</p>	<p>「日本国憲法に定められた、主権者である市民に選ばれた議員」と前文にある。在勤又は在学の個人及び活動する法人その他団体は議員を選べない。そうすると趣旨及び解説の市民に定義と矛盾する。</p>
		共産	<p>ソーシャルインクルージョンについて、広聴委員会が主となり聴覚しょうがいしゃが参加しやすい仕組みづくりを進めてきたことは達成点の1つだが、そのほかのしょうがいしゃあらゆる人の参加を進める検討は具体的にされていないので、今後の課題。</p> <p>積極的な広報・広聴は進めてきたが、市民からの政策提案を受け止めながら、議員同士の闊達な自由討議による市政の課題の掘り起こしという点が、なされていないので、広聴委員会で受けた意見を各委員会ごとに集約し、政策提言につなげられるものはつなげるための仕組みを具体的に検討すべき。(日本共産党)</p>	自・明	●政策提言につなげる仕組みに賛同			
				新議				
				公明		●前文はソーシャルインクルージョンなどの理念を述べる場所、仕組みその他具体論や中身の評価は、ここではすべきでない。		
				共産				
				虹				

条	項	号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
					共感・賛同の意見	異なる意見	質問			
				虹	<p>△(一部実施した) キーワードはちりばめられているが、「幕の内弁当」的で、国立市議会としての特色、議会全体として共有されているものが薄い。 執行機関との健全な緊張関係、行政監視機能が弱かったのではないかと。 議会に手話通訳が入ったり、広聴など試行錯誤しているが、議会運営全体については多様な市民参加が十分達成できているとは言いがたい。</p> <p>初めて条例に「ソーシャルインクルージョン」というフレーズが入ったが、この3年間、議会としての研修はなく、議会全体で共通理解にまでは至っていない。 議員同士の闊達な自由討議は議会運営をめぐっては行われたが、市政の課題に対しては不十分だった。(虹)</p>	自・明		<p>●出来る規定の中で実施されなかったことは悪いことではない。必要がなかったと認識すべき。 ●自由討議は出来る規定だが、出番がなかったため、休憩中に行うなどの検討が必要。</p>		
				虹		新議		<p>●緊張関係、行政監視は弱くはない</p>	●議運で取り組みもあった。「議会全体としての共有」とは何を指すのか	議会基本条例のスピリットは何か、今に至るまで認識が個人でバラバラのままなのではないかと、ということです。
				虹		公明		●前文はソーシャルインクルージョンなどの理念を述べる場所、仕組みその他具体論や中身の評価は、ここではすべきでない。		
				虹		共産	●その通りだと思う ソーシャルインクルージョンの研修考えていく必用あり			
				虹		虹				
1	-	-	この条例は、必要な議会運営の基本事項を定めることにより、二元代表制の下、市長その他執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と緊張関係を保ち、市民と手を携え、市民に開かれた議会を実現し、もって地方自治の本旨に基づく住民の福祉の増進を図ることを目的とする。	虹	<p>△ 二元代表制…執行機関の審議会委員への議員就任がなくなった。しかし議会内閣制のような与野党関係の固定化(予算・決算特別委員会の「与野党」第一会派からの正副委員長選出、議会・委員会での席次、「与党会議」など)が見られた。 市長等との緊張関係…重要な政策がほぼ決まってきた後の事後的な議会報告、規則案の提示なき新規条例提案や施行直前の条例提案などがあつたが、個々の議員は指摘しても議会としての対応はしなかった。重要な政策課題についての全員協議会は開かれなかった。 市民と手を携え、開かれた議会…広聴委員会、福祉保険委員会として市民と意見交換を行ったり、陳情の課題に対応してきた例はあるが、議会全体としては「市民と手を携え」るレベルには遠い。 地方自治の本旨に基づく…意見書・決議の提出等はあるが、議会運営全体は大きく変わらず、「団体自治」「住民自治」両面において深化したとは言えない。 住民の福祉の増進…そもそも図れたかどうかをはかる指標がない。(虹)</p>	自・明		<p>●政治的に主義・主張があるのだから、与野党の区別は当たり前である。多数会派から議長を出す及びドント方式での役割配分は議会の常道である。 ●全議員が一人会派となり、それぞれの意見を述べる事を良しとする意見を感じる。選挙で意見をともにした市長と市議が、ある程度同じ方向になると思う。当然意見の違いがある時は議会前に調整しているので指摘はあたらぬ。 ●市長との緊張関係は保たれていると考える。 ●全員協議会は開催する必要がなかったから開催されなかった。悪いことではない。 ●×</p>	●住民の福祉の増進が図れたかを、測る指標がない。とは？	「住民の福祉が増進した」とは具体的にどういう状態を指すのか、条例制定時でも施行後も議会全体で議論しないままでした。そのため、その実施状況の点検(「住民の福祉が増進した/しなかった」)するための客観的な指標が立てられず、個人個人の主観的な印象になってしまう懸念があります。
				虹		新議		●指標を作るのが難しい議論だが、指標化できるようにするための議論こそ必要、ないからやらせないできないという問題ではない。 ●△だが特に大きな問題ではない		

条	項	号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答				
					共感・賛同の意見	異なる意見	質問						
					公明		●本条は目的を規定するもの、具体論はその後の条項で規定されている。指標がないなどの中身の評価は、ここではすべきでない。						
					共産	●再検討が必要である ●重要な政策課題について十分な全員での協議がなされなかったという点は共感住民の福祉の増進についてはその視点からの議会としての検討が必要 ●市民との意見交換をもっとあるべきだったと考える							
					虹								
2	-	-	議会は、市民の代表から構成される市の議事機関かつ団体意思の決定機関として、公正性、透明性及び市民からの信頼性を重視するとともに、ソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	共産	他の地方公共団体の議会や大学などの研究機関との交流及び連携については、行っていない。この点について、具体的にどこで検討を行い、どう実施するかについて方向性だけでも検討が必要。(日本共産党)	自・明							
						新議							
						公明		●交流連携は第5号で論じるべきである					
						共産							
						虹	●検討が必要 ●賛同する ●他議会、大学等の交流の検討は必要 ●大事だと思う。議員のセクハラへの対応で条例を作ったが有効にしていけるためには検討が必要						
							虹	△ 「ソーシャルインクルージョンの理念に配慮」した議会について、議会全体で共通理解されたものがない。その理念に反する陳情審査要件の厳格化が検討され、議長預かりとされた陳情が複数あった。(虹)	自・明		●国立市議会であるので国立市民に関わる陳情を扱うべき。		
						新議				●市民に聞く以前に傍聴の在り方を見直す必要がある。土曜議会は必要性が疑わしい ●陳情要件の厳格化がソーシャルインクルージョンに反しているとは言えない			
						公明				●何をもちて共通理解されたものがないと言うのか。基本条例が共通理解ではないのか。陳情審査要件の検討がソーシャルインクルージョンの理念に反すると結論している根拠が不明。議長預かりの陳情が複数あったことがソーシャルインクルージョンの理念に反するとする根拠が不明。	条例条文には言葉しか載っていない中、議会が「ソーシャルインクルージョンの理念に配慮」するとは具体的にどういうことなのか、条例制定時も施行後も議論されないままで、個々人でイメージするものがバラバラです。		
						共産							
						虹							

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)	実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
				共感・賛同の意見	異なる意見		質問
2 - 1	議決責任を深く認識し、積極的な情報公開及び市民との意見交換に取り組むとともに、市民に対する説明責任を果たすこと。	<p>△ 議決後の議会としてのフォローアップはできなかった。一部の常任委員会で、議決後も自主的に調査研究を重ねている例はある。 常任委員会の映像配信は始まったが、議運、特別委員会、会派会議は配信されていない。会議録の公開が遅い。 市民との意見交換会は運営方法を試行錯誤しながら重ねられてきたが、年間開催回数が少なく、市民にどれだけ認知されているかわからない。(虹)</p>	自・明				
			新議				
			公明		●議運、特別委員会、会派会議の配信は必要ない。会議録の公開には事務手続きを伴うもの、遅いとは思わない。		
			共産	●市民全体の代表という視点から世論調査、各種アンケートの結果などを議会としてもより重視いくべきであるがなされおらず、市民全体の意見の反映になっていない ●議運 特別委員会 会派会議も配信に向けて協議する必要があるので共感する			
			虹				
2 - 2	議論を尽くし、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、議員間の合意形成に努めること。	<p>△ 議員間討論は活用されなかった。継続審査となることもめったになく、1つの議案にかける時間が少ないため、議論を尽くし、議員間の合意形成に結びつけることはできなかった。 一部の常任委員会で、陳情を継続審査にしたり、公式会議以外の場で議員間の意見交換や合意形成を行うことがあった。議会運営については、議運で議論を尽くして、政治倫理条例など一定の合意形成ができた。(虹)</p> <p>【議会報発行状況】 平成27年度 発行回数5回 発行部数20万6,050部 平成28年度 発行回数4回 発行部数16万4,990部</p>	自・明	●土曜議会が廃止されたように廃止すべきものがないかを検討すべきである。	●議員間討論が行われなかった悪いわけではなく必要がなかった。	●議長預かりの具体的な規定が必要です。	陳情の議長預かりについてはここでは言及していないので、2条第1項の意見に対する(質問ではなく)一つの意見として、受け止めます。
			新議				
			公明		●議員間討論は必要に応じて行うもの、必要がなかったから行わなかった。		
			共産	●議員間討論についてできなかったもので、実現の方向として例えば複数の賛同で(提起)議員間討論が可能となるシステムを検討すべきという点で共感 ●多様な意見が出ることが議会であるから合意形成にいたらないこともある。			
			虹				
2 - 3	市長等の市政運営を監視すること。	<p>△ 重要な政策がほぼ決まっからの事後的な議会報告、規則案の提示なき新規条例提案や施行直前の条例提案などがあった。重要な政策課題についての全員協議会は開かれなかった。(虹)</p> <p>【会議時間(一般質問)等】 平成27年度 会議時間(一般質問)82時間34分 長提出議案の原案否決等0件 長提出議案の修正可決0件 平成28年度 会議時間(一般質問)61時間48分 長提出議案の原案否決等0件 長提出議案の修正可決0件</p>	自・明		●反対の為の全協は必要ないと思う。		
			新議				
			公明		●定例会の中で市政運営の監視機能は働いている。原案否決ゼロ、修正可決ゼロも監視機能が働いた上での結果である。		
			共産				
			虹				

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
				共感・賛同の意見	異なる意見	質問		
2 - 4	広く市民に開かれた、わかりやすい議会運営に努めること。	虹 △ 会議の映像配信は広がった反面、土曜議会の傍聴者数は減った。 開かれたわかりやすい議会になっているか。市民に聞いてみたい。(虹)	自・明				●予特決特のインターネット配信が必要。 (質問ではなく)一つの意見として、受け止めます。	
			新議					
			公明		●市民に聞く前に、自ら点検すべき。			
			共産	●市民に意見を聞いてみる必用あり				
			虹					
2 - 5	他の地方公共団体の議会及び大学等研究機関との交流及び連携に努めること。	自・明 未実施となっているので、今後どうすべきか検討が必要。(自由民主党・明政会)	自・明					
			新議					
			公明	●他団体との交流連携は、その目的が明確になっていないと空転する。他団体にも迷惑がかかる。再検討が必要と思う。条文そのものの妥当性を検討する必要があり優先順位が高い。				
			共産	●検討が必要				
			虹	●方向性検討するよりも具体的に交流、連携始めてしまっただけではないか。				
		虹 ×(実施できなかった) やったほうがよいが、全くできなかった。(虹)	自・明	●いいね				
			新議					
			公明					
			共産					
			虹					
3 - -	議員は、選挙で選ばれた市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。							
3 - 1	一部の団体又は地域の代表者としてではなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。	虹 △ 職員アンケートの結果からは、一部の代表として振る舞っているように見られているケースが複数見受けられた。(虹) 【例規類の整備等】 政治倫理条例を制定した。	自・明					
			新議					
			公明		●職員アンケートは裏付けが取れない。根拠とすることは慎重であるべき。			
			共産			●具体的な事例を	具体的な事例ではありませんが、「市議会議員のハラスメント行為等に関する職員等アンケート」(2017年7月実施、172名回答)の自由記述回答に、「特定の人に対して特別扱いするよう議員から求められ、不公平・不公正である」と職員が感じた旨の記述が複数あります。	
			虹					

条	項	号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)	実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
						共感・賛同の意見	異なる意見		質問
3	-	2	議会において意思を表明するに当たっては、独自の調査研究を行うとともに市民からの意見の聴取に努めること。	虹 △ 各議員に委ねられており、十分であったかどうかの評価ができない。(虹)	自・明	●市民からの意見聴取は、広聴委員会を先頭に行われていると考えるかどうか。			
					新議				
					公明				
					共産				
					虹				
3	-	3	市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、高い見識を身に着けるとともに、政治倫理の向上に努めること。	虹 × 陳情者に対する差別的やじや、職員に対するセクハラ・パワハラ事件が発覚した。議員倫理決議を上げ、政治倫理条例を制定した。(虹) 【例規類の整備等】 政治倫理条例を制定した。	自・明				
					新議				
					公明		●差別的やじや職員に対するセクハラ・パワハラは一部の議員。これをもって議会全体の評価とはできない。		
					共産				
					虹				
4	1	-	議員は、議会活動を行うに当たり、理念又は政策を共有する1人以上の議員で構成する会派を結成することができる。	自・明 「理念又は政策」ではなく「理念及び政策」とすべき。複数議員が所属する会派では賛否を一致すべき。会派とは、複数議員が所属して初めて会派とすべき。(自由民主党・明政会)	自・明				
					新議	●理念も政策も一致すべき			
					公明	●会派の定義は「理念及び政策」を共有が妥当と考える。条文そのものの妥当性を検討する必要があり優先順位が高い。			
					共産		●交渉団体と会派のありようについて検証が必要である。	まずは会派と交渉団体の問題点を明確にする中で、検証するべきである。	
					虹	●2人以下の会派の権利に変更がなければかまわない。	●一人会派を認めていることで国立市議会ではきている。変更しなければならぬ理由はない。条例の理念に逆行する。 ●理念又は政策で良い。	●具体的に会派が分かれるとどう問題が生じたのか？生じるのか？	同一会派でありながら、賛否が分かれることは、市民から見ると会派がどういった考え方をしているのか分からない。賛否が分かれることは、同一の理念や政策を持っているとは考えられない。
					自・明	●会派が主義主張を同一として結成する。その通りである。			
					新議				
					公明				
					共産		●交渉団体と会派のありようについて検証が必要である。	会派であるという事は、議案に対する賛否は一致することが基本である。	
					虹	●2人以下の会派の権利に変更がなければかまわない。	●一人会派を認めていることで国立市議会ではきている。変更しなければならぬ理由はない。条例の理念に逆行する。 ●理念又は政策で良い。	●具体的に会派が分かれるとどう問題が生じたのか？生じるのか？	議案によって意見が分かれ、一致したり一致しなかったりすることは問題が生じるというよりも会派とは言えないのではないかと。

条	項	号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
						共感・賛同の意見	異なる意見	質問		
				虹	○(実施した) 会派結成届には、共有する理念・政策の記載はないが、議会報において会派紹介が掲載された。(虹) 【会派の数】 8会派	自・明			●会派とは、理念及び政策が一致する複数の議員が結成すべきである。違うのであれば、会派を解消すべき。	条例上は「理念又は政策を共有する1人以上の職員で構成」と規定しています。
4	2	-	会派は、政策立案及び調査研究(以下「政策立案等」という。)に努める。	虹	△ 各会派に委ねられており、十分であったかどうかの評価ができない。(虹)	自・明				
				虹	△ 各会派に委ねられており、十分であったかどうかの評価ができない。 議会運営については、議運で議論を尽くして、政治倫理条例など一定の合意形成ができた。(虹) 【議会運営委員会の開催状況等】 (1)議会運営委員会 平成27年度21回 平成28年度21回 (2)会派会議 平成27年度0回 平成28年度3回 (3)会派代表者会議 平成27年度13回 平成28年度5回	自・明				
4	3	-	会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。	虹	△ 各会派に委ねられており、十分であったかどうかの評価ができない。 議会運営については、議運で議論を尽くして、政治倫理条例など一定の合意形成ができた。(虹) 【議会運営委員会の開催状況等】 (1)議会運営委員会 平成27年度21回 平成28年度21回 (2)会派会議 平成27年度0回 平成28年度3回 (3)会派代表者会議 平成27年度13回 平成28年度5回	新議			●政治倫理条例はまだ審議が継続中である。	
				虹	○ 議運では全員賛成を目指して合議を原則として運営されてきた。(虹)	自・明				
4	4	-	議会は、議会運営に当たっては、会派間の公平性を確保しなければならない。	虹	○ 議運では全員賛成を目指して合議を原則として運営されてきた。(虹)	新議			●議運の全員賛成は特に関係がないのではないか	
				虹	○ 議運では全員賛成を目指して合議を原則として運営されてきた。(虹)	公明			●議運は合議が原則ではない。本会議から付託された事件以外の議会運営委員会は、協議を旨とするが原則。ただし、協議が整わないときは表決により決定する規定である。	
				虹	○ 議運では全員賛成を目指して合議を原則として運営されてきた。(虹)	共産				
				虹	○ 議運では全員賛成を目指して合議を原則として運営されてきた。(虹)	虹				

条	項	号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答		
						共感・賛同の意見	異なる意見	質問			
4	5	-	2人以下の会派は、交渉団体(議会運営について交渉できる所属議員3人以上の団体をいう。)を結成することができる。	自・明	突然交渉団体における表記が出されるのではなく、まずは3人以上の議員が所属する会派より、3人に1人の割合で、議会運営委員会等に委員を選出することができる旨を明記した後に、2人以下の会派は・・・というたてつけにすべき。(自由民主党・明政会)	自・明					
					新議	●三人以上の会派の規定を基本にすべき					
					公明	●交渉団体3人に一人の割合で議運に委員を出せるのが基本である。5項は交渉団体の定義である。条文そのものの妥当性を検討する必要があり優先順位が高い。					
					共産						
					虹						
				公明	会派の定義は4条1項にある。4条5項は交渉団体の定義であるから「2人以下の会派」が主語となっていることは望ましくない。(公明党)	自・明	●2人以下を会派と呼ぶのはおかしい。会派の考え方の検討が必要。				
					新議						
					公明						
					共産						
					虹						
				虹	○ 今期は数十年ぶりに、全会派が交渉団体を結成した。(虹)	自・明					
					【交渉団体の数】 5	新議		●交渉会派と会派で意見が異なり、意見集約が難しくなった			
						公明					
						共産					
						虹					
4	1	-	議会として合意形成を促していくべきと考える。会派とは2人以上で構成され「理念及び政策を共有する」とし、賛否も一致させるべき。(新しい議会)	新議	自・明						
				新議							
				公明							
				共産							
				虹							

条	項	号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
						共感・賛同の意見	異なる意見	質問		
5	1	-	<p>議会は、市民の意向を議会における議論に反映するため、市民参加の多様な機会を設け、議会として政策形成を進める。</p>	虹	<p>△ 第2項の手法はほとんど活用されず、「多様な機会」とまでは言えない。 議会としての政策形成は、委員会活動を活性化する中で可能ではないか。(虹)</p>	自・明				
						新議				
						公明		●第2項の手法は活用してきている。		
						共産	●市民の政治への参加がもっとどいいれられている方が良く思う			
						虹				
5	2	1-6	<p>議会は、前項に規定する政策形成の実現に当たり、事案に応じて、次に掲げる方法を用いる。 (1) 議会報告会 (2) 市民の意見を聴く会又は意見交換会 (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第115条の2第1項に規定する公聴会 (4) 法第115条の2第2項に規定する参考人の制度 (5) パブリックコメント (6) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認めるもの</p>	虹	<p>△ 議会報告会…初期に開催したが、意見交換会方式となっていたから行っていない。 聴く会/意見交換会…運営方法を試行錯誤しながら重ねられてきたが、議会としての政策形成サイクルは確立されていない。 公聴会…行われなかった。 参考人…行われなかった。 パブリックコメント…議員政治倫理条例では行ったが、政策形成については行われなかった。 その他…行われなかった。(虹)</p> <p>【開催状況等】 (1) 議会報告会 平成27年度 開催2回 延べ参加人数48人 (意見交換会との同時開催) 平成28年度 開催2回 延べ参加人数58人 (意見交換会との同時開催) (2) 市民の意見を聴く会・意見交換会 平成27年度 開催2回 延べ参加人数48人(議会報告会との同時開催) 平成28年度 開催4回 延べ参加人数98人 (2回は議会報告会と同時開催) (3) 公聴会 平成27年度 開催0回 平成28年度 開催0回 (4) 参考人 平成27年度 招致0人 平成28年度 招致0人 (5) パブリックコメント 平成27年度 実施0回 平成28年度 実施0回 (6) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認めるもの 平成27年度 実施0回 平成28年度 実施0回</p>	自・明		●公聴会等は行われなかったのではなく、必要なかった。		
						新議		●他の条例でもそうだが行われなかったことで△の評価になっているが行われなかったからといって問題があるわけではない		
						公明	●試行錯誤で進めている。			
						共産	●意見交換の出された意見とどのように政策に結びつけるのかのルールを作って行くべき			
						虹				

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)	実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
				共感・賛同の意見	異なる意見		質問
5	3	<p>議会は、市民からの請願及び陳情を政策提言又は政策提案として受け止め、適切かつ誠実にこれを審議する。</p> <p>虹</p> <p>△ 継続審査とした上で調整し、陳情者の願意を実現できた陳情が複数あった。不採択としても、政策課題として継続的に勉強会を重ねている陳情もある。 陳情審査要件の厳格化が検討され、議長預かりとされた陳情が複数あった。 請願権は憲法で「何人にも」保障されているので、条例上で、一律に「市民」の定義を狭く規定してしまうと、矛盾(憲法抵触)が出てきてしまう。(虹)</p> <p>【審議・審査した請願・陳情の数】 平成27年度 請願0件 陳情14件 平成28年度 請願0件 陳情16件</p>	自・明		●国立市民のための国立市議会であるという前提を考えるべき。請願と陳情は地方自治法上、同一のものではない。他市の市民かつ国立市に關係のない陳情を取り上げるべきではない。		
			新議		●国立市議会は国立市民のためにあることを大前提とすべき		
			公明		●国立市議会では、市民からの陳情をいかに受け止めていかに注力すべきであって、これは審査要件の厳格化とは言わない。国立市民を大切にす環境整備である。		
			共産	●再検討が必要 ●請願権について市民の定義を狭くすることは憲法の点からあつてはならない、すべての国民に権利がある			
			虹				
6	1	<p>議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報委員会及び広聴委員会を設置する。</p> <p>共産</p> <p>この間、広聴委員会を中心に市民の意見を聴く会を実施してきたが、実際は、聞きおくだけでとどまっている。ここに述べられているように、政策形成につなげるための、議論、検討の場を持つプロセスをしっかりと協議すべきと考える。(日本共産党)</p>	自・明				
			新議		●意見を聞く会の意見は各委員会で協議できるように資料として渡したが討議検討の場としてどのようなものを想定しているのか？	意見を聴く会で出された市民からの意見を各常任委員会に持ち寄り話し合いの場を持ち深める必要があると考える。	
			公明		●広報広聴の機能充実のために、努力してきている。		
			共産				
			虹	●賛同 ●聴いた後、どう政策へ反映するか、反映しようとしたのかのしくみが確かにならない。検討が必要。 ●議論、検討の場は必要。市民からたされた意見はまとめたものを紙でもらっている。 ●政策形成サイクルを創るために広報、広聴があることを条文にも明確に位置付けると良い。位置付けられないので行き当たりばったりになっている。			

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)	実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答		
				共感・賛同の意見	異なる意見		質問	
		虹 △ 広報委員会・広聴委員会が発足したが、その機能充実に向けては試行錯誤している。(虹) 【広報委員会等の開催回数】 平成27年度 議会報編集委員会 1回 広報委員会 11回 平成28年度 広報委員会 10回 【議会だより】 会派別表決結果の掲載 平成24年5月5日号No.215～ 紙面のカラー化 平成26年5月5日号No.224～ 【広聴委員会の開催回数】 平成27年度 8回 平成28年度 13回	自・明			●広報委員会も広聴委員会も機能工夫をしていると思う。市民意見の集約活用を検討することが必要。	市民意見を元にした政策提案のサイクルをどう作るかなど、まだ課題が多いと思います。	
		虹	新議					
		虹	公明					
		虹	共産					
		虹	虹					
6	2 -	前項の広報委員会及び広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。	虹	自・明				
		虹	新議					
		虹	公明	●広報委員会・広聴委員会は機能している。				
		虹	共産					
		虹	虹					
7	1 -	議会は、議会における審議において、議員と市長等との緊張関係を保ち、議事機関として市民に負うべき責務を果たさなければならない。	虹	自・明		●議員側でも、議長の制止にもかかわらず、発言を続けるということがあった。		
		虹	新議					
		虹	公明			●全員協議会は必要に応じて行えばよい。		
		虹	共産	●重要案件については全員協議会など開催すべき				
		虹	虹					
7	2 -	議員は、本会議、委員会その他の議会の会議において、市長等に対して「質問及び質疑(以下「質問等」という。)を行うときは、論点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。	虹	自・明				
		虹	新議					
		虹	公明	●一問一答は活用された。				
		虹	共産					
		虹	虹					

条	項	号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答
						共感・賛同の意見	異なる意見	質問	
7	3	-	市長等は、議員からの質問等に対して、その論点を整理するため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。	虹 △ 市長が答弁の流れで、許可を得ないまま反問することがあった。質問の論点整理というよりも、特定の会派・議員への反発表現になっていたのではないかと。 市長以外の理事者・出席説明員からの反問はなかった。時間制限がある質問・質疑での反問は、議員の発言機会を減らし、質問・質疑の権利を侵す可能性がある。 市長等は議員をはるかに上回るスタッフと情報を持っているので、反問のあり方については、十分な検討が必要である。(虹) 【例規類の整備状況等】 平成27年2月16日、議会運営委員会において、「国立市議会市長等の反問に関する申し合わせ事項」を確認した。	自・明				
					新議			●議長が許可を出している。また論点整理ということであれば反対意見なども出るべきである。十分なスタッフと情報をもった意見ならば聞くことも大切である。	
					公明			●現状は、反問でなく反論の範囲である。反問制度は活用されていないと考える。	
					共産	●その通りと共感する			
					虹				
7	4	-	議会は、閉会中に市長等に対し文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。	虹 × 全く行われなかった。新たな制度でありながら、その手続が整備されていないため、必要性を感じても文書質問しづらい雰囲気があった。(虹) 【例規類の整備状況等】 平成27年2月16日、議会運営委員会において、「国立市議会文書質問に関する申し合わせ事項」を確認した。	自・明				
					新議			●この制度は緊急の問題があった場合に使われるべきもので使用されなかったからといって×とはならない。	
					公明			●文書質問の必要性がなかったものである。必要性を感じてもという事例は思い当たらない。	
					共産	●議員として大切な制度なので、活用できるように質問形式などの手続きの方法を整備する必要がある			
					虹				
7	4	-	新議 文書質問について申し合わせが出来ているのも関わらず使われなかった。文書質問の制度そのものの議論が必要(新しい議会)	自・明					
				新議					
				公明					
				共産					
				虹					

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
				共感・賛同の意見	異なる意見	質問		
8	1	議会は、決算認定に当たっては、市長の予算調製に資するよう審議に努める。	共産	自・明		●時間より質が大事。現状で問題ない。10分の時間は議運でも確認されている。		
				新議		●議運でこの時間と最近確認している。決算委員会での議論が予算編成のためになっている。 ●まずどの程度の時間が必要と考えるのか、その基準を示すべき。併せて、時間があれば十分と過不足を判断するのではなく、質疑の質や、以降の経過を踏まえて判断すべき	●議運で従来通りと決定したがそれとの整合性は？	
				公明		●10分基準が不十分との根拠が不明。		
				共産				
				虹	●15分くらいが良い。 ●賛同する。 ●持ち時間が一人10分×4日という他の市議会から短すぎると驚かれる。時間制限を撤廃すべき。		●他の議会の例などで、時間を増やすことで議論が進んだり、内容を細かに聞けたりなどメリットがある事例を示してほしい。 ●時間だけではなく、方法も検討すべきでは？多摩市のように議会として行政評価する方法についてどう考えるか？	現在は他市の状況は調べていないが調べる必要があると考えています。
				自・明				
			虹	新議		●議運でこの時間と最近確認している。決算委員会での議論が予算編成のためになっている。		
				公明				
				共産	【決算の認定・不認定の件数】 平成27年度 認定5件 不認定0件 平成28年度 認定5件 不認定0件		●この意見は決算委員会討論をもっと早い時期に行なうべきという意見なのか？そうであれば賛同する	議会としての決算審査が予算調整に資するものになりきれしていない、という趣旨の指摘(実施状況の点検)です。
				虹				
				自・明		●資料請求が多すぎて職員の負担になっている。残業をして資料作成している現状を変え、使わない資料の要求は止めるべき。		
				新議		●資料に関しては資料要求者が要求した情報の使い方どこまで考えを巡らせたく依存するため、他者への批判を展開する余地はない		
8	2	議会は、予算及び決算認定の審議に当たっては、議会における審議を深めるため、市長等に対して施策別又は事業別の説明及び資料作成を求めるものとする。	虹	公明		●紙ベースであることを活用できない理由とするのは違う。		
				共産				
				虹				
				虹	△ 審議時間が短い上、求めた説明・資料が紙ベースで配付されており、十分に活用できていない。(虹)			

条	項	号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
						共感・賛同の意見	異なる意見	質問		
8	2	-		新議	予算や決算の審議のための資料作成が行政側の事務量の増加に繋がっている。議会としての資料要求に関する詳細なルールが必要(新しい議会)	自・明				
						新議				
						公明				
						共産				
						虹				
9	-	1-6	<p>議会は、市長が提案する重要な施策、計画及び事業(以下「政策等」という。)について、その水準を高めるとともに、議会審議における論点を整理するために、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。</p> <p>(1) 政策等の提案に至った背景及び経緯</p> <p>(2) 市民参加の実施の有無及び実施した場合の内容</p> <p>(3) 国立市基本構想との整合性</p> <p>(4) 政策等の実施に係る財源措置</p> <p>(5) 将来にわたる効果及び費用</p> <p>(6) 目標達成基準及び政策等の見直し基準</p>	虹	<p>×</p> <p>重要な施策、計画、事業、条例が数多く提案されてきたが、議会としては第1号から第6号までの項目を明らかにするよう求めたことはなく、あまり意識されていなかった。議員としても一部の項目を求めるにとどまった。(虹)</p>	自・明		●フォローアップを言うならば、国等へ提出した議員提出議案も検証すべきではないか。	●質疑の中で聞くことは可能ではないか。	第9条の主語は議会(全体)です。議員(個人)として質疑の中で聞くことは可能ですが、議会として執行部に政策形成過程の説明を具体的に求めることは不十分でした。
						新議		●主語はあくまで「議会」議員が求めることはできない		
						公明				
						共産	●論点整理の上では必要な項目	●議会として十分に求めてきているとは考えられないので、検討すべき、共感	●共感する	
						虹				
10	1	-	<p>議会は、法第96条第2項の規定により、同条第1項に規定する事件のほか必要な事件を、議決事件として追加することができる。</p>	共産	<p>市の意思を決定する市議会として、条例だけでなく、市の重要な方向性を決める事項(例えばマスタープランや計画)も委員会報告で終わらせるのではなく、議決事項に追加する必要性を検討すべきである。(日本共産党)</p>	自・明		●委員会での審査を尊重すべきである。		
						新議				
						公明				
						共産				
						虹	●佐藤市長は基本構想については議決案件にしました。しかし議会からは基本計画や各種計画については全て報告事項のままにしています。しっかり議論したい。	●指摘の通り検討すべき。	●賛成。	●議決事項にするなら、修正を含め十分な時間的余裕を持って提案され、十分な審議時間が必要。でないとなってしまう。
				虹	<p>×</p> <p>従来からの基本構想以外に追加されていない。(虹)</p>	自・明				
						新議		●行われなかったが問題ではない		
						公明				
						共産				
						虹				

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
				共感・賛同の意見	異なる意見	質問		
10	2	-	議会は、前項の規定により議決事件を追加し、又は追加した事件を削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならぬ。	虹 × 追加の検討もされなかった。(虹)	自・明 新議 公明 共産 虹			
10	3	-	議会で議決すべき事件は、別に条例で定める。	虹 ○(虹)	自・明 新議 公明 共産 虹			
11	1	-	議会は、市長等が各行政分野に係る基本的な計画(以下「行政計画」という。)を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、市長等に対して、当該行政計画を所管する委員会若しくは委員協議会又は全員協議会へ報告を求める。	虹 △ 全員協議会は行われなかった。定例会中の委員会で報告されたが、議案を含めて案件が多く、十分に審査できない。(虹) 【委員会への報告事項の数等】 (1)委員会への報告事項の数 平成27年度48件 平成28年度32件 (2)全員協議会 平成27年度1回 平成28年度0回 (3)委員協議会 平成27年度0回 平成28年度0回	自・明 新議 公明 共産 虹	●反対のための全協ならば不要と考える。	●合意形成を行うのが議会である以上、基本的に会派代表者会議の機能が良い	
11	2	-	議会は、行政計画について所管する委員会において、法第109条第2項の規定による所管事項の調査に努める。	虹 × 市長等から報告されたものに対する質疑・意見等はあったが、自主的な所管事項調査は行われなかった。市長等の報告事項は1回の委員会で項目も多く、重要な行政計画であっても、調査(質疑・意見等)にかかる時間は極めて短い。(虹)	自・明 新議 公明 共産 虹	●報告事項が多い時は、委員会の日程を2日間にするなど十分な審議が可能な方向を模索すべき。 ●共感する		
12	1	-	議会は、原則として、全ての会議を公開する。公開しない場合にあつては、その理由を明らかにしなければならない。	虹 △ 傍聴、会議記録へのアクセスがしにくく、公開が形式的なものになっている。 常任委員会の映像配信は始まったが、議運、特別委員会、会派会議は配信されていない。会議録の公開が遅い。(虹)	自・明 新議 公明 共産	●議運も公開となったが、傍聴者がいないという現実を見れば、必要・不必要の判断が出来ると思える。 ●議運の配信は休憩が入ることが多いのでなじまない。	●議会公開の原則から議運、特別委員会なども配信する方向で検討するべき	

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)	実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
				共感・賛同の意見	異なる意見		質問
			虹				
12	2	- 議会は、前項の規定により公開する会議の開催についてあらかじめ市民に周知するよう努める。	虹	△ 周知方法が形式的になっていて、実質的に十分周知できているとは言えない。(虹)	自・明	●周知方法が形式的とは？	市民が議会の会議に興味を持つような周知(広報)になりきれていない、もっと媒体(メディア)や(掲載の)方法に工夫の余地があるのではないか、という意味です。
			新議				
			公明				
			共産			●周知(市民への)方法はホームページ・議会報以外にどのようなことが考えられるか？	公共施設入口の目立つ掲示、SNS、ネットメディアやマスメディアへの情報提供、関係する諸個人・団体へのブッシュ通知(ロコミ)など、媒体(メディア)や(掲載の)方法が考えられます。
			虹				
13	1	- 議会は、議決に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くす。	虹	△ 審議する議案が多く、継続審査にすることもめつたにないため、議論を尽くせないまま議決に至ることが多い。最終本会議での実質的な議案質疑はなくなった(委員長報告に対する質疑になった)が、委員会において委員外議員の発言による質疑が活用されている。ただし、少数会派に対する救済制度の側面が強く、3人以上の会派は行使できない。(虹)	自・明	●会派の意見としてまとめるべき。お互いの信頼をもって現状で良い。 ●議論が尽くされてか尽くされていないかは議案に対する可否によって変わるものとする。	
			新議				
			公明				
			共産		●3人以上の会派でも委員外議員の発言は可能にすべき		
			虹				
13	2	- 議会は、原則として、委員会活動を中心に議員間討議を行うことができる。	共産	議員間討議によって、対立した意見を対立のまま多数決で決めるだけでなく、対立を乗り越えた政策提案につながる可能性もあると考える。これまで、委員会において議員間討議の発議が一度あったが、多数決で否決されて実施されなかった経過がある。例えば複数の委員の提案があれば議員間討議を行うなどの実施できるためのシステムをつくるのが実際に機能させるために必要であると考え。(日本共産党)	自・明		
			新議				
			公明				
			共産				
			虹		●ルールをしっかり学ぶ。議員討論行うべき。 ●議員間討議は無条件にできるようすべきである。 ●今まで何回か議員間討議を提案したが否決されました。ロールプレイとか研修をやってみると良いかも。	●システム作ると逆にしばられてしまう可能性もあるので、は？どンドン討論の動議だしてみては。 ●どのようなシステムか具体的な案があればご教授頂きたい。	
			虹	× 全く行われなかった。(虹)	自・明		
		新議					
		公明					
		共産					
		虹					

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答			
				共感・賛同の意見	異なる意見	質問				
14	1	議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務の統理を行うとともに、中立公平な議会運営に努める。	共産	自・明			●議長の議事整理権をしっかりと理解する。	意見と受け止める		
				新議			●議長が委員会に所属しても問題はない			
				公明						
				共産						
				虹	●賛成します。今、22名なので議長を除くと21名。各常任委員会7名でベストです。 ●議長が委員会で一議員として細かな質疑をしているのを見ると、違和感がある。議長は議長として大局的見地から全委員会に出席してほしい。 ●賛同する。 ●委員会に所属してもよいが公平・中立な議会運営という視点は必要。		●議長が委員会に所属して良い。関連で、副議長、監査の一般質問は控えるべき。また、議選の監査はなくすべき。			
			虹	△ 陳情者に対する差別的やじの例があった。(虹)	自・明					
					新議					
					公明					
					共産					
					虹					
14	2	議長及び副議長の選挙に当たっては、所信表明の機会を設ける。	虹	自・明			●所信表明の必要性は再確認すべき。 ●議長の所信表明をしても、議会全体として、その所信を尊重し遂行しようという状態になっていない点が問題ではないか。			
				新議						
				公明						
				共産						
				虹						
15	1	議会は、円滑な議会運営のため、法第109条第1項に規定する議会運営委員会を活用する。	虹	自・明						
				新議						
				公明						
				共産						
				虹	○(虹) 【議会運営委員会の開催状況等】 平成27年度21回 平成28年度21回					

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答		
			共感・賛同の意見	異なる意見	質問				
15	2	1-4	<p>法第100条第12項の規定による協議又は調整の場として、次に掲げる会議を活用する。</p> <p>(1) 全員協議会 (2) 委員協議会 (3) 会派会議 (4) 会派代表者会議</p>	自・明					
				新議	●順番の変更については賛成				
				公明					
				共産					
				虹	<p>(1)~(4)の順番だが、重要度から考えると以下のように改善すべき。</p> <p>(1) 会派代表者会議 (2) 会派会議 (3) 全員協議会 (4) 委員協議会</p> <p>そして、地方自治法には規定がなくとも、会派代表者会議が国立市議会としての方向性を協議する重要な場であることはしっかりと明記すべきである。(自由民主党・明政会)</p>	<p>●変える必要はない</p> <p>●自治法にないものを、会派代表者会議を重要な場と明記すべきではない</p> <p>●会派代表者会議より、会派会議のほうがひとり会派の意見も出せ、その場で全会派の調整もできます。会派会議の方が有効と考えます。</p>	<p>●なぜ、全員や委員会をさしおいて、会派だけを重要視するのか</p> <p>●順番は重要度で並べているのか。全体→個別という順番から並列で重要度に関係なく列記しているだけではないか</p> <p>●会派代表者会議が頻繁に開かれているが、他の会議や協議会と優劣はないとの考えは</p>	<p>江藤先生のスーパーバイズでも会派とは3人以上の議員が所属して初めて会派との見解が示されたことから、会派会議よりも会派代表者会議が上位に位置することは当然と考える。(1)~(4)では圧倒的に実施回数が多い。頻繁に開催される順番で記述されるのは当然のことである。議会基本条例という性格の中では、現状として会派代表者会議が、重要な協議の場であることを明記することからも、順番を変えるべき。</p>	
			自・明	<p>△ 全員協議会、委員協議会はあまり活用されなかった。それぞれの会議の規定がないため、議運等との関係が曖昧である。</p> <p>会派会議が開かれるようになってきたが、依然として、1人会派の参加していない会派代表者会議で議会全体にかかわる重要なことが協議され、事実上決定されることが多い。(虹)</p>				<p>●①会派代表者会議 ②会派会議 ③全員協議会 ④委員協議会の順番ではないか</p>	<p>条例上の号順番は「(1)全員協議会、(2)委員協議会、(3)会派会議、(4)会派代表者会議」です。</p>
			新議		●見える、動く、創り出す議会にするためには意思決定が重要である。そのためある程度意見集約がされる会派代表者会議は重要だ。				
			公明	<p>【開催状況等】</p> <p>(1) 全員協議会 平成27年度1回 平成28年度0回</p> <p>(2) 委員協議会 平成27年度0回 平成28年度0回</p> <p>(3) 会派会議 平成27年度0回 平成28年度3回</p> <p>(4) 会派代表者会議 平成27年度13回 平成28年度5回</p>					
			共産	●誰も排除しないという視点から、会派会議の位置づけをしっかりとこなう。特に重要事項は会派会議で決める。					
			虹						

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答		
				共感・賛同の意見	異なる意見	質問			
16	1	-	委員会、政策課題について調査研究を行うとともに、市民及び市長等との議論を踏まえ、政策提案を行うよう努める。	自・明 委員会における調査研究や政策提案を明記したが、福祉保険委員会で陳情を受けて学童増設や温浴施設の件を調整した程度にとどまっており、条文にあるまでの動きはしていない。(自由民主党・明政会)	自・明				
					新議				
					公明				
					共産				
					虹			●もっと政策提案すべきという立場でしょうか。 ●条例の目的を達成研究・提案を実現するためには、なにが必要だろうか ●この意見はもっと委員会で調査や政策提案をすべきとの立場でしょうか？それならば、大賛成です。やるべきと考えます	与党・野党、所属政党、それぞれ各議員に寄って立つ立場が大きく異なることを理解した上で、住民や市民にとって最善の利益は何か？という観点からの政策提案にまで至っていないことを指摘した。難しい課題であることは十分理解しているが、委員会視察などから政策提案に繋げる努力も必要と考える。
			共産	意見を聴く会で、さまざまな意見を委員会ごとに聞き、まとめることはできたが、政策提言までには至ってない。狛江市などのように各委員会で、テーマ決めて、継続的に委員会で検討を重ねるような方法の検討を具体的にを行うべきだと考える。(日本共産党)	自・明		●意見を聞く会ではテーマを決めておこなっている		
					新議				
					公明				
					共産				
					虹				
			虹	× 政策課題の研究・提案は個別議員・会派に委ねられ、委員会としてはほとんど行われていない。一部常任委員会で、所管事務調査事項・議決によらない政策課題研究が行われているが、市民・市長との議論はできていない。(虹) 【委員会提出議案の数等】 (1)委員会提出議案 平成27年度0件 平成28年度0件 (2)委員会における修正可決 平成27年度0件 平成28年度0件 (3)委員会における附帯決議(可決したもの) 平成27年度0件 平成28年度0件	自・明				
					新議				
					公明				
					共産				
					虹				
16	2	-	委員会、前項の政策提案に当たっては、第9条各号に掲げる事項を明らかにするよう努める。	虹 × 委員会としての政策提案にまでは至っておらず、第9条各号の視点がない。(虹)	自・明	●視察を活かして政策提案をしてもよい			
					新議				
					公明				
					共産				
					虹				

条	項	号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
						共感・賛同の意見	異なる意見	質問		
17			<p>議会は、審査又は調査に当たり、法第100条の2の規定による学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するよう努める。</p>	自・明	自・明					
					新議					
					公明					
					共産		●必要に応じてと狭める必要はない。むしろどのように実現できるのか検討が大切			
					虹		●意欲的な条文をつくったので後退する必要はない	●できる規定にするのは、本条文を後退させることですか	現在の条文が「努める」とあり、出来る規定と認識しているので、本条文を変える必要はありません。	
				共産	自・明				●手続きとは常設するためのものか。	どのようにしたら実現できるのか方法論についての検討が必要と考える
					新議					
					公明					
					共産					
					虹	●手続きなどを検討すべき ●確かに使いやすいするためのスーパーバイズ制度を取り入れるべき				
				虹	自・明			●必要ない		
					新議					
					公明					
					共産					
					虹					
			<p>× 活用が検討もされなかった。新たな制度で、かつ予算が必要だが、その手続きが整備されていない。(虹)</p> <p>【専門的知見の活用】 平成27年度0回 平成28年度0回</p>							

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答
				共感・賛同の意見	異なる意見	質問	
18	議会は、審査、諮問又は調査に当たり、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。	自・明	自・明				
			新議	●原則論に則って議論を進めるべき。仮に付属期間の設置が適法だとしても議会に似た権能を一部担うことになる以上議会費の議論は前に進めざるを得ない。			
			公明				
			共産				
			虹	地方自治法上、総務省の見解では、議会は附属機関を設置することができないことから、上位法との矛盾がある。(自由民主党・明政会)	●江藤先生のスーパーバイズを受けているので可能と理解している	●「議会は附属機関を設置することができない」という総務省見解を資料にして示してほしい ●上位法と矛盾があるとのことだが、他市及び国立市が附属機関を設置しているということは、法律に違反しているということか ●条例制定時において、貴会派も含めて「矛盾(できない)ではなく、自治法には位置付けられていない。条例に位置づけられた機関と整理して合意したのではなかったか ●地方分権時代における法解釈に、国と自治体の上下関係はなく、司法が決めることだが、違法との判例はあるか。 ●総務省の見解はどこにあるのですか ●総務省見解は10年前のものだが、今の見解は	岐阜県多治見市が政府に「議会への附属機関の設置特区」を求めたところ、総務省の回答は、次のようなものであった「議会は住民の代表である議員により構成される合議制の議事機関として、自らが多様な意思を反映させて意思決定を行う機関であり、その性格上附属機関の設置はなじまない」との明記がされている。
		新議	自・明				
			新議	附属機関は議会と似たような機能の一部を担うことになる。議論は議会で行い、必要があれば専門家のスーパーバイズを受ければよい。(新しい議会)			
			公明				
			共産				
			虹	●江藤先生のスーパーバイズを受けているので可能と理解している	●もっと詳しく	議事機関である議会が審議会に審議をゆだねるというのは難しい。また自治法の範疇を超えている懸念がある。	
		公明	自・明	●その通り必要ない			
			新議				
公明							
共産							
虹	●江藤先生のスーパーバイズを受けているので可能と理解している		●地方自治法にないので可能という解釈もあるのでしょうか	地方自治法に、附属機関の設置についての規定がないことは、法律的に裏付けがないと解釈するため。よって、議会における附属機関の設置は可能ではないと考える。			

条	項	号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
						共感・賛同の意見	異なる意見	質問		
				虹	× 活用が検討もされなかった。 新たな制度で、かつ予算が必要だが、その手続が整備されていない。(虹)	自・明				
				虹		新議				
				虹		公明				
				虹		共産	●付属機関の設置の手続きが不十分		●専門家の意見も聞き、検討する必要があると考えるかどうか	諮問機関設置のためには規則もしくは条例が必要になります。専門家の意見を聞くかどうか議会として議論したいところです。
				虹		虹				
19	1	-	議会は、議員の政策立案等に資するため、議会図書室の図書並びに議会及び行政に関する資料の充実が、これを活用する。	虹	△ 資料リクエスト制度はあるが、資料充実、活用は不十分。充実についての検討もされなかった。(虹) 【年度末議会図書蔵書数】 平成27年度776冊 平成28年度795冊	自・明		●リクエスト制度を最大限活用すれば充実するはずだ		
				虹		新議				
				虹		公明				
				虹		共産	●議会図書館の充実は今後行う必要がある			
				虹		虹				
			議会は、議会図書室の活用にあたっては、市立図書館及び市が設置する情報公開コーナーとの連携を図り、議員の政策立案等及び市民への情報提供のため、環境整備に努める。	自・明	現在の議会図書室を市民に開くことは、セキュリティの関係から難しいと考える。また、情報公開コーナーとの連携とあるが、具体的な動きがない。(自由民主党・明政会)	自・明				
				自・明		新議	●賛同			
				自・明		公明				
				虹		共産				
				虹		虹	●意欲的な条文をつくったので後退する必要はない。個人情報情報は置かれていない ●セキュリティの問題は、事務局への届け出で良いのではないかと ●今できていないからと言って条文を削除するのは議会基本条例の目的に逆行するだけではないか？どうしたら表現できるか考えてはどうか。 ●議会図書室の部にこだわらず、議会の資料を市役所ロビー、くにたち図書館のスペースを活用しながら市民への情報提供ができないか。 また、前文の積極的な広報・広聴に努めるとの文の兼ね合いをどう考えるのか ●現状の議会図書室というより市長部局との合同の市民情報室みたいな図書室を庁舎内設置の構想に向かつての一段階と考えるが、議会図書室の方向をいかに？	●議会図書室の部にこだわらず、議会の資料を市役所ロビー、くにたち図書館のスペースを活用しながら市民への情報提供ができないか。 また、前文の積極的な広報・広聴に努めるとの文の兼ね合いをどう考えるのか ●現状の議会図書室というより市長部局との合同の市民情報室みたいな図書室を庁舎内設置の構想に向かつての一段階と考えるが、議会図書室の方向をいかに？	本条文は「努める」とあり努力規定と考えている。意欲は理解するが、セキュリティが改善されない限り、議会図書室の活用方法は現状のままとすべき。くにたち図書館の件は市長部局へ訴えるべき案件である。前文の積極的な広報・広聴は両委員会が積極的に実施している。「市民情報室みたいな」とあるが、具体的な検討がされず共通認識とされていないものに対して安易に回答は出来ない。	
19	2	-		自・明		自・明	●その通り			
				自・明		新議				
				自・明		公明				
				共産		共産	●削除ではなくセキュリティを保持しつつ利用できる方法を模索すべきではないか			

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
				共感・賛同の意見	異なる意見	質問		
			市民への情報提供は現状の議会図書室を考えるとセキュリティ上無理がある。条文から削除してはどうか。(公明党)	虹		<ul style="list-style-type: none"> ●意欲的な条文をつくったので後退する必要はない。個人情報情報は置かれていない ●セキュリティの問題は、事務局への届け出で良いのではないか ●今できていないからといって条文削除するのは議会基本条例の目的に逆行するだけではないか? どうしたら実現できるか考えてはどうか 	<ul style="list-style-type: none"> ●議会図書室の部屋にこだわらず、議会の資料を市役所ロビー、くにたち図書館のスペースを活用しながら市民への情報提供ができないか。 また、前文の積極的な広報・広聴に努めるとの文の兼ね合いをどう考えるのか ●現状の議会図書室というより市長部局との合同の市民情報室みたいな図書室を庁舎内設置の構想に向かつての一段階と考えるが、議会図書室の方向をいかに? 	
			× 全く検討もされなかった。(虹)	自・明 新議 公明 共産 虹	<ul style="list-style-type: none"> ●再確認が必要である。 			
20	1	議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、市長の予算調製及び執行に際し、適正な額の議会費の計上及び執行を求めるものとする。	△ 予算案について会派代表者会議で協議されているが、「議事機関としての機能を充実させるため」の「適正な額」とはいかなるものか、検討されていない。(虹)	自・明 新議 公明 共産 虹	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な額についてどう考えるのか検討し、議会としての見識をもつ必要がある 			
			【議会費(決算額)】 平成27年度 3億4,437万3,263円 平成28年度 3億1,406万8,251円					
21	-	議会は、議員の政策立案等に必要研修の充実に努める。	△ 当局研修への参加を含め、研修の機会はふえた。研修結果が十分活用できているかどうかの検証はない。 個々の議員・会派の個別の研修に委ねられている面が大きい。議会全体で共有する場が視察報告以外にない。(虹)	自・明 新議 公明 共産 虹	<ul style="list-style-type: none"> ●報告会を開いてもいい。それぞれの視察を共有したい ●委員会においての視察が政策提言に結びついていないので、視察から政策提言への流を作るべきと考える。ただの視察では意味が薄い ●議員の政策立案向上のためにも必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●検証は選挙で実証されるのでは 		
			【議員研修の開催状況等】 平成27年度1回 平成28年度2回 ※平成29年度より、外部から講師を招いた講義形式の研修と視察形式の研修の隔年で交互実施に加えて、講師謝礼等の費用をかせずに実施する講義形式の研修を年1回行うこととしている。					

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
				共感・賛同の意見	異なる意見	質問		
22	1	-	会派又は議員は、政策立案等の能力向上を図るため、別に条例で定める政務活動費を有効に活用し、政務活動の充実に努める。	共産 政務活動費は、議員としての調査・研究・広報などを積極的に行うための費用で、市民に公開するものであるが、十分とは言えないので、検討が必要である。(日本共産党)	自・明			
					新議		●何に対して額が十分ではないと考えるのかを示すべき。そもそもこの指摘は費用に対するものなのか、公開にたいするものなのか不明瞭。	
					公明			
					共産			
					虹	●積極的な公開賛成 ●賛成。詳細、領収書を公開へ		●どの様なかたちで市民に公開すれば十分と考えますか？提案があれば教えてください。賛同します。
22	1	-	虹 △ 政務活動を十分に賄うだけの政務活動費が支給されていない。(虹)	自・明	●そう感じる人が多い ●政務活動費は増額するべきだ	●公党の研修会にも使えるようにするべき ●個人の市政報告書の配布に使用するのは使用目的が違うのではないか		
				新議				
				公明				
				共産				
				虹				
22	2	-	議長は、政務活動費に係る収支報告書を毎年度公表し、その使途の透明性の確保に努める。	自・明 使途の透明性とあるが、政務活動費の活用方法について、各議員における共通認識がされていない。わかりやすいマニュアルを作成して、各議員へ丁寧に説明することによって、使途の透明性を高めていくべき。また、議員としての活動の幅を広げるためにも、現状1万円の政務活動費を増額すべき。(自由民主党・明政会)	自・明			
					新議	●意見に賛成だが政務活動費の増額をするなら使い勝手を良くしてほしい※クレカ使用、移動手段などの緩和		
					公明			
					共産	●賛成です。 ●使途の範囲を明確にする必要がある。 ●政務活動費増額すべきと考えるので賛同。ただし、議員報酬との兼ね合いをどう考えるかで変わってくる。 ●マニュアルはわかりやすく工夫してよい。議員の政務活動の見える化のために、増額は賛成だが、報酬の位置付けを再定義する必要がある。		
					虹			
22	2	-	虹 △ 公開されている報告書は支出項目だけで、詳細や領収書は情報公開請求をしないと公開されていない。(虹) 【その他の実施状況】 政務活動費収支実績報告書について、平成27年度分よりウェブサイトで公開している。	自・明				
				新議				
				公明				
				共産				
				虹				

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
				共感・賛同の意見	異なる意見	質問		
23 1 -	議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努める。	虹	△ 人員配置、組織体制(特に法務機能)を含め、不十分である。執行機関職員に協力してもらおうことが多い。(虹)	自・明				
				新議				
				公明				
				共産				
				虹				
23 2 -	議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる情報の提供に努める。	共産	この間、広聴委員会や特別委員会の設置などで、議員の役割も増大している中、議会事務局職員は、以前より減らされている。議会事務局の充実が議会の充実につながり市民の利益にもつながるという点からも、議会として、事務局の充実を要望する必要があると考える。(日本共産党)	自・明				
				新議				
				公明				
				共産				
				虹	●事務局の充実が必要と考える ●事務局の法務活動の充実については必要と考える ●賛成します。議会事務局職員さんは、条例づくりや様々なところでサポートしてくれる職員さんで、議会にとっては大切です。適正人数の確保を求めたいですね。	●事務局の充実とは増員だけか？事務局の必要な仕事の再定義についてどう考えるか？	現在のところ増員を考えている。解説で言われている法務機能の強化について考える必要があると考えます。	
		虹	△ 事務局からの情報提供はあまり(活用)されていない。(虹) 【配付した資料の件数等】 平成27年度 決算特別委員会 61件 予算特別委員会 94件 先例478に基づくもの 13件 平成28年度 決算特別委員会 61件 予算特別委員会 71件 先例478に基づくもの 5件	自・明				
				新議		●役立っている		
				公明				
				共産				
				虹				
23 3 -	議会事務局は、法第138条第5項を鑑み、市長等からの独立性を保持する。	虹	△ 執行機関職員に協力してもらおうことが多い。(虹)	自・明				
				新議				
				公明				
				共産				
				虹				

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)	実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答		
			共感・賛同の意見	異なる意見	質問			
24	1	議会は、大規模災害が発生し、国立市災害対策本部(国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例(平成21年3月国立市条例第16号)に基づき設置される災害対策本部をいう。以下この条において「対策本部」という。)が設置された場合において、当該対策本部を支援するも	国立市議会災害支援会議設置要綱が明記されていないので、改善が必要。また、各地域の大規模災害を見る中で、災害直後に議会が災害復旧復興に対して意見することはかえって現場の混乱を生じさせることから、災害時における議会の動きを十分に検討する必要がある。(自由民主党・明政会)					
24	2	議長は、大規模災害が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置するものとする。	自・明					
24	3	議員は、大規模災害が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとする。	【例規類の整備状況等】 国立市議会災害支援会議設置要綱(平成29年4月21日国立市議会議長決定)及び国立市議会災害支援マニュアル(平成29年4月21日)を作成した。それらに基づき、平成29年4月21日、議員安否情報確認及び参集報告訓練を実施した。					
24	1 ~ 3		自・明	国立市議会災害支援会議設置要綱が明記されていないので、改善が必要。また、各地域の大規模災害を見る中で、災害直後に議会が災害復旧復興に対して意見することはかえって現場の混乱を生じさせることから、災害時における議会の動きを十分に検討する必要がある。(自由民主党・明政会)	自・明			
				●賛同	新議			
				公明				
				●その必要はある。	共産			
				●自民党・明政会の意見に賛同 ●賛成します。国立市議会災害支援マニュアルの前身について毎年、研修しないと忘れないかと考えます。	虹	●支援会議は住民から出された意見を正確に伝える場で、意見すべき場でない。確認はできている。	●「改善」とは条例に明記するということか？ 規則や要綱を全て基本条例にいちいち書き込む必要あるか？	条例に明記するかしないかは別にして、国立市議会災害支援会議設置要綱の存在が基本条例からも分かるよう、最低でも趣旨及び解説には記載するといった改善が必要と考える。

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答		
				共感・賛同の意見	異なる意見	質問			
25	1	議員の定数は、地域民主主義の実現に向けた多様な民意を反映すること、並びに市長等の事務執行の監視機能及び議会の政策立案機能を果たすのにふさわしいことを基本とし、別に条例で定める。	自・明	自・明					
				新議	●定数について、自民党明政会に賛成する。	●多角的な角度から検討するならば、あえて削減数を1名と絞らず広範な議論をすべきと考える。			
				公明					
				共産	●議長は中立・公正の立場で議会をまとめる役が重要なので、委員会には所属せず、7名×3常任委員会+議長1名=22名とすべきなので、この意見には反				
				虹	●場合によっては定数削減に賛同しても良いが、報酬の減も検討すべき。また、審議会への議会参加をなくしたように、議選の監査もやめるべき	●議長を常任委員会に含まないという考え方もあります。議論すべきと考えます	●多角的な角度から22→21名とはどのようなことか？	●多角的な角度とは何か？ 結論(1名だけ削減)が明確すぎるので、具体的に説明してほしい(でないとして条例2項に反する)	多角的な角度からの検討は議会費部会での議論を見守りたい。その際の議論は条例25条2項に沿ったものであると理解している。
				虹	●議長は議長として全委員会に参加できる。単一委員会にだけ所属することにより、議長としての中立公平さに影響が出てくる。				
			共産	自・明					
				新議					
				公明					
				共産					
				虹	●しっかり検証した上で検討すべき				
				虹	○(虹)				
25	2	議会は、議員の定数の変更にあたっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に考慮し、その理由を明確にする。	虹	自・明					
				新議		●提出した設置条例の趣旨を読めば当然、定数の変更は一つの選択肢として考えられる。よって、定数変更の提案の有無は論点になり得ない。			
				公明					
				共産	●定数については条文にあるように「多様な民意の反映を実現する」という視点をしっかりと据えて行うべきである。				
				虹					
				虹	△ 定数変更提案はされていない。 定数の根拠としては妥当な論点だが、変更時だけでなく現数についてもその根拠を明確にすべきではないか。(虹)				

条	項	号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
						共感・賛同の意見	異なる意見	質問		
25	3	-	議会は、前項の変更に当たっては、第5条第2項各号に規定する方法を、事案に応じて十分に活用する。	虹 △ 定数変更時、第5条第2項各号の方法が形だけのものにならないよう、注意すべきである。(虹)	自・明					
					新議					
					公明					
					共産					
					虹					
25	2	-		新議 定数について議論が妨げられてはいけない。前回の特別委員会での議論も基準にはなりえない。(新しい議会)	自・明					
					新議					
					公明					
					共産					
					虹					
26	1	-	議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、別に条例で定める。	自・明 期末手当の支給率は東京都人事委員会勧告に基づいて連動させるべき。(自由民主党・明政会)	自・明					
					新議					
					公明					
					共産					
					虹				●報酬については、政務活動費と合わせて根本的に考えるべきと考えるが、どうか ●議員にわかりやすいマニュアルをつくり説明することが、使途の透明性につながるという論理を説明してほしい。報酬については、政務活動費と合わせて根本的に考えるべきと考えるが、どうか	
			共産	議員報酬についても、前回の特別委員会の財政部会の報告書135ページの「結びこ」にある次期議会に託すこと(政務活動費と報酬、役職加算の総合的な見直し)をまず、優先して引き続き行うことにより、前回の33回に及ぶ協議を生かした上での、さらなる発展につながると考える。(日本共産党)	自・明	●期末手当の支給月数についても委員会での議論の対象とすべき。				
					新議		●自治法、条例等の原則論に従いつつ、市民からの意見集約を行う中で議論を進めるべき。前回の議論は尊重、参考にはすれど基準にはならない。			
					公明					
					共産					
					虹	●優先して引き続き議論すべき ●定数、報酬はワンセットの考えでのぞむべき。一方、定数、報酬に関しては報酬新議会のような第三者の機関で議論されるのが本来望ましいと考える ●前回の特別委の大事なところをポイントとしてまとめてくださると助かります。				
虹	○(虹)	自・明								
		新議								
		公明								

条 項 号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)	実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答		
				共感・賛同の意見	異なる意見		質問	
			共産					
			虹					
26	2	議会は、議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に考慮し、その理由を明確にする。	虹	△ 報酬改定提案はされていない。期末手当の支給月数について、会派代表者会議で検討されたが、合意に至っていない。報酬だけでなく期末手当についても適用されるべき。 報酬額の根拠としては妥当な論点だが、改定時だけでなく現数についてもその根拠を明確にすべき。(虹)	自・明			
			新議		●合意に至っていない理由を洗い出し、そこを議論するのが特別委員会なのではないか。			
			公明					
			共産		●期末手当の支給月数についても委員会での議論の対象とすべき。			
			虹					
26	3	議会は、前項の改定に当たっては、第5条第2項各号に規定する方法を、事案に応じて十分に活用する。	虹	△ 報酬改定時、第5条第2項各号の方法が形だけのものにならないよう、注意すべきである。(虹)	自・明			
			新議					
			公明					
			共産					
			虹					
26	2		新議	報酬について議論が妨げられてはいけない。前回の特別委員会での議論も基準にはなりえない。(新しい議会)	自・明			
			新議					
			公明					
			共産					
			虹					
27		この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図る。	虹	○ 議会運営についての協議の中で、議決された条例条文でなく、「趣旨及び解説」が論拠として持ち出されることがあった。(虹) 【制定・改廃した例規類の数】 (1) 条例 平成27年度 0件 平成28年度 0件 (2) 規則(会議規則・傍聴規則等) 平成27年度 0件 平成28年度 0件 (3) その他規程 平成27年度 6件 平成28年度 0件	自・明			
					新議	●条例と趣旨及び解説は一体のもの		
					公明			
					共産	●具体的に示してほしい。だから、何をどう評価しているのかが不明である。	第27条は、議会に関する規定を制定・改廃する際の基本条例との整合性を求めたものですが、条例ではなく法的根拠が明らかでない「趣旨及び解説」を論拠として議会に関する規定を制定・改廃してしまうと、条例との整合性が取れなくなる可能性があります。	

条	項	号	条文	実施状況等(できたこと・できなかったこと) ※課題も含む (平成30年1月9日議会改革特別委員会での作業)		実施状況等(平成30年2月2日議会改革特別委員会での作業)			回答	
						共感・賛同の意見	異なる意見	質問		
						虹				
28	1	-	議会は、議員の一般選挙後その任期中に、この条例の目的が達成されているかどうかを点検し、その経過及び結果を適宜公表する。	自・明 「議会運営委員会等において検討し・・・」とあるが、特別委員会にすべき(自由民主党・明政会)	自・明					
					新議			●議運でスピーディにやるべきではないか。内部改革に時間をかけすぎてしまう。		
					公明					
					共産					
					虹	●賛成です。 ●特別委員会で行うべき ●自民党・明政会の意見に賛同	●特別委員会でまとめて検討するより、議運で不断に(2年おきくらいで)検討する方法もアリだと思ふ。基本条例で方法まで限定しない方がよい。	●理由は	議会全体にかかわる最終決定には、議員全員が関わる、議会改革特別委員会を設置すべきと考えている。ただ、定期的な実施状況の調査・報告は議会運営委員会が良いとの意見もある。	
				虹	自・明	●その通りだ				
					新議					
					公明					
					共産	●点検は、任期の折り返しあたりで行うのが妥当と考える。 ●点検は任期半ばで行なうべき。				
					虹					
28	2	-	議会は、前項の規定による点検の結果に基づき、この条例の改正その他の適切な措置を講ずる。	虹 △ 任期切れ直前の1年で点検、条例の趣旨(第2章「議会・議員の責務と活動原則」～第5章「議会運営の原則」)を踏まえながら「適切な措置」まで行うのは、かなりきつい。(虹)	自・明	●その通りだ				
					新議			●「適切な措置」まで行うのはかなりキツイとのことだが、どこまでだったらキツくないと言えるのか？また、その理由は？併せて、「1年」という期間が問題ならばどの程度期間が必要と考えるか。	議員の任期中、議会活動全てにわたって条例は運用されているはずなので、その運用チェック(目的達成状況の点検)じたいは不断に(毎年)行われるべきでした。最初の点検だけでも各委員から数百の意見が出てきており、実質、半年間で合議する(熟議して合意に達する)のは相当な困難が予想されます。点検を不断に行っておけば「必要な措置」もその都度行い、何年かに一度の条例改正のような大きな措置に集中することができます。	
					公明					
					共産					
					虹					
					-	-	-	-	新議 産休・育休について議会が整備すべき制度を総合的に整える。また、議長、監査の任期についても議論すべき(新しい議会)	自・明
新議										
公明										
共産	●産休・育休に関してぜひ議論すべき課題である。									
虹										

8. 点検シートの見解の定性的・定量的分析表

fig.1 定量的(前文～第10条)

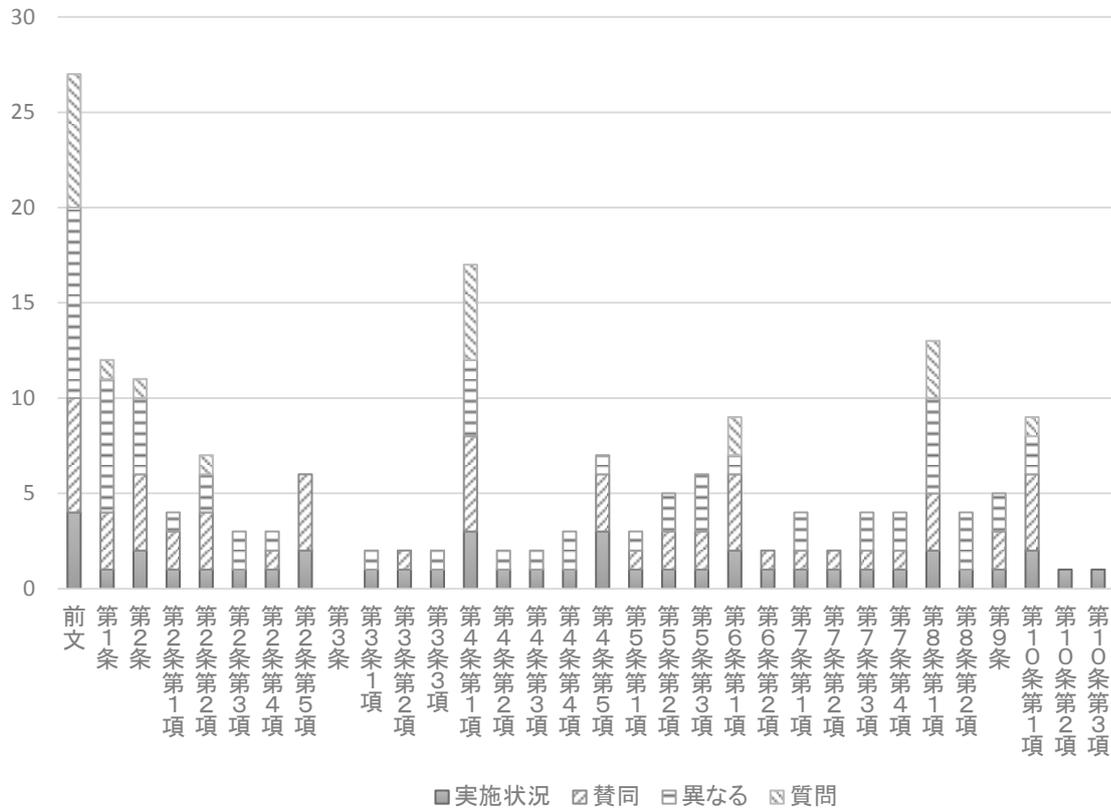


fig.2 定量的(第11条～その他)

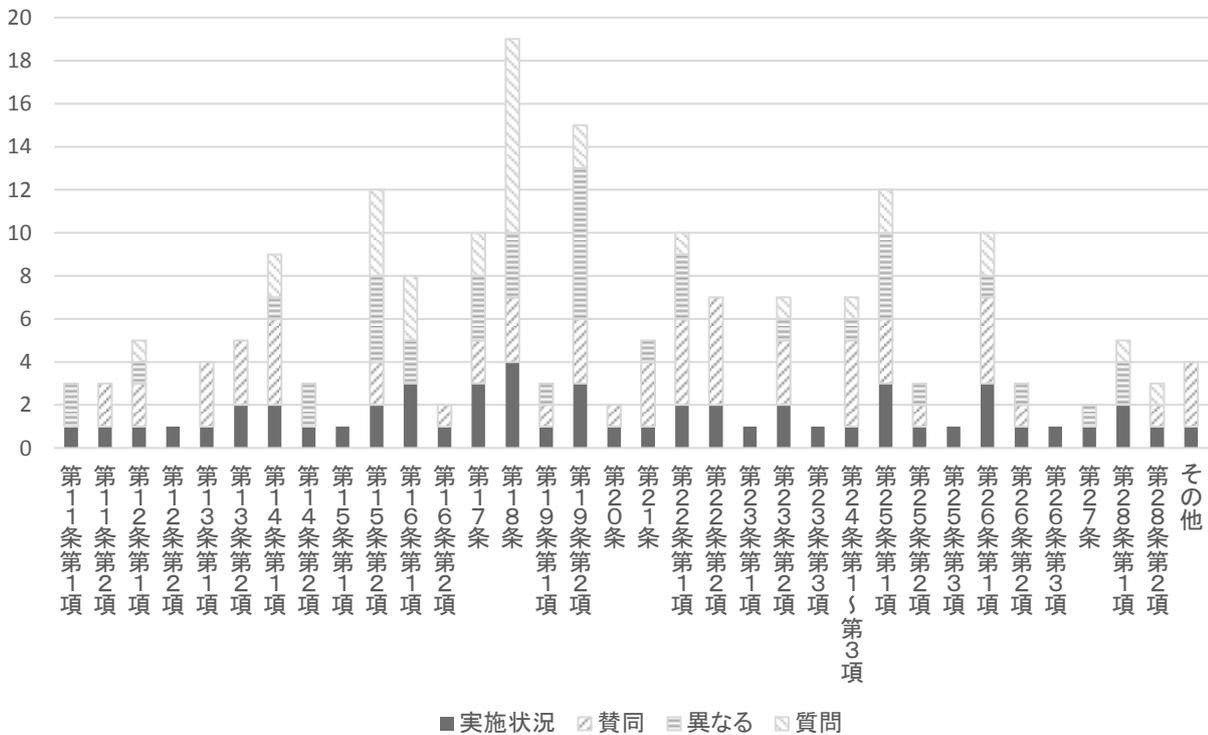


fig.3 定量的（前文～その他）

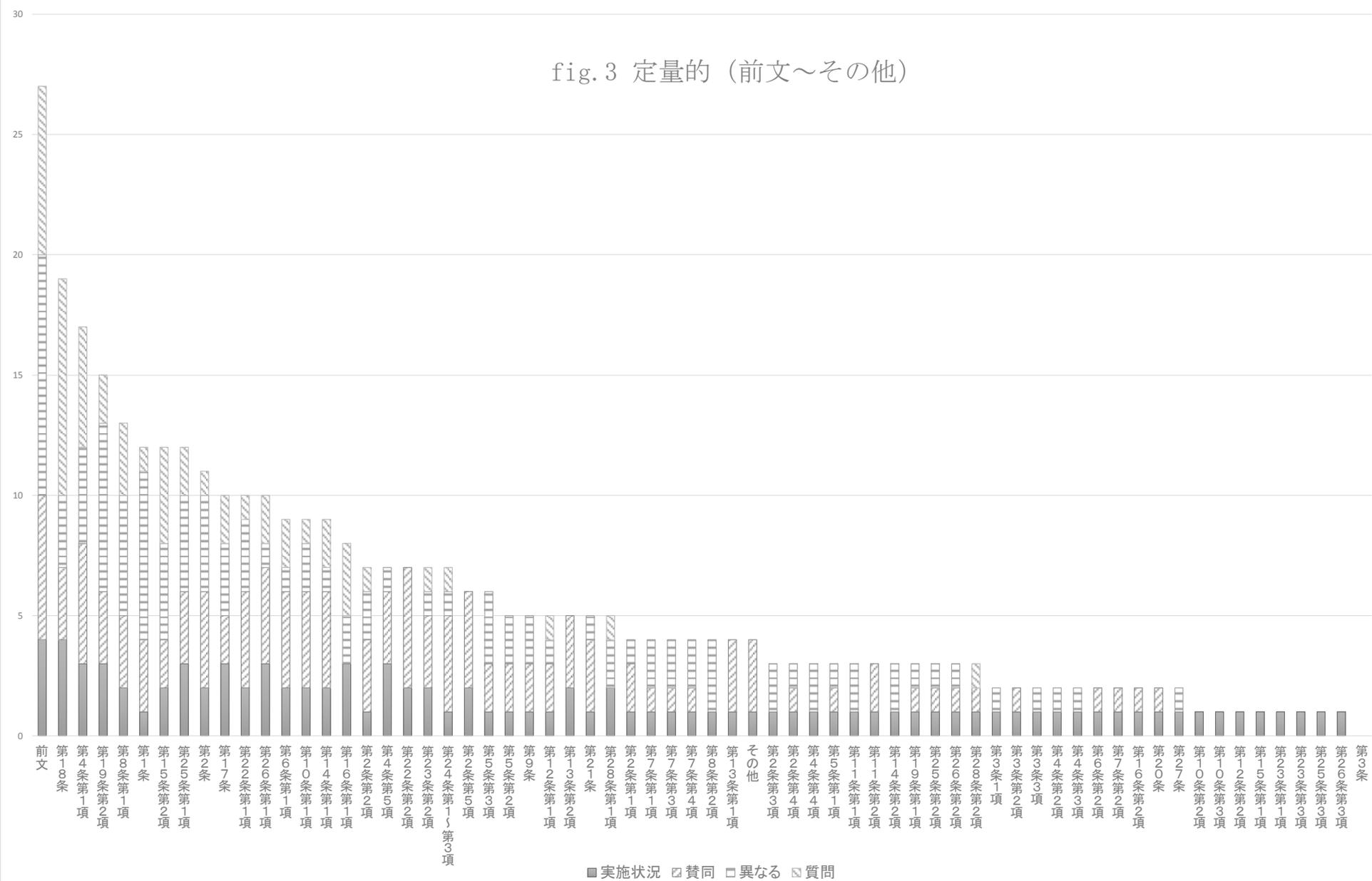


fig.4 定性的(前文～第10条)

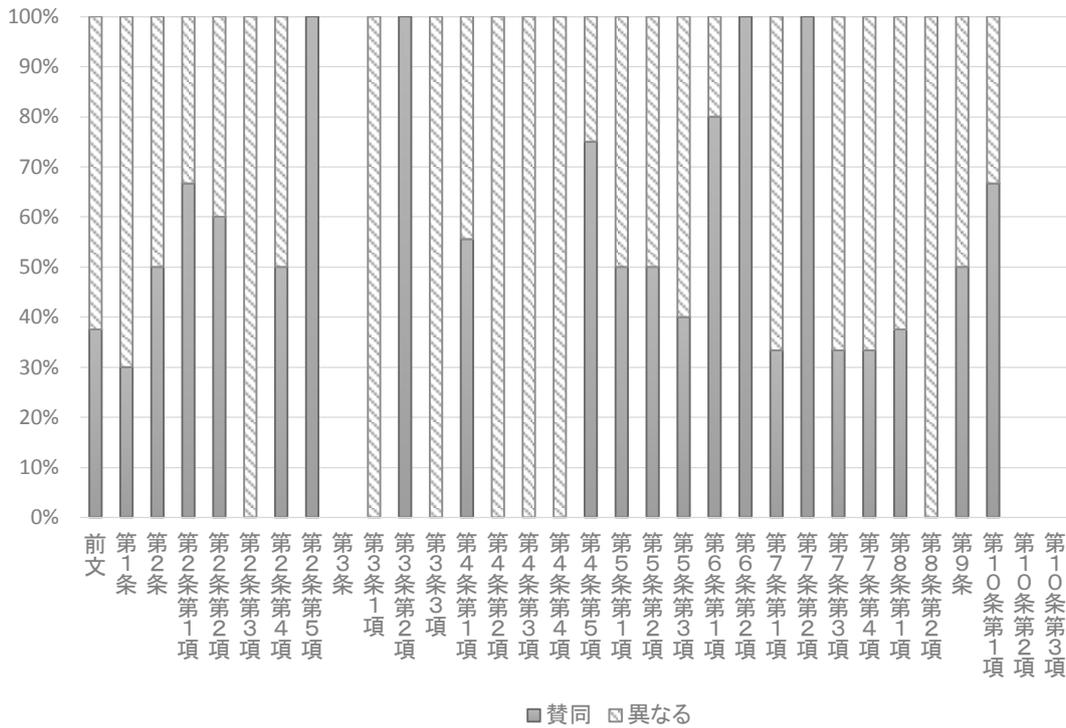


fig.5 定性的(第11条～第28条)

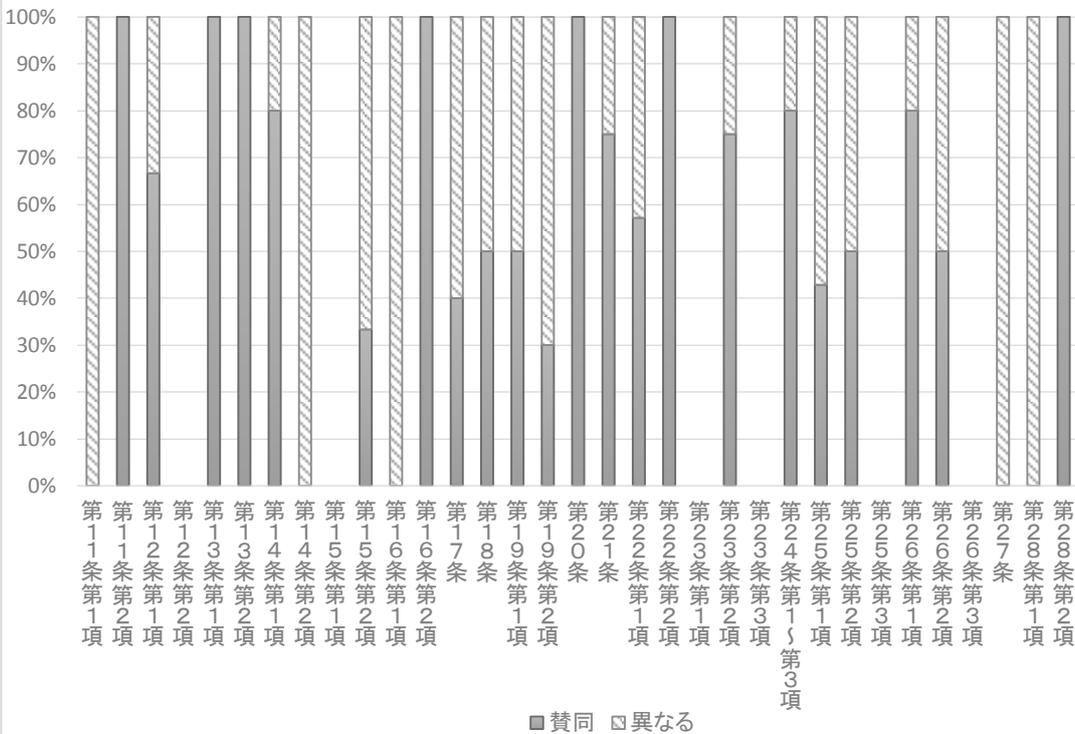
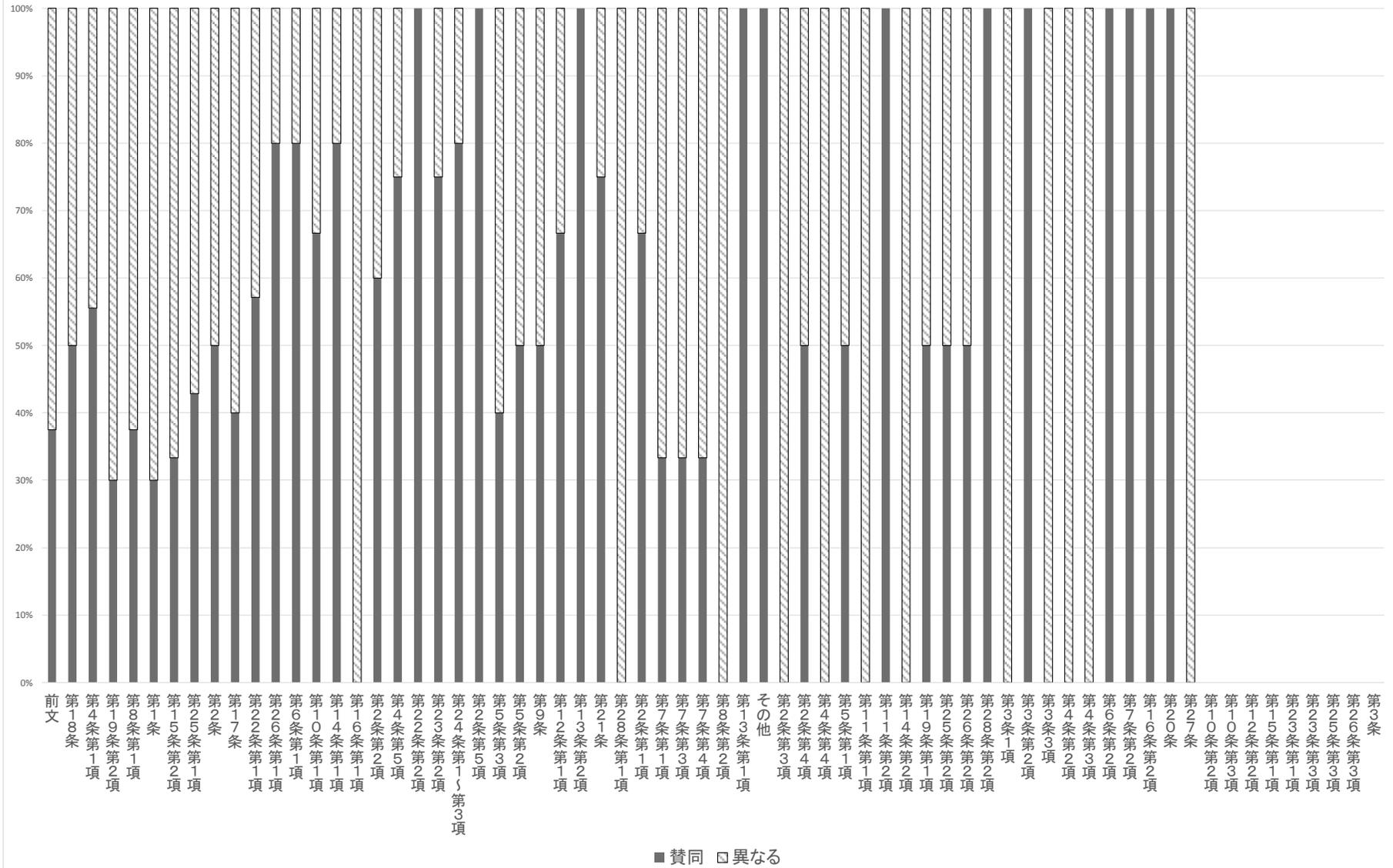


fig.6 定性的(前文～その他)



9. 議会基本条例の目的達成点検シート

※議会基本条例点検部会員10人による5段階の評価点の合計（50点満点）					
条	項	条文	条例の目的が達成されているかの点検		
			市長等と緊張関係を保つ	市民と手を携え開かれた議会を実現する	地方自治の本旨に基づく住民の福祉の増進を図る
		<p>自治体の議会は、日本国憲法により定められた、主権者である市民に選ばれた議員で構成される唯一の議決機関です。二元代表制のもと、市長をはじめ執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能を持つと共に行政の監視機能を持っています。</p> <p>文教地区運動以来の住民自治の歴史を持つ国立市は、第一期基本構想以来、「人間を大切にすまち」を基本理念に、「文教都市くにたち」を都市像としています。また「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」、「国立市平和都市宣言」を制定しています。</p> <p>私たち国立市議会は、そのようなまちにふさわしい、多様な市民参加による議会運営につとめ、地域民主主義を実現する責任があります。孤立や排除を生み出さず、違いを認め合い、共に支え合うことをめざすソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、誰もが市政に生き生きと参加し、その成果を実感できる議会をめざします。</p> <p>積極的な広報・広聴につとめ、市民からの政策提案を受け止めながら、議員同士の闊達な自由討議により市政の課題を掘り起こし、市民に開かれた「見える！動く！創り出す！」議会をめざして、ここに議会基本条例を制定します。</p>	29.5	29	30
1	1	この条例は、必要な議会運営の基本事項を定めることにより、二元代表制の下、市長その他執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と緊張関係を保ち、市民と手を携え、市民に開かれた議会を実現し、もって地方自治の本旨に基づく住民の福祉の増進を図ることを目的とする。	32.5	32	35
2	1	議会は、市民の代表から構成される市の議事機関かつ団体意思の決定機関として、公正性、透明性及び市民からの信頼性を重視するとともに、ソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	31	31	35
		（1）議決責任を深く認識し、積極的な情報公開及び市民との意見交換に取り組むとともに、市民に対する説明責任を果たすこと。	25	33	32
		（2）議論を尽くし、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、議員間の合意形成に努めること。	22.5	31.5	31.5
		（3）市長等の市政運営を監視すること。	28	21	26
		（4）広く市民に開かれた、わかりやすい議会運営に努めること。	24	32.5	31
		（5）他の地方公共団体の議会及び大学等研究機関との交流及び連携に努めること。	10	11	10
3	1	議員は、選挙で選ばれた市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	15	16	15

条 項	条 文	条例の目的が達成されているかの点検		
		市長等と緊張関係を保つ	市民と手を携え開かれた議会を実現する	地方自治の本旨に基づく住民の福祉の増進を図る
	(1) 一部の団体又は地域の代表者としてではなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。	21	29	29
	(2) 議会において意思を表明するに当たっては、独自の調査研究を行うとともに市民からの意見の聴取に努めること。	23	30	30
	(3) 市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、高い見識を身に着けるとともに、政治倫理の向上に努めること。	20	23	23
4 1 ～ 5	議員は、議会活動を行うに当たり、理念又は政策を共有する1人以上の議員で構成する会派を結成することができる。 2 会派は、政策立案及び調査研究（以下「政策立案等」という。）に努める。 3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。 4 議会は、議会運営に当たっては、会派間の公平性を確保しなければならない。 5 2人以下の会派は、交渉団体（議会運営について交渉できる所属議員3人以上の団体をいう。）を結成することができる。	24	25	28
5 1 ～ 3	議会は、市民の意向を議会における議論に反映するため、市民参加の多様な機会を設け、議会として政策形成を進める。 2 議会は、前項に規定する政策形成の実現に当たり、事案に応じて、次に掲げる方法を用いる。 （1）議会報告会 （2）市民の意見を聴く会又は意見交換会 （3）地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2第1項に規定する公聴会 （4）法第115条の2第2項に規定する参考人の制度 （5）パブリックコメント （6）前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認めるもの 3 議会は、市民からの請願及び陳情を政策提言又は政策提案として受け止め、適切かつ誠実にこれを審議する。	28.5	33.5	31.5
6 1 ～ 2	議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報委員会及び広聴委員会を設置する。 2 前項の広報委員会及び広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。	32.5	39.5	40.5
7	1 議会は、議会における審議において、議員と市長等との緊張関係を保ち、議事機関として市民に負うべき責務を果たさなければならない。	35	29	29
	2 議員は、本会議、委員会その他の議会の会議において、市長等に対して質問及び質疑（以下「質問等」という。）を行うときは、論点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。	36	26	32

条 項	条文	条例の目的が達成されているかの点検			
		市長等と緊張関係を保つ	市民と手を携え開かれた議会を実現する	地方自治の本旨に基づく住民の福祉の増進を図る	
	3	3 市長等は、議員からの質問等に対して、その論点を整理するため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。	26	22	23
	4	4 議会は、閉会中に市長等に対し文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。	21	16	16
8	1 議会は、決算認定に当たっては、市長の予算調製に資するよう審議に努める。 2 議会は、予算及び決算認定の審議に当たっては、議会における審議を深めるため、市長等に対して施策別又は事業別の説明及び資料作成を求めるものとする。	33	30	31	
9	1 議会は、市長が提案する重要な施策、計画及び事業（以下「政策等」という。）について、その水準を高めるとともに、議会審議における論点を整理するために、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。 （1）政策等の提案に至った背景及び経緯 （2）市民参加の実施の有無及び実施した場合の内容 （3）国立市基本構想との整合性 （4）政策等の実施に係る財源措置 （5）将来にわたる効果及び費用 （6）目標達成基準及び政策等の見直し基準	29	24	26	
10	1 議会は、法第96条第2項の規定により、同条第1項に規定する事件のほか必要な事件を、議決事件として追加することができる。 3 議会は、前項の規定により議決事件を追加し、又は追加した事件を削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。 3 議会で議決すべき事件は、別に条例で定める。	26	21	21	
11	1 議会は、市長等が各行政分野に係る基本的な計画（以下「行政計画」という。）を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、市長等に対して、当該行政計画を所管する委員会若しくは委員協議会又は全員協議会へ報告を求める。 2 議会は、行政計画について所管する委員会において、法第109条第2項の規定による所管事項の調査に努める。	30	28	28	
12	1 議会は、原則として、全ての会議を公開する。公開しない場合にあっては、その理由を明らかにしなければならない。 2 議会は、前項の規定により公開する会議の開催についてあらかじめ市民に周知するよう努める。	32	37	36	
13	1 議会は、議決に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くす。 2 議会は、原則として、委員会活動を中心に議員間討議を行うことができる。	21	19	19	

条 項	条文	条例の目的が達成されているかの点検		
		市長等と緊張関係を保つ	市民と手を携え開かれた議会を実現する	地方自治の本旨に基づく住民の福祉の増進を図る
14	1 ～ 2 議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務の統理を行うとともに、中立公平な議会運営に努める。 2 議長及び副議長の選挙に当たっては、所信表明の機会を設ける。	38	39	33
15	1 ～ 2 議会は、円滑な議会運営のため、法第109条第1項に規定する議会運営委員会を活用する。 2 法第100条第12項の規定による協議又は調整の場として、次に掲げる会議を活用する。 (1) 全員協議会 (2) 委員協議会 (3) 会派会議 (4) 会派代表者会議	38	32	32
16	1 ～ 2 委員会は、政策課題について調査研究を行うとともに、市民及び市長等との議論を踏まえ、政策提案を行うよう努める。 2 委員会は、前項の政策提案に当たっては、第9条各号に掲げる事項を明らかにするよう努める。	29.5	27.5	28.5
17	1 議会は、審査又は調査に当たり、法第100条の2の規定による学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するよう努める。	16	15	15
18	1 議会は、審査、諮問又は調査に当たり、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。	16	10	11
19	1 ～ 2 議会は、議員の政策立案等に資するため、議会図書室の図書並びに議会及び行政に関する資料の充実に努め、これを活用する。 2 議会は、議会図書室の活用に当たっては、市立図書館及び市が設置する情報公開コーナーとの連携を図り、議員の政策立案等及び市民への情報提供のため、環境整備に努める。	14	19.5	14
20	1 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、市長の予算調製及び執行に際し、適正な額の議会費の計上及び執行を求めるものとする。	31	23	30
21	1 議会は、議員の政策立案等に必要研修の充実に努める。	26	26	30
22	1 ～ 2 会派又は議員は、政策立案等の能力向上を図るため、別に条例で定める政務活動費を有効に活用し、政務活動の充実に努める。 2 議長は、政務活動費に係る収支報告書を毎年度公表し、その使途の透明性の確保に努める。	35	35	36
23	1 ～ 3 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努める。 2 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる情報の提供に努める。 3 議会事務局は、法第138条第5項を鑑み、市長等からの独立性を保持する。	30	28	31

条 項	条文	条例の目的が達成されているかの点検		
		市長等と緊張関係を保つ	市民と手を携え開かれた議会を実現する	地方自治の本旨に基づく住民の福祉の増進を図る
24	1 ～ 3 議会は、大規模災害が発生し、国立市災害対策本部（国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例（平成21年3月国立市条例第16号）に基づき設置される災害対策本部をいう。以下この条において「対策本部」という。）が設置された場合において、当該対策本部を支援するものとする。 2 議長は、大規模災害が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置するものとする。 3 議員は、大規模災害が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとする。	36	31	35
25	1 ～ 3 議員の定数は、地域民主主義の実現に向けた多様な民意を反映すること、並びに市長等の事務執行の監視機能及び議会の政策立案機能を果たすのにふさわしいことを基本とし、別に条例で定める。 2 議会は、議員の定数の変更にあたっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に考慮し、その理由を明確にする。 3 議会は、前項の変更に当たっては、第5条第2項各号に規定する方法を、事案に応じて十分に活用する。	32	31	31
26	1 ～ 3 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、別に条例で定める。 2 議会は、議員報酬の改定にあたっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に考慮し、その理由を明確にする。 3 議会は、前項の改定にあたっては、第5条第2項各号に規定する方法を、事案に応じて十分に活用する。	36	34	34
27	1 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会は、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図る。	24	31	32
28	1 ～ 2 議会は、議員の一般選挙後その任期中に、この条例の目的が達成されているかどうかを点検し、その経過及び結果を適宜公表する。 2 議会は、前項の規定による点検の結果に基づき、この条例の改正その他の適切な措置を講ずる。	23	26	26

10. 議会基本条例施行以降の実施状況

- 条例第7条第3項の市長等の反問について、申し合わせを行い、運用を開始した。(平成27年第1回定例会～)
- 条例第7条第4項の文書質問について、申し合わせを行い、運用を開始した。(平成27年2月～)
- 委員会審査において、請願・陳情の提出者から希望がある場合は、その代表者から趣旨等の説明を受けるようになった。(以前は、休憩をとり、趣旨等の説明を受けていた)(平成27年第1回定例会～)
- 条例第13条第2項の議員間討議について、申し合わせを行い、運用を開始した。(平成27年第1回定例会～)
- 人事案件の提案説明を省略せず、行うようになった。(平成27年第1回定例会～)
- 条例第6条第2項に基づき、国立市議会広聴委員会規程を制定した。(平成27年4月～)
- 条例第14条第2項の議長・副議長選挙の所信表明について、実施した。(平成27年5月)
- 本会議のスマートフォン・タブレット端末向けの配信を開始した。(平成27年9月～)
- 条例第6条第2項に基づき、国立市議会広報委員会規程を制定し、国立市議会報発行規程を改正した。(平成28年1月～)
- 委員会のインターネット中継を開始した。(平成28年3月～)
- 条例第22条第2項に基づき、政務活動費収支実績報告書について、平成27年度分よりホームページに公開している。
- 条例第24条の災害時の対応について、国立市議会災害支援会議設置要綱及び国立市議会災害支援マニュアルを制定し、平成29年4月1日、「議員安否情報確認及び参集報告訓練」を実施した。
- 委員長報告に対する報告の答弁者は当該委員長のみと確認するとともに、委員会外議員の発言について、運用ルールを申し合わせ、運用を開始した。(平成29年第1回定例会～)

- 条例第 21 条の議員研修について、外部からの講師を招いた講義形式の研修と視察形式の研修を隔年で交互に実施することに加えて、講師謝礼等の費用をかけることなく講義形式の研修を年 1 回実施することとした。(平成 28 年～)

なお、実施状況は、次のとおりである。

平成 27 年度 1 回 平成 28 年度 2 回 平成 29 年度 2 回

- 条例第 7 条第 2 項の質問及び質疑における一問一答方式について、申し合わせを行った。(平成 28 年第 3 回定例会～)

- 条例第 14 条第 2 項の議長・副議長選挙の所信表明について、実施した。(平成 29 年 5 月)

- 国立市議会政治倫理条例を制定し、議員の政治倫理基準や請負契約の辞退等を定めた。(平成 30 年 4 月～)

- 国立市議会政治倫理条例施行規程を制定し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の人権侵害のおそれのある行為に関する職員からの苦情の申し出の受け付け窓口を整備するとともに、その処理の対応等について明文化した。(平成 30 年 5 月～)

- 国立市議会傍聴規則を改正し、傍聴人受付票の住所欄を廃止するとともに、傍聴人の守るべき事項として服装と携帯電話類の使用の規制緩和を行った。(平成 30 年 8 月～)

- 条例第 5 条第 2 項について、次のとおり開催した。

(1) 議会報告会

平成 27 年度 開催 2 回 延べ参加人数 48 人 (意見交換会と同時開催)

平成 28 年度 開催 2 回 延べ参加人数 58 人 (意見交換会と同時開催)

平成 29 年度 開催なし

(2) 市民の意見を聴く会・意見交換会

平成 27 年度 開催 2 回 延べ参加人数 48 人 (議会報告会と同時開催)

平成 28 年度 開催 4 回 延べ参加人数 98 人 (議会報告会と同時開催)

平成 29 年度 開催 2 回 延べ参加人数 41 人

(3) パブリックコメント

平成 27 年度 実施 0 件 平成 28 年度 実施 0 件 平成 29 年度 実施 1 件

- 条例第 5 条第 3 項の請願・陳情 (審議・審査したもの) は、次のとおりである。

平成 27 年度 請願 0 件 陳情 14 件

平成 28 年度 請願 0 件 陳情 16 件

平成 29 年度 請願 0 件 陳情 14 件

○ 条例第 21 条の議員研修の実施状況は、次のとおりである。

平成 27 年度 1 回

平成 28 年度 2 回

平成 29 年度 2 回

参考 国立市議会基本条例施行以前から引き続き実施している事項

○ 「くにたち市議会だより」に会派別表決結果を掲載した。(平成 24 年 5 月 5 日号 No. 215～)

○ 請願・陳情について、一部採択の運用を開始した。(平成 25 年第 2 回定例会～)

○ 本会議等における電子機器の使用について、会議規則に明記するとともに、使用基準を定め、開始した。(平成 25 年第 2 回定例会～)

○ 「くにたち市議会だより」をカラーにした。(平成 26 年 5 月 5 日号 No. 224～)

○ 請願・陳情の委員会における審査順について、原則市長提出議案の前とした。(平成 26 年第 2 回定例会～)

1 1. 議会費検証部会 八王子市・立川市 視察資料

- ・八王子市 視察（平成 30 年 7 月 12 日）
平成 15 年八王子市特別職報酬等審議会の審議における参考資料
- ①八王子市長等の給料改定経緯（昭和 24 年～平成 7 年）
- ②市長等の給料の改定状況（26 市・類似市）
- ③八王子市の議員等の報酬の改定経緯（昭和 24 年～平成 7 年）
- ④議員等の報酬の改定状況（26 市・類似市）
- ⑤国・東京都・民間との給与引上額等の推移
- ⑥消費者物価指数（東京都）
- ⑦市長等の 1 任期満了後の退職金
- ⑧市長等の年収
- ⑨他府県の知事等・東京 23 区長等の給料の状況
- ⑩各市・区的一般行政職員の平均給与
- ⑪一人当たりの議会費、日当、政務調査費（26 市・類似市）
- ⑫市税決算の推移
- ⑬市民一人当たりの所得・失業率等
- ⑭多摩地区の倒産状況
- ⑮八王子市の財政状況
- ⑯民間企業給与引上額等の推移
- ⑰12 年度 普通会計決算状況（26 市・類似市）
- ⑱特別職と部長等の給与比較
- ⑲26 市 特別職報酬等の改定状況
- ⑳都議会議員の報酬カット状況
- ㉑12 年度 市政調査研究費交付確定等一覧
- ㉒他市 13 年度 答申書
- ㉓八王子市行財政改革推進審議会 答申書（平成 14 年 2 月 4 日）
- ㉔八王子市行財政改革大綱
- ㉕国・東京都・八王子市の給与引上額等の推移
- ㉖平成 14 年 人事院の給与勧告

- ・立川市 視察（平成 30 年 8 月 8 日）
平成 28 年立川市特別職報酬等審議会の審議における参考資料

- ①特別職の報酬等についての自治省の見解と指導の状況
- ②経済情勢の推移
- ③市長等給料、議員報酬の改定状況
- ④本市の一般職職員の給与改定状況
- ⑤東京都 26 市および類似団体の財政状況
- ⑥東京都 26 市および類似団体の特別職給料、議員報酬の状況
- ⑦立川市議会開催状況
- ⑧本市の財政状況
- ⑨本市の一般財源における歳出の内訳
- ⑩東京都 26 市および類似団体の特別職退職手当算出方法
- ⑪東京都 26 市および類似団体の常任委員会委員長報酬額一覧
- ⑫平成 26 年度議会日程以外の公務の日数（年間概数）
- ⑬平成 26 年度議長公務日誌
- ⑭副市長の職務
- ⑮立川市議会政務活動費交付条例
- ⑯立川市職員年齢別モデル給与
- ⑰地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要
- ⑱第 3 次基本計画の取組指標総括
- ⑲平成 26 年度政務活動費収支実績
- ⑳平成 27 年度立川市税収状況
- ㉑東京都 26 市および類似団体の新教育長移行時の給料月額改正状況
- ㉒東京都人事委員会勧告に基づいた場合の月額報酬（試算）
- ㉓平成 26 年度特別職期末手当支給率
- ㉔立川市市議会議員平均年齢
- ㉕平成 27 年度ラスパイレス指数（多摩 26 市）
- ㉖課長級定期昇給シミュレーション